

名古屋市公報	令和 2年 4月 8日 第48号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人

目	次	ページ
○ 条例のあらまし		8
○ 規則のあらまし		11
○ 達のあらまし		27
○ 教育委員会規則のあらまし		35
○ 名教委訓令のあらまし		39
○ 名教委教訓令のあらまし		40

条	例	
○ 名古屋市中心卸売市場業務条例	(市経・消費流通課)	(第47号) 41
○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	(市経・地域振興課)	(第48号) 56
○ 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第49号) 57
○ 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例	(財政・税制課)	(第50号) 58

規	則	
○ 名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則	(市経・消費流通課)	(第42号) 62
○ 名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(教育・総務課)	(第43号) 75
○ 名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例施行細則	(緑土・総務課)	(第44号) 79
○ 名古屋市東山公園テニスセンター条例施行細則	(緑土・総務課)	(第45号) 85
○ 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第46号) 93
○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第47号) 97
○ 名古屋市災害救助法施行細則	(防災・危機管理企画室)	(第48号) 99
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第49号) 120
○ 会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第50号) 142
○ 区長委任規則等の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第51号) 144
○ 出納員等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・人事課)	(第52号) 147
○ 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第53号) 150

○ 在勤地内等旅費規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第54号)	151
○ 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第55号)	152
○ 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第56号)	153
○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第57号)	154
○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第58号)	157
○ 被服貸与規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第59号)	159
○ 管理職手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第60号)	171
○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第61号)	173
○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第62号)	175
○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第63号)	176
○ 義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第64号)	178
○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第65号)	179
○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第66号)	182
○ 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第67号)	185
○ 編入市町村職員の身分取扱いに関する条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第68号)	186
○ 事務引継に伴い職員となる者の身分取扱いに関する条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第69号)	187
○ 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第70号)	188
○ 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第71号)	190
○ 名古屋市総合体育館条例施行細則	(ス市・スポーツ施設室)	(第72号)	192
○ 名古屋市体育館条例施行細則	(ス市・スポーツ施設室)	(第73号)	214
○ 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行細則	(ス市・スポーツ施設室)	(第74号)	233
○ 名古屋市瑞穂公園条例施行細則	(ス市・スポーツ施設室)	(第75号)	244
○ 名古屋市港サッカー場条例施行細則	(ス市・スポーツ施設室)	(第76号)	265
○ 名古屋市志段味スポーツランド条例施行細則	(ス市・スポーツ施設室)	(第77号)	275
○ 名古屋市プール条例施行細則	(ス市・スポーツ施設室)	(第78号)	289
○ 名古屋市名城庭球場条例施行細則	(ス市・スポーツ施設室)	(第79号)	303

告	示		
○ 地方自治法により専決処分した予算の要領	(財政・財政課)	(第207号)	311
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定の解除	(財政・税制課)	(第208号)	315
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第209号)	316
○ 指定管理者の指定	(住都・都心まちづくり課)	(第210号)	317
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第211号)	318
○ 令和 2年度一般廃棄物処理実施計画	(環境・減量推進室)	(第212号)	319
○ 有松土地地区画整理事業の事業計画の変更	(住都・緑都市整備事務所)	(第213号)	337
○ 名古屋市青少年交流プラザ(分館を除く。)の臨時開館について	(子青・青少年家庭課)	(第214号)	339
○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更について	(緑土・都市農業課)	(第215号)	340
○ 名古屋市旧川上貞奴邸等の臨時休館について	(観光・歴史まちづくり推進室)	(第216号)	341
○ 環境影響評価方法書に関する告示の一部改正	(環境・地域環境対策課)	(第217号)	342
○ 名古屋市消費生活センターについて	(ス市・消費生活課)	(第218号)	343
○ 令和 2年度包括外部監査契約の締結について	(監査・特別監査室)	(第219号)	344
○ 固定資産の価格等の登録	(財政・固定資産税課)	(第220号)	346
○ 占用工事の費用算出基準	(緑土・道路維持課)	(第221号)	347
○ 令和 2年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法	(財政・契約監理課、上下水・契約監理課、 交通・会計課、病院・経営企画課)	(第222号)	352
○ 寄附金の収納事務の委託	(財政・資金課)	(第223号)	353
○ 指定代理納付者の指定	(財政・資金課)	(第224号)	354
○ 名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第225号)	355
○ 名古屋都市計画道路事業の認可	(住都・ささしまライブ24総合整備事務所)	(第226号)	356
○ 名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第227号)	357
○ 名古屋都市計画道路事業の認可	(緑土・道路建設課)	(第228号)	358
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第229号)	359

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 について	(第230号) (環境・地域環境対策課)	361

達

○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第5号)	362
○ 区役所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第6号)	407
○ 区役所課の係及び分掌事務規程一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第7号)	413
○ 名古屋市区役所支所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第8号)	423
○ 名古屋市東京事務所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第9号)	428
○ 名古屋市市税事務所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第10号)	429
○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第11号)	430
○ 名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第12号)	433
○ 名古屋市工業研究所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第13号)	437
○ 名古屋市環境事業所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第14号)	441
○ 名古屋市処分場処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第15号)	443
○ 名古屋市環境局工場処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第16号)	444
○ 名古屋市食品衛生検査所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第17号)	446
○ 名古屋市衛生研究所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第18号)	448
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第19号)	451
○ 名古屋市精神保健福祉センター処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第20号)	459
○ 名古屋市厚生院処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第21号)	461
○ 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第22号)	463
○ 名古屋市東山総合公園処務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第23号)	466
○ 名古屋市副市長担件事務規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第24号)	467
○ 副市長以下代決規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第25号)	469
○ 区長以下代決規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第26号)	485
○ 公所長以下代決規程の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第27号)	512
○ 職名及び補職名規程一部改正 (総務・給与課)	(第28号)	517
○ 名古屋市職員証規程の一部改正 (総務・給与課)	(第29号)	519

○ 職員き章規程の一部改正	(総務・給与課)	(第30号)	520
○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(総務・給与課)	(第31号)	521
会 計 管 理 者 達			
○ 名古屋市会計管理者事務代決規程の一部改正		(第1号)	526
市 会 達			
○ 市会事務局職員の休憩時間の時限に関する規程の一部改正		(第2号)	527
○ 市会事務局事務局長以下代決規程の一部改正		(第3号)	529
選 挙 管 理 委 員 会 規 程			
○ 名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程		(第5号)	531
監 査 委 員 規 程			
○ 名古屋市監査委員監査基準		(第1号)	533
○ 名古屋市監査事務局規程の一部を改正する規程		(第2号)	542
○ 事務局長以下代決規程の一部を改正する規程		(第3号)	545
教 育 委 員 会 規 則			
○ 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則		(第5号)	547
○ 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則		(第6号)	567
○ 名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則		(第7号)	577
○ 名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則		(第8号)	578
○ 教育長等専決規則の一部を改正する規則		(第9号)	579
○ 名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則		(第10号)	580
○ 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則		(第11号)	581
○ 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則		(第12号)	583
○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則		(第13号)	584
○ 名古屋市学校施設使用規則及び名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則		(第14号)	586
○ 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則		(第15号)	588
名 教 委 訓 令			
○ 名古屋市教育委員会職員き章規程の一部改正		(第2号)	590
○ 名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正		(第3号)	591
名 教 委 教 訓 令			
○ 教育次長以下代決規程の一部改正		(第3号)	596

人 事 委 員 会 達		
○ 事務局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(第2号)	600
農 業 委 員 会 規 程		
○ 名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部を改正する規程	(第1号)	603
上 下 水 道 局 告 示		
○ 名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定についての一部改正	(第9号)	604
○ 地方自治法第 231条の 2第 6項の規定に基づく指定代理納付者の指定	(第10号)	605
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正	(第7号)	606
○ 名古屋市上下水道局職員の名札着用に関する規程の一部改正	(第8号)	611
○ 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程及び名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正	(第9号)	612
○ 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程	(第10号)	618
○ 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程	(第11号)	634
○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程及び名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正	(第12号)	650
○ 名古屋市上下水道局被服貸与規程の一部改正	(第13号)	653
○ 名古屋市上下水道局会計規程の一部改正	(第14号)	662
○ 名古屋市上下水道局契約規程の一部改正	(第15号)	663
○ 名古屋市上下水道局公有財産規程の一部改正	(第16号)	664
○ 名古屋市水道給水条例施行規程及び名古屋市下水道条例施行規程の一部改正	(第17号)	670
○ 名古屋市上下水道局配水管施工士規程の一部改正	(第18号)	676
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部改正	(第19号)	680
交 通 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市交通局事務分掌規程の一部改正	(第5号)	683
○ 交通局次長以下代決規程の一部改正	(第6号)	685
○ 交通局職員き章規程の一部改正	(第7号)	686
○ 名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程等の一部改正	(第8号)	687
○ 交通局被服規程の一部改正	(第9号)	695
○ 短時間嘱託職員就業規程等の一部改正	(第10号)	696
○ 会計年度任用職員就業規程	(第11号)	697
○ 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部改正	(第12号)	714
○ 名古屋市交通局労働安全衛生管理規程の一部改正	(第13号)	726

○ 名古屋市交通局会計規程の一部改正	(第14号)	727
○ 自動車係員服務規程の一部改正	(第15号)	744
○ 交通局自動車運行管理規程の一部改正	(第16号)	745

病 院 局 管 理 規 程

○ 名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(第5号)	746
○ 名古屋市病院局契約規程の一部改正	(第6号)	754
○ 名古屋市病院局職員の管理職手当に関する規程の一部改正	(第7号)	755
○ 名古屋市病院局職員き章規程の一部改正	(第8号)	756
○ 名古屋市病院局職員証規程の一部改正	(第9号)	757
○ 名古屋市病院局職員の服務の宣誓の実施に関する規程の一部改正	(第10号)	760
○ 名古屋市病院局職員の職名及び補職名規程の一部改正	(第11号)	761
○ 名古屋市立西部医療センター処務規程の一部改正	(第12号)	763
○ 名古屋市立東部医療センター病院処務規程の一部改正	(第13号)	764
○ 名古屋市病院局職員の初任給調整手当に関する規程の一部改正	(第14号)	766
○ 名古屋市病院局分課規程の一部改正	(第15号)	767

監 査 公 表

○ 令和 2年監査公表	(第2号)	773

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課)	783
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課)	785
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告 (市経・地域商業課)	787
○ 一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告 (住都・建築指導課)	788
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課)	789
○ 名古屋市千種生涯学習センター、名古屋市東生涯学習センター、名古屋市北生涯学習センター、名古屋市西生涯学習センター、名古屋市中生涯学習センター、名古屋市昭和生涯学習センター、名古屋市瑞穂生涯学習センター及び名古屋市守山生涯学習センターの利用料金の公告 (教育・生涯学習課)	791

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市中心卸売市場業務条例（第47号）

1 改正の趣旨

卸売市場法（昭和46年法律第35号）の一部改正に伴い、名古屋市中心卸売市場における業務の方法及び取引参加者が業務に関し遵守すべき事項等を定め、名古屋市中心卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため、名古屋市中心卸売市場業務条例（昭和47年条例第2号）の全部を改正します。

2 主な内容

- (1) 各市場の名称、位置、取扱品目及び開場日時を定めます。（第2条から第5条）
- (2) 市場施設の使用許可等について定めます。（第6条から第14条）
- (3) 業務の方法、売買参加者の承認、業務に係る遵守事項及び事業者の責務等を定めます。（第15条から第20条）
- (4) 施設に関する遵守事項を定めます。（第21条から第24条）
- (5) 取引参加者の監督について定めます。（第25条から第28条）
- (6) 市場関係者調整会議について定めます。（第29条）
- (7) その他の必要事項について定めます。（第30条から第36条）

3 施行期日

令和2年6月21日から施行します。

○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第48号）

1 改正内容

次のとおりコミュニティセンターの位置を変更します。（別表関係）

名 称	位 置
名古屋市亀島コミュニティセンター	名古屋市中村区亀島一丁目 5番30号－ 2

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

○ 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例（第49号）

1 改正内容

介護保険料額の軽減に関する規定を整備します。（第 7条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（第50号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

(1) 個人市民税関係

未婚のひとり親に対する税制上の措置が講じられたことに伴い、規定の整理を行います。（名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」といいます。）第20条の 2及び第20条の 3並びに名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年名古屋市条例第 1号）第 3条関係）

(2) 法人市民税関係

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）につき、税額控除割合の拡充措置が講じられたことに伴い、企業版ふるさと納税と企業寄附促進特例税制を併用する場合の規定を整理します。（名古屋市市民税減税条例（平成23年名古屋市条例第48号）附則第 5項関係）

(3) 固定資産税・都市計画税関係

ア 使用者を所有者とみなす制度の拡大に伴い、固定資産税の納税義務者に係る規定の整理を行います。（市税条例第33条関係）

イ 一部の固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例が廃止され、条例で引用している地方税法の条項が異動したことに伴い、規定の整理を行います。（市税条例第35条の 2及び附則第14条の 6関係）

(4) その他規定の整理を行います。（市税条例第37条の 2、第46条、第47条、第78条の 2及び附則第19条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則（第42号）

1 改正の趣旨

名古屋市中心卸売市場業務条例（令和 2年名古屋市条例第47号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 取扱品目及び開場日時を規定します。（第 2条から第 4条関係）
- (2) 市場施設の使用許可の手續等を規定します。（第 5条から第11条関係）
- (3) 市長による売買取引の結果等の公表、市長による売買参加者の承認申請及び取引参加者の業務に係る遵守事項等を規定します。（第12条から第21条関係）
- (4) その他必要な事項について規定します。（第22条から第25条関係）

3 施行期日

令和 2年 6月21日から施行します。

○ 名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第43号）

1 改正内容

- (1) 題名を「名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則」に改めます。（題名関係）
- (2) 私立幼稚園授業料の補助について、規定の整備を行います。（第 1条から第 4条、第 1号様式及び第 2号様式関係）
- (3) 私立高等学校授業料の補助の額を改めます。（第 3条関係）

2 施行期日

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

○ 名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例施行細則（第44号）

1 制定の趣旨

名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例（令和 2名古屋市条例第11号）
の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 供用月日及び供用時間を定めます。（第 2条関係）
- (2) 施設の使用に関する手続等について定めます。（第 3条から第 5条関係）
- (3) 行為の禁止等について定めます。（第 6条から第 9条関係）
- (4) 指定管理者の指定の手続等に関する事項について定めます。（第10条から第13条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和 2年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行します。
- (2) 施行日前に名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に同規則の規定によりされている申請その他の手続は、それぞれこの規則の相当の規定によりされたものとみなします。

○ 名古屋市東山公園テニスセンター条例施行細則（第45号）

1 制定の趣旨

名古屋市東山公園テニスセンター条例（令和 2年名古屋市条例第12号）
の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 供用月日及び供用時間を定めます。（第 2条関係）
- (2) 施設の使用に関する手続等について定めます。（第 3条から第 6条関係）
- (3) 行為の禁止等について定めます。（第 7条から第10条関係）
- (4) 指定管理者の指定の手続等に関する事項について定めます。（第11条から第16条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和 2年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行します。

- (2) 施行日前に名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に同規則の規定によりされている申請その他の手続は、それぞれこの規則の相当の規定によりされたものとみなします。

○ 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則（第46号）

1 改正内容

児童福祉法の規定による措置に係る徴収金について、必要な事項を定める等するものです。（第16条の2、別表第2、第6号様式の2の2及び第6号様式の11関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則（第47号）

1 改正内容

保険料の減免について、規定の整備を行います。（第19条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市災害救助法施行細則（第48号）

1 制定の趣旨

災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第1号）の施行に関し必要な事項を規定します。（第1条関係）

2 主な内容

(1) 区域の告示について必要な事項を規定します。（第2条関係）

(2) 救助の程度、方法及び期間について必要な事項を規定します。（第3条関係）

(3) 公用令書等救助について必要な事項を規定します。(第4条から第8条関係)

(4) 実費弁償について必要な事項を規定します。(第9条及び第10条関係)

(5) 携帯しなければならないその身分を示す証票について必要な事項を規定します。(第11条関係)

(6) 扶助金の支給について必要な事項を規定します。(第12条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則(第49号)

1 改正内容

効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、役割や機能の低下した組織について統合・廃止を行うとともに、新たな行政課題に対応するため、令和2年度の組織改正等を行います。(第1条、第2条、第4条、第5条、第6条、第8条及び第9条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

○ 会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則(第50号)

1 改正内容

会計室の組織改正等に伴い、規定を整備します。(第2条及び第3条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

○ 区長委任規則等の一部を改正する規則(第51号)

1 改正内容

(1) 令和2年度の組織改正に伴い、区長委任規則(昭和25年名古屋市規則第52号)の規定を整備します。(第2項関係)

- (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の一部改正に伴い、児童相談所長委任規則（昭和31年名古屋市規則第52号）の規定を整備します。（本則関係）
- (3) 令和 2年度の組織改正及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の一部改正等に伴い、保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第 7号）の規定を整備します。（本則関係）
- (4) 令和 2年度の組織改正に伴い、食品衛生検査所長委任規則（昭和47年名古屋市規則第98号）の規定を整備します。（本則関係）
- (5) 愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の一部改正に伴い、農業委員会委任規則（平成17年名古屋市規則第80号）の規定を整備します。（本則関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 出納員等に関する規則の一部を改正する規則（第52号）

1 改正内容

令和 2年度組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表第 1及び別表第 2関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則（第53号）

1 改正内容

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第 114号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第17条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 在勤地内等旅費規則の一部を改正する規則（第54号）

1 改正内容

出張命令簿の様式について、規定の整備を行います。（別記様式関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第55号）

1 改正内容

職員の育児休業等に関する条例（平成 4年名古屋市条例第17号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（第56号）

1 改正内容

組織改正に伴い、規定の整理を行います。（本則関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第57号）

1 改正内容

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 3条及び第 30条関係）

(2) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第29条関係）

(3) 昇給制度の改正に伴い、規定の整備を行います。（第16条、第18条、第19条、第23条及び別表第7関係）

(4) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 5条の 2、別表第 2 及び別表第 3関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 2年 3月31日から適用します。

○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第58号）

1 改正内容

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 1条、第 3条及び第24条関係）
- (2) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第23条関係）
- (3) 昇給制度の改正に伴い、規定の整備を行います。（第12条、第14条、第15条及び別表第 4関係）
- (4) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表第 2関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 2年 3月31日から適用します。

○ 被服貸与規則の一部を改正する規則（第59号）

1 改正内容

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 1条、第 8条の 2、第 8条の 3、第14条、第15条、附則第 3項及び別表関係）
- (2) 事務事業の見直し等に伴い、貸与する被服の変更等を行います。（別表関係）
- (3) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（別表関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 管理職手当規則の一部を改正する規則（第60号）

1 改正内容

- (1) 再任用短時間勤務職員の管理職手当額の計算方法について、規定の整備を行います。（第 3 条関係）
- (2) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（附則第 5 項及び第 6 項並びに別表第 1 関係）

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則（第61号）

1 改正内容

医師等に係る初任給調整手当の特例について、規定の整備を行います。
（附則第 3 項から第 5 項関係）

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則（第62号）

1 改正内容

- (1) 福祉業務手当の対象について、規定の整備を行います。（第24条関係）
- (2) 教員特殊業務手当の併給について、規定の整備を行います。（第26条関係）
- (3) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 2 条及び第24条関係）

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（第63号）

1 改正内容

- (1) 期末手当の支給を受ける職員について、規定の整備を行います。（第 3 条関係）
- (2) 期末手当に係る在職期間について、規定の整備を行います。（第 7 条関係）

(3) その他規定の整理を行います。(第 6条関係)

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則 (第64号)

1 改正内容

義務教育等教員特別手当の対象について、規定の整備を行います。(第 3条関係)

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第65号)

1 改正内容

(1) 通勤手当に相当する費用弁償について、規定の整備を行います。(第 6条関係)

(2) 期末手当の支給を受ける会計年度任用短時間勤務職員について、規定の整理を行います。(第 7条関係)

(3) 報酬期間及び報酬等の支給日について、規定の整理を行います。(第 10条関係)

(4) 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (令和 2年名古屋市条例第25号) の施行に伴い、規定の整備を行います。(附則関係)

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第66号)

1 改正内容

(1) 職員の給与に関する条例 (昭和26年名古屋市条例第 5号) の一部改正に伴い、規定の整備を行います。(第11条の 2関係)

(2) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。(第 4 条関係)

(3) その他規定の整理を行います。(第29条関係)

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

○ 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (第67号)

1 改正内容

給料の調整額の支給対象者について、規定の整備を行います。(別表関係)

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

○ 編入市町村職員の身分取扱いに関する条例施行細則の一部を改正する規則 (第68号)

1 改正内容

名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(平成31年名古屋市条例第 5 号)の施行に伴い、規定の整理を行います。(第 5 条関係)

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

○ 事務引継に伴い職員となる者の身分取扱いに関する条例施行細則の一部を改正する規則 (第69号)

1 改正内容

名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(平成31年名古屋市条例第 5 号)の施行に伴い、規定の整理を行います。(第 7 条関係)

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

○ 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則（第70号）

1 改正内容

職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第4条の7、第5条、第6条、第6条の2及び第7条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

○ 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第71号）

1 改正内容

受給期間延長の申出期間について、規定の整備を行います。（第8条の2関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

○ 名古屋市総合体育館条例施行細則（第72号）

1 制定の趣旨

名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第6号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第1条関係）

2 主な内容

(1) 休館日及び使用時間について定めます。（第2条関係）

(2) 施設の使用に関する手続、利用料金の減免、利用料金の還付等について定めます。（第3条から第13条関係）

(3) 行為の禁止等について定めます。（第14条から第19条関係）

(4) 指定管理者の指定の手続等に関する事項について定めます。（第20条から第25条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和 2年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。
- (2) 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和 2年名古屋市教育委員会規則第 4号）による廃止前の名古屋市総合体育館条例施行規則（昭和62年名古屋市教育委員会規則第 4号。以下「廃止前規則」といいます。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続に対する経過措置を定めます。

○ 名古屋市体育館条例施行細則（第73号）

1 制定の趣旨

名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 休館日及び使用時間について定めます。（第 2条関係）
- (2) 施設の使用に関する手続、利用料金の減免、利用料金の還付、使用料の減免、使用料の還付等について定めます。（第 3条から第18条関係）
- (3) 行為の禁止等について定めます。（第19条から第24条関係）
- (4) 指定管理者の指定の手続等に関する事項について定めます。（第25条から第30条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和 2年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。
- (2) 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和 2年名古屋市教育委員会規則第 4号）による廃止前の名古屋市体育館条例施行規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第 7号。以下「廃止前規則」といいます。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続に対する経過措置を定めます。

○ 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行細則（第74号）

1 制定の趣旨

名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第1条関係）

2 主な内容

- (1) 休館日及び使用時間について定めます。（第2条関係）
- (2) 施設の使用に関する手続、利用料金の減免、利用料金の還付等について定めます。（第3条から第9条関係）
- (3) 行為の禁止等について定めます。（第10条から第14条関係）
- (4) 指定管理者の指定の手続等に関する事項について定めます。（第15条から第20条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和2年4月1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。
- (2) 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和2年名古屋市教育委員会規則第4号）による廃止前の名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則（昭和58年名古屋市教育委員会規則第15号。以下「廃止前規則」といいます。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続に対する経過措置を定めます。

○ 名古屋市瑞穂公園条例施行細則（第75号）

1 制定の趣旨

名古屋市瑞穂公園条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第1条関係）

2 主な内容

- (1) 供用月日及び供用時間について定めます。（第2条関係）
- (2) 施設の使用に関する手続、利用料金の減免、利用料金の還付等について定めます。（第3条から第14条関係）
- (3) 行為の禁止等について定めます。（第15条から第21条関係）
- (4) 指定管理者の指定の手続等に関する事項について定めます。（第22条から第27条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和 2年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。
- (2) 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和 2年名古屋市教育委員会規則第 4号）による廃止前の名古屋市瑞穂運動場条例施行規則（昭和59年名古屋市教育委員会規則第 9号。以下「廃止前規則」といいます。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続に対する経過措置を定めます。

○ 名古屋市港サッカー場条例施行細則（第76号）

1 制定の趣旨

名古屋市港サッカー場条例（平成 5年名古屋市条例第 9号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 休場日及び供用時間について定めます。（第 2条関係）
- (2) 施設の使用に関する手続、利用料金の減免、利用料金の還付等について定めます。（第 3条から第10条関係）
- (3) 行為の禁止等について定めます。（第11条から第15条関係）
- (4) 指定管理者の指定の手続等に関する事項について定めます。（第16条から第21条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和 2年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。
- (2) 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和 2年名古屋市教育委員会規則第 4号）による廃止前の名古屋市港サッカー場条例施行規則（平成 5年名古屋市教育委員会規則第10号。以下「廃止前規則」といいます。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続に対する経過措置を定めます。

○ 名古屋市志段味スポーツランド条例施行細則（第77号）

1 制定の趣旨

名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 供用期間及び供用時間について定めます。（第 2条関係）
- (2) 施設の使用に関する手続、利用料金の減免、利用料金の還付等について定めます。（第 3条から第12条関係）
- (3) 行為の禁止等について定めます。（第13条から第16条関係）
- (4) 指定管理者の指定の手続等に関する事項について定めます。（第17条から第22条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和 2年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。
- (2) 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和 2年名古屋市教育委員会規則第 4号）による廃止前の名古屋市志段味スポーツランド条例施行規則（昭和60年名古屋市教育委員会規則第13号。以下「廃止前規則」といいます。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続に対する経過措置を定めます。

○ 名古屋市プール条例施行細則（第78号）

1 制定の趣旨

名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 開場期間及び開場時間について定めます。（第 2条関係）
- (2) 施設の使用に関する手続、使用料の減免、使用料の還付、利用料金の減免、利用料金の還付等について定めます。（第 3条から第15条関係）
- (3) 入場の制限等について定めます。（第16条から第20条関係）
- (4) 指定管理者の指定の手続等に関する事項について定めます。（第21条から第26条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和 2年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。
- (2) 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和 2年名古屋市教育委員会規則第 4号）による廃止前の名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号。以下「廃止前規則」といいます。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続に対する経過措置を定めます。

○ 名古屋市名城庭球場条例施行細則（第79号）

1 制定の趣旨

名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第 5号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 休場日及び供用時間について定めます。（第 2条関係）
- (2) 施設の利用に関する手続、利用料金の減免、利用料金の還付等について定めます。（第 3条から第 7条関係）
- (3) 行為の禁止等について定めます。（第 8条から第10条関係）
- (4) 指定管理者の指定の手続等に関する事項について定めます。（第11条から第14条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和 2年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。
- (2) 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和 2年名古屋市教育委員会規則第 4号）による廃止前の名古屋市名城庭球場条例施行規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第 3号。以下「廃止前規則」といいます。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続に対する経過措置を定めます。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 5号）

1 改正内容

令和 2年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 区役所処務規程の一部を改正する規程（第 6号）

1 改正内容

令和 2年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条及び第 2 条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第 1条第 6号に掲げる規定の施行の日から施行します。

○ 区役所課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 7号）

1 改正内容

令和 2年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第 1条第 6号に掲げる規定の施行の日から施行します。

○ 名古屋市区役所支所処務規程の一部を改正する規程（第 8号）

1 改正内容

令和 2年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第 1条第 6号に掲げる規定の施行の日から施行します。

○ 名古屋市東京事務所処務規程の一部を改正する規程（第 9号）

1 改正内容

東京事務所に設置する主査の人数を見直します。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋州市税事務所処務規程の一部を改正する規程（第10号）

1 改正内容

市税事務所管理課主査（窓口改善）の分担事項を見直すことに伴い、規定を整備します。（第 4条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部を改正する規程（第11号）

1 改正内容

名古屋城総合事務所の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3条及び第 4条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程の一部を改正する規程（第12号）
 - 1 改正内容
 - 令和 2年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条、第 3条、第 4条、第 5条及び第 6条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 2年 4月 1日から施行します。
- 名古屋市工業研究所処務規程の一部を改正する規程（第13号）
 - 1 改正内容
 - 令和 2年度の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 1条、第 4条及び第 5条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 2年 4月 1日から施行します。
- 名古屋市環境事業所処務規程の一部を改正する規程（第14号）
 - 1 改正内容
 - 組織の見直しに伴い、中環境事務所の業務係を指導管理係及び作業係に再編するとともに主査（排出指導等）廃止します。（第 4条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 2年 4月 1日から施行します。
- 名古屋市処分場処務規程の一部を改正する規程（第15号）
 - 1 改正内容
 - 浸出水処理施設等の改築工事の設計及び施工のために、主査（浸出水処理施設等改築）を設置することに伴い、規定を整備します。（第 3条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 2年 4月 1日から施行します。
- 名古屋市環境局工場処務規程の一部を改正する規程（第16号）

1 改正内容

南陽工場の休止及び富田工場の再稼働に伴い、規定を整備します。（第1条及び第3条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

○ 名古屋市食品衛生検査所処務規程の一部を改正する規程（第17号）

1 改正内容

広域監視係の設置等に伴い、規定を整備します。（第3条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

○ 名古屋市衛生研究所処務規程の一部を改正する規程（第18号）

1 改正内容

衛生研究所と生活衛生センターの組織統合に伴い、規定を整備します。（第2条、第3条、第4条、第5条及び第7条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第19号）

1 改正内容

令和2年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第3条、第4条、第5条及び第6条関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

○ 名古屋市精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する規程（第20号）

1 改正内容

令和2年度の組織改正に伴い、規定を整備します。（第1条、第2条及び第3条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市厚生院処務規程の一部を改正する規程（第21号）

1 改正内容

診療科の名称を改めることに伴い、規定を整備します。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部を改正する規程（第22号）

1 改正内容

令和 2年度の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3条及び第 4条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市東山総合公園処務規程の一部を改正する規程（第23号）

1 改正内容

東山公園テニスコートの所管の変更に伴い、規定を整備します。（第 4条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市副市長担任意務規程の一部を改正する規程（第24号）

1 改正内容

スポーツ市民局及び経済局の設置等に伴い、副市長の担任する事務を変更します。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第25号）

1 改正内容

令和 2年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条、第13条、第15条の 5、第15条の 6、別表第 1、別表第 2、別表第 3及び別表第 6関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 区長以下代決規程の一部を改正する規程（第26号）

1 改正内容

令和 2年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（別表第 1、別表第 2、別表第 3及び別表第 4関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 公所長以下代決規程の一部を改正する規程（第27号）

1 改正内容

令和 2年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条、第 4条、別表第 1、別表第 2及び別表第 2の 2関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 職名及び補職名規程の一部を改正する規程（第28号）

1 改正内容

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 1条から第 3条まで、附則及び別表関係）

(2) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3条関係）

(3) その他、規定の整理を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市職員証規程の一部を改正する規程（第29号）

1 改正内容

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。（第 2条関係）
- (2) 職員証の記載事項について、規定の整備を行います。（第 6条及び別記様式関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 職員き章規程の一部を改正する規程（第30号）

1 改正内容

表彰き章の廃止に伴い、規定の整理を行います。（第 2条、第 4条及び別記関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第31号）

1 改正内容

- (1) 再任用短時間勤務職員及び育児又は介護を行う職員等の勤務時間の割振り、休憩時間の時限及び振替可能期間について、規定の整備を行います。（第 2条、第 3条、第 4条、別表第 2及び別表第 3関係）
- (2) 名古屋城総合事務所に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1関係）
- (3) 富田工場に勤務する職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1関係）
- (4) 大江破碎工場に勤務する職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1関係）
- (5) 健康福祉局に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規

定の整備を行います。（別表第 1 関係）

(6) あけぼの学園に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、
規定の整備を行います。（別表第 1 関係）

(7) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（別表第 1 関係）

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

教 育 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則（第 5号）

- 1 改正内容

- (1) 子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する指導主事の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限を定めます。
 - (2) 子を養育する職員等の休憩時間の時限を定めます。
 - (3) 再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限を定めます。
 - (4) その他規定の整備を行います。

- 2 施行期日

- 令和 2年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則（第 6号）

- 1 改正内容

- (1) 名古屋市教育センターに主査（個別最適化された学びに係る I C T 環境整備の推進）を設置し、分掌事務を変更します。（第 2条関係）
 - (2) 再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限を定めます。（第 3条の 2第 1項及び別表第 1関係）
 - (3) 子を養育する職員等の休憩時間の時限を定めます。（第 3条の 2第 3項及び別表第 2関係）

- 2 施行期日

- 令和 2年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（第 7号）

- 1 改正内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 23条第 1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行することに伴い、規定の整理を行います。

（第 2条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則（第 8号）

1 改正内容

団体及び個人の表彰の対象となる者について、規定の整理を行います。

（第 4条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 教育長等専決規則の一部を改正する規則（第 9号）

1 改正内容

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）

第23条第 1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行することに伴い、規定の整理を行います。（第 1条関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（第10号）

1 改正内容

請願について、規定の整備を行います。（第14条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則（第11号）

1 改正内容

- (1) 授業料の納付方法等について、規定の整備を行います。（第20条関係）
- (2) 名古屋市立北高等学校等の生徒定員を変更します。（別表関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第24条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則（第12号）

1 改正内容

名古屋市立特別支援学校の高等部の生徒定員を変更します。（別表関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則（第13号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市立報徳幼稚園等の園児定員及び学級数を変更します。（別表第 1関係）
- (2) 子育て支援の充実を図るため、名古屋市立大高幼稚園等の預かり保育の預かり時間等を変更します。（第20条、第21条及び別表第 2関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市学校施設使用規則及び名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則（第14号）

1 改正内容

学校施設の目的外使用等に係る施設の名称を改めます。

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

- 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則(第15号)

- 1 制定の趣旨

教育職員の時間外在校等時間が、所定の範囲内となるよう教育職員の業務量の適切な管理を行うものとします。

- 2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

名 教 委 訓 令 の あ ら ま し

○ 名古屋市教育委員会職員き章規程の一部を改正する規程（第 2号）

1 改正内容

表彰き章の廃止に伴い、規定の整理を行います。（第 3条、第 5条、別記第 1及び別記第 2関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第 3号）

1 改正内容

再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日を定めます。（第 1条、第 2条及び別表第 2関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

名 教 委 教 訓 令 の あ ら ま し

○ 教育次長以下代決規程の一部を改正する規程（第 3号）

1 改正内容

令和 2年度の教育委員会事務局の組織改正等に伴い、規定を整備します。
(第 3条、別表第 1及び別表第 2関係)

2 施行期日等

- (1) 令和 2年 4月 1日から施行します。
- (2) この規程による改正後の教育次長以下代決規程の規定に基づく再任用
短時間勤務職員及び会計年度任用職員の任用を行うために必要な手続そ
の他の行為に対する経過措置を定めます。

名古屋市中心卸売市場業務条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市中心条例第47号

名古屋市中心卸売市場業務条例

名古屋市中心卸売市場業務条例（昭和47年名古屋市中心条例第 2 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 市場施設の使用（第 6 条－第14条）

第 3 章 業務に関する事項（第15条－第20条）

第 4 章 施設に関する遵守事項（第21条－第24条）

第 5 章 監督（第25条－第28条）

第 6 章 市場関係者調整会議（第29条）

第 7 章 雑則（第30条－第36条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、名古屋市中心卸売市場（以下「中央卸売市場」という。）が市民等に安定的に生鮮食料品等を供給する重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第4条第4項に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

(市場の名称及び位置)

第2条 中央卸売市場に属する市場（以下「市場」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
名古屋市中心卸売市場本場	名古屋市中心区川並町2番22号
名古屋市中心卸売市場北部市場	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反107番地
名古屋市中心卸売市場南部市場	名古屋市中心区船見町1番地の39

(取扱品目)

第3条 中央卸売市場の取扱品目は、次のとおりとする。

市 場	取扱品目	
名古屋市中心卸売市場本場	青果	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定める加工食料品
	水産物	生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定める加工食料品
名古屋市中心卸売市場北部市場	青果	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定める加工食料品
	水産物	生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定める加工食料品
名古屋市中心卸売市場南部市場	食肉	肉類及びその加工品

(開場の期日)

第4条 中央卸売市場は、市場ごとに、規則で定める日を除き、毎日開場するものとする。

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、市場ごとに規則で定める。

第2章 市場施設の使用

(使用の許可)

第6条 次に掲げる業務を行うため、市場施設（市場内の土地、建物その他の施設をいう。以下同じ。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 卸売の業務（市場に出荷される取扱品目の物品について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）

(2) 仲卸しの業務（市場において卸売を受けた取扱品目の物品を当該市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。）

(3) 第3条に規定する取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売、市場の取扱品目等の保管、貯蔵及び運搬その他の市場機能の充実に資する業務（以下「第1種関連事業」という。）又は飲食店営業、理容業その他の市場の利用者に便益を提供する業務（以下「第2種関連事業」という。）

2 前項又は第5項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 卸売の業務を行うため、市場施設を使用しようとする者については、法人でないとき。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(3) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4) 第1項の許可を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過し

ない者であるとき。

(5) 第 1 項各号に掲げる業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(6) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(7) 法人であってその業務を執行する役員のうちに前各号（第 1 号及び第 5 号を除く。）のいずれかに該当する者があるとき。

(8) 市場施設に余裕がないとき。

4 卸売業者（第 1 項の許可を受けて卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）、仲卸業者（同項の許可を受けて仲卸しの業務を行う者をいう。以下同じ。）及び関連事業者（同項の許可を受けて第 1 種関連事業又は第 2 種関連事業を行う者をいう。以下同じ。）が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他必要な事項は、市長が定める。

5 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。

6 市長は、前項の許可の申請をした者（法人である場合にあっては、その業務を執行する役員を含む。）が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、許可をしてはならない。

7 市長は、第 1 項又は第 5 項の許可をするに当たっては、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

（使用料等）

第 7 条 卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び前条第 5 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表の金額の範囲内で規則で定める額（面積により計算する使用料にあっては、その合計額）に 100 分の 110 を乗じて得た額の使用料（その額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てる。）を本市に納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理

由があるものとして規則で定める場合は、これを減免することができる。

- 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。

(保証金の預託)

第8条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、市長から第6条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を本市に預託しなければならない。

- 2 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第9条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の預託すべき保証金の額は、市場及び取扱品目の区分等に応じ、規則で定める。

- 2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって、これに充てることができる。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 日本銀行が発行する出資証券
- (4) 特別の法律により法人が発行する債券

- 3 前項の有価証券の価格は、規則で定める。

(保証金の追加預託)

第10条 保証金について差押、仮差押又は仮処分の命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

- 2 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、前項に規定する預託を完了しない場合においては、同項の規定により市長が指定した期間経過後その預託を完了するまでの間は、その業務を行うことができない。

- 3 第1項に規定する預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第11条 市長は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が納付期限までに使用料その他市場に関して本市に納付すべき金額を納付しないときは、保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第12条 保証金は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が市場施設を使用する資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、返還しない。

(名称変更等の届出)

第13条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) その業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- (5) その業務を廃止したとき。

- 2 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第14条 市長は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が第6条第3項第2号、第3号、第6号若しくは第7号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を的確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

- 2 市長は、第6条第5項の許可を受けた者が、同条第6項に規定する場合に該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。

- 3 市長は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第6条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に第8条第1項の保証金を預託しないとき。
 - (2) 正当な理由がないのに第6条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
 - (3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
 - (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。
- 4 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、第6条第1項若しくは第5項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

第3章 業務に関する事項

(業務の方法)

第15条 市場の業務の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。
- (2) 市長は、市場において取り扱う生鮮食料品等について、規則で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の事項を公表するものとする。
- (3) 市長は、この条例の施行に必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができる。
- (4) 卸売業者が行う売買取引は、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下「相対取引」という。）により行うものとする。ただし、市長が市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場ごとに売買取引の方法を指定することができる。
- (5) 取引参加者が売買取引を行う場合における決済の方法は、取引参加者間でできるだけ早期に支払われるよう支払期日を定めるとともに、現金による支払、預金口座等への振込みその他の適切な方法により行うものとする。
- (6) 市長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者（次条第1項の承認を受けて

卸売業者からせり売又は入札の方法により卸売を受ける者をいう。以下同じ。）及び関連事業者（以下「市場関係事業者」という。）と連携して、市場の取扱品目に属する物品の品質管理及び衛生管理の高度化に努めるものとする。

（売買参加者の承認）

第16条 市場において卸売業者からせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、市場及び取扱品目の区分ごとに行う。

3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、市場における取引の適正な運営及び円滑な流通の保持に配慮して第1項の承認をするものとする。ただし、第1項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 第1項の承認を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(3) せり売又は入札の方法による卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(5) 法人であってその業務を執行する役員のうちに前号に該当する者があるとき。

5 市長は、第1項の承認をするに当たっては、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

（名称変更等の届出）

第17条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。

(2) 商号を変更したとき。

(3) 卸売業者からせり売又は入札の方法による卸売を受けることを廃止した

とき。

- 2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加者の承認の取消し)

第18条 市長は、売買参加者が第16条第4項第1号、第4号若しくは第5号のいずれかに該当することとなったとき、又はせり売又は入札の方法による卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(取引参加者の業務に関する遵守事項)

第19条 取引参加者が市場における業務に関し遵守すべき事項（以下「業務に関する遵守事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。
- (2) 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。
- (3) 卸売業者は、売買取引を行うに当たっては、第15条第4号に規定する方法により、行わなければならない。
- (4) 卸売業者は、規則で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表しなければならない。
- (5) 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、規則で定める正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。
- (6) 取引参加者は、第15条第5号に規定する方法により、決済を行わなければならない。
- (7) 卸売業者は、規則に定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。
- (8) 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の

売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として規則で定めるものを定期的に公表しなければならない。

(9) 取引参加者は、この条例に定めるもののほか、規則で定める事項を遵守しなければならない。

（卸売業者及び仲卸業者の責務）

第20条 卸売業者は、市場における卸売の業務を適正かつ健全に運営し、生鮮食料品等の集荷並びに品質管理及び衛生管理の徹底に努め、業務に関する遵守事項を遵守することにより、市場の公正な取引秩序の形成に努めなければならない。

2 仲卸業者は、市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、生鮮食料品等に関する公正かつ妥当な評価並びに品質管理及び衛生管理の徹底に努め、業務に関する遵守事項を遵守することにより、市場の公正な取引秩序の形成に努めなければならない。

第4章 施設に関する遵守事項

（用途変更、転貸等の禁止）

第21条 使用者は、市場施設の用途を変更し、又は市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（原状変更の禁止）

第22条 使用者は、あらかじめ市長の承認を受けた場合を除くほか、市場施設について、建築、造作、模様替その他その原状に変更を加える一切の行為をしてはならない。

2 使用者が前項の承認を受けて市場施設の原状に変更を加えた場合において、当該市場施設を返還しようとするときは、市長は、当該使用者に対し、原状回復又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

（返還）

第23条 使用者が死亡、解散若しくは廃業又は許可の取消しその他の理由により市場施設を使用する資格を失ったときは、当該使用者又はその相続人その

他の承継人は、市長の指示に従い、自己の費用で当該市場施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(管理義務等)

第24条 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって市場施設を維持管理しなければならない。

2 市場施設を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、当該市場施設を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第5章 監督

(指導及び助言)

第25条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者又は関連事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告及び検査)

第26条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、取引参加者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第27条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者又は関連事業者に対し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第28条 市長は、卸売業者又は仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく

規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第6条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 市長は、取引参加者（卸売業者及び仲卸業者を除く。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、又は売買参加者にあつては、第16条第1項の承認を取り消し、若しくは6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。
- 3 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、第6条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 4 取引参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずるほか、その取引参加者又は関連事業者に対しても前3項の規定を適用する。

第6章 市場関係者調整会議

（市場関係者調整会議）

第29条 市長は、市場の業務に関し必要な調整を行うため、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他市長が必要と認める者で構成する市場関係者調整会議を置くことができる。

第7章 雑則

（無許可営業の禁止）

第30条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がその業務を行う場合並びに市長

が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

（市場への出入り等に対する指示）

第31条 市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬を禁止することができる。

（市場秩序の保持等）

第32条 市場へ入場する者（以下「市場入場者」という。）は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

- 2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

（清潔の保持等）

第33条 使用者は、常に市場施設を清掃し、その清潔を保持しなければならない。

- 2 市場入場者は、ごみその他の廃棄物を市場内に持ち込んで서는ならない。
- 3 市場施設の清潔を保持するために必要な事項は、規則で定める。

（環境への負荷の低減）

第34条 市場関係事業者は、その業務を行うに当たっては、排出ガスの抑制等環境への負荷の低減に努めなければならない。

（暴力団の排除）

第35条 市場関係事業者は、その業務を行うに当たっては、暴力団を利用することとならないようにしなければならない。

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市中心卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）第 62 条第 1 項の指定を受けている者は、その指定の期間が経過する日までの間、この条例による改正後の名古屋市中心卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）第 6 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 62 条第 2 項の許可を受けている者は、その許可の期間が経過する日までの間、新条例第 6 条第 5 項の許可を受けたものとみなす。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 62 号）第 1 条の規定による改正前の卸売市場法、旧条例又は旧条例に基づく規則によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれ新条例又は新条例に基づく規則の相当の規定によりされたものとみなす。
- 5 新条例第 7 条第 1 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表

種 別	使 用 料
卸売業者売場使用料	卸売金額の 1,000 分の 7 及び売場面積 1 平方メートルにつき 1 月 335 円（低温売場にあつては、1,711 円）
仲卸業者売場使用料	市場の卸売業者以外の者から買い受けた物品の販売金額の 1,000 分の 7（市長が別に定めるところにより、仲卸業者が卸売業者以外の者から生鮮食料品等を買受けることを制限している場合に限る。）及び売場面積 1 平方メートルにつき 1 月 1,449 円
関連事業者売場使用料	販売金額の 1,000 分の 7（生鮮食料品等の卸売に限る。）及び売場面積 1 平方メートルにつき 1 月 1,449 円
冷蔵庫使用料	1 平方メートルにつき 1 月 2,910 円
事務所使用料	1 平方メートルにつき 1 月 1,737 円
倉庫使用料	1 平方メートルにつき 1 月 861 円
仕分室使用料	1 平方メートルにつき 1 月 1,711 円
部分肉加工施設使用料	1 平方メートルにつき 1 月 2,750 円
駐車場使用料	1 平方メートルにつき 1 月 440 円
土地使用料	1 平方メートルにつき 1 月 335 円
福利厚生施設使用料	1 平方メートルにつき 1 月 724 円
備考	
1 卸売金額とは、せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格と当該卸売に係る数量との積の合計金額をいう。 2 販売金額には、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。	

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第48号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 名古屋市亀島コミュニティ センター	名古屋市中村区亀島一丁目 5 番30号	を
「 名古屋市亀島コミュニティ センター	名古屋市中村区亀島一丁目 5 番30号ー 2	に

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第49号

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 7条第 2項第 1号及び第 2号中「 9,587円」を「15,340円」に改め、同項第 3号中「 9,587円」を「19,174円」に改め、同項第 4号中「 1,917円」を「 3,834円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市介護保険条例の規定は、令和 2年度分の保険料から適用し、令和元年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第50号

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第20条の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。

第20条の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者であるもの」を削る。

第33条第 1 項中「同様とする」を「同じ」に、「第 5 項及び第 7 項から第 9 項」を「から第 6 項まで及び第 8 項から第10項」に、「によって」を「により」に、「本節」を「この節」に改め、同条第 2 項中「第 343 条第 6 項」を「第 343 条第 7 項」に、「によって」を「により」に改める。

第35条の 2 第 1 項中「第 349 条の 3 第28項」を「第 349 条の 3 第27項」に改め、同条第 2 項中「第 349 条の 3 第29項」を「第 349 条の 3 第28項」に改

め、同条第 3 項中「第 349 条の 3 第30項」を「第 349 条の 3 第29項」に改める。

第37条の 2 第 3 項中「第15条の 3 第 2 項」を「第15条の 3 第 3 項並びに第 15条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」に、「によって」を「により」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

第46条中「第 343 条第 8 項」を「第 343 条第 9 項」に、「によって」を「により」に改める。

第47条第 1 項中「同条同項」を「同項」に、「によって」を「により」に、「第 343 条第 6 項」を「第 343 条第 7 項」に改める。

第78条の 2 第 1 項中「によって」を「により」に、「第 343 条第 7 項」を「第 343 条第 8 項」に改める。

附則第14条の 6 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第15条第 2 項第 6 号」を「附則第15条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同条第 7 項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第15条第30項第 1 号」を「附則第15条第27項第 1 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第15条第30項第 2 号」を「附則第15条第27項第 2 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第 3 号」を「附則第15条第27項第 3 号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第 1 号」を「附則第15条第28項第 1 号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第31項第 2 号」を「附則第15条第28項第 2 号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第 1 号」を「附則第15条第30項第 1 号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第 2 号」を「附則第15条第30項第 2 号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第 3 号」を「附則第15条第30項第 3 号」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第17項とし、同

条第20項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項を同条第19項とする。

附則第19条第2項及び第3項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

(名古屋市市民税減税条例の一部改正)

第2条 名古屋市市民税減税条例（平成23年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「100分の39」を「100分の9」に改める。

(名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第1項第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例（以下この項において「新条例」という。）第20条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第20条の3第1項に規定する申告書について適用する。

(法人の市民税に関する経過措置)

3 第2条の規定による改正後の名古屋市市民税減税条例の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法

人の市民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

- 4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第2項第2号に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に対して課する固定資産税については、第1条の規定による改正前の名古屋市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第14条の6第2項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 5 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税については、旧条例附則第14条の6第17項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市中心規則第42号

名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則

名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則（昭和47年名古屋市中心規則第44号）の
全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 市場施設の使用（第 5 条—第11条）

第 3 章 業務に関する事項（第12条—第21条）

第 4 章 雑則（第22条—第25条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、名古屋市中心卸売市場業務条例（令和 2 年名古屋市中心条例

第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱品目)

第2条 条例第3条の規則で定める加工食料品は、調理冷凍加工品並びに市場及び取扱品目の区分ごとに市長が定める加工食料品とする。

(休場日)

第3条 条例第4条の規則で定める日(以下「休場日」という。)は、次のとおりとする。

(1) 名古屋市中心卸売市場本場(以下「本場」という。)及び名古屋市中心卸売市場北部市場(以下「北部市場」という。) 日曜日(1月5日及び12月27日から同月30日までの日曜日を除く。)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日から同月4日まで及び12月31日

(2) 名古屋市中心卸売市場南部市場(以下「南部市場」という。) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、休場日に開場し、又は休場日以外の日に開場しないことができる。

(開場の時間)

第4条 条例第5条の開場の時間は、次のとおりとする。

(1) 本場及び北部市場 午前0時から午後12時まで

(2) 南部市場 午前6時から午後8時まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開場の時間を変更することができる。

第2章 市場施設の使用

(使用の許可の申請)

第5条 条例第6条第2項の許可申請書は、第1号様式によるものとする。

2 前項の許可申請書には、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げ

る書類を添付しなければならない。ただし、市長がこの規則に基づいて既に提出されている書類と内容が同様であることにより提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 条例第6条第1項の許可を受けようとする者

ア 法人である場合

- (ア) 定款
- (イ) 登記事項証明書及び代表者の印鑑証明書
- (ウ) 業務を執行する役員の住民票の写し又は住所を証明する書類（以下「住民票等」という。）及び代表者の履歴書
- (エ) 株主、出資者又は組合員の氏名若しくは名称及びその持株数又は出資額を記載した書類
- (オ) 申請の日の直前の2事業年度における事業報告書
- (カ) 業務開始予定の日以後2年間の事業計画書
- (キ) 業務を執行する役員が条例第6条第3項第2号、第3号及び第6号に該当しないことを誓約する書類
- (ク) その他市長が必要と認める書類

イ 個人である場合

- (ア) 住民票等、印鑑証明書及び履歴書
- (イ) 資産及び負債に関する書類
- (ウ) 申請の日の直前の2事業年度における営業報告書
- (エ) 業務開始予定の日以後2年間の事業計画書
- (オ) 条例第6条第3項第2号、第3号及び第6号に該当しないことを誓約する書類
- (カ) その他市長が必要と認める書類

(2) 条例第6条第5項の許可を受けようとする者

ア 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを誓約する書類

イ その他市長が必要と認める書類

(使用料の額)

第6条 条例第7条第1項の規則で定める額は、別表第1に掲げる額とする。

(使用面積の計算)

第7条 前条の額の計算の基礎となる使用面積が1平方メートルに満たないときは、1平方メートルとする。

2 前条の額の計算の基礎となる使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルに切り上げる。ただし、冷蔵庫については、その使用面積に0.5平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、0.5平方メートル以上1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルに切り上げる。

(使用料等の納付)

第8条 条例第7条第1項の使用料及び同条第3項の費用（以下「使用料等」という。）の納付期限は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。ただし、納付期限が国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）であるときは、その直後の休日等でない日とする。

(1) 面積により計算する使用料 当月25日（次項の規定により計算される使用料は、翌月10日とする。）

(2) 卸売金額（せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格と当該卸売に係る数量との積の合計金額をいう。別表第1において同じ。）又は販売金額（消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。別表第1において同じ。）により計算する使用料 翌月25日

(3) 費用 納入通知書による指定期限

2 使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときの使用料の額は、当該1月未満の期間については日割により計算する。この場合において、1日当たりの額は、当該使用料月額に30分の1を乗じて得た額とする。

(使用料の減免)

第9条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 災害その他の使用者の責めに帰することができない事由により、市場施設の使用ができないとき。

(2) 公益法人その他非営利団体が福利厚生施設を使用する場合で、市長が必

要と認めるとき。

(保証金の額等)

第10条 条例第9条第1項の保証金の額は、次のとおりとする。

- (1) 卸売業者 別表第2に掲げる額
- (2) 仲卸業者 市場及び取扱品目の区分ごとに8万円
- (3) 関連事業者 別表第3に掲げる額

2 条例第9条第3項の有価証券の価格は、額面金額の100分の90に相当する額とする。ただし、本市が発行する地方債証券については、額面金額に相当する額とする。

3 条例第10条第1項の市長の指定する期間は、保証金に不足が生じたことを市長が知った日の翌日から起算して1月以内とする。ただし、当該期間内に預託することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(届出)

第11条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（法人である場合にあっては、その業務を執行する役員を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (3) 起訴されたとき。

第3章 業務に関する事項

(市長による売買取引の結果等の公表)

第12条 条例第15条第2号の規定による公表は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）第3条第1項の定めるところによる。

(市長による売買取引の方法及び決済の方法の公表)

第13条 条例第15条第4号の売買取引の方法及び同条第5号の決済の方法の公表は、省令第4条の定めるところによる。

(売買参加者の承認申請)

第14条 条例第16条第3項の承認申請書には、次の各号の区分に応じ、それぞれ

れ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人である場合

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 業務を執行する役員の住民票等及び代表者の履歴書
- エ 申請の日の直前の事業年度における貸借対照表又はこれに代わる書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 個人である場合

- ア 住民票等及び履歴書
- イ 資産及び負債に関する書類
- ウ その他市長が必要と認める書類

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第15条 条例第19条第4号の規定による公表は、省令第5条の定めるところによる。

(受託拒否の正当な理由)

第16条 条例第19条第5号の規則で定める正当な理由がある場合は、省令第6条の定めるところによる。

(卸売業者による事業報告書の作成等)

第17条 条例第19条第7号の事業報告書は、省令第7条第1項の定めるところによる。

2 条例第19条第7号の規定による閲覧は、省令第7条第2項の定めるところによる。

3 条例第19条第7号の規則で定める財務に関する情報は、省令第7条第3項の定めるところによる。

4 条例第19条第7号の規則で定める正当な理由は、省令第7条第4項の定めるところによる。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第18条 条例第19条第8号の規定による公表は、省令第8条の定めるところによる。

(取引参加者の業務に関する遵守事項)

第19条 条例第19条第9号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対してせり売又は入札の方法による卸売をしてはならない。
- (2) 卸売業者は、次に掲げるところにより、市長に報告しなければならない。
 - ア 毎開場日、市長が別に定める時刻までに、省令第3条第1項に掲げる事項を報告すること。
 - イ 毎月10日までに、市長が別に定めるところにより、前月中に卸売をした物品について品目別の数量、卸売金額等を報告すること。
- (3) 卸売業者は、物品の卸売をしたときは、その物品の出荷者、品目、数量、単価（せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格をいう。）、買受人等の記録を作成し、2年間保存しなければならない。
- (4) 卸売業者は、市長の指示に従い、前号の記録、せり人名簿その他必要な書類を市長に提出しなければならない。
- (5) 仲卸業者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日現在において作成した業務に関する報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。
 - ア 法人である場合 毎事業年度の末日
 - イ 個人である場合 毎年12月31日
- (6) 仲卸業者は、市長の指示に従い、せり参加従事者名簿その他必要な書類を市長に提出しなければならない。
- (7) 卸売業者及び仲卸業者は、正当な理由がない限り、毎開場日、市場において業務を行わなければならない。
- (8) 取引参加者は、この規則に定めるもののほか、市場ごとに市長が別に定める事項を遵守しなければならない。

（関連事業者の業務に関する遵守事項）

第20条 前条第5号、第7号及び第8号の規定は、関連事業者について準用する。

- 2 市長は、生鮮食料品等卸売業を行う関連事業者に対し、毎開場日、当日卸売をした物品の数量、販売価格及び販売金額について必要な報告を求めることができる。

3 前項の関連事業者は、毎月10日までに、前月中に卸売をした物品の数量、販売金額等を市長に報告しなければならない。

(市場外保管場所の指定)

第21条 卸売業者は、市場外の一定の場所において、市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場合には、市長が別に定めるところにより、市場外保管場所の指定を受けることができる。

第4章 雑則

(身分証明書)

第22条 条例第26条第2項の証明書は、第2号様式による。

(入場の制限)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その入場を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) みだりに市場内へ廃棄物を捨てる者
- (2) 暴行又は脅迫により市場の秩序を乱す者
- (3) 市場の業務又は市場内における他人の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある者
- (4) 感染症の患者又はその疑いのある者

(清潔の保持等)

第24条 条例第33条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可を受けた市場施設及びその周囲を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積すること。
- (2) 商品、容器その他市場施設の使用のために必要な物を通路その他使用の許可を受けた市場施設以外の場所に放置しないこと。

2 市長は、市場施設の清潔の保持及び市場内への廃棄物の持込みの禁止に関し、市場関係事業者に対し必要な指示をすることができる。

(掲示事項)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市場内に掲示する。

- (1) 第3条第2項の規定により、休場日に開場し、又は休場日以外の日に開

場しないとき。

- (2) 卸売業者がその業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
- (3) 仲卸業者及び関連事業者がその業務を開始したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則（以下「新規則」という。）第 6 条及び別表第 1 の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第 1 1 本場及び北部市場の表の規定にかかわらず、北部市場の売買参加者に係る駐車場使用料の額は、当分の間、1 平方メートルにつき 1 月 61 円とする。

別表第 1

1 本場及び北部市場

種 別	使 用 料
卸売業者売場使用料	卸売金額の 1,000 分の 2.5
	甲種 1 平方メートルにつき 1 月 335 円 乙種 1 平方メートルにつき 1 月 179 円 低温売場甲種 1 平方メートルにつき 1 月 1,711 円 低温売場乙種 1 平方メートルにつき 1 月 1,102 円
仲卸業者売場使用料	市場の卸売業者以外の者から買い受けた物品の販売金額の 1,000 分の 2.5（市長が別に定めるところにより、仲卸業者が卸売業者以外の者から生鮮食料品等を買受けることを制限している場合に限る。）
	甲種 1 平方メートルにつき 1 月 1,449 円 乙種 1 平方メートルにつき 1 月 893 円
関連事業者売場使用料 A	甲種 1 平方メートルにつき 1 月 1,449 円 乙種 1 平方メートルにつき 1 月 893 円
関連事業者売場使用料 B	販売金額の 1,000 分の 2.5（販売品目が食鳥卵である場合は、1,000 分の 1.6）
	1 平方メートルにつき 1 月 335 円
冷蔵庫使用料	1 平方メートルにつき 1 月 1,239 円
事務所使用料	甲種 1 平方メートルにつき 1 月 1,658 円 乙種 1 平方メートルにつき 1 月 745 円 本場中央管理棟 1 平方メートルにつき 1 月 1,737 円
倉庫使用料	甲種 1 平方メートルにつき 1 月 861 円 乙種 1 平方メートルにつき 1 月 451 円
駐車場使用料	1 平方メートルにつき 1 月 440 円
土地使用料	甲種 1 平方メートルにつき 1 月 335 円 乙種 1 平方メートルにつき 1 月 242 円
福利厚生施設使用料	1 平方メートルにつき 1 月 724 円
備考 関連事業者売場使用料 A 及び B 並びに甲種及び乙種の区分については、市長が別に定める。	

2 南部市場

種 別	使 用 料
卸売業者売場使用料	卸売金額の 1,000 分の 2
	1 平方メートルにつき 1 月 335 円
関連事業者売場使用料	1 平方メートルにつき 1 月 1,449 円
冷蔵庫使用料	1 平方メートルにつき 1 月 2,910 円
事務所使用料	1 平方メートルにつき 1 月 1,658 円
仕分室使用料	甲種 1 平方メートルにつき 1 月 1,711 円
	乙種 1 平方メートルにつき 1 月 1,102 円
部分肉加工施設使用料	甲種 1 平方メートルにつき 1 月 2,750 円
	乙種 1 平方メートルにつき 1 月 1,300 円
	丙種 1 平方メートルにつき 1 月 1,640 円
駐車場使用料	1 平方メートルにつき 1 月 440 円
福利厚生施設使用料	1 平方メートルにつき 1 月 724 円
備考	
甲種、乙種及び丙種の区分については、市長が別に定める。	

別表第 2

市 場	取扱品目の区分	最近 2 年間（暦年）の年間平均 卸売金額	4 月 1 日から翌年 の 3 月 31 日までの 間の保証金の額
本場及び 北部市場	青果	25億円未満	120 万円
		25億円以上50億円未満	200 万円
		50億円以上 100 億円未満	300 万円
		100 億円以上 200 億円未満	600 万円
		200 億円以上 300 億円未満	900 万円
		300 億円以上 400 億円未満	1, 200 万円
		400 億円以上	1, 600 万円
	水産物	100 億円未満	300 万円
		100 億円以上 200 億円未満	600 万円
		200 億円以上 300 億円未満	900 万円
		300 億円以上 400 億円未満	1, 200 万円
		400 億円以上 500 億円未満	1, 600 万円
		500 億円以上 600 億円未満	2, 000 万円
		600 億円以上	2, 400 万円
南部市場	食肉	50億円未満	200 万円
		50億円以上 100 億円未満	250 万円
		100 億円以上 200 億円未満	500 万円
		200 億円以上	750 万円

備考

1 卸売金額とは、せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る価格と当該卸売に係る数量との積の合計金額に 100 分の 110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第 1 項第 1 号に規定する飲食料品にあっては、100 分の 108）を乗じて得た金額をいう。

2 新たに卸売の業務を行う者に係る保証金の額については、この表により保証金の額を算定できるまでの間は、この表の基準に従い、市長が別に定めるところによるものとする。

別表第 3

業 種	最近 2 年間（暦年）の年間平均 販売金額	4 月 1 日から翌年 の 3 月 31 日までの 間の保証金の額
生鮮食料品等卸売業 を行う者	1 億円未満	10 万円（使用料月 額を 3 倍した額が 10 万円に満たない ときは、使用料月 額の 3 倍に相当す る額とする。）
	1 億円以上 3 億円未満	20 万円
	3 億円以上 6 億円未満	30 万円
	6 億円以上 9 億円未満	40 万円
	9 億円以上	50 万円
上記の業務以外の関 連事業を行う者		使用料月額の 3 倍 に相当する額
備考		
1 販売金額には、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。		
2 使用料月額を 3 倍に相当する額に 1,000 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てる。		
3 新たに生鮮食料品等卸売業を行う者に係る保証金の額については、この表により保証金の額を算定できるまでの間は、この表の基準に従い、市長が別に定めるところによるものとする。		

第 1 号様式

市場施設使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(法人等の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市中心卸売市場業務条例第 6 条第 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

市 場 名	
取扱品目	

使用目的	市場施設の 名 称	位 置	面 積	使用期間

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 2 号様式

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写真	所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 上記の者は、名古屋市中央卸売市場業務条例（令和 2 年名古屋市条例第 47 号）第 26 条第 1 項の規定による立入検査をすることができる職員であることを証明する。 年 月 日 名古屋市長 印

(裏)

名古屋市中心卸売市場業務条例（抜すい）
（報告及び検査） 第 26 条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、取引参加者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 （略）

備考 1 用紙の大きさは、縦 5.4 センチメートル、横 8.6 センチメートルとする。

2 写真の大きさは、縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルとする。

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第43号

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第 102 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則

第 1 条中「名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例」を「名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例」に改める。

第 2 条第 1 項中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 授業料の補助を受けようとする学年度の10月 1 日において条例第 2 条第 1 項に規定する高等学校（以下「私立高等学校」という。）に在籍しない者

(2) 私立高等学校の通信制の課程、専攻科又は別科に在籍する者

- (3) 私立高等学校の全日制の課程に在籍する者のうち、授業料の補助を受けようとする学年度の10月1日において本人又はその保護者が本市の区域内に住所を有しないもの
- (4) 私立高等学校の定時制の課程に在籍する者のうち、授業料の補助を受けようとする学年度の10月1日において本市の区域内に住所を有しないもの
- (5) 私立高等学校を設置する者（以下「設置者」という。）が愛知県の補助を受けて行う授業料減免の要件を満たしている者
- (6) 私立高等学校に在籍する者で自己の勤労に基づいて収入を得ていないもの又は自己の勤労に基づいて得た収入によって自己の主たる生計を維持していないもののうち、その者と生計を一にする父母（その者を地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第23条第1項第9号又は第292条第1項第9号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）とする他の親族があるときは、当該他の親族を含む。以下「非勤労生徒の父母」という。）に対して課される授業料の補助を受けようとする年度分の市町村民税の所得割額（次に掲げる者（同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当しない者に限る。）については、同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び同条第3項の規定を適用して算定した所得割額。以下同じ。）及び道府県民税の所得割額（次に掲げる者（法第23条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当しない者に限る。）については、同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、法第24条の5第1項第2号、第34条第1項第8号及び同条第3項の規定を適用して算定した所得割額。以下同じ。）の合計額（以下「非勤労生徒の父母の所得割額」という。）が692,500円以上のもの
- ア 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者のうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族（市長が別に定めるものに限る。）を有するもの
- イ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（婚姻の届出を

していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を
していない者のうち、その者と生計を一にする親族(市長が別に定める
ものに限る。)を有し、かつ、前年の法第23条第1項第13号又は第292条
第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下であるもの

ウ ア又はイに掲げる者に準ずるものとして市長が別に定めるもの

(7) 私立高等学校に在籍する者で自己の勤労に基づいて得た収入によって自
己の主たる生計を維持しているもの(以下「勤労生徒」という。)のうち、
その者に対して課される授業料の補助を受けようとする年度分の市町村民
税の所得割額及び道府県民税の所得割額の合計額(以下「勤労生徒の所得
割額」という。)が692,500円以上のもの

(8) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により
同法第6条の4に規定する里親に委託され、又は同法第41条に規定する児
童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第
44条に規定する児童自立支援施設に入所している者

第2条第2項中「前項第1号」を「前項」に、「同号ア」を「同項第1号」
に、「同号ウ及びエ」を「同項第3号及び第4号」に、「同号カ」を「同項第
6号」に、「同号キ」を「同項第7号」に改める。

第3条第1項中「(私立幼稚園にあつては、4月から9月までの期間に限
る。)」を削り、「掲げる者」を「掲げる場合」に改め、同項ただし書中「私
立高等学校及び私立幼稚園(以下「私立高等学校等」という。)」を「設置者」
に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 非勤労生徒の父母の所得割額又は勤労生徒の所得割額が542,500円未満
の場合 42,000円

(2) 非勤労生徒の父母の所得割額又は勤労生徒の所得割額が542,500円以上
692,500円未満の場合 25,000円

第3条第2項中「前項第1号」を「前項」に、「同号」を「同項各号」に改
める。

第4条第2項中「私立高等学校等を設置する者(以下「設置者」という。)」
を「設置者」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第7条中「又は在籍しない月のある者に係る在籍月数に変更があった場合」

を削る。

第1号様式中「名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例」を「名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例」に改め、同様式別紙（私立高等学校生徒用）を同様式別紙とし、同様式別紙（私立幼稚園幼児用）を削る。

第2号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例」を「名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例」に改め、同様式別紙中「（園）」、「（園長）」及び「（幼稚園の幼児の場合は年齢）」を削り、同様式注1中「私立高等学校の生徒の場合は」を削り、「私立幼稚園の幼児の場合は対象者及び保護者の申請日現在の住所を証明するため、それぞれ住民票写」を「それぞれの者の住民票の写し」に改め、同様式注2を削り、同様式注3中「又は本市が行う私立幼稚園就園奨励事業による授業料減免」を削り、同注を同様式注2とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例施行細則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第44号

名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例（令和 2 年名古屋市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用月日及び供用時間)

第 2 条 名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド（以下「グラウンド」という。）の供用月日は 1 月 2 日から12月31日までとし、供用時間は午前 8 時30分から午後 9 時30分までとする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、供用月日以外の日に供用し、若しくは供用月日に供用しないものとし、又は供用時間を変更することができる。

3 市長は、条例第11条第 3 項の規定により、指定管理者に、第 1 項に定める供用月日以外の日及び供用時間以外の時間に供用させようとする場合は、そ

の旨を告示するものとする。

(使用許可申請の手続)

第3条 条例第2条第1項の規定によりグラウンドの施設の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 使用目的

(2) 使用期日及び時間

(3) 申請者の住所及び氏名（法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(4) その他必要な事項

2 前項の申請は、使用しようとする日の属する月の前5月以後において行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の申請については、指定管理者が市長と協議して別に定める方法によることができる。

(使用の許可)

第4条 条例第2条第1項の規定による許可は、使用許可書を申請者に交付することによって行う。ただし、前条第3項に規定する方法によることとした場合については、この限りでない。

(特別の設備の設置等の承認)

第5条 条例第7条の規定による承認の申請は、使用の許可の申請の際に併せて行うものとする。

(行為の禁止等)

第6条 グラウンドにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。

(2) 寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。

(3) 承認を受けずに広告類を掲出し、又は頒布すること。

(4) 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れること。

(5) 建物その他の工作物を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。

と。

(6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。

(7) 泥酔者、伝染性の疾患があると認められる者又は保護者のない6歳未満の者が入場すること。

(8) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

(立入り)

第7条 市長は、グラウンドの管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退場)

第8条 市長は、この規則に違反し、又は指定管理者若しくはその管理するグラウンドの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し退場を命ずることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の指定の申請)

第10条 条例第10条第2項の規定によるグラウンドの指定管理者の指定の申請は、名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第10条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）を行うに当たっての基本的な考え方とその方法

(2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

(4) 管理業務により得られる収入の見込額

(5) 管理業務に要する費用の見込額

(6) その他市長が必要と認める事項

3 グラウンドの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類
（指定等の告示）

第11条 条例第10条第3項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第10条第3項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日
（協定の締結）

第12条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、グラウンドの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) グラウンドの管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) グラウンドの使用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項
（事業報告書の提出）

第13条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) グラウンドの使用状況
- (3) グラウンドの管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に同規則の規定によりされている申請その他の手続は、それぞれこの規則の相当の規定によりされたものとみなす。

別記様式

名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド指定管理者指定申請書 年 月 日 (宛先) 名古屋市長 申請者 所在地 名称 代表者氏名 ㊟ 次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。					
申 請 者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号 () —			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所	電話番号 () —		
	種 別	☐ 法人 (種類) ☐ 法人以外の団体			
併せて提出する 書類		1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (法人以外の 団体にあっては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、 資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの 4 その他 ()			
備 考					

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

名古屋市東山公園テニスセンター条例施行細則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第45号

名古屋市東山公園テニスセンター条例施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市東山公園テニスセンター条例（令和 2 年名古屋市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用月日及び供用時間)

第 2 条 名古屋市東山公園テニスセンター（以下「テニスセンター」という。）の供用月日は 1 月 4 日から 12 月 28 日まで（毎月第 2 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日）を除く。）とし、供用時間は午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分までとする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、供用月日以外の日に供用し、若しくは供用月日に供用しないものとし、

又は供用時間を変更することができる。

- 3 市長は、条例第11条第3項の規定により、指定管理者に、第1項に定める供用月日以外の日及び供用時間以外の時間に供用させようとする場合は、その旨を告示するものとする。

(使用許可申請の手続)

第3条 条例第2条第1項の規定によりテニスセンターの施設の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 使用目的

(2) 施設の名称

(3) 使用期日及び時間

(4) 申請者の住所及び氏名（法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(5) その他必要な事項

- 2 前項の申請は、使用しようとする日の属する月の前2月以後において行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の申請については、市長が別に定めるところにより、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム（以下「情報システム」という。）を利用する方法によることができる。

(使用の許可)

第4条 条例第2条第1項の規定による許可は、使用許可書を申請者に交付することによって行う。ただし、市長が別に定めるところにより、情報システムを利用する方法によることとした場合については、この限りでない。

(附属設備の利用料金の基準額)

第5条 条例別表備考第3項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(特別の設備の設置等の承認)

第6条 条例第7条の規定による承認の申請は、使用の許可の申請の際に併せて行うものとする。

(行為の禁止等)

第7条 テニスセンターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 承認を受けないで寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。
- (3) 広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (5) 建物その他の工作物を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (7) 泥酔者、伝染性の疾患があると認められる者又は保護者のない6歳未満の者が入場すること。
- (8) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

(立入り)

第8条 市長は、テニスセンターの管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退場)

第9条 市長は、この規則に違反し、又は指定管理者若しくはその管理するテニスセンターの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し退場を命ずることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の公募)

第11条 条例第10条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲

- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第10条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第12条 条例第10条第2項の規定によるテニスセンターの指定管理者の指定の申請は、名古屋市東山公園テニスセンター指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第10条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 テニスセンターの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第13条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古

屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。
（指定等の告示）

第14条 条例第10条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第10条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

（協定の締結）

第15条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、テニスセンターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) テニスセンターの管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) テニスセンターの使用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

（事業報告書の提出）

第16条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況

- (2) テニスセンターの使用状況
- (3) テニスセンターの管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に同規則の規定によりされている申請その他の手続は、それぞれこの規則の相当の規定によりされたものとみなす。

別表

附属設備の種類又は品目	利用料金の基準額（１回）
拡声器	１式 2,500円

別記様式

[illegible]

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第46号

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第16条の 2中第 4項を第 5項とし、同条第 3項第 4号を削り、同項の次に次の 1項を加える。

4 市長又は社会福祉事務所長は、被措置者等が次に掲げる者（地方税法第 292条第 1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当しない者に限る。）の属する世帯であるときは、第 1項各号の徴収金を減額するものとする。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者のうち、地方税法第 292条第 1項第 9号に規定する扶養親族その他その者と生計を一にする親族（市長が別に定める者に限る。）を有するもの
- (2) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をし

ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者のうち、その者と生計を一にする親族(市長が別に定める者に限る。)を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの

(3) 前2号に掲げる者に準ずるものとして市長が別に定めるもの

別表第2中

「

B	A階層を除き、当該年度分（ 4月から 6月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税世帯	0円	0円	
C ₁	A階層を除き、前年分（ 1月から 6月までにあつては前前年分）の所得税非課税世帯であつて当該年度分（ 4月から 6月までにあつては前年度分）の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2, 200円	500円
C ₂	所得割の額がある世帯	3, 300円	800円	
D ₁	A階層を除き、前年分（ 1月から 6月までにあつては前前年分）の所得税課税世帯であつてその所得税の額が右の区分に該当する世帯	15, 000円以下	6, 700円	2, 200円
D ₂		15, 001円以上40, 000円以下	10, 100円	3, 300円
D ₃		40, 001円以上70, 000円以下	14, 900円	5, 500円
D ₄		70, 001円以上183, 000円以下	23, 200円	8, 700円
D ₅		183, 001円以上403, 000円以下	32, 900円	12, 300円
D ₆		403, 001円以上703, 000円以下	43, 300円	16, 200円
D ₇		703, 001円以上1, 078, 000円以下	54, 900円	20, 500円
D ₈		1, 078, 001円以上1, 632, 000円以下	68, 000円	25, 500円
D ₉		1, 632, 001円以上2, 303, 000円以下	82, 300円	30, 800円
D ₁₀	2, 303, 001円以上3, 117, 000円以下	98, 000円	36, 700円	

D ₁₁	3, 117, 001円以上4, 173, 000円以下	115, 000円	43, 100円
D ₁₂	4, 173, 001円以上5, 334, 000円以下	133, 200円	49, 900円
D ₁₃	5, 334, 001円以上6, 674, 000円以下	152, 900円	57, 300円
D ₁₄	6, 674, 001円以上	152, 900円	57, 300円

」

を

「

B	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税の世帯	0円	0円
C	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までにあつては前年度分）の市町村民税が均等割の額のみ（所得割非課税）の世帯	2, 200円	500円
D ₁	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までにあつては前年度分）の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する世帯	9, 000円以下	3, 300円
D ₂		9, 001円以上27, 000円以下	6, 700円
D ₃		27, 001円以上57, 000円以下	10, 100円
D ₄		57, 001円以上93, 000円以下	14, 900円
D ₅		93, 001円以上177, 300円以下	23, 200円
D ₆		177, 301円以上258, 100円以下	32, 900円
D ₇		258, 101円以上348, 100円以下	43, 300円
D ₈		348, 101円以上456, 100円以下	54, 900円
D ₉		456, 101円以上583, 200円以下	68, 000円
D ₁₀		583, 201円以上704, 000円以下	82, 300円
D ₁₁		704, 001円以上852, 000円以下	98, 000円
D ₁₂		852, 001円以上1, 044, 000円以下	115, 000円
D ₁₃		1, 044, 001円以上1, 225, 500円以下	133, 200円
D ₁₄		1, 225, 501円以上	152, 900円

」

に改め、同表備考第1項を次のように改める。

- 1 別表第1備考第4項及び第6項の規定は、この表の場合について準用する。

第 6号様式の 2の 2中「又は保健センター（以下「社会福祉事務所等」という。）」を削り、「社会福祉事務所等に」を「社会福祉事務所に」に改める。

第 6号様式の11（裏）三及び四中「又は保健センター」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和 2年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「新規則」という。）別表第 2の規定は、令和元年 7月分の徴収金から適用する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている通所受給者証及び障害児通所給付費等・障害児入所給付費利用者負担額特例減額・免除認定証であって、現に効力を有するものは、新規則の規定にかかわらず、そのものの給付決定期間内又は有効期限内に限り、なおその効力を有する。

（徴収金の特例）

- 4 令和元年 7月 1日から施行日の前日までの間において、児童が入所施設に入所し、又は通園施設に通園したことにより発生する新規則第16条の 2第 1項第 2号の規定による徴収金が、旧規則第16条の 2第 1項第 2号の規定を適用するとしたならば徴収することとなる額（以下「旧徴収金」という。）を超える場合においては、新規則第16条の 2第 1項第 2号の規定にかかわらず、旧徴収金をもって同号の規定による徴収金とする。

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第47号

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第 2項に後段として次のように加える。

この場合において、次項各号のいずれかに該当するときは、納期限までに区長に提出されたものとみなす。

第19条中第 4項を第 5項とし、第 3項を第 4項とし、第 2項の次に次の 1項を加える。

3 条例第22条第 2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害その他やむを得ない理由により、納期限までに前項の保険料減免申請書を区長に提出することができないと認める場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める場合

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市災害救助法施行細則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第48号

名古屋市災害救助法施行細則

(趣旨)

第 1 条 災害救助法（昭和22年法律第 118 号。以下「法」という。）の施行については、法、災害救助法施行令（昭和22年政令第 225 号。以下「施行令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第 1 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(区域の告示)

第 2 条 市長は、法による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに救助を行う区域を告示するものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第 3 条 施行令第 3 条第 1 項の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第 228 号）の定めるところによる。

- 2 市長は、前項の救助の程度、方法及び期間によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

(物資の保管等に係る公用令書等)

第4条 施行規則第1条第1項の公用令書の様式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- (1) 物資の保管を命じる場合 第1号様式
- (2) 物資を収用する場合 第2号様式
- (3) 施設を管理する場合 第3号様式
- (4) 土地、家屋又は物資を使用する場合 第4号様式

- 2 市長は、前項各号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳（第5号様式）に登録しなければならない。
- 3 施行規則第1条第4項の公用変更令書の様式は、第6号様式とする。
- 4 市長は、前項の公用変更令書を交付したときは、強制物件台帳に変更事項及びその理由を詳細に記録しなければならない。
- 5 施行規則第1条第5項の公用取消令書の様式は、第7号様式とする。
- 6 市長は、前項の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録しなければならない。

(受領調書)

第5条 施行規則第2条第3項の受領調書の様式は、第8号様式とする。

- 2 前項の受領調書を作成するときは、その物資の引渡しを行った所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第6条 施行規則第3条第1項の損失補償請求書の様式は、第9号様式とする。

- 2 市長は、前項の損失補償請求書の提出があったとき及びこれによって損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令に係る公用令書等)

第7条 施行規則第4条第1項の公用令書の様式は、第10号様式とする。

2 市長は、前項の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳（第11号様式）に登録しなければならない。

3 施行規則第4条第3項の公用取消令書の様式は、第12号様式とする。

4 市長は、前項の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録しなければならない。

（従事不能の場合の届出）

第8条 施行規則第4条第2項の規定による届出の様式は、第13号様式とする。

2 前項の届出には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合 医師の診断書

(2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合 市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

（実費弁償の基準）

第9条 施行令第5条の実費弁償の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 施行令第4条第1号から第4号までに規定する者

ア 日当

市の常勤の職員で、救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して、その都度市長が定める額以内の額

イ 時間外勤務手当

日当の額を基礎とし、市の常勤の職員との均衡を考慮して算定した額以内の額

ウ 旅費

名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）に規定する相当額以内の額

(2) 施行令第4条第5号から第10号までに規定する者 業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内の額

（実費弁償請求書）

第10条 施行規則第5条の実費弁償請求書の様式は、第14号様式とする。

(身分を示す証票)

第11条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票の様式は、第15号様式とする。

(扶助金支給申請書)

第12条 施行規則第6条第1項の扶助金支給申請書の様式は、第16号様式とする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち次の各号に掲げるものには、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金支給申請書 負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金支給申請書 療養の経過、症状及び治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者が、当該救助に関する業務により負傷し、若しくは疾病にかかった場合又は死亡した場合における施行規則第6条第1項の扶助金支給申請書には、同条第2項及び前項に定めるもののほか、法第8条の規定による協力命令をした旨の市長の証明書を添付しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 号 年 月 日				
公用令書				
住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）				
名古屋市長				印
災害救助法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり物資の保管を命じます。				
種 類	数 量	所 在 の 場 所	保 管 期 間	備 考
-----（切 取 線）-----				
第 号 年 月 日				
受領書				
（宛先）名古屋市長				
住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）				
				印
公用令書（保管）を受領しました。				

備考 1 行政不服審査法第 82 条第 1 項及び行政事件訴訟法第 46 条第 1 項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号 年 月 日					
公用令書					
住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）					
名古屋市長					印
災害救助法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり物資を収用します。					
種 類	数 量	所在の場所	引 渡 期 日	引 渡 場 所	備 考

(切 取 線)

第 号
 年 月 日

受領書

（宛先）名古屋市長

住 所
 氏 名
 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

印

公用令書（収用）を受領しました。

備考 1 行政不服審査法第 82 条第 1 項及び行政事件訴訟法第 46 条第 1 項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 3 号様式（第 4 条関係）

第 号 年 月 日						
公用令書						
住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）						
名古屋市長						印
災害救助法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり施設を管理します。						
名 称	種 類	所在の場所	範 囲	期 間	引 渡 期 日	備 考
-----（切 取 線）----- 第 号 年 月 日 受領書 （宛先）名古屋市長 住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名） 印 公用令書（管理）を受領しました。						

備考 1 行政不服審査法第82条第 1 項及び行政事件訴訟法第46条第 1 項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 4 号様式（第 4 条関係）

第 号 年 月 日							
公用令書							
住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）							
名古屋市長							印
災害救助法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土地、家屋又は物資を使用します。							
種 類	数 量	所在の場所	範 囲	期 間	引渡期日	引渡場所	備 考
----- (切 取 線) -----							
第 号 年 月 日							
受領書							
（宛先）名古屋市長							
住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）							
							印
公用令書（使用）を受領しました。							

備考 1 行政不服審査法第82条第 1 項及び行政事件訴訟法第46条第 1 項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第5号様式（第4条関係）

強制物件台帳								
公 用 令 書	第		号		年 月 日			
所 有 者 の 住所及び氏名	住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)							
占 有 者 の 住所及び氏名	住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)							
公 用 令 書 の 内 容	種 類 名 称	数 量	所 在 の 場 所	範 囲	期 間	引 渡 期 日	引 渡 場 所	備 考
変 更 事 項 及びその理由								
取 消 理 由								
損 失 補 償	種 類 名 称	請 求 額	請 求 年 月 日	請 求 者	補 償 額	補 償 年 月 日	備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 6 号様式（第 4 条関係）

第 号 年 月 日	
公用変更令書	
住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）	
名古屋市長 印	
災害救助法第 9 条第 1 項の規定による処分（公用令書第 号 年 月 日）を、 次のとおり変更します。	
変 更 前 の 処 分 の 内 容	変 更 後 の 処 分 の 内 容
----- (切 取 線) -----	
第 号 年 月 日	
受領書	
（宛先）名古屋市長	
住 所 氏 名 印 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）	
公用変更令書を受領しました。	

備考 1 行政不服審査法第82条第 1 項及び行政事件訴訟法第46条第 1 項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 7 号様式（第 4 条関係）

	第 号 年 月 日
公用取消令書	
住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
名古屋市長 印	
災害救助法第 9 条第 1 項の規定による処分（公用令書第 号 年 月 日）を 取り消します。	
(切 取 線)	
第 号 年 月 日	
受領書	
(宛先) 名古屋市長	
住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 印	
公用取消令書を受領しました。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 8 号様式（第 5 条関係）

年 月 日		
受領調書		
災害救助法第 9 条第 1 項の規定により、収用（使用）する物資を次のとおり受領しました。 よって、受領調書を作成し、各 1 通所持するものとします。		
名古屋市職員 受領者 氏名 印 物資の所有者（又は占有者） 立会人 氏名 印		
公 用 令 書	第 号	年 月 日
種 類 及 び 数 量		
受 領 年 月 日		
受 領 場 所		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 9 号様式（第 6 条関係）

年 月 日		
損失補償請求書		
(宛先) 名古屋市長		
請求者 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 印		
災害救助法第 9 条第 2 項において準用する同法第 5 条第 3 項の損失補償として、次のとおり請求します。		
請 求 金 額		
請 求 理 由		
公 用 令 書	第 号	年 月 日
(添付書類) 1 算出明細書 2 受領調書 (写し)		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第10号様式（第7条関係）

（表）

	第 号 年 月 日
公用令書	
住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名） 職 業 年 月 日生	
名古屋市長 印	
災害救助法第7条第1項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。	
従 事 す べ き 業 務	
従 事 す べ き 場 所	
従 事 す べ き 期 間	
出頭すべき日時及び場所	
備 考	
-----（切 取 線）-----	
第 号 年 月 日	
受領書	
（宛先）名古屋市長 住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）	
印	
公用令書（従事）を受領しました。	

(裏)

公用令書の交付を受けた者の心得

- 1 この公用令書の交付を受けた者は、この公用令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、担当の職員に届け出てください。
- 2 この公用令書の交付を受けた者は、負傷、疾病等により指定の日時及び場所に出頭することができない場合には、医師の診断書を添え、名古屋市長に遅滞なく届け出てください。
- 3 この公用令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭することができない場合には、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書を添え、名古屋市長に遅滞なく届け出てください。
- 4 この公用令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第11号様式（第7条関係）

救助従事者台帳						
公 用 令 書		第 号		年 月 日		
従 事 者	住 所 (所 在 地)			職 業		
	氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)			生 年 月 日		
従 事 す べ き 業 務						
従 事 す べ き 場 所						
従 事 す べ き 期 間						
出頭する日時及び場所						
公用令書取消理由						
負傷し、若しくは疾病にか かり、又は死亡した事故の 日 時 及 び 場 所						
負傷し、若しくは疾病にか かり、又は死亡した事故の 原 因 及 び 状 況						
傷 病 名 、 傷 病 の 程 度 及 び 身 体 の 状 況						
備 考						
負傷し、若しくは疾病にか かり、又は死亡した事故の 発生時、本人と親族関係に あつた主な者の状況		氏 名	本人と の続柄	生 年 月 日	職 業	備 考
実 費 弁 償		実 費 弁 償 の 内 訳			支 給 年 月 日	備 考
		日 当	時 間 外 勤 務 手 当	旅 費		
扶 助 金		扶助金の種類		金 額	支 給 年 月 日	備 考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第12号様式（第7条関係）

	第 号 年 月 日
公用取消令書	
住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 職 業	
名古屋市長 印	
災害救助法第7条第1項の規定による処分（公用令書第 号 年 月 日）を 取り消します。	
----- (切 取 線) -----	
第 号 年 月 日	
受領書	
(宛先) 名古屋市長	
住 所 氏 名 印 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
公用取消令書を受領しました。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第13号様式（第8条関係）

年 月 日 従事不能届 (宛先) 名古屋市長 届出者 住 所 氏 名 印 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 職 業 年 月 日生 災害救助法第7条第1項の規定による公用令書（第 号 年 月 日）の交付を受けましたが、次の理由により、救助に関する業務に従事することができないので、関係書類を添えて届け出ます。	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第14号様式（第10条関係）

年 月 日 実費弁償請求書 （宛先）名古屋市長 請求者 住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名） 職 業 印 災害救助法第7条第5項の規定による実費弁償として、次のとおり請求します。		
請 求 金 額		
公 用 令 書	第 号	年 月 日
従 事 し た 業 務		
従 事 し た 場 所		
従 事 し た 期 間		
（添付書類） 算出明細書		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第15号様式（第11条関係）

（表）

第 号
証 票
所 属 職 名 氏 名
年 月 日生
上記の者は、災害救助法第10条の規定による立入検査の権限を有するものであることを証明する。
年 月 日交付
名古屋市長
印

（裏）

災害救助法（抜すい） （指定行政機関の長等の立入検査等）	
第6条 （略）	
2 （略）	
3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。	
4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。	
5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
（都道府県知事等の立入検査等）	
第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。	
2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。	
3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。	
1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
2 この証票の有効期間は、交付の日から 年 月 日までとする。	
3 この証票は、有効期間が経過したとき、又は不要になったときは、必ず返還しなければならない。	

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第16号様式（第12条関係）

年 月 日					
療養 休業 障害 遺族 葬祭 打切 扶助金支給申請書					
（宛先）名古屋市長					
住 所 氏 名 印 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）					
災害救助法第12条の規定による扶助金として、関係書類を添えて、次のとおり請求します。					
公 用 令 書	第	号	年 月 日		
従 事 者 又 は 協 力 者	住 所		職 業		
	氏 名		生 年 月 日		
従 事 又 は 協 力 し て い た 救 助 業 務					
事 故 発 生 日 時 及 び 場 所					
事 故 発 生 原 因 及 び 状 況					
傷 病 名 、 傷 病 の 程 度 及 び 身 体 の 状 況					
療 養 又 は 休 業 を 要 す る 見 込 期 間					
負傷し、若しくは疾病にか かり、又は死亡した事故の 発生時、本人と親族関係に あつた主な者の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職業	備 考
（添付書類） 算出明細書					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第49号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中 「空港対策室
男女平等参画推進室」 を「空港対策室」に、
「市民経済局」を「スポーツ市民局」に、 「企画経理課
地域振興部」 を
「地域振興部」に、 「地域振興課
地域安全推進課」 を「地域振興課」に、

「産 業 部

産業労働課

地域商業課

次世代産業振興課

市民生活部

消費流通課」

を「市民生活部
地域安全推進課」に、

「 市政情報室
消費生活課
男女平等参画推進室
スポーツ推進部
スポーツ振興室
スポーツ施設室
スポーツ戦略室

経 済 局

総 務 課

「 市政情報室」を 産業労働部 に、

産業企画課

労働企画室

中小企業振興課

商業・流通部

地域商業課

市場流通室

イノベーション推進部

次世代産業振興課

スタートアップ支援室

産業立地交流室」

「ナゴヤ魅力向上担当部

ナゴヤ魅力向上室

観光交流部

観光推進室」

を「観光交流部
観光推進課」に、「緑地利活用室」を「緑地

利活用課」に改める。

第2条防災危機管理局危機管理企画室の項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 災害救助に係る総合調整に関すること。

第2条防災危機管理局危機対策室の項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 危機発生時の対応に係る関係機関及び団体との連携の推進に関すること。

(4) 危機発生時の対応に係る人材育成の総合的な推進に関すること。

第2条総務局企画部企画課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) SDGsの推進に係る調整に関すること。

第2条総務局総合調整部アジア競技大会推進室の項第4号中「競技運営及び」を削り、同室の項第5号中「選手村整備に係る企画及び総合調整」を「選手村に係る総合調整」に改め、同室の項第6号中「アジア競技大会の組織委員会」を「一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会」に改め、同部男女平等参画推進室の項を削り、同条財政局税務部税制課の項第7号及び第8号中「関すること」の次に「(税務システム整備室の主管に属するものを除く。)」を加え、同課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同条中「市民経済局」を「スポーツ市民局」に改め、同条スポーツ市民局総務課の項第1号中「人事」の次に「及び予算決算」を加え、同課の項第2号中「職員の福利厚生」を「重要事項の総合調整」に改め、同局企画経理課の項を削り、同局地域振興部地域安全推進課の項を削り、同局人権施策推進室の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 犯罪被害者等支援に関すること。

第2条スポーツ市民局産業部の項を削り、同局市民生活部消費流通課の項を次のように改める。

地域安全推進課

(1) 安心・安全で快適なまちづくりの推進に係る企画及び調査並びに連絡調整に関すること。

(2) 客引き行為等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。

- (3) 生活安全対策及び交通安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (4) 生活安全及び交通安全に係る啓発及び運動に関すること。
- (5) 暴力団の排除の推進に関すること。
- (6) 交通安全計画の策定及び改定に関すること。
- (7) 交通安全対策会議に関すること。
- (8) 再犯防止の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (9) 部内他課室の主管に属しないこと。

第2条スポーツ市民局市民生活部の項に次のように加える。

消費生活課

- (1) 消費生活に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 消費生活の安定及び向上に関すること。
- (3) 物価の安定に関すること。
- (4) 消費者団体に関すること。
- (5) 消費生活の向上のための指導及び啓発に関すること。
- (6) 消費生活に係る情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- (7) 消費生活の相談及び苦情処理に関すること。
- (8) 相談及び苦情に係る事業者の指導に関すること。
- (9) 消費生活用品等の品質に係る試験、研究及び指導に関すること。
- (10) 消費生活審議会に関すること。
- (11) 消費生活センターに関すること。

男女平等参画推進室

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に係る諸施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 男女平等参画苦情処理委員に関すること。
- (3) 男女平等参画審議会に関すること。
- (4) 男女平等参画推進センターに関すること。
- (5) その他男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。

第2条スポーツ市民局の項に次のように加える。

スポーツ推進部

スポーツ振興室

- (1) スポーツ（障害者スポーツを含む。以下スポーツ振興室の項において同じ。）の普及及び振興に関すること。
- (2) 市民スポーツ及びレクリエーションの指導及び奨励に関すること。
- (3) スポーツ推進審議会に関すること。
- (4) 体育関係団体及びレクリエーション関係団体に関すること。
- (5) スポーツ推進委員に関すること。
- (6) 障害者スポーツセンターに関すること。
- (7) 障害者スポーツセンター運営審議会に関すること。
- (8) 部内他室の主管に属しないこと。

スポーツ施設室

- (1) 体育館その他のスポーツ施設（スポーツ振興室の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 中学校施設のスポーツ開放に関すること。
- (3) 瑞穂公園の整備及び管理に関すること。
- (4) 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会に関すること。

スポーツ戦略室

- (1) スポーツ戦略の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) スポーツを活かした都市ブランドの向上に関すること。
- (3) 大規模スポーツイベントの誘致及び開催に関すること。

第2条 スポーツ市民局の項の次に次のように加える。

経 済 局

総 務 課

- (1) 局内の人事及び予算決算に関すること。
- (2) 局内他部課室公所の主管に属しないこと。

産業労働部

産業企画課

- (1) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 局の主管に属する外郭団体の総括に関すること。
- (3) 産業経済に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（他局室部課

公所の主管に属するものを除く。) 。

- (4) 産業経済活動の調査研究に関すること。
- (5) 計量に関すること。
- (6) 中小企業振興会館に関すること。
- (7) 公益財団法人名古屋産業振興公社に関すること。
- (8) 部内他課室の主管に属しないこと。

労働企画室

- (1) 就労支援に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。) 。
- (2) 産業人材の育成及び確保に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 就労支援に係る事業及び労働福祉事業に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。) 。
- (4) 労働関係の官公庁及び諸団体との連絡に関すること。
- (5) 労働関係資料に関すること。

中小企業振興課

- (1) 中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 中小企業の経営相談に関すること。
- (3) 中小企業に係る情報の提供に関すること。
- (4) 中小企業の経営改善の推進に関すること。
- (5) 創業支援に関すること（スタートアップ支援室の主管に属するものを除く。) 。
- (6) 中小企業団体等に関すること。
- (7) 中小企業に対する資金の融資に関すること。
- (8) 中小企業金融の相談に関すること。
- (9) 公益財団法人名古屋市中小企業共済会、名古屋市信用保証協会及び公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社に関すること。

商業・流通部

地域商業課

- (1) 商店街、小売市場その他の地域商業の振興に関すること。
- (2) 地域商業関係団体等に関すること。

- (3) 大規模小売店舗の立地に関する事。
- (4) 大規模小売店舗立地審議会に関する事。
- (5) 部内他室公所の主管に属しない事。

市場流通室

- (1) 中央卸売市場の総合調整その他局長の指定する卸売市場に係る調整に関する事。
- (2) 中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に係る業務及び財務の検査に関する事。
- (3) 中央卸売市場運営協議会及び市場取引委員会に関する事。
- (4) 中央卸売市場に関する事。

イノベーション推進部

次世代産業振興課

- (1) 次世代産業の振興及び調査研究に関する事。
- (2) クリエイティブ産業の振興に関する事。
- (3) 産業デザインの振興に関する事。
- (4) イノベーションの創出に係る事業の企画及び調整に関する事（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 産学官連携による研究開発の推進に関する事。
- (6) サイエンスパークの事業推進に係る企画及び調整に関する事。
- (7) サイエンスパークの用地及び施設に関する事。
- (8) 工業研究所に関する事。
- (9) 部内他室の主管に属しない事。

スタートアップ支援室

- (1) スタートアップの振興に関する事。
- (2) スタートアップその他企業の先進技術の活用に係る支援に関する事（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (3) スタートアップ支援機関等との連携に関する事。

産業立地交流室

- (1) 産業立地の促進に関する事。
- (2) 企業誘致の推進に関する事。

(3) 産業交流の促進に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。

(4) 海外の経済情報の収集に関すること。

第2条観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部の項を削り、同局観光交流部の項中「観光推進室」を「観光推進課」に改め、同部観光推進課の項第1号中「観光の推進」の次に「及び都市魅力の向上」を加え、「企画調整」を「企画及び調整」に改め、同課の項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 観光客の誘致に係るプロモーションに関すること。

第2条観光文化交流局観光交流部国際交流課の項第2号中「企画調整」を「総合的な企画及び調整」に改め、同局文化歴史まちづくり部文化振興室の項第1号中「企画調整」を「企画及び調整」に改め、同室の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条環境局地域環境対策部地域環境対策課の項第8号中「部内他課」を「部内他課公所」に改め、同部大気環境対策課の項第3号中「環境保全設備資金」を「環境保全・省エネルギー設備資金」に改め、同条健康福祉局監査課の項第4号を次のように改める。

(4) 局所管の災害対策に関すること。

第2条健康福祉局障害福祉部障害企画課の項第4号を次のように改める。

(4) 難病対策に関すること（局内他部課公所及び子ども青少年局の主管に属するものを除く。）。

第2条健康福祉局障害福祉部障害企画課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 障害者スポーツに係る障害者施策の調整に関すること。

第2条健康福祉局障害福祉部障害企画課の項中第15号及び第16号を削り、第17号を第15号とし、同号の次に次の2号を加える。

(16) 精神保健福祉センターに関すること。

(17) 総合リハビリテーションセンターに関すること。

第2条健康福祉局障害福祉部障害企画課の項中第18号から第20号までを削り、第21号を第18号とし、第22号を第19号とし、同局健康部保健医療課の項中第6

号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 陽子線がん治療施設の広域的な利用の促進等に関すること。

第2条健康福祉局健康部健康増進課の項第6号を次のように改める。

(6) 局長の指定する精神保健に関すること。

第2条健康福祉局健康部健康増進課の項中第9号を第10号とし、第8号を削り、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 自殺対策に関すること。

(8) 精神保健福祉審議会に関すること。

第2条住宅都市局都市計画部街路計画課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同局営繕部企画保全課の項第2号中「これに関連する施設」を「定住促進住宅並びにこれらに関連する施設」に改め、同局住宅部住宅企画課の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同課の項第7号中「住宅管理課」を「住宅整備課及び住宅管理課」に改め、同号を同課の項第5号とし、同課の項中第8号を第6号とし、同部住宅整備課の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市営住宅等のアセットマネジメントに関すること。

第2条住宅都市局住宅部住宅整備課の項に次の1号を加える。

(6) 市営住宅等のアセットマネジメントに係る名古屋市住宅供給公社との連絡調整に関すること。

第2条住宅都市局住宅部住宅管理課の項第1号、第2号及び第4号から第6号までの規定中「市営住宅」の次に「等」を加え、同条緑政土木局緑地部緑地管理課の項第3号中「部内他課室」を「部内他課」に改め、同部の項中「緑地利活用室」を「緑地利活用課」に改め、同部緑地利活用課の項に次の2号を加える。

(3) 鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、久屋大通公園久屋大通庭園、荒子川公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、庄内緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）

る。）、白鳥公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、日光川公園の公園施設、戸田川緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）、徳川公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、緑化センター及びみどりが丘公園に関すること。

(4) 緑化に関する知識の普及及び市民の意識の高揚に関すること。

第2条緑政土木局緑地部緑地維持課の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同課の項第6号中「民間緑化」を「民有地緑化」に改め、同号を同課の項第4号とし、同課の項中第7号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 特別緑地保全地区に係る調査及び調整に関すること。

第2条緑政土木局緑地部緑地維持課の項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同部緑地事業課の項第1号中「緑地利活用室」を「緑地利活用課」に改め、同課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第4条中「、部又は担当部」を「又は部」に改める。

第5条第1項中「、担当部に担当部長」を削り、同条第4項中「、部又は担当部」を「又は部」に、「市民経済局人権施策推進室」を「スポーツ市民局人権施策推進室」に改め、同条第5項中「、部又は担当部」を「又は部」に改める。

第6条第1項中「、担当部長」を削る。

第8条第1項の表中

「

市民経済局	産業技術支援	1 次世代産業の振興及び調査研究に関すること。	1

」

を

経 済 局	産業技術・技術革新支援	1 次世代産業の振興及び調査研究に関すること。 2 スタートアップの振興に係る技術支援に関すること。	1
観光文化交流局	都市魅力・国際都市化	1 都市魅力の向上に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。 2 国際都市化の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。	1

に改める。

第 9 条第 1 項の表防災危機管理局の項中

危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関すること。 2 危機管理に係る施策の推進に関すること。	31	を

「

危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関すること。 2 危機管理に係る施策の推進に関すること。	32
危機対策に係る総合調整	1 局長の指定する災害対策本部等の運営の総括に関すること。 2 局長の指定する防災訓練に関すること。 3 危機発生時の対応に係る関係機関及び団体との連携の推進に関すること。 4 危機発生時の対応に係る人材育成の総合的な推進に関すること。	1

に改め、同表総

」

務局職員部の項を次のように改める。

職員部	内部統制等	1 内部統制の推進に関すること。 2 局長の指定する職員の倫理の保持の総括に関すること。 3 局長の指定する職員の公正な職務の執行の確保の総括に関すること。 4 局長の指定する職員の服務に関すること。	1
	メンタルヘルス・保健指導	1 職員の心の健康保持増進に関すること。 2 職員の健康管理及び保健指導に係る企画及び調整に関すること。	1

第9条第1項の表総務局企画部企画・水に係る施策の調整の項を次のように改める。

企画・水に係る施策の調整	1	東海各県との連絡調整に関する事	1
	2	SDGsの推進に係る調整に関する事	
	3	水に係る施策の調整に関する事	
	4	その他局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関する事	

第9条第1項の表総務局総合調整部選手村整備の項を次のように改める。

選手村に係る総合調整	1	アジア競技大会の選手村に係る総合調整に関する事	1

第9条第1項の表総務局総合調整部瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整の項を次のように改める。

瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整	1	瑞穂公園陸上競技場の改築に係る連絡調整に関する事	1

第9条第1項の表財政局財政部資産経営の推進の項を次のように改める。

資産経営の推進	1	資産経営に係る施策の推進に関する事	21
	2	資産経営の推進に係る連絡調整に関する事	

第9条第1項の表財政局税務部プレミアム付商品券の発行に係る調整の項を削り、同表中

「

	税務システム再構築・事務改善	1 税務総合情報システムの再構築に関する事。 2 税務事務の改善に係る企画及び調整に関する事	1

」

を

「

		税務システム再構築・事務改善	1 税務総合情報システムの再構築に すること。 2 税務事務の改善に係る企画及び調整 にすること。	1
スポーツ市民局	地域振興部	区役所の庁舎営繕等	1 局長の指定する区役所の庁舎営繕等 に係る企画及び調整にすること。	1
		空家等対策の推進に係る企画調整等	1 空家等対策の推進に係る企画及び調 整にすること。 2 空家等対策の推進に関する特別措置 法による措置等にすること。 3 町を美しくする運動にすること。 4 局長の指定する地域コミュニティ活 性化推進に係る企画及び調整にすること。	1
	人権施策推進室	人権企画	1 人権施策の推進に係る総合的企画及 び調査研究にすること。 2 人権施策の推進に係る総合調整に すること。 3 人権擁護委員にすること。 4 なごや人権啓発センターにすること。 5 人権施策推進室の庶務及び経理に すること。	1
		同和問題等	1 同和問題の解決に向けた施策の総合 調整にすること。 2 同和問題の解決に向けた施策の推進 にすること。 3 犯罪被害者等支援にすること。 4 局長の指定する人権施策の推進に係	1

		る総合調整に関すること。	
		5 文化センターに関すること。	
市民生活部	安心・安全で快適なまちづくりの推進	1 安心・安全で快適なまちづくりの推進に係る企画及び調査並びに連絡調整に関すること。	9
	生活安全対策に係る連絡調整	1 生活安全対策の企画及び調査に関すること。 2 生活安全対策に係る連絡調整その他特命事項に係る調整に関すること。	1
	交通安全対策に係る連絡調整	1 交通安全計画の策定及び改定に関すること。 2 交通安全運動に関すること。 3 交通安全対策に係る連絡調整その他特命事項に係る調整に関すること。	1
スポーツ推進部	瑞穂公園陸上競技場の改築	1 瑞穂公園陸上競技場の改築に関すること。 2 瑞穂公園の整備に係る特命事項の処理に関すること。	1
	アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整	1 アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整に関すること。	1

」

に改め、同表市民経済局の項を次のように改める。

経済局	産業労働部	金融等	1 中小企業に対する資金の融資に関すること。 2 中小企業金融の相談に関すること。 3 創業支援に関すること。 4 局長の指定する中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。 5 名古屋市信用保証協会及び公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社に関すること。	1
	商業・流通部	大店立地	1 大規模小売店舗の立地に関すること。 2 大規模小売店舗立地審議会に関すること。	1
		市場のあり方検討	1 中央卸売市場のあり方の検討に関すること。	1
	イノベーション推進部	産業技術支援	1 局長の指定する次世代産業の振興及び調査研究に関すること。 2 産学官連携による研究開発の推進に関すること。 3 サイエンスパークの事業推進に係る企画及び調整に関すること。 4 工業研究所に関すること。	1
		技術革新支援	1 スタートアップその他企業の先進技術の活用に係る支援に関すること。 2 その他局長の指定するスタートアップの振興に関すること。	1
		企業誘致に係る特命事項の処理	1 局長の指定する企業誘致の推進に関すること。	1

第9条第1項の表観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部の項を削り、同局観

光交流部の項を次のように改める。

観光交流部	観光に係る受入環境の整備	1 観光に係る受入環境の整備等に関すること（国際交流課の主管に属するものを除く。）。	1
	観光プロモーション	1 観光客の誘致に係るプロモーションに関すること。	1
	観光に係る名古屋城の活用	1 観光に係る名古屋城の活用に関すること。	1
	都市魅力の発信に係る特命事項の処理	1 局長の指定する観光の推進及び都市魅力の発信に関すること。	1
	多文化共生・国際貢献	1 多文化共生社会の形成に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。 2 外国人留学生に関すること。	1
	国際展示場等に係る企画調整	1 国際展示場及び国際会議場に関すること。	1
	国際展示場利用促進	1 見本市・展示会等の誘致及び開催支援に関すること。	1

第9条第1項の表環境局事業部の項を次のように改める。

事業部	路上禁煙・ 住居の不良 堆積物対策 の推進等	1 路上禁煙に係る事業の調整及び推進 に関すること。 2 住居等の堆積物による不良な状態の 解消に係る対策の推進に関すること。 3 ごみの散乱防止に関すること。 4 局長の指定する収集等に係る事業の 調整に関すること。	1
	住居の不良 堆積物対策 の推進	1 住居等の堆積物による不良な状態の 解消に係る対策の推進に関すること。	6

第9条第1項の表環境局施設部富田工場設備更新の項を削り、同表健康福祉局プレミアム付商品券の発行に係る調整の項及び同局高齢福祉部認知症施策に係る企画調整の項を削り、同局障害福祉部精神保健福祉の項を次のように改める。

精神障害者 福祉	1 精神障害者の福祉に関すること。	1

第9条第1項の表健康福祉局障害福祉部いのちの支援の項を削り、同局生活福祉部生活困窮者自立支援の項を次のように改める。

生活困窮者 自立支援	1 生活困窮者に対する自立の支援に 関すること。 2 住居のない者の援護に関すること。 3 保護施設の運営に係る企画及び調整 に関すること（厚生院のあり方の検討 を除く。）。 4 無料低額宿泊所に係る届出及び指導 監督に関すること。 5 日常生活支援住居施設の認定に関す ること。	1

第9条第1項の表健康福祉局健康部衛生研究所の整備の項を次のように改める。

陽子線がん 治療施設事 業	1 陽子線がん治療施設の広域的な利用 の促進等に関する事	1

第 9 条第 1 項の表健康福祉局健康部の項中

「

がん対策・ 食育推進等	1 がん対策の推進に係る企画及び総合 調整に関する事	1
	2 食育の推進に係る企画及び総合調整 に関する事	
	3 局長の指定する健康づくり事業に関 する事	
陽子線がん 治療施設事 業	1 陽子線がん治療施設の広域的な利用 の促進等に関する事	1

を

」

「

がん対策・ 食育推進等	1 がん対策の推進に係る企画及び総合 調整に関する事	1
	2 食育の推進に係る企画及び総合調整 に関する事	
	3 局長の指定する健康づくり事業に関 する事	
精神保健・ いのちの支 援	1 局長の指定する精神保健に関するこ と	1
	2 自殺対策に関する事	
	3 精神保健福祉審議会に関する事	

に改め、同表子

」

ども青少年局子ども未来企画部放課後事業に係る企画調整の項を次のように改める。

放課後事業 に係る企画 調整	1 局長の指定する放課後施策の企画及び調整に関する事。	2
	2 トワイライトルームに関する事。	
	3 留守家庭児童健全育成事業に関する事（青少年家庭課の主管に属するものを除く。）。	

第9条第1項の表子ども青少年局子ども未来企画部トワイライトスクールの項を削り、同表住宅都市局都市計画部自動車専用道路の項中第5号を削り、同局営繕部病院整備の項を削り、同局住宅部不適正居住対策の項中「市営住宅」の次に「等」を加え、同局リニア関連都心開発部市街地整備の項を次のように改める。

まちづくり 調整	1 リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区（駅建設地周辺を除く。）の開発及び整備に関する事。	1
	2 局長の指定する名古屋駅周辺地区のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関する事。	

第9条第1項の表緑政土木局緑地部施設運営・改善の項を次のように改める。

施設の運営 改善・活用	1 第2条緑政土木局緑地部緑地利活用課の分掌事務中第3号に掲げる事。	1
	2 局長の指定する公園及び緑地の運営の改善及び活用に関する事。	

第9条第4項中「、部又は担当部」を「又は部」に改める。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する規則（昭和58年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第8条（見出しを含む。）中「市民経済局長」を「スポーツ市民局長」に改める。

- 3 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「市民経済局市民生活部市政情報室長」を「スポーツ市民局市民生活部市政情報室長」に改める。

別表第1中

「		「		」		」			
〃	市民経済局長	を	〃	スポーツ市民局長	に改める。				
			〃	経済局長					

- 4 名古屋市情報公開条例施行細則（平成12年名古屋市規則第124号）の一部を次のように改正する。

第13条中「市民経済局」を「スポーツ市民局」に改める。

- 5 名古屋市個人情報保護条例施行細則（平成17年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第26条中「市民経済局」を「スポーツ市民局」に改める。

- 6 名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則（平成15年名古屋市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第8条中「名古屋市総務局指定管理者選定委員会」を「名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会」に改める。

- 7 名古屋市地区会館条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第16条中「名古屋市市民経済局指定管理者選定委員会」を「名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会」に改める。

- 8 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例施行細則（平成17年名古屋市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市民経済局長」を「スポーツ市民局長」に改める。

- 9 名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例施行細則（平成30年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市民経済局長」を「スポーツ市民局長」に改める。

- 10 男女平等参画推進なごや条例施行規則（平成14年名古屋市規則第151号）

の一部を次のように改正する。

第12条及び第19条中「総務局」を「スポーツ市民局」に改める。

- 11 名古屋市中小企業振興会館条例施行細則（昭和58年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第17条中「名古屋市市民経済局指定管理者選定委員会」を「名古屋市経済局指定管理者選定委員会」に改める。

- 12 名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第60条及び第61条の6中「市民経済局」を「経済局」に改める。

- 13 名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第17条中「名古屋市健康福祉局指定管理者選定委員会」を「名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会」に改める。

第25条中「健康福祉局障害福祉部障害企画課」を「スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興室」に改める。

会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第50号

会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則

会計管理者補助組織規則（昭和39年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「審査第二係」を「審査第二係
主 査(1)」に改める。

第 3 条出納課改善指導係の項中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 決算に関する書類の作成及び取りまとめに関すること。

第 3 条出納課出納係の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第13号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条審査課の項を次のように改める。

審 査 課

審査第一係

審査第二係

(1) 室長の指定する局室区及び委託を受けた各種団体の支出負担行為の事前

合議に関すること。

- (2) 室長の指定する局室区及び委託を受けた各種団体の支出命令、振替命令、還付命令及び更正命令の審査、精算の確認並びに戻入通知の受理に関すること。
- (3) 室長の指定する局室区及び委託を受けた各種団体の歳入歳出外現金及び基金に属する現金に係る払出通知の審査に関すること。
- (4) 室長の指定する局室に配置する審査出納員に関すること（出納課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 他係の主管に属しないこと（審査第一係に限る。）。

主 査（審査）

- (1) 室長の指定する局室区の支出負担行為の事前合議に関すること。
- (2) 室長の指定する局室区の支出命令、振替命令、還付命令及び更正命令の審査、精算の確認並びに戻入通知の受理に関すること。
- (3) 室長の指定する局室区の歳入歳出外現金及び基金に属する現金に係る払出通知の審査に関すること。
- (4) 室長の指定する局室に配置する審査出納員に関すること（出納課の主管に属するものを除く。）。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

区長委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第51号

区長委任規則等の一部を改正する規則

(区長委任規則の一部改正)

第 1 条 区長委任規則（昭和25年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 項第28号中「更生医療に係るものに限る。）の支給認定」を「育成医療に係るものを除く。）の支給認定（精神保健福祉センターに係るものを除く。）」に改め、「、自立支援医療費（更生医療に係るものを除く。）の支給認定」を削り、「、指定障害福祉サービス事業者」を「並びに指定障害福祉サービス事業者」に改め、「並びに精神障害者及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者に係る補装具費、高額障害福祉サービス等給付費及び地域生活支援事業に関する給付の支払」を削り、同項第29号中「並びに精神障害児及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度で

ある児童に係る高額障害児通所給付費」を削る。

(児童相談所長委任規則の一部改正)

第2条 児童相談所長委任規則（昭和31年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

本則第10号中「第11条第3項」を「第11条第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

(保健所長委任規則の一部改正)

第3条 保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「第32条第1項」を「第66条第1項」に改める。

本則第3号及び第3号の2中「食品衛生検査所長の権限に属するもの並びに」を削り、「及び名古屋市中心卸売市場南部市場」を「、名古屋市中心卸売市場本場及び同南部市場」に改める。

本則第6号の3中「別表第6 45の項」を「別表第6 38の項」に改める。

本則第6号の4中「関すること」の次に「（名古屋市中心卸売市場本場及び同南部市場に係るもの」を加え、「。以下「食品表示委任政令」という。」を削り、「に限る。）（名古屋市中心卸売市場本場及び同南部市場に係るもの」を「（同項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものを除く。）（以下「衛生事項」という。）に限る。）」に改める。

本則第6号の5を次のように改める。

(6) の5 食品表示法第8条第1項による報告の請求、物件の提出、立入検査、質問及び収去に関すること（名古屋市中心卸売市場本場及び同南部市場に係るもの（衛生事項に限る。）を除く。）。

本則第6号の5の次に次の1号を加える。

(6) の6 食品表示法第8条第2項による報告の請求、物件の提出、立入検査及び質問に関すること。

本則第24号中「（生活衛生センター所長の権限に属するものを除く。）」を削る。

本則中第54号の9を第54号の11とし、第54号の8を第54号の9とし、同号

の次に次の 1 号を加える。

(54)の10 浄化槽法第49条第 1 項による台帳の作成及び同条第 2 項による情報の請求に関すること。

本則中第54号の 7 を第54号の 8 とし、第54号の 6 を第54号の 7 とし、第54号の 5 の次に次の 1 号を加える。

(54)の 6 浄化槽法第11条の 3 による届出の受理に関すること。

本則第54号の11の次に次の 1 号を加える。

(54)の12 浄化槽法附則第11条第 1 項による助言及び指導、同条第 2 項による勧告並びに同条第 3 項による措置命令に関すること。

本則第55号の15中「第17条第 2 項」を「第18条第 1 項」に改める。

本則第65号中「別表第 6 43の項」を「別表第 6 37の項」に改める。

(食品衛生検査所長委任規則の一部改正)

第 4 条 食品衛生検査所長委任規則（昭和47年名古屋市規則第98号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 号及び第 2 号中「並びに輸入食品及び市外で製造された食品等のうち市長が別に定めるもの」を削る。

本則第 5 号中「並びに輸入食品及び市外で製造された食品等のうち市長が別に定めるもの（収去に係るものに限る。）」を削る。

(農業委員会委任規則の一部改正)

第 5 条 農業委員会委任規則（平成17年名古屋市規則第80号）の一部を次のように改正する。

本則第 2 号中「別表第 8 3 の項」を「別表第 8 2 の項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 生活衛生センター所長委任規則（平成11年名古屋市規則第66号）は、廃止する。

出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第52号

出納員等に関する規則の一部を改正する規則

出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 1現金出納員 1出納員の表中

市民経済局	「 1 総務課、産業部産業労働課、同部地域商業課、市民生活 部消費流通課、同部市政情報室、市民活動推進センター、 なごや人権啓発センター、文化センター及び消費生活セン ターの長 2 中小企業振興センター、中央卸売市場本場、中央卸売市 場北部市場、中央卸売市場南部市場及び工業研究所の庶務 担当課長 」

を

スポーツ 市民局	1 総務課、市民生活部市政情報室、同部消費生活課、スポーツ推進部スポーツ振興室、同部スポーツ施設室、市民活動推進センター、なごや人権啓発センター及び文化センターの長
経済局	1 総務課、産業労働部産業企画課、同部労働企画室、同部中小企業振興課、商業・流通部地域商業課及びイノベーション推進部次世代産業振興課の長 2 中央卸売市場本場、中央卸売市場北部市場、中央卸売市場南部市場及び工業研究所の庶務担当課長

に改め、同表健康福祉局の項第 1号中「、生活衛生センター」を削り、同項第 3号中「衛生研究所事務長」を「衛生研究所副所長」に改め、同表緑政土木局の項第 1号中「同部緑地利活用室」を「同部緑地利活用課」に改め、同項第 2号中「東山総合公園管理課長」の次に「及び同総合公園東山植物園長」を加え、同表教育委員会事務局の項第 1号中「、同部スポーツ振興課」を削る。

別表第 2物品出納員 1出納員の表本庁の項第 1号中「市民経済局市民生活部市政情報室、観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室、観光交流部観光推進室、同部M I C E推進室」を「スポーツ市民局市民生活部市政情報室、スポーツ推進部スポーツ振興室、同部スポーツ施設室、同部スポーツ戦略室、経済局産業労働部労働企画室、商業・流通部市場流通室、イノベーション推進部スタートアップ支援室、同部産業立地交流室、観光文化交流局観光交流部M I C E推進室」に改め、「、緑政土木局緑地部緑地利活用室」を削り、同表公所の項中

市民経済 局	1 公所の庶務担当係長	を
スポーツ 市民局	1 公所の庶務担当係長	に改
経済局	1 公所の庶務担当係長	

める。

附 則

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第53号

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市旅費条例施行規則（昭和27年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第17条の表第4条第7項の項中「第4条第7項」を「第4条第6項」に改め、同表第13条第8項の項中「第13条第8項」を「第13条第7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

在勤地内等旅費規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第54号

在勤地内等旅費規則の一部を改正する規則

在勤地内等旅費規則（昭和42年名古屋市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記様式備考を同様式備考第 1 項とし、同様式備考に次の 1 項を加える。

- 2 この様式により難い場合は、この様式の例により、別の様式を使用することができる。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第55号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年名古屋市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 条第 4 号ア(ウ) 」を「第 2 条第 5 号ア(ウ) 」に改める。

第 3 条の 3 中「第 7 条第 5 項第 6 号」を「第 7 条第 5 項第 5 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第56号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和40年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第3号中「上下水道局及び交通局の参事並びに」を削り、「病院局の」の次に「参事、」を加える。

第6号中「集中治療センター」の次に「、救命救急センター」を加え、「、陽子線治療センター及び救命救急センター」を「及び陽子線治療センター」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第57号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第30条」に改める。

第 3 条第 1 項中「なった者」の次に「（市長が定める者を除く。）」を加える。

第 5 条の 2 中「、司書職及び栄養指導職」を「及び司書職」に改める。

第16条第 1 項中「定める昇給区分に」を「定める勤務成績を昇給区分として」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特に良好
- (2) 良好
- (3) 良好でない

第18条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第18条 削除

第19条の前に見出しとして「（特別の場合の昇給等）」を付する。

第23条第1項に次の1号を加える。

- (9) 教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する
主任指導主事（別に定める選考に合格した者に限る。）の職務 1

第29条中「12月）」の次に「で除して得た数（以下この項において「経験調整数」といい、1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（経験調整数に1に満たない端数がある場合で、その端数となる月数（当該月数のうち、経験年数の月数を12月で除した結果切り捨てられた端数となる月数については、当該月数に1.5を乗じた月数）が12月以上のときは当該号給の号数に2を、6月以上12月未満のときは当該号給の号数に1を加えて得た数を号数とする号給）」を加え、「12月」とし、」を「12月で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給」とし、同項ただし書及び」に改め、同条を第30条とし、第28条の3の次に次の1条を加える。

（条例附則第18項に規定する市長が定める額）

第29条 条例附則第18項に規定する「市長が定める額」とは、当該職員に適用される最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に163を乗じて得た額を条例第10条の2第2項に規定する割合に100分の100を加算して得た割合で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）（当該職員が適用を受ける給料表の職務の級における号給の額に当該額がない場合にあっては、当該額の直近上位の額の号給の額）とする。

別表第2 初任給表1 行政職給料表児童生活支援員・児童自立支援専門員の項を削る。

別表第3 学歴免許等資格区分表2 短大卒の項中「3年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を、「2年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

別表第7 昇給号給数表中「A」を「特に良好」に、「B」を「良好」に、「C」を「良好でない」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第18条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定及び第19条の前に見出しを付する改正規定は、同年 3 月31日から施行する。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（昭和34年名古屋市規則第59号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の表中「159, 100」を「160, 600」に、「199, 000」を「200, 100」に改める。

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第58号

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改
正する規則

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「職員（」の次に「第24条を除き、」を加える。

第 3 条第 1 項中「職員の」を「職員（市長が定める者を除く。）の」に改める。

第12条第 1 項中「定める昇給区分に」を「定める勤務成績を昇給区分として」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特に良好
- (2) 良好
- (3) 良好でない

第14条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第14条 削除

第15条の前に見出しとして「（特別の場合の昇給等）」を付する。

第24条を第25条とし、第23条中「以下「経験調整数」といい、」及び「（経験調整数に1に満たない端数がある場合で、その端数となる月数に1.5を乗じた月数が12月以上のときは当該号給の号数に2を、6月以上12月未満のときは当該号給の号数に1を加えて得た数を号数とする号給）」を削り、同条を第24条とし、第22条の3の次に次の1条を加える。

（条例附則第18項に規定する市長が定める額）

第23条 条例附則第18項に規定する「市長が定める額」とは、当該職員に適用される最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に163を乗じて得た額を条例第10条の2第2項に規定する割合に100分の100を加算して得た割合で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）（当該職員が適用を受ける給料表の職務の級における号給の額に当該額がない場合にあつては、当該額の直近上位の額の号給の額）とする。

別表第2 初任給表備考第10項中「生活衛生センター」を「衛生研究所業務課」に改める。

別表第4 昇給号給数表中「A」を「特に良好」に、「B」を「良好」に、「C」を「良好でない」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第14条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定及び第15条の前に見出しを付する改正規定は、同年3月31日から施行する。

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第59号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和36年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この規則は、職員（上下水道局、交通局、病院局及び消防局の職員を除く。第14条を除き、以下同じ。）の職務執行に必要とする被服の貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 8 条の 2 の見出し中「再任用職員」を「引き続き採用された職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の 2 第 1 項の規定により退職した後、同法第28条の 4 第 1 項又は第28条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「本市を退職した後、引き続いて採用された職員」に改める。

第 8 条の 3 中「第 6 条第 9 項」の次に「及び前条」を加える。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の被服)

第14条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる職員に貸与する被服の職類ごとの職種別による貸与品の種類及び保存期間は、別表の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

附則に次の1項を加える。

(再任用短時間勤務職員の特例)

3 当分の間、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に貸与する被服の職類ごとの職種別による貸与品の種類及び保存期間は、別表の規定にかかわらず、任命権者が別に定めることができるものとする。

別表1 甲類総務局の項中「守衛長及び」を削り、同類市民経済局の項中「市民経済局」を「経済局」に改め、同類環境局の項中「運転士」の次に「（地域環境対策部地域環境対策課及び環境科学調査センターに勤務する者を除く。）」を加え、「環境事業所」を「並びに環境事業所」に改め、「除く。）」の次に「及び処分場業務係」を加え、「及び主査並びに処分場業務係に勤務する係長」を削る。

別表2 乙類市民経済局の項中「市民経済局」を「経済局」に改め、「産業部次世代産業振興課に勤務する技師並びに」を削り、「係長」の次に「並びにイノベーション推進部次世代産業振興課に勤務する技師」を加え、同類環境局の

項中	環境科学調査センター	作業服（上）	3年	を
	監視係に勤務する者	作業服（下・冬）	4年	

「

環境科学調査センター	作業服（上）	3年
監視係に勤務する者	作業服（下・冬）	4年
環境科学調査センター	作業服（上）	3年
に勤務し、解体工事現場への立入検査及び指	作業服（下・夏）	3年
	作業服（下・冬）	3年

導を行う技師	シャツ（夏）	3 年	に改め、同
	◎防寒衣	3 年	
	長靴	3 年	
	安全靴	3 年	
事業部作業課に勤務し、定期的な訪問等による居住者等への堆積物撤去の働きかけを行う者	作業服（上）	3 年	
	作業服（上・冬）	3 年	
	作業服（下）	3 年	
	◎防寒衣	5 年	
	安全靴	3 年	

「 類健康福祉局の項中	○看護衣（下）	2 年	を
	○靴	1 年	

「 ○看護衣（下） ○靴	1 年	に改め、「、厚生院附属病院」の次
	1 年	

に「（薬剤科を除く。）」を、「並びに衛生研究所」の次に「疫学情報部」を

「

加え、

白衣

8 月

を

「 白衣（3 着）	2 年	に、

「 生活衛生センターに勤務する主幹及び看護師	ズボン	1 年
	○白衣（夏）	2 年
	○白衣（冬）	1 年
	○看護衣（上・長袖）	2 年

	○看護衣（下）	2 年	を
生活衛生センター庶務係に勤務する運転士並びに同センター感染症対策係及び生活環境係に勤務する係長及び技師	○作業服（上）	3 年	
	○作業服（下・夏）	3 年	
	○作業服（下・冬）	3 年	
	白衣	1 年	

「

衛生研究所業務課に勤務する係長、主査（感染症予防の推進）、技師及び運転士	○作業服（上）	3 年	に改め、「
	○作業服（下・夏）	3 年	
	○作業服（下・冬）	3 年	
	白衣	1 年	
衛生研究所業務課に勤務する主査（感染症対策）及び看護師	ズボン	1 年	
	○白衣（夏）	2 年	
	○白衣（冬）	1 年	
	○看護衣（上・長袖）	2 年	
	○看護衣（下）	2 年	

指導管理係に勤務する係長及び」及び

「

白衣（2 着）	8 月	を削り、同類子ども青少年局の項中

「主事及び保育士、看護師」を「主査、主事、保育士及び保育員、看護師」に、「及び保育士に」を「、保育士及び保育員に」に改め、「、保育士」の次に「、保育員」を加え、「勤務する主事及び保育士」を「勤務する者」に、「保育服（冬）」を「指導服（冬）」に改め、同類住宅都市局の項中「（営繕部主幹（病院整備）を除く。）」を削り、同類緑政土木局の項を次のように改める。

緑政土木局	技術指導課に勤務する	○作業服（上）	3 年

課長、主幹（技術評価等）及び主査、同課指導検査係に勤務する係長及び技師、路政部道路管理課監理係に勤務する係長、主事及び技師、道路建設部道路建設課橋梁計画係、橋梁整備係、橋梁保全係及び立体交差係に勤務する技師、同課用地測量係に勤務する係長及び技師、東山総合公園管理課に勤務する主査（東山の森）、同課維持係に勤務する係長及び技師、同総合公園再生整備課に勤務する主幹（施設整備）、係長、主査及び技師並びに同総合公園東山植物園に勤務する園長、係長及び技師	○作業服（下・夏）	3 年
	○作業服（下・冬）	3 年
	シャツ（夏）	3 年
	◎防寒衣	4 年
	安全靴	3 年
土木事務所に勤務する所長、副所長、係長（管理係に勤務する者を除く。）、主査（リニア関連工事等調整）及び技師	○作業服（上）	3 年
	○作業服（下・夏）	3 年
	○作業服（下・冬）	3 年
	シャツ（夏）	2 年
	◎防寒衣	4 年
土木事務所、路政部道	安全靴	3 年
	○作業服（上）（2 着）	3 年

	路管理課監理係及びポンプ施設管理事務所に勤務する運転士	○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（夏）（2着） 長靴	3年 3年 3年 4年
	路政部道路管理課路政係及び道路維持課、道路建設部、河川部河川管理課、都市農業課、緑地部並びに東山総合公園に勤務する運転士	○作業服（上） シャツ（盛夏）（2着） 長靴	4年 4年 4年
	路政部道路利活用課境界測量総括係、東部方面境界測量係及び西部方面境界測量係並びに河川部河川管理課監理指導係に勤務する係長及び技師、同部河川工務課施設整備係に勤務し、機械又は電気設備の整備を行う技師、ポンプ施設管理事務所に勤務する所長、係長（事務係に勤務する者を除く。）及び技師、緑地部緑地管理課に勤務する課長、主幹（公園適正利用）及び主査（公園適正利用）、同課指導係に勤務する者、同部緑地事業課に勤務	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏） ◎防寒衣 安全靴	3年 3年 3年 2年 4年 3年

する課長及び主査（防災公園整備）並びに同課整備係に勤務する者		
都市農業課に勤務する主幹（農業振興）並びに同課農業土木係に勤務する係長及び技師	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏） 安全靴	3年 3年 3年 2年 3年
都市農業課に勤務する主査（ふれあい農業等）並びに同課生産振興係に勤務する係長及び技師	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏） 長靴	3年 3年 3年 2年 4年
農業センターに勤務する者（主査（農業センターの運営改善）、業務技師及び業務士並びに管理係に勤務する係長及び主事を除く。）	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（夏） ◎防寒衣 長靴	3年 3年 3年 3年 4年 2年
東山総合公園東山動物園に勤務する園長、副園長及び主幹（教育普及等）	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏）（2着） ◎防寒衣 安全靴	3年 3年 3年 3年 4年 3年
東山総合公園東山動物園に勤務する係長及び獣医師	○作業服（上） ○作業服（下・夏） ○作業服（下・冬） シャツ（盛夏）（2着） ◎防寒衣	2年 2年 2年 3年 4年

		白衣（夏）	2 年
		白衣（冬）	2 年
		安全靴	2 年
	東山総合公園東山動物園に勤務する業務技師	帽子	2 年
		○作業服（上）	2 年
		○作業服（下・夏）（2 着）	3 年
		○作業服（下・冬）（2 着）	3 年
		シャツ（盛夏）（2 着）	2 年
		◎防寒衣	4 年
		長靴	1 年
		長靴（獣舎等清掃用）	3 年
		安全靴	3 年

別表 2 乙類区役所の項中「2 年」を「1 年」に改める。

別表 3 丙類市民経済局の項を次のように改める。

スポーツ市民局	業務士	○作業服（上）	3 年
		○作業服（下・夏）	2 年
		○作業服（下・冬）	3 年
		シャツ（盛夏）（2 着）	3 年
スポーツ市民局	スポーツ推進部スポーツ施設室に勤務する技師	○作業服（上）	3 年
		○作業服（下・夏）	4 年
		シャツ（盛夏）（2 着）	3 年
経済局	中央卸売市場南部市場に勤務する係長（業務係に勤務する者を除く。）、主査及び技師	○作業服（上）	2 年
		○作業服（下・夏）	3 年
		○作業服（下・冬）	3 年
		シャツ（夏）	2 年
		長靴（2 足）	1 年
経済局	中央卸売市場南部市場に勤務する業務技師	○作業服（上）（2 着）	3 年
		○作業服（下・夏）（2 着）	3 年
		○作業服（下・冬）（2 着）	3 年
		シャツ（夏）（2 着）	3 年

		長靴（４足）	２年
	工業研究所に勤務し、 機械器具類の試験、検 定、鑑定等を行う主任 研究員及び研究員	作業服（上） 作業服（下・夏） 作業服（下・冬） シャツ（盛夏）	３年 ３年 ３年 ２年

別表３ 丙類環境局の項中

「

業務士	作業服（上・夏）	２年
	作業服（上・冬）	２年
	○作業服（下・夏）	２年
	○作業服（下・冬）	２年

を

」

「

技士（南リサイクルプ ラザにおける業務を行 う者に限る。）	○帽子 ○作業服（上） ○作業服（下） ○シャツ（夏） ○シャツ（冬） ○防水衣 ○ゴム引手袋（８双） ○長靴 ○安全靴	３年 ３年 ２年 ２年 ３年 ３年 １年 ３年 ２年
技士（第二処分場にお けるごみの埋立業務を 行う者に限る。）	○帽子 ○作業服（上） ○作業服（下）（２着） ○シャツ（夏）（３着） ○シャツ（冬） ○ゴム引手袋（８双） ○長靴 ○安全靴	３年 ３年 １年 ３年 ３年 １年 １年 ３年

に、

業務士	作業服（上・夏）	2 年
	作業服（上・冬）	2 年
	○作業服（下・夏）	2 年
	○作業服（下・冬）	2 年

」

「

○長靴（2 足）	1 年	を

」

「

○長靴（2 足）	1 年	に改め、「処分場に勤務する技士」
○安全靴	1 年	

」

の次に「（廃棄物処理手数料の徴収又は計量業務を行う者を除く。）」を加

「

え、	○防水衣	2 年	を
	○ゴム引手袋（10 双）	1 年	
	○長靴	1 年	

」

「

○ゴム引手袋（10 双）	1 年	に、
○長靴	1 年	

」

「

工場に勤務する者（工場長及び事務係に勤務する者（技士を除く。）を除く。）	○作業服（上）	2 年	を
	○作業服（下）（2 着）	1 年	
	○シャツ（夏）（2 着）	2 年	
	○ゴム引手袋（3 双）	1 年	
	○安全靴	1 年	

」

「

工場に勤務する者（工場長、事務係に勤務する者（技士を除く。）並びに富田工場及び大江破碎工場に勤務し、廃棄物処理手数料の徴収又は計量業務を行う技士を除く。）	○作業服（上）	2 年
	○作業服（下）（2 着）	1 年
	○シャツ（夏）（2 着）	2 年
	○ゴム引手袋（3 双）	1 年
	○安全靴	1 年
富田工場、大江破碎工場及び処分場に勤務し、廃棄物処理手数料の徴収又は計量業務を行う技士	○作業服（上・冬）	3 年
	○作業服（下・冬）	3 年
	○防水衣	3 年
	○長靴	3 年

に改め、同

」

類健康福祉局の項中「生活衛生センター」を「衛生研究所」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の被服貸与規則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて貸与している被服の取扱いについては、次項の規定の適用を受けるものを除き、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則別表2乙類子ども青少年局の項の規定に基づき保育服（冬）を貸与されている職員又は同類緑政土木局の項の規定に基づきシャツ（盛夏）を貸与されている職員（技術指導課に勤務する課長及び主査並びに同課指導検査係に勤務する係長及び技師に限る。）に対してこの規則による改正後の被服貸与規則（以下「改正後規則」という。）別表2乙類子ども青少年局の項の規定に基づき貸与する指導服（冬）又は同類緑政土木局の項の規定に基づき貸与するシャツ（夏）の最初の貸与する期日は、改正後規則第6条の規定にかかわらず、現に貸与されているこれらの被

服の保存期間が満了する日の直後の同条に規定する期日とする。

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第60号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号中「定める額」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、当該額に当該再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加える。

附則第 5 項中「第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで」を「第 3 条第 1 項各号」に改める。

附則第 6 項第 2 号中「小学校」の次に「又は中学校」を加える。

別表第 1 市長の事務部局内部部局の項中「、担当部長」を削り、同表市長の事務部局その他中小企業振興センターの項及び同表市長の事務部局その他消費

生活センターの項を削り、同表市長の事務部局その他中央卸売市場南部市場の項中

「		を		「	
場長	4 種			場長	4 種
課長	7 種			課長	7 種
主幹	8 種				
」				」	

に改め、同表市長の事務部局その他精神保健福祉センターの項中

「		を		「	
所長	7 種			所長	7 種
				副所長	8 種
」				」	

に改め、同表市長の事務部局その他生活衛生センターの項を削り、同表市長の事務部局その他衛生研究所の項中「事務長」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

初任給調整手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第61号

初任給調整手当規則の一部を改正する規則

初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成31年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月31日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月31日まで」に改め、「医療保護施設、衛生研究所、児童福祉センター、地域療育センター及び区役所保健福祉センター（福祉部を除く。以下同じ。）に勤務（兼務を含む。）する」及び「衛生研究所及び区役所保健福祉センターにあつては、」を削り、「者」の次に「（医療保護施設、児童福祉センター及び地域療育センターに勤務（兼務を含む。）する者を除く。）」を加える。

附則第 4 項及び第 5 項中「令和 2 年 3 月31日」を「令和 3 年 3 月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第62号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第24条第8項中「12月29日から翌年1月15日まで」を「12月27日から翌年1月6日まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第63号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同条第 2 号の 2 を削る。

第 6 条中「及び第 2 号の 2」を削る。

第 7 条第 1 項中「、条例」の次に「又は名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）第 8 条第 1 項の規定」を加え、同条第 2 項第 1 号中「第 3 条第 2 号の 2 又は第 3 号」を「第 3 条第 3 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（令和元年名古屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 職員に対する令和2年6月に期末手当及び勤勉手当を支給する場合におけるこの規則による改正後の期末手当及び勤勉手当規則第7条第1項及び第11条第1項の規定の適用については、これらの規定中「職員として在職した期間」とあるのは、「職員として在職した期間（臨時的に任用される職員（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する教員を除く。）であった期間（令和元年12月2日から令和2年3月31日までの期間に限る。）を除く。）」とする。

義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第64号

義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当規則（昭和51年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「（小学校）」の次に「又は中学校」を加える。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第65号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和元年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 6 条ただし書中「支給単位期間」の次に「（給与条例第11条第 6 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の場合において、会計年度任用短時間勤務職員のうち平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が17回に満たない者の運賃等相当額（給与条例第11条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額をいう。）は、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等（給与条例第11条第 1 項第 1 号に規定する運賃等をいう。）の額で最も低廉となるものの額の勤務 1 回当たりの額に、実勤務回数を乗じて得た額とする。

第 7 条中「別に定める職にある者」を「定める者」に改める。

第10条第 1 項中「別に定める場合」を「任命権者が定める者」に改め、同条

第2項中「第6条本文」を「第6条第1項本文」に、「別に定める場合」を「任命権者が定める者」に改め、同条第3項中「第6条ただし書」を「第6条第1項ただし書及び同条第2項」に、「別に定める場合」を「任命権者が定める者」に改める。

附則第2項を次のように改める。

（名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例附則第2項に規定する市長が定める額）

- 2 条例附則第2項の「市長が定める額」は、当該会計年度任用短時間勤務職員に適用される最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に163を乗じて得た額を給与条例第10条の2第2項に規定する割合に100分の100を加算して得た割合で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）（当該会計年度任用短時間勤務職員が条例別表第4の規定に基づき適用を受けるものとした場合の給料表の職務の級における号給の額に当該額がない場合にあつては、当該額の直近上位の額の号給の額）に、算出率を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（令和2年条例附則第6項に規定する市長が定める者）

- 2 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和2年名古屋市条例第25号。以下「令和2年条例」という。）附則第6項の「職員（市長が定める者に限る。）」は、施行日の前日現に名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第5号。以下「平成31年条例」という。）第2条による改正前の名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）別表第3の規定の適用を受ける職員のうち、同表の報酬の額の欄に同表備考第3項の規定による報酬の額が規定されている職（以下「退職者向け嘱託員の職」という。）にある者とする。

- 3 令和2年条例附則第6項の「会計年度任用短時間勤務職員（市長が定める者に限る。）」は、平成31年条例第2条の規定による名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正により退職者向け嘱託員の職から移行して置かれた職にある地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（別に定める者を除く。）とする。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第66号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「従事している技術職員」の次に「（保健福祉センター又は保健福祉センター福祉部の長の職にある者を除く。）」を加え、同項第 3 号中「又は保健福祉センター」を「、保健福祉センター又は保健福祉センター福祉部」に改める。

第11条の次に次の 1 条を加える。

第11条の 2 条例第 9 条第 1 項ただし書の「市長が定めるもの」は、次に掲げる職員とする。

- (1) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの
- (2) 医療職給料表 (1) の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの

2 条例第 9 条第 3 項の「市長が定めるもの」は、次に掲げる職員とする。

- (1) 消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの

- (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの
- (3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員で職員の任用に関する規則別表第2段階別職位表に掲げる部長段階の職にあるもの

第29条に次の1号を加える。

- (6) 職員に支給する給与又は旅費に係る返納金のうち別に定めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（令和2年条例附則第12項の規定が適用される間の読替え）

- 2 施行日から令和3年3月31日までの間は、第12条第1項中「条例第10条第1項」とあるのは、「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和2年名古屋市条例第25号）附則第12項の規定により読み替えられた条例第10条第1項」とする。

（行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員）

- 3 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和2年名古屋市条例第25号。以下「令和2年条例」という。）附則第12項の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第9条第3項の「市長が定めるもの」は、次に掲げる職員とする。

- (1) 消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの
- (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6级以上であるもの
- (3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員で職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）別表第2段階別職位表に掲げる部長段階以上の職にあるもの

（令和2年条例附則第16項に規定する市長が定める者）

- 4 令和2年条例附則第16項の「市長が定める者」は、施行日の前日現に名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第5号）第2条による改正前の名古屋市非常勤の職員

の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）別表第3の規定の適用を受ける者のうち、同表の報酬の額の欄に同表備考第3項の規定による報酬の額が規定されている職にある者とする。

（職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 5 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年名古屋市規則第36号）の一部を次のように改正する。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第67号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（平成29年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表行政職等給料表の項中「4 級」を「3 級及び 4 級」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

編入市町村職員の身分取扱いに関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第68号

編入市町村職員の身分取扱いに関する条例施行細則の一部を改正する規則

編入市町村職員の身分取扱いに関する条例施行細則（昭和38年名古屋市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「の年次による区分に従い、同条第 3 項」を削り、「次の年次」を「次の年度」に、「行なう」を「行う」に、「すでに」を「既に」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

事務引継に伴い職員となる者の身分取扱に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第69号

事務引継に伴い職員となる者の身分取扱に関する条例施行細則の一部を改正する規則

事務引継に伴い職員となる者の身分取扱に関する条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「取扱」を「取扱い」に改め、「の年次による区分に従い、同条第 3 項」を削り、「次の年次」を「次の年度」に、「すでに」を「既に」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第70号

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条の7第1項第3号中「第7条第5項第2号から第6号まで」を「第7条第5項第1号から第5号まで」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第1項中「第7条第5項第3号から第5号まで」を「第7条第5項第2号から第4号まで」に改め、同条第2項中「同条第5項第3号」を「同条第5項第2号」に、「同項第4号」を「同項第3号」に、「同項第5号」を「同項第4号」に、「同項第7号」を「同項第6号」に改める。

第6条の2中「第7条第5項第4号」を「第7条第5項第3号」に改める。

第7条中「第7条第5項第6号」を「第7条第5項第5号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「第 7 条第 5 項第 6 号」を「第 7 条第 5 項第 5 号」に改める。

- 3 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年名古屋市規則第44号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第29項に規定する市長の定める者）

- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第 6 号。以下「一部改正条例」という。）附則第29項に規定する「市長の定める者」とは、在職期間（職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第 20 号）第 7 条第 5 項各号及び名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年名古屋市条例第25 号）附則第25項の規定により職員としての引き続く在職期間に通算される在職期間を含む。）に一部改正条例附則第 1 項ただし書に規定する切替日が含まれない者及び地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当するものとして降任された者とする。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第71号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和31年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「起算して 1 箇月以内」を「、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して 4 年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が 4 年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則（以下「改正後規則」

という。) 第8条の2第2項の規定は、改正後規則第2条第6項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が施行日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が施行日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

名古屋市総合体育館条例施行細則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第72号

名古屋市総合体育館条例施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び使用時間)

第 2 条 名古屋市総合体育館（以下「総合体育館」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、レインボーホール並びにこれと一体使用するときの条例別表第 2 及び条例別表第 3 に掲げる施設にあつては、第 2 号及び第 3 号に規定する日に限る。

- (1) 毎月第 3 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、第 4 月曜日）。ただし、レインボープール、レインボーアイスアリーナ、50メートル温水プール、25メートル温水プール、弓道場及びトレーニング室並びにこれらの附帯施設にあつては、毎週月曜日（その日が祝

日法による休日に当たるときを除く。)とする。

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(3) レインボープールにあっては1月1日から4月30日まで及び10月1日から12月31日まで、レインボーアイスアリーナにあっては4月1日から10月31日まで

2 総合体育館の使用時間は、次の表のとおりとする。

区分			使用時間
選手控室兼軽運動室			午前9時から午後9時 (日曜日及び祝日法による休日は午後6時)まで
レインボープール	専用使用	5月1日から 9月30日まで	午前9時から午後9時 (日曜日及び祝日法による休日は午後5時)まで
	個人使用	7月1日から 8月31日まで	午前10時から午後8時 30分(日曜日及び祝日法による休日は午後6時)まで
レインボーアイスアリーナ	専用使用	1月4日から 3月31日まで 及び11月1日 から12月28日 まで	午前9時から午後9時 (日曜日及び祝日法による休日は午後5時)まで
	個人使用	1月4日から 3月31日まで 及び11月1日 から12月28日 まで	午前10時から午後8時 30分(日曜日及び祝日法による休日は午後6時)まで
50メートル温水プール	専用使用		午前9時から午後9時

及び25メートル温水プール		(日曜日及び祝日法による休日は午後5時)まで
	個人使用	午前10時から午後8時30分(日曜日及び祝日法による休日は午後6時)まで
飛込練習室		午前9時から午後9時 (日曜日及び祝日法による休日は午後6時)まで
宿泊研修室		午前0時(1月4日は午前9時)から午後12時(12月28日は午前9時)まで
アーチェリー場		午前9時から午後9時まで
弓道場		午前9時から午後9時 (日曜日及び祝日法による休日は午後4時30分)まで
トレーニング室		午前10時から午後8時30分(日曜日及び祝日法による休日は午後6時)まで
駐車場		午前8時45分から午後9時30分まで
その他の施設		午前9時から午後9時まで

3 市長は、特に必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、臨

時に、休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館し、又は使用時間を変更することができる。

(宿泊研修室の使用)

第3条 宿泊研修室を使用することができる者は、4人以上の団体によりスポーツの合宿研修活動を行うものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前条第1項第1号の規定により休館日が毎月第3月曜日と定められた施設を使用する者が、宿泊研修室と一体使用するときは、同号ただし書の規定にかかわらず、これを使用することができる。

3 前条第1項第1号ただし書の規定にかかわらず、宿泊研修室にあっては、同号に規定する休館日の午前9時まで使用させることができる。

(専用使用の許可をしない日)

第4条 市長は、総合体育館の施設について専用使用の許可をしない日及び時間を定めることができる。

(使用許可申請の手続)

第5条 条例第3条第1項の規定により総合体育館の施設の使用の許可（個人使用に係るものを除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 使用目的

(2) 使用区分

(3) 使用期日及び時間

(4) 入場予定人員

(5) 附属設備の使用の有無

(6) 特別の設備等の要否

(7) 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）の徴収又は営利目的の有無及び入場料等を徴収する場合におけるその額

(8) 使用責任者の住所及び氏名

(9) その他必要な事項

2 前項の場合において、宿泊研修室の使用の許可を受けようとする者は、宿泊研修室の入退室の日時並びに使用期日ごとの活動内容及び使用する施設の

名称等を記載した活動計画書を使用申込書に添付しなければならない。

- 3 第1項の申請は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる申請期間において行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項の申請については、市長が別に定めるところにより、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム（以下「情報システム」という。）を利用する方法によることができる。
- 5 50メートル温水プール及び25メートル温水プールにあっては、第1項の申請があった場合には、個人使用の状況を考慮して許可をするものとする。

（使用期間）

第6条 総合体育館の施設の使用期間は、同一人が同一施設を使用する場合（個人使用に係るものを除く。）は、引き続き10日以内（宿泊研修室にあっては、10泊以内）とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（使用の許可）

第7条 条例第3条第1項の規定による許可（個人使用に係るものを除く。）は、使用許可書を申請者に交付することによって行う。ただし、市長が別に定めるところにより、情報システムを利用する方法によることとした場合については、この限りでない。

（1回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券の交付等）

第8条 条例別表第2個人使用の表に掲げる施設（駐車場を除く。）を個人使用しようとする者は、利用料金の納付と引換えに1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けなければならない。

- 2 1回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券の様式は、別に定める。
- 3 1回券は、発行の日に限り有効とする。
- 4 第1項の規定により1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けた者が同項の施設を個人使用するときは、入口において指定管理者の管理する総合体育館の管理の業務に従事している者（以下「係員」という。）に当該1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券を示し

て改札を受けなければならない。

(時間外使用等に係る利用料金の基準額等)

第9条 条例別表第1備考第2号に規定する利用料金の基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 時間外使用の場合 1時間当たりにつき、条例別表第1に定める利用料金の基準額に12分の1.5を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、切り上げる。)。この場合において、当該時間外使用の時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(2) 使用時間を区切って使用する場合 1時間当たりにつき、条例別表第1に定める利用料金の基準額を12で除して得た額(1,000円未満の端数は、切り上げる。)

2 条例別表第2専用使用(アーチェリー場及び弓道場を除く。)の表備考第2号及び条例別表第2専用使用(アーチェリー場及び弓道場に限る。)の表備考第2号に規定する利用料金の基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる額

ア レインボープール、レインボーアイスアリーナ、50メートル温水プール及び25メートル温水プールの場合 条例別表第2専用使用(アーチェリー場及び弓道場を除く。)の表に定める利用料金の基準額の1時間当たりの額(100円未満の端数は、切り上げる。)に使用許可時間数を乗じて得た額

イ アに掲げる場合以外の場合 条例別表第2専用使用(アーチェリー場及び弓道場を除く。)の表及び条例別表第2専用使用(アーチェリー場及び弓道場に限る。)の表に定める利用料金の基準額(夜間の欄に定める利用料金の基準額に限る。)の30分当たりの額(100円未満の端数は、切り上げる。)に30分を単位とした使用許可時間数を乗じて得た額

(2) その他の場合 前号ア及びイに定める時間外使用の単価に5を乗じて得た額に使用許可時間数を乗じて得た額

3 条例別表第3備考第2号に規定する利用料金の基準額は、同表夜間の欄に

定める額の30分当たりの額（100円未満の端数は、切り上げる。）に30分を単位とした使用許可時間数を乗じて得た額とする。

- 4 条例別表第1備考第6号、条例別表第2専用使用（アーチェリー場及び弓道場を除く。）の表備考第12号、条例別表第2専用使用（アーチェリー場及び弓道場に限る。）の表備考第5号及び条例別表第3備考第5号に規定する附属設備の利用料金の基準額は、それぞれ別表第2から別表第4までのとおりする。ただし、ロッカーの利用料金の額は、別表第5に定める額とする。

（駐車場及びロッカーの使用手続等）

第10条 駐車場を使用しようとする者は、その入口においてあらかじめ利用料金を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に利用料金を納付するものとする。

- 2 回数券の様式は、別に定める。
- 3 ロッカー（レインボープール、レインボーアイスアリーナ及び50メートル温水プールに備え付けてあるものを除く。）を使用しようとする者は、当該ロッカーの所定の投入口に利用料金を納付しなければならない。
- 4 ロッカーの使用における鍵の管理は、当該ロッカーを使用する者が行うものとする。

（利用料金の減免）

第11条 条例第5条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳
- (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (5) 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条

第4項に規定する医療受給者証

- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）
 - (8) 障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）
 - (9) 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）
- 2 条例第5条第2項の規定により利用料金（ロッカーに係るものを除く。以下この項において同じ。）を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 市又は市の機関が主催するスポーツ又はレクリエーション行事にレインボーホール、レインボープール又はレインボーアイスアリーナを専用使用する場合 利用料金（附属設備に係るものを除く。）の5割相当額
 - (2) 市又は市の機関が主催するスポーツ又はレクリエーション行事に条例別表第2に掲げる施設（レインボープール及びレインボーアイスアリーナを除く。）を専用使用する場合 利用料金の全額
 - (3) 市又は市の機関が主催する行事に条例別表第3に掲げる施設を使用する場合 利用料金（附属設備に係るものを除く。）の5割相当額
 - (4) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の学校教育活動の一環として生徒、児童及び幼児が専用使用する場合 利用料金（レインボーホール、レインボープール、レインボーアイスアリーナ、サンホール、研修室及び和室の附属設備に係るものを除く。）の5割相当額
 - (5) 市内に住所を有する65歳以上の者（以下「市内の高齢者」という。）が宿泊研修室を使用する場合 利用料金の3分の2の額（100円未満の端数は、切り上げる。）
 - (6) 前項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者が宿泊研修室を使用する

場合及びこれに同行する介護者（当該手帳等の交付を受けている者１人につき２人以内に限る。以下同じ。）が宿泊研修室を使用する場合 利用料金の全額

(7) 前項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者に同行する介護者が条例別表第２個人使用の表に掲げる施設（駐車場を除く。以下「個人使用施設」という。）を個人使用する場合 利用料金の全額

(8) 前項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車場に駐車させる場合 駐車場の利用料金の全額

(9) 市内の高齢者が回数券又は定期券の交付を受けて個人使用施設を使用する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる額

ア 回数券の場合 １回券の利用料金の３分の２の額（１００円未満の端数は、切り上げる。ただし、条例第５条第１項第１号に定める額を減免した後の１回券の利用料金の額が１００円未満となる場合は、１回券の利用料金の額から１００円を減じた額）に回数券の利用料金の額を１回券の利用料金の額で除して得た数（小数点以下第１位未満の端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額（１００円未満の端数は、切り上げる。）

イ 定期券の場合 利用料金の３分の２の額（１００円未満の端数は、切り上げる。）

(10) 市内の高齢者が共通回数券又は共通定期券の交付を受けて２５メートル温水プール又はトレーニング室を使用する場合 次の表に定める額

区分	減免額	
	共通回数券	共通定期券
２５メートル温水プール	１１回分 ４,０００円	１月券 ２,７００円
	２５回分 ８,０００円	１年券 ２１,４００円
トレーニング室	５回分 ７００円	１月券 １,１００円
		１年券 ８,６００円

(11) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由がある場合 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(12) その他市長が特別の事由があると認めた場合 その都度市長が定める額

3 前項（第7号から第10号までを除く。）に該当する者が利用料金の減免を受けようとするときは、あらかじめ利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、同項第11号及び第12号の場合において、個人使用に係る減免を受けようとするときは、この限りでない。

（利用料金の還付）

第12条 条例第6条ただし書に規定する特別の事由及び還付することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専用使用の許可を受けた者（第24条を除き、以下「使用者」という。）の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき 利用料金の全額
- (2) 管理上やむを得ない事由が生じたため、指定管理者が専用使用の許可を取り消したとき 利用料金の全額
- (3) 使用者が、指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに専用使用の許可の取消しを申し出たとき 指定管理者が市長の承認を得て定める額
- (4) 共通定期券（1年券に限る。）の交付を受けた者が当該共通定期券による使用の中止を申し出たとき 当該共通定期券の残存有効期間に応じ、市長が別に定める額
- (5) 共通定期券の交付を受けた者の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき その都度市長が定める額
- (6) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

2 定期券の利用料金を還付する特別の事由及びその額については、前項第4号及び第5号の規定を準用する。ただし、指定管理者が市長の承認を得たときは、この限りでない。

3 利用料金の還付を受けようとする者は、使用許可書及び利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

（特別の設備の設置等の承認）

第13条 条例第8条の規定による承認の申請は、使用の許可の申請の際に併せ

て行うものとする。

(行為の禁止等)

第14条 総合体育館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 承認を受けないで寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。
- (3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (5) 建物その他の工作物を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (7) 泥酔者、伝染性の疾患があると認められる者又は保護者のない6歳未満の者が入場すること。
- (8) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

2 使用者は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入場者の安全確保の措置を講ずること。
- (2) 入場者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。
- (3) 使用終了後直ちに係員に連絡をし、点検を受けること。

(専用使用する場合の管理)

第15条 レインボープール、レインボーアイスアリーナ、50メートル温水プール及び25メートル温水プールにあつては、使用者は、係員の指示に従って、使用区域の秩序を保持するために必要な監督者を置かなければならない。

(使用物品の返還)

第16条 使用者は、使用終了後直ちに係員に連絡をし、使用物品は、係員立会いの上返還しなければならない。

(立入り)

第17条 市長は、総合体育館の管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入ら

せることができる。

- 2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退場)

第18条 市長は、この規則に違反し、又は指定管理者若しくは係員の指示に従わない者に対し退場を命ずることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第19条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の公募)

第20条 条例第11条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
 - (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲
 - (3) 指定管理者の指定の予定期間
 - (4) 選定に参加する者に必要な資格
 - (5) 管理の基準
 - (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
 - (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
 - (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第11条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第21条 条例第11条第2項の規定による総合体育館の指定管理者の指定の申請は、名古屋市総合体育館指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

- 2 条例第11条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
 - (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 総合体育館の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類
（指定管理者の選定）

第22条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。
（指定等の告示）

第23条 条例第11条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第11条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日
（協定の締結）

第24条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、総合体育館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容

- (2) 総合体育館の管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) 総合体育館の使用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第25条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 総合体育館の使用状況
- (3) 総合体育館の管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(委任)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和2年名古屋市教育委員会規則第4号）による廃止前の名古屋市総合体育館条例施行規則（昭和62年名古屋市教育委員会規則第4号。以下「廃止前規則」という。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続は、この規則の相当の規定によりされたものとみなす。

別表第 1（第 5 条関係）

区分		申請期間
レインボーホール		使用しようとする日（引き続き 2 日以上使用しようとするときは、その最初の日。以下同じ。）の属する月の前18月以後
第 2 競技場、第 3 競技場、アーチェリー場及び弓道場	全国的な競技大会等に使用する場合	使用しようとする日の属する年度の前年度の12月から
	その他の場合	使用しようとする日の属する月が 1 月から 3 月までのとき 前年 7 月から
		使用しようとする日の属する月が 4 月から 9 月までのとき 1 月から
		使用しようとする日の属する月が10月から 12月までのとき 7 月から
レインボープール		使用しようとする日の属する年の 1 月から
レインボーアイスアリーナ		使用しようとする日の属する年度の 7 月から
宿泊研修室		使用しようとする日の属する月の前 2 月以後使用しようとする日の前 1 週間以前
サンホール	全国的な行事等に使用する場合	使用しようとする日の属する月の前12月以後
	その他の場合	使用しようとする日の属する月の前 6 月以後
研修室及び和室		使用しようとする日の属する月の前 6 月以後
その他の施設		使用しようとする日の属する月の前 2 月以後
備考		

- 1 第2競技場若しくは第3競技場の一部を専用する場合又はレインボープール（競泳プール又は飛込プールに限る。）若しくはレインボーアイスアリーナの2分の1を専用する場合の申請期間は、使用しようとする日の属する月の前2月以後とする。
- 2 この表の区分に掲げる施設の全部又は一部を一体使用する場合にあつては、最初に到来した申請期間をもってその申請期間とする。

別表第2（第9条関係）

レインボーホールの附属設備

附属設備の名称		単位	利用料金の 基準額	備考
大型映像装置	広告の表示に 使用する場合	1 式	140,000円	操作技術者は、使用者の 負担とする。
	その他の場合	1 式	100,000円	
電光表示装置	広告の表示に 使用する場合	1 式	45,000円	
	その他の場合	1 式	25,000円	
電气得点表示装置（大）		1 式	9,000円	
電气得点表示装置（中）		1 式	3,000円	
バスケットボールコートパネ ル		1 面	200,000円	国際大会用
テニスコートマット		1 面	100,000円	
バドミントンコートマット		1 面	10,000円	
スタッキングチェア		1 脚	50円	
壁面収納可動席		1 席	50円	
組立て舞台ユニット		1 基	1,000円	
プロセニウム幕		1 式	5,000円	
中割幕		1 式	5,000円	
一文字幕		1 式	2,000円	
水平幕		1 枚	2,000円	

金びょうぶ	1 双	5,000円	
演台（マイクロホン付）	1 個	2,000円	
司会台（マイクロホン付）	1 個	1,000円	
指揮者台	1 個	500円	
花台	1 個	300円	
グランドピアノ	1 台	15,000円	調律は、使用者の負担とする。
音響調整装置	1 式	15,000円	操作技術者は、使用者の負担とする。
照明器具（A セット）	1 式	50,000円	
照明器具（B セット）	1 式	20,000円	
ピンスポットライト（3 キロワット）	1 台	5,000円	
ピンスポットライト（2 キロワット）	1 台	3,000円	
吊りフック	1 式	30,000円	
吊りバトン	4 本 以上 6 本 未満	10,000円	
	6 本 以上	20,000円	
冷暖房設備	1 式	20,000円	
機材運搬車	1 式	10,000円	操作技術者は、使用者の負担とする。
備考			
1 利用料金の基準額は、1 日当たりの額とする。ただし、冷暖房設備については、1 時間当たりの額とする。			
2 設営及び撤去は、使用者の負担とする。			
3 この表の附属設備は、市長が管理上支障がないと認めるときは、第			

2 競技場及び第3競技場においても使用することができる。その場合の利用料金の基準額は、この表に定める額とする。

別表第3（第9条関係）

1 第2競技場及び第3競技場の附属設備

附属設備の名称	単位	利用料金の基準額			
		午前	午後 1	午後 2	夜間
電气得点表示装置（大）	1 式	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円
電气得点表示装置（中）	1 式	800円	800円	800円	800円
拡声装置	1 式	800円	800円	800円	800円
種目別体育器具（バスケットボール・バレーボール・バドミントン・テニス・ハンドボール・インディアカ・フットサル・カローリング）	1 式	1 種目 1 日 1 回 1,000円			
種目別体育器具（バウンドテニス）	1 式	1 日 1 回 200円			
体操競技器具	1 種目	1 日 1 回 1,000円			
卓球台	1 台	1 日 1 回 200円			
その他の種目用体育器具（多目的支柱）	1 式	1 日 1 回 1,000円			
空手マット	1 面	1 日 1 回 1,000円			
バウンドテニスマット	1 面	1 日 1 回 500円			
審判台（国際式）	1 台	1 日 1 回 1,000円			
簡易フローシート	平方メートル	1 日 1 回 3 円			
備考					
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。					
(1) 午 前 午前 9 時から正午まで					

(2) 午後1 正午から午後3時まで
(3) 午後2 午後3時から午後6時まで
(4) 夜 間 午後6時から午後9時まで
2 この表の附属設備は、市長が管理上支障がないと認めるときは、レインボーホールにおいても使用することができる。その場合の利用料金の基準額は、この表に定める額とする。

2 レインボープール、レインボーアイスアリーナ、50メートル温水プール、25メートル温水プール、アーチェリー場、弓道場及びトレーニング室の附属設備

附属設備の名称		単位	利用料金の 基準額	備考
大型映像装置	広告の表示に 使用する場合	1 式	115,000円 (62,000円)	() 内の額は、文字表 示装置を使用する場合に 適用する。
	その他の場合	1 式	70,000円 (17,000円)	
自動審判計時装置		1 式	3,000円	タッチボード等
電气得点表示装置 (大)		1 式	3,000円	
電气得点表示装置 (小)		1 式	2,000円	
拡声装置 (大)		1 式	3,000円	
拡声装置 (小)		1 式	2,000円	
種目別体育器具 (競泳、飛込、 アーティスティックスイミン グ、フィギュアスケート、ア イスホッケー、ショートトラ ック)		1 式	1 種目 3,000円	
種目別体育器具 (水球)		1 式	7,000円	
冷暖房装置		1 式	7,700円	レインボープール及びレ インボーアイスアリーナ に限る。

備考							
1 利用料金の基準額は、1日当たりの額とする。ただし、冷暖房装置については、1時間当たりの額とする。							
2 設営、撤去及び操作は、使用者の負担とする。							

別表第4（第9条関係）

サンホール、研修室及び和室の附属設備

附属設備の名称	単位	利用料金の基準額					
		午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
金びょうぶ	1双	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
グランドピアノ	1台	3,000円	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円	9,000円
マイクロホン	1本	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
拡声装置（A） （マイクロホン 5本付）	1式	2,000円 (1,000円)	2,000円 (1,000円)	4,000円 (2,000円)	2,000円 (1,000円)	4,000円 (2,000円)	6,000円 (3,000円)
拡声装置（B）	1式	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
テープレコーダー	1台	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
ミニディスクレコーダー	1台	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	6,000円
舞台照明装置	1式	4,000円	4,000円	8,000円	4,000円	8,000円	12,000円
スポットライト （2キロワット）	1式	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	6,000円
スポットライト （1キロワット）	1式	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円

オーバーヘッド プロジェクター	1 台	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
スライドプロジ ェクター	1 台	800円	800円	1,600円	800円	1,600円	2,400円
デジタルプロジ ェクター	1 台	3,000円	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円	9,000円
レーザーポイン ター	1 個	300円	300円	600円	300円	600円	900円
ビデオテープレ コーダー	1 台	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	6,000円

備考

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午 前 午前9時から正午まで
 - (2) 午 後 午後1時から午後4時30分まで
 - (3) 午前午後 午前9時から午後4時30分まで
 - (4) 夜 間 午後5時30分から午後9時まで
 - (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで
 - (6) 1 日 午前9時から午後9時まで
- 2 設営、撤去及び操作並びにピアノの調律は、使用者の負担とする。
- 3 () 内の額は、附属のマイクロホンを使用しない場合に適用する。

別表第5（第9条関係）

レインボーホール、第2競技場、第3競技場、25メートル温水プール、アーチェリー場、弓道場及びトレーニング室の附属設備

附属設備の名称	単位	利用料金の額
ロッカー（大）	1 個	1 日 1 回 20円
ロッカー（小）	1 個	1 日 1 回 10円

別記様式

名古屋市総合体育館指定管理者指定申請書 年 月 日 (宛先) 名古屋市長 申請者 所在地 名称 代表者氏名 ⑩ 次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。					
申 請 者	フリガナ 名 称				
	所 在 地				
	電話番号 () —				
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所			
電話番号 () —					
	種 別	☐ 法人（種類 ） ☐ 法人以外の団体			
併せて提出する 書類		1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類） 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの 4 その他 ()			
備 考					

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

名古屋市体育館条例施行細則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第73号

名古屋市体育館条例施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び使用時間)

第 2 条 体育館の休館日は、次の表のとおりとする。

区分	休館日
名古屋市体育館、名古屋市稲永スポーツセンター、名古屋市緑スポーツセンター、名古屋市中村スポーツセンター、名古屋市名東スポーツセンター、名古屋市中スポーツセンター及び名古屋市東スポーツセンター	1 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときを除く。） 2 1 月 1 日から同月 3 日まで及び12月 29日から同月31日まで

名古屋市露橋スポーツセンター、名古屋市枇杷島スポーツセンター、名古屋市天白スポーツセンター、名古屋市北スポーツセンター、名古屋市千種スポーツセンター、名古屋市昭和スポーツセンター及び名古屋市守山スポーツセンター	1 金曜日（その日が祝日法による休日に当たるときを除く。） 2 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 体育館の使用時間は、次の表のとおりとする。

区分	使用時間
競技場、柔道場、剣道場、第1競技場、第2競技場、軽運動室、アーチェリー練習場、弓道練習場、大会議室、会議室及び軽運動室兼会議室	午前9時から午後9時（日曜日（毎月第2日曜日及び毎月第4日曜日を除く。）及び祝日法による休日（以下「第1日曜日等」という。）は午後6時）まで
プール及びトレーニング室	午前10時から午後8時30分（日曜日及び祝日法による休日は午後6時）まで
駐車場	午前8時45分から午後9時5分（第1日曜日等は午後6時5分）まで

3 市長は、特に必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館し、又は使用時間を変更することができる。

（専用使用の許可をしない日）

第3条 市長は、体育館の施設について専用使用の許可をしない日及び時間を定めることができる。

（使用許可申請の手続）

第4条 条例第2条の規定により体育館の施設の使用の許可（個人使用に係るものを除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込

書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 使用区分
- (3) 使用期日及び時間
- (4) 入場予定人員
- (5) 附属設備の使用の有無
- (6) 特別の設備等の要否
- (7) 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）の徴収又は営利目的の有無及び入場料等を徴収する場合におけるその額
- (8) 使用責任者の住所及び氏名
- (9) その他必要な事項

- 2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる申請期間において行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

区分			申請期間
競技場、柔道場、剣道場、第1競技場及び第2競技場（以下「競技場等」という。）	全面を専用する場合	全国的な競技大会等に使用する場合	使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日。以下同じ。）の属する年度の前年度の12月から
		その他の場合	使用しようとする日の属する月が1月から3月までのとき 前年7月から
			使用しようとする日の属する月が4月から9月までのとき 1月から
			使用しようとする日の属する月が10月から12月までのとき 7月から
	一部を専用する場合	使用しようとする日の属する月の前2月以後	
その他の施設			使用しようとする日の属する月の前2月以後（競技場等と一体使用する

	場合は、競技場等の各区分の申請期間)

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の申請については、市長が別に定めるところにより、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム（以下「情報システム」という。）を利用する方法によることができる。
- 4 プールにあっては、第1項の申請があった場合には、個人使用の状況を考慮して許可をするものとする。

（使用期間）

第5条 体育館の施設の使用期間は、同一人が同一施設を使用する場合（個人使用に係るものを除く。）は、引き続き7日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（使用の許可）

第6条 条例第2条の規定による許可（個人使用に係るものを除く。）は、使用許可書を申請者に交付することによって行う。ただし、市長が別に定めるところにより、情報システムを利用する方法によることとした場合については、この限りでない。

（1回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券の交付等）

第7条 条例別表第2 2個人使用の表、条例別表第3 2個人使用の表、条例別表第4 2個人使用の表、条例別表第5 2個人使用の表及び条例別表第6 2個人使用の表に掲げる施設（以下「名古屋市体育館等の個人使用施設」という。）を個人使用しようとする者は、利用料金の納付と引換えに1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けなければならない。

- 2 1回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券の様式は、別に定める。
- 3 1回券は、発行の日に限り有効とする。
- 4 第1項の規定により1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けた者が同項の施設を個人使用するときは、入口において指定管理者の管理する体育館の管理の業務に従事している者（以下「係員」という。）に当該1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券を示して

改札を受けなければならない。

(附属設備の利用料金の基準額等)

第8条 条例別表第1備考第5号、条例別表第2 1専用使用の表備考第5号、条例別表第3 1専用使用の表備考第6号、条例別表第4 1専用使用の表備考第6号、条例別表第5 1専用使用の表備考第6号及び条例別表第6 1専用使用の表備考第6号に規定する附属設備の利用料金の基準額は、別表第1のとおりとする。ただし、ロッカーの利用料金の額は、別表第2に定める額とする。

(駐車場及びロッカーの使用手続等)

第9条 体育館（名古屋市守山スポーツセンターを除く。以下「名古屋市体育館等」という。）の駐車場を使用する者（駐車時間が30分以内である者を除く。）は、駐車場の使用を終わった際に利用料金を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあつては、その交付を受ける際に利用料金を納付するものとする。

2 回数券の様式は、市長が別に定める。

3 名古屋市体育館等のロッカーを使用しようとする者は、当該ロッカーの所定の投入口に利用料金を納付しなければならない。

4 ロッカー使用中における鍵の管理は、当該ロッカーを使用する者が行うものとする。

(利用料金の減免)

第10条 条例第4条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳

(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

- (5) 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）
 - (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証
 - (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）
 - (8) 障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）
 - (9) 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）
- 2 条例第4条第2項の規定により利用料金（ロッカーに係るものを除く。以下この項において同じ。）を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 市又は市の機関が主催する行事に専用使用する場合 利用料金の全額
 - (2) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の学校教育活動の一環として生徒、児童及び幼児が専用使用する場合 利用料金の5割相当額
 - (3) 前項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者に同行する介護者（当該手帳等の交付を受けている者1人につき2人以内に限る。）が名古屋市体育館等の個人使用施設を個人使用する場合 利用料金の全額
 - (4) 前項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車場に駐車させる場合 駐車場の利用料金の全額
 - (5) 市内に住所を有する65歳以上の者（以下「市内の高齢者」という。）が回数券又は定期券の交付を受けて名古屋市体育館等の個人使用施設を使用する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる額
 - ア 回数券の場合 1回券の利用料金の3分の2の額（100円未満の端数

は、切り上げる。ただし、条例第4条第1項第1号に定める額を減免した後の1回券の利用料金の額が100円未満となる場合は、1回券の利用料金の額から100円を減じた額に回数券の利用料金の額を1回券の利用料金の額で除して得た数（小数点以下第1位未満の端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、切り上げる。）

イ 定期券の場合 利用料金の3分の2の額（100円未満の端数は、切り上げる。）

- (6) 市内の高齢者が共通回数券又は共通定期券の交付を受けて名古屋市体育館等のプール、弓道練習場又はトレーニング室を使用する場合 次の表に定める額

区分	減免額	
	共通回数券	共通定期券
プール	11回分 4,000円	1月券 2,700円
	25回分 8,000円	1年券 21,400円
弓道練習場		1月券 1,100円
		1年券 8,600円
トレーニング室	5回分 700円	1月券 1,100円
		1年券 8,600円

- (7) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由がある場合 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

- (8) その他市長が特別の事由があると認めた場合 その都度市長が定める額

3 前項（第3号から第6号までを除く。）に該当する者が利用料金の減免を受けようとするときは、あらかじめ利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、同項第7号及び第8号の場合において、個人使用に係る減免を受けようとするときは、この限りでない。

（利用料金の還付）

第11条 条例第5条ただし書に規定する特別の事由及び還付することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名古屋市体育館等の専用使用の許可を受けた者（以下「名古屋市体育館等の使用者」という。）の責めに帰することができない事由により施設の

使用ができないとき 利用料金の全額

(2) 管理上やむを得ない事由が生じたため、指定管理者が専用使用の許可を取り消したとき 利用料金の全額

(3) 名古屋市体育館等の使用者が、許可を受けた使用の日（引き続き2日以上使用するときは、その最初の日）の前14日までに専用使用の許可の取消しを申し出たとき 利用料金の5割相当額

(4) 共通定期券（1年券に限る。）の交付を受けた者が当該共通定期券による使用の中止を申し出たとき 当該共通定期券の残存有効期間に応じ、市長が別に定める額

(5) 共通定期券の交付を受けた者の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき その都度市長が定める額

(6) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

2 定期券の利用料金を還付する特別の事由及びその額については、前項第4号及び第5号の規定を準用する。ただし、指定管理者が市長の承認を得たときは、この限りでない。

3 利用料金の還付を受けようとする者は、使用許可書及び利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

（1回券、共通回数券及び共通定期券の交付等）

第12条 条例別表第8 2 個人使用の表に掲げる施設（以下「名古屋市守山スポーツセンターの個人使用施設」という。）を個人使用しようとする者は、使用料の納付と引換えに1回券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けなければならない。

2 1回券、共通回数券及び共通定期券の様式は、市長が別に定める。

3 1回券は、発行の日に限り有効とする。

4 第1項の規定により1回券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けた者が同項の施設を個人使用するときは、入口において係員に当該1回券、共通回数券又は共通定期券を示して改札を受けなければならない。

（附属設備の使用料の額）

第13条 条例別表第8 1 専用使用の表備考第6号に規定する附属設備の使用

料の額は、別表第 3 に定める額とする。

（駐車場及びロッカーの使用手続等）

第14条 名古屋市守山スポーツセンターの駐車場を使用する者（駐車時間が30分以内である者を除く。）は、駐車場の使用を終わった際に使用料を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に使用料を納付するものとする。

2 回数券の様式は、市長が別に定める。

3 名古屋市守山スポーツセンターのロッカーを使用しようとする者は、当該ロッカーの所定の投入口に使用料を納付しなければならない。

4 ロッカー使用中における鍵の管理は、当該ロッカーを使用する者が行うものとする。

（使用料の減免）

第15条 条例第 5 条の 3 第 1 項第 2 号の規則で定める者は、第10条第 1 項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者とする。

2 条例第 5 条の 3 第 2 項の規定により使用料（ロッカーに係るものを除く。以下この項において同じ。）を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催する行事に専用使用する場合 使用料の全額

(2) 市内の学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の学校教育活動の一環として生徒、児童及び幼児が専用使用する場合 使用料の 5 割相当額

(3) 第10条第 1 項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者に同行する介護者（当該手帳等の交付を受けている者 1 人につき 2 人以内に限る。）が名古屋市守山スポーツセンターの個人使用施設を個人使用する場合 使用料の全額

(4) 第10条第 1 項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車場に駐車させる場合 駐車場の使用料の全額

(5) 市内の高齢者が共通回数券又は共通定期券の交付を受けて名古屋市守山スポーツセンターの個人使用施設を使用する場合 次の表に定める額

区分	減免額	
	共通回数券	共通定期券
プール	11回分 4,000円	1月券 2,700円
	25回分 8,000円	1年券 21,400円
トレーニング室	5回分 700円	1月券 1,100円
		1年券 8,600円

(6) その他市長が特別の事由があると認めた場合 その都度市長が定める額

3 前項（第3号から第5号までを除く。）に該当する者が使用料の減免を受けようとするときは、あらかじめ使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、同項第6号の場合において、個人使用に係る減免を受けようとするときは、この限りでない。

（優待券又は招待券）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、名古屋市守山スポーツセンターのプールの個人使用に係る優待券又は招待券を発行することができる。

2 前項の優待券及び招待券の様式は、市長がその都度定める。

（使用料の還付）

第17条 条例第5条の4ただし書に規定する特別の事由及び還付することができる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 名古屋市守山スポーツセンターの専用使用の許可を受けた者（以下「名古屋市守山スポーツセンターの利用者」という。）の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき 使用料の全額

(2) 管理上やむを得ない事由が生じたため、指定管理者が専用使用の許可を取り消したとき 使用料の全額

(3) 名古屋市守山スポーツセンターの利用者が、許可を受けた使用の日（引き続き2日以上使用するときは、その最初の日）の前14日までに専用使用の許可の取消しを申し出たとき 使用料の5割相当額

(4) 共通定期券（1年券に限る。）の交付を受けた者が当該共通定期券による使用の中止を申し出たとき 当該共通定期券の残存有効期間に応じ、市長が別に定める額

(5) 共通定期券の交付を受けた者の責めに帰することができない事由により

施設の使用ができないとき　その都度市長が定める額

- (6) その他使用前において、名古屋市守山スポーツセンターの利用者が、専用使用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の事由があると認めたとき
その都度市長が定める額

2　使用料の還付を受けようとする者は、使用許可書及び使用料の領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(実費の弁償)

第18条　体育館の専用使用の許可を受けた者（第29条を除き、以下「利用者」という。）が、条例第10条第1項の規定による許可を受けて特別の設備を設けた場合における電気、ガス及び水道の料金については、名古屋市体育館等にあつては指定管理者が市長の承認を得て認定する実費相当額を利用料金に加算し、名古屋市守山スポーツセンターにあつては実費として市長が認定する額を使用料に加算する。

(行為の禁止)

第19条　体育館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 承認を受けないで寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。
- (3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (5) 建物その他の工作物を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (7) 泥酔者、伝染性の疾患があると認められる者又は保護者のない6歳未満の者が入場すること。
- (8) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

(専用使用する場合の管理)

第20条　プールにあつては、利用者は、係員の指示に従って、使用区域の秩序を保持するために必要な監督者を置かなければならない。

(使用物品の返還)

第21条 使用者は、使用終了後直ちに係員に連絡をし、使用物品は、係員立会いの上返還しなければならない。

(立入り)

第22条 市長は、体育館の管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退場)

第23条 市長は、この規則に違反し、又は指定管理者若しくは係員の指示に従わない者に対し退場を命ずることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第24条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の公募)

第25条 条例第12条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の概要

(2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 選定に参加する者に必要な資格

(5) 管理の基準

(6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準

(7) 管理業務に従事する者の配置の基準

(8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第26条 条例第12条第2項の規定による体育館の指定管理者の指定の申請は、

名古屋市体育館指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 体育館の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類
（指定管理者の選定）

第27条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。ただし、名古屋市守山スポーツセンターの指定管理者の選定にあっては、この限りでない。

（指定等の告示）

第28条 条例第12条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第12条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日
- (協定の締結)

第29条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、体育館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) 体育館の管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) 体育館の使用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項
- (事業報告書の提出)

第30条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 体育館の使用状況
- (3) 体育館の管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
- (委任)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和2年名古屋市教育委員会規則第4号）による廃止前の名古屋市体育館条例施行規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第7号。以下「廃止前規則」という。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続は、この規則の相当の規定によりされたものとみなす。

別表第 1（第 8 条関係）

附属設備の名称	単位	利用料金の基準額			
		午前	午後 1	午後 2	夜間
拡声装置	1 式	800 円	800 円	800 円	800 円
電気得点表示装置	1 式	800 円	800 円	800 円	800 円
種目別体育器具（バスケットボール・バレーボール・バドミントン・テニス・ハンドボール・インディアカ・フットサル・カローリング)	1 式	1 種目 1 日 1 回 1,000 円			
種目別体育器具（バウンドテニス)	1 式	1 日 1 回 200 円			
体操競技器具	1 種目	1 日 1 回 1,000 円			
卓球台	1 台	1 日 1 回 200 円			
その他の種目用体育器具（多目的支柱)	1 式	1 日 1 回 1,000 円			
空手マット	1 面	1 日 1 回 1,000 円			
バウンドテニスマット	1 面	1 日 1 回 500 円			
審判台（国際式)	1 台	1 日 1 回 1,000 円			
簡易フローアシート	平方メートル	1 日 1 回 3 円			
備考					
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。 (1) 午 前 午前 9 時から正午まで (2) 午後 1 正午から午後 3 時まで (3) 午後 2 午後 3 時から午後 6 時まで (4) 夜 間 午後 6 時から午後 9 時まで					
2 条例別表第 3 1 専用使用の表備考第 3 号、条例別表第 4 1 専用使用の表備考第 3 号、条例別表第 5 1 専用使用の表備考第 3 号及び					

条例別表第 6 1 専用使用の表備考第 3 号に規定する場合における拡声装置及び電氣得点表示装置の利用料金の基準額は、この表に定める額に 0.5 を乗じて得た額とする。

3 この表の卓球台に係る利用料金の基準額の規定は、名古屋市体育館及び名古屋市露橋スポーツセンターにあっては競技場、名古屋市枇杷島スポーツセンター、名古屋市緑スポーツセンター、名古屋市北スポーツセンター、名古屋市中村スポーツセンター、名古屋市千種スポーツセンター及び名古屋市東スポーツセンターにあっては第 1 競技場、名古屋市稲永スポーツセンター、名古屋市天白スポーツセンター、名古屋市名東スポーツセンター、名古屋市中スポーツセンター及び名古屋市昭和スポーツセンターにあっては第 1 競技場又は第 2 競技場において、卓球台を使用する場合に適用する。

別表第 2 (第 8 条関係)

附属設備の名称	単位	利用料金の額
ロッカー (大)	1 個	1 日 1 回 20 円
ロッカー (小)	1 個	1 日 1 回 10 円

別表第 3 (第 13 条関係)

附属設備の名称	単位	使用料の額			
		午前	午後 1	午後 2	夜間
拡声装置	1 式	800 円	800 円	800 円	800 円
電氣得点表示装置	1 式	800 円	800 円	800 円	800 円
種目別体育器具 (バスケットボール・バレーボール・バドミントン・テニス・ハンドボール・インディアカ・フットサル・カローリング)	1 式	1 種目 1 日 1 回 1,000 円			
種目別体育器具 (バウンドテニス)	1 式	1 日 1 回 200 円			
体操競技器具	1 種目	1 日 1 回 1,000 円			

卓球台	1 台	1 日 1 回 200 円
その他の種目用体育器具（ 多目的支柱）	1 式	1 日 1 回 1,000 円
空手マット	1 面	1 日 1 回 1,000 円
バウンドテニスマット	1 面	1 日 1 回 500 円
審判台（国際式）	1 台	1 日 1 回 1,000 円
簡易フローアシート	平方メー トル	1 日 1 回 3 円
ロッカー（大）	1 個	1 日 1 回 20円
ロッカー（小）	1 個	1 日 1 回 10円
備考		
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。 (1) 午 前 午前 9 時から正午まで (2) 午後 1 正午から午後 3 時まで (3) 午後 2 午後 3 時から午後 6 時まで (4) 夜 間 午後 6 時から午後 9 時まで 2 条例別表第 8 1 専用使用の表備考第 3 号に規定する場合における 拡声装置及び電氣得点表示装置の使用料の額は、この表に定める額に 0.5 を乗じて得た額とする。 3 この表の卓球台に係る使用料の額の規定は、第 1 競技場又は第 2 競 技場において、卓球台を使用する場合に適用する。		

別記様式

名古屋市体育館指定管理者指定申請書					
年 月 日					
(宛先) 名古屋市長					
申請者 所在地					
名称					
代表者氏名					
⑩					
次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。					
申請者	フリガナ 名 称				
	所 在 地				
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所			
	種 別	☐ 法人 (種類) ☐ 法人以外の団体			
管理を行おうとする体育館の名称					
併せて提出する書類		1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの 4 その他 ()			
備 考					

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行細則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第74号

名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年
名古屋市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定
めるものとする。

(休館日及び使用時間)

第 2 条 スポーツトレーニングセンター（以下「センター」という。）の休館
日及び使用時間は、次の表のとおりとする。

区分		休館日	使用時間
名古屋市黒川 スポーツレ ーニングセン ター	トレーニング 室及び浴室サ ウナ室	1 月曜日（そ の日が国民の 祝日に関する 法律（昭和23	午前10時から午後 8 時30 分（日曜日及び祝日法に よる休日は午後 6 時）ま で
	軽運動室	年法律第 178	午前 9 時から午後 9 時（

		号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときを除く。)	日曜日及び祝日法による休日は午後6時)まで
名古屋市上社 レクリエーシ ョンルーム	軽運動室及び 軽運動室兼会 議室	2 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	午前9時から午後9時(日曜日及び祝日法による休日は午後6時)まで
	駐車場		午前8時45分から午後9時5分(日曜日及び祝日法による休日は午後6時5分)まで

- 2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館し、又は使用時間を変更することができる。

(使用許可申請の手続)

第3条 条例第2条第1項の規定により軽運動室又は軽運動室兼会議室(以下「軽運動室等」という。)の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 使用区分
- (3) 使用期日及び時間
- (4) 入場予定人員
- (5) 使用責任者の住所及び氏名
- (6) その他必要な事項

- 2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる申請期間において行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

区分	申請期間
全面を専用する場合	使用しようとする日(引き続き2日以上使用しよう

	とするときは、その最初の日。以下同じ。）の属する月が1月から3月までのとき 前年7月から
	使用しようとする日の属する月が4月から9月までのとき 1月から
	使用しようとする日の属する月が10月から12月までのとき 7月から
一部を専用する場合	使用しようとする日の属する月の前2月以後

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の申請については、市長が別に定めるところにより、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム（以下「情報システム」という。）を利用する方法によることができる。

（使用期間）

第4条 軽運動室等の使用期間は、同一人が同一施設を使用する場合は、引き続き7日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（使用の許可）

第5条 条例第2条第1項の規定による許可（トレーニング室及び浴室サウナ室に係るものを除く。）は、使用許可書を申請者に交付することによって行う。ただし、市長が別に定めるところにより、情報システムを利用する方法によることとした場合については、この限りでない。

（1回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券の交付等）

第6条 トレーニング室及び浴室サウナ室を使用しようとする者は、利用料金の納付と引換えに1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けなければならない。

- 2 1回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券の様式は、別に定める。

- 3 1回券は、発行の日に関し有効とする。

- 4 第1項の規定により1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けた者が同項の施設を使用するときは、入口において指定管理者の管理するセンターの管理の業務に従事している者（以下「係員」という。）に当該1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券を示して改札を

受けなければならない。

（駐車場の使用手続等）

第7条 駐車場を使用する者（駐車時間が30分以内である者を除く。）は、駐車場の使用を終わった際に利用料金を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に利用料金を納付するものとする。

2 回数券の様式は、市長が別に定める。

（利用料金の減免）

第8条 条例第4条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳
- (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (5) 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）
- (8) 障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）
- (9) 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

2 条例第4条第2項の規定により利用料金を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催する行事に軽運動室等を使用する場合 利用料金の全額

(2) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の学校教育活動の一環として生徒、児童及び幼児が軽運動室等を使用する場合 利用料金の5割相当額

(3) 前項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者に同行する介護者（当該手帳等の交付を受けている者1人につき2人以内に限る。）がトレーニング室又は浴室サウナ室を使用する場合 利用料金の全額

(4) 前項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者が乗車している自動車を駐車場に駐車させる場合 駐車場の利用料金の全額

(5) 市内に住所を有する65歳以上の者（以下「市内の高齢者」という。）が回数券又は定期券の交付を受けてトレーニング室を使用する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる額

ア 回数券の場合 1回券の利用料金の3分の2の額（100円未満の端数は、切り上げる。ただし、条例第4条第1項第1号に定める額を減免した後の1回券の利用料金の額が100円未満となる場合は、1回券の利用料金の額から100円を減じた額）に回数券の利用料金の額を1回券の利用料金の額で除して得た数（小数点以下第1位未満の端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、切り上げる。）

イ 定期券の場合 利用料金の3分の2の額（100円未満の端数は、切り上げる。）

(6) 市内の高齢者が共通回数券又は共通定期券の交付を受けてトレーニング室を使用する場合 次の表に定める額

区分	減免額
共通回数券	5回分 700円
共通定期券	1月券 1,100円 1年券 8,600円

(7) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由がある場合 その都度指定管

理者が市長の承認を得て定める額

(8) その他市長が特別の事由があると認めた場合 その都度市長が定める額

- 3 前項（第3号から第6号までを除く。）に該当する者が利用料金の減免を受けようとするときは、あらかじめ利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、同項第7号及び第8号の場合において、減免を受けようとするとき（トレーニング室又は浴室サウナ室を使用する場合に限る。）は、この限りでない。

（利用料金の還付）

第9条 条例第5条ただし書に規定する特別の事由及び還付することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 軽運動室等の使用の許可を受けた者（第19条を除き、以下「使用者」という。）の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき 利用料金の全額
 - (2) 管理上やむを得ない事由が生じたため、指定管理者が軽運動室等の使用の許可を取り消したとき 利用料金の全額
 - (3) 使用者が、許可を受けた使用の日（引き続き2日以上使用するときは、その最初の日）の前14日までに軽運動室等の使用の許可の取消しを申し出たとき 利用料金の5割相当額
 - (4) 共通定期券（1年券に限る。）の交付を受けた者が当該共通定期券による使用の中止を申し出たとき 当該共通定期券の残存有効期間に応じ、市長が別に定める額
 - (5) 共通定期券の交付を受けた者の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき その都度市長が定める額
 - (6) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額
- 2 定期券の利用料金を還付する特別の事由及びその額については、前項第4号及び第5号の規定を準用する。ただし、指定管理者が市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 3 利用料金の還付を受けようとする者は、使用許可書及び利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(行為の禁止)

第10条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 承認を受けないで寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。
- (3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (5) 建物その他の工作物を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (7) 泥酔者、伝染性の疾患があると認められる者又は保護者のない6歳未満の者が入場すること。
- (8) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

(使用物品の返還)

第11条 使用者は、使用終了後直ちに係員に連絡をし、使用物品は、係員立会いの上返還しなければならない。

(立入り)

第12条 市長は、センターの管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

- 2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退場)

第13条 市長は、この規則に違反し、又は指定管理者若しくは係員の指示に従わない者に対し退場を命ずることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の公募)

第15条 条例第8条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げる

とおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第8条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第16条 条例第8条第2項の規定によるセンターの指定管理者の指定の申請は、名古屋市スポーツトレーニングセンター指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 センターの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第17条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(指定等の告示)

第18条 条例第8条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第8条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第19条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理業務の具体的内容

(2) センターの管理費用として、本市が支払う金額

(3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

(5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(6) センターの使用者の苦情解決の措置の概要

(7) 緊急時等における対応方法

(8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) センターの使用状況
- (3) センターの管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
(委任)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和2年名古屋市教育委員会規則第4号）による廃止前の名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則（昭和58年名古屋市教育委員会規則第15号。以下「廃止前規則」という。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続は、この規則の相当の規定によりされたものとみなす。

別記様式

名古屋市スポーツトレーニングセンター指定管理者指定申請書					
年 月 日					
(宛先) 名古屋市長					
申請者 所在地					
名称					
代表者氏名					
(印)					
次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。					
申請者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号 () ー			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職名	
		住 所	電話番号 () ー		
	種 別	☐ 法人(種類) ☐ 法人以外の団体			
管理を行おうとするセンターの 名称					
併せて提出する 書類		1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の 団体にあつては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の 数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかる もの 4 その他 ()			
備 考					

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

名古屋市瑞穂公園条例施行細則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第75号

名古屋市瑞穂公園条例施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市瑞穂公園条例（昭和59年名古屋市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用月日及び供用時間)

第 2 条 瑞穂公園施設（条例第 4 条第 1 項に規定する瑞穂公園施設をいう。以下同じ。）のうち瑞穂運動場（条例第 2 条第 1 項に規定する瑞穂運動場をいう。以下同じ。）の供用月日及び供用時間は、別表第 1 のとおりとする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、供用月日以外の日に供用し、若しくは供用月日に供用しないものとし、又は供用時間を変更することができる。

3 市長は、条例第12条第 3 項の規定により、指定管理者に、第 1 項に定める供用月日以外の日及び供用時間以外の時間に供用させようとする場合は、その旨を告示するものとする。

(宿泊研修室の使用)

第3条 宿泊研修室を使用することができる者は、5人以上の団体によりスポーツの合宿研修活動を行うものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 陸上競技場、北陸上競技場（個人使用の場合を除く。）、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、相撲場、テニスコート及び駐車場並びにこれらの附属設備を使用する者が、宿泊研修室と一体使用するときは、別表第1 宿泊研修室の項供用月日の欄ただし書の規定にかかわらず、これを使用することができる。

3 別表第1 宿泊研修室の項供用月日の欄ただし書の規定にかかわらず、宿泊研修室にあっては、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときを除く。）の午前9時まで使用させることができる。

(専用使用の許可をしない日)

第4条 市長は、瑞穂運動場について専用使用の許可をしない日及び時間を定めることができる。

(使用許可申請の手続)

第5条 条例第3条第1項の規定により瑞穂運動場の使用の許可（個人使用に係るものを除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 使用区分
- (3) 使用期日及び時間
- (4) 入場予定人員
- (5) 附属設備の使用の有無
- (6) 特別の設備等の要否
- (7) 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）の徴収又は営利目的の有無及び入場料等を徴収する場合におけるその額
- (8) 使用責任者の住所及び氏名
- (9) その他必要な事項

- 2 前項の場合において、宿泊研修室の使用の許可を受けようとする者は、宿泊研修室の入退室の日時並びに使用期日ごとの活動内容及び使用する施設の名称等を記載した活動計画書を使用申込書に添付しなければならない。
- 3 第1項の申請は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる申請期間において行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項の申請については、市長が別に定めるところにより、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム（以下「情報システム」という。）を利用する方法によることができる。
- 5 練習プール及び屋内プールにあっては、第1項の申請があった場合には、個人使用の状況を考慮して許可をするものとする。
- 6 陸上競技場、ラグビー場、野球場又はテニスコート（以下「本体施設」という。）の附属設備（条例別表第1備考第11号に規定する附属設備を除く。）にあっては、管理上支障がない場合は、本体施設と別に使用を許可することができる。

（使用期間）

第6条 瑞穂運動場の使用期間は、同一人が同一施設を使用する場合（個人使用に係るものを除く。）は、引き続き7日以内（宿泊研修室にあっては、7泊以内）とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（使用の許可）

第7条 条例第3条第1項の規定による許可（個人使用に係るものを除く。）は、使用許可書を申請者に交付することによって行う。ただし、市長が別に定めるところにより、情報システムを利用する方法によることとした場合については、この限りでない。

（1回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券の交付等）

第8条 条例別表第2に掲げる施設を個人使用しようとする者は、利用料金の納付と引換えに1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けなければならない。

- 2 1回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券の様式は、別に定め

る。

3 1回券は、発行の日に限り有効とする。

4 第1項の規定により1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けた者が同項の施設を個人使用するときは、入口において指定管理者の管理する瑞穂運動場の管理の業務に従事している者（以下「係員」という。）に当該1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券を示して改札を受けなければならない。

（時間外使用等に係る利用料金の基準額等）

第9条 条例別表第1備考第2号に規定する利用料金の基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 供用時間前に使用する場合 条例別表第1午前の欄に定める利用料金の基準額の30分当たりの額（100円未満の端数は、切り上げる。以下この項において同じ。）に30分を単位とした使用許可時間数を乗じて得た額

(2) 供用時間内において午前、午後及び夜間の区分による使用時間以外の時間に使用する場合 条例別表第1午後の欄に定める利用料金の基準額の30分当たりの額に30分を単位とした使用許可時間数を乗じて得た額

(3) 供用時間後に使用する場合 条例別表第1に定める利用料金の基準額（陸上競技場、ラグビー場、野球場、弓道場又はアーチェリー場にあつては夜間の欄に定める利用料金の基準額とし、北陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー練習場又は相撲場にあつては午後の欄に定める利用料金の基準額とする。）の30分当たりの額に30分を単位とした使用許可時間数を乗じて得た額

2 条例別表第1備考第3号に規定する利用料金の基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入場料等の最高額が1人1回につき500円を超え1,000円以下の場合 条例別表第1に定める利用料金の基準額（前項に規定する利用料金の基準額を含み、附属設備に係る利用料金の基準額を除く。次号において同じ。）に1.5を乗じて得た額

(2) 入場料等の最高額が1人1回につき1,000円を超える場合 条例別表第1に定める利用料金の基準額に2を乗じて得た額

(3) 前 2 号の規定にかかわらず、入場料等を徴収して屋内プールを専用使用する場合 条例別表第 1 に定める利用料金の基準額（前項に規定する利用料金の基準額を含む。）に 2.5 を乗じて得た額

3 条例別表第 1 備考第 4 号に規定する率は、100 分の 5 とする。

4 条例別表第 1 備考第10号に規定する施設は、陸上競技場、ラグビー場、野球場及びテニスコートとする。

5 条例別表第 1 備考第11号に規定する附属設備の利用料金の基準額は、別表第 3 のとおりとする。ただし、ロッカーの利用料金の額は、別表第 4 に定める額とする。

（入場料等徴収報告書）

第10条 条例別表第 1 備考第 4 号に規定する場合において、利用料金を納付しようとする者は、使用後速やかに入場料等を徴収して得た収入の総額等を記載した入場料等徴収報告書を指定管理者に提出しなければならない。

（駐車場及びロッカーの使用手続等）

第11条 駐車場を使用しようとする者は、その入口においてあらかじめ利用料金を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に利用料金を納付するものとする。

2 回数券の様式は、別に定める。

3 ロッカー（屋内プールに備え付けてあるものに限る。）を使用しようとする者は、当該ロッカーの所定の投入口に利用料金を納付しなければならない。

4 ロッカーの使用における鍵の管理は、当該ロッカーを使用する者が行うものとする。

（利用料金の減免）

第12条 条例第 5 条第 1 項第 2 号の規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条に規定する身体障害者手帳

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168 号）第 4 条に規定する戦傷病者手帳

(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第

2 条に規定する被爆者健康手帳

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123 号）第 45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

(5) 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）

(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

(8) 障害者総合支援法第51条の 7 第 8 項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）

(9) 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

2 条例第 5 条第 2 項の規定により利用料金（ロッカーに係るものを除く。以下この項において同じ。）を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催する行事に専用使用する場合 利用料金の全額

(2) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の学校教育活動の一環として生徒、児童及び幼児が専用使用する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる額

ア 陸上競技場、北陸上競技場、ラグビー場又は野球場の場合 次の(ア)

又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる額

(ア) 高等学校に係る場合 利用料金の 6 割相当額

(イ) (ア) に掲げる場合以外の場合 利用料金の 8 割相当額

イ その他の施設の場合 利用料金の 5 割相当額

(3) 市内に住所を有する65歳以上の者（以下「市内の高齢者」という。）が宿泊研修室を使用する場合 利用料金の 3 分の 2 の額（100 円未満の端数

は、切り上げる。)

(4) 前項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者が宿泊研修室を使用する場合及びこれに同行する介護者（当該手帳等の交付を受けている者1人につき2人以内に限る。以下同じ。）が宿泊研修室を使用する場合 利用料金の全額

(5) 前項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者に同行する介護者が条例別表第2に掲げる施設（以下「個人使用施設」という。）を個人使用する場合 利用料金の全額

(6) 前項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車場に駐車させる場合 駐車場の利用料金の全額

(7) 市内の高齢者が回数券又は定期券の交付を受けて個人使用施設を使用する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる額

ア 回数券の場合 1回券の利用料金の3分の2の額（100円未満の端数は、切り上げる。ただし、条例第5条第1項第1号に定める額を減免した後の1回券の利用料金の額が100円未満となる場合は、1回券の利用料金の額から100円を減じた額）に回数券の利用料金の額を1回券の利用料金の額で除して得た数（小数点以下第1位未満の端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、切り上げる。）

イ 定期券の場合 利用料金の3分の2の額（100円未満の端数は、切り上げる。）

(8) 市内の高齢者が共通回数券又は共通定期券の交付を受けて練習プール、屋内プール又はトレーニング室を使用する場合 次の表に定める額

区分	減免額	
	共通回数券	共通定期券
練習プール	11回分 2,000円	
屋内プール	11回分 4,000円	1月券 2,700円
	25回分 8,000円	1年券 21,400円
トレーニング室	5回分 700円	1月券 1,100円

		1 年券 8,600円

(9) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由がある場合 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(10) その他市長が特別の事由があると認めた場合 その都度市長が定める額

3 前項（第5号から第8号までを除く。）に該当する者が利用料金の減免を受けようとするときは、あらかじめ利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、同項第9号及び第10号の場合において、個人使用に係る減免を受けようとするときは、この限りでない。

（利用料金の還付）

第13条 条例第6条ただし書に規定する特別の事由及び還付することができる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 専用使用の許可を受けた者（第26条を除き、以下「使用者」という。）の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき 利用料金の全額

(2) 管理上やむを得ない事由が生じたため、指定管理者が専用使用の許可を取り消したとき 利用料金の全額

(3) 使用者が、許可を受けた使用の日（引き続き2日以上使用するときは、その最初の日）の前14日までに専用使用の許可の取消しを申し出たとき 利用料金の5割相当額

(4) 共通定期券（1年券に限る。）の交付を受けた者が当該共通定期券による使用の中止を申し出たとき 当該共通定期券の残存有効期間に応じ、市長が別に定める額

(5) 共通定期券の交付を受けた者の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき その都度市長が定める額

(6) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

2 定期券の利用料金を還付する特別の事由及びその額については、前項第4号及び第5号の規定を準用する。ただし、指定管理者が市長の承認を得たときは、この限りでない。

3 利用料金の還付を受けようとする者は、使用許可書及び利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(特別の設備の設置等の承認)

第14条 条例第7条の規定による承認の申請は、使用の許可の申請の際に併せて行うものとする。

(行為の禁止)

第15条 瑞穂運動場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 承認を受けないで寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。
- (3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (5) 建物その他の工作物を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (7) 泥酔者、伝染性の疾患があると認められる者又は保護者のない6歳未満の者が入場すること。
- (8) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

(専用使用する場合の管理)

第16条 練習プール及び屋内プールにあつては、使用者は、係員の指示に従って、使用区域の秩序を保持するために必要な監督者を置かなければならない。

(使用物品の返還)

第17条 使用者は、使用終了後直ちに係員に連絡をし、使用物品は、係員立会いの上返還しなければならない。

(立入り)

第18条 市長は、瑞穂運動場の管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は

妨げてはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第19条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告表示許可の手続)

第20条 条例第9条の2の規定により広告の表示について市長の許可を受けようとする者は、瑞穂運動場広告表示許可申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 前項の申請は、広告の表示を開始しようとする日の20日前までに行わなければならない。

3 市長は、第1項の申請を許可した場合は、瑞穂運動場広告表示許可証(第2号様式)を交付する。

(市長が指定する有料公園施設)

第21条 名古屋市都市公園条例(昭和34年名古屋市条例第15号)別表第2の3の項(7)の規定により市長が指定する有料公園施設は、陸上競技場、北陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、相撲場及びテニスコートとする。

(指定管理者の公募)

第22条 条例第11条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の概要

(2) 指定管理者に行わせる管理の業務(以下「管理業務」という。)の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 選定に参加する者に必要な資格

(5) 管理の基準

(6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準

(7) 管理業務に従事する者の配置の基準

(8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第11条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第23条 条例第11条第2項の規定による瑞穂公園施設の指定管理者の指定の申請は、名古屋市瑞穂公園施設指定管理者指定申請書（第3号様式）によって行わなければならない。

2 条例第11条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 瑞穂公園施設の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第24条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(指定等の告示)

第25条 条例第11条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第11条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の指定を取り消した日
- (協定の締結)

第26条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、瑞穂公園施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
 - (2) 瑞穂公園施設の管理費用として、本市が支払う金額
 - (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
 - (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
 - (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
 - (6) 瑞穂公園施設の使用者の苦情解決の措置の概要
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) その他市長が必要と認める事項
- (事業報告書の提出)

第27条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 瑞穂公園施設の使用状況
 - (3) 瑞穂公園施設の管理経費等の収支状況
 - (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
- (委任)

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和 2 年名古屋市教育委員会規則第 4 号）による廃止前の名古屋市瑞穂運動場条例施行規則（昭和59年名古屋市教育委員会規則第 9 号。以下「廃止前規則」という。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続は、この規則の相当の規定によりされたものとみなす。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	供用月日	供用時間
陸上競技場 同附属設備 ラグビー場 同附属設備	1 月 1 日から 3 月 31 日まで及び 11 月 1 日から 12 月 28 日まで。ただし、毎月第 3 月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、第 4 月曜日）を除く。	午前 8 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで
	4 月 1 日から 10 月 31 日まで。ただし、毎月第 3 月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、第 4 月曜日）を除く。	午前 8 時 30 分から 午後 8 時 30 分まで
北陸上競技場（ 個人使用の場合 を除く。） レクリエーショ ン広場 相撲場	1 月 4 日から 12 月 28 日まで。ただし、毎月第 3 月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、第 4 月曜日）を除く。	午前 8 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで
北陸上競技場（ 個人使用の場合 に限る。） 屋内プール トレーニング室	1 月 4 日から 12 月 28 日まで。ただし、毎週月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときを除く。）を除く。	午前 10 時から午後 8 時 30 分（日曜日 及び祝日法による 休日は午後 6 時） まで
ラグビー練習場	1 月 1 日から 12 月 28 日まで。ただし、毎月第 3 月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、第 4 月曜日）を除く。	午前 8 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで
野球場 同附属設備	1 月 4 日から 3 月 31 日まで及び 11 月 1 日から 12 月 28 日まで。ただし、毎月第 3 月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、第 4 月曜日）	午前 8 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで

	を除く。	
	4月1日から10月31日まで。ただし、毎月第3月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、第4月曜日）を除く。	午前8時30分から 午後9時30分まで
弓道場 アーチェリー場	1月4日から12月28日まで。ただし、毎週月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後 9時（日曜日及び 祝日法による休日 は午後4時30分） まで
テニスコート 同附属設備	1月4日から2月末日まで及び12月1日から12月28日まで。ただし、毎月第3月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、第4月曜日）を除く。	午前8時30分から 午後4時30分まで
	3月1日から11月30日まで。ただし、毎月第3月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、第4月曜日）を除く。	午前8時30分から 午後8時30分まで
練習プール	7月20日から8月31日まで	午前10時から午後 5時30分まで
宿泊研修室	1月4日から12月28日まで。ただし、毎週月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときを除く。）を除く。	午前0時（1月4 日は午前9時）か ら午後12時（12月 28日は午前9時） まで
駐車場	1月1日から12月28日まで。ただし、毎月第3月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、第4月曜日）を除く。	午前8時15分から 午後9時45分まで

別表第 2（第 5 条関係）

区分		申請期間
陸上競技場、北 陸上競技場、レ クリエーション 広場、ラグビー 場、ラグビー練 習場、野球場、 相撲場、弓道場、 アーチェリー場 及びテニスコー ト並びにこれら の附属設備（以 下「陸上競技場 等」という。）	全国的な競技 大会等に使用 する場合	使用しようとする日（引き続き 2 日以上 使用しようとするときは、その最初の日。 以下同じ。）の属する年度の前年度の12 月から
	その他の場合	使用しようとする日の属する月が 1 月か ら 3 月までのとき 前年 7 月から
		使用しようとする日の属する月が 4 月か ら 9 月までのとき 1 月から
		使用しようとする日の属する月が10月か ら12月までのとき 7 月から
練習プール及び屋内プール		使用しようとする日の属する月の前 2 月 以後
宿泊研修室		使用しようとする日の属する月の前 2 月 以後（陸上競技場等と一体使用する場合 は、陸上競技場等の各区分の申請期間） 使用しようとする日の前 1 週間以前
備考		
野球場を夜間のみに使用する場合、テニスコートの全面を使用しない場 合又は本体施設の附属設備を本体施設と別に使用する場合は、申請期間は、 使用しようとする日の属する月の前 2 月以後とする。		

別表第 3（第 9 条関係）

1 陸上競技場の附属設備

附属設備の名称	単位	利用料金の基準額
陸上競技器具	1 式	15,000円
拡声器	1 式	9,000円

大型映像装置	広告の表示に使用する場合	1 式	静止画像の表示のみに使用する場合（陸上競技場の撮影設備を使用する場合を除く。）	72,000円
			その他の場合	350,000円
	その他の場合	1 式	静止画像の表示のみに使用する場合（陸上競技場の撮影設備を使用する場合を除く。）	12,000円
			その他の場合	70,000円

2 北陸上競技場の附属設備

附属設備の名称		単位	利用料金の基準額
陸上競技器具		1 式	15,000円
拡声器		1 式	9,000円
電光表示装置	広告の表示に使用する場合	1 式	42,000円
	その他の場合	1 式	12,000円

3 ラグビー場の附属設備

附属設備の名称		単位	利用料金の基準額	
拡声器		1 式	9, 000円	
大型映像装置	広告の表示に使用する場合	1 式	静止画像の表示のみに使用する場合（ラグビー場の撮影設備を使用する場合を除く。）	42, 000円
			その他の場合	115, 000円
	その他の場合	1 式	静止画像の表示のみに使用する場合（ラ	12, 000円

			グビー場の撮影設備 を使用する場合を除 く。)	
			その他の場合	70,000円

4 野球場の附属設備

附属設備の名称		単位	利用料金の基準額
拡声器		1 式	9,000円
スコアボー ド	得点及び判定の 表示のみに使用 する場合	1 式	4,000円
	その他の場合	1 式	12,000円

5 テニスコートの附属設備

附属設備の名称		単位	利用料金の基準額
拡声器		1 式	2,500円

別表第 4 （第 9 条関係）

附属設備の名称	単位	利用料金の額
ロッカー（大）	1 個	1 日 1 回 20円
ロッカー（小）	1 個	1 日 1 回 10円

第 1 号様式 (第20条関係)

瑞穂運動場広告表示許可申請書

年
月
日

(宛先) 名古屋市長

申 請 者

住 所

フリガナ

氏 名 ㊟

生年月日

〔 団体の場合は所在地、名称並びに
代表者の氏名及び生年月日 〕

電話番号

瑞穂運動場内において、下記のとおり広告の表示をしたいので、許可を申請します。

記

表示する施設の名称	
表 示 の 場 所	
表 示 す る 面 積	
表 示 の 期 間	
表示する広告の種類 及 び 数 量	

注 広告表示許可により暴力団を利用することとなると認めるときは、広告表示許可をせず、又は既になした広告表示許可の取消しをします。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

第 2 号様式（第20条関係）

瑞穂運動場広告表示許可証

住所

氏名（名称及び代表者氏名）

年 月 日申請のありました瑞穂運動場内における広告の
表示については、下記のとおり許可します。

年 月 日

名古屋市長



記

許可する施設の名称	
許可の場所	
許可する面積	
許可の期間	
許可する広告の種類 及び数量	
許可の条件	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 3 号様式（第23条関係）

名古屋市瑞穂公園施設指定管理者指定申請書 年 月 日 （宛先）名古屋市長 申請者 所在地 名称 代表者氏名 ㊟ 次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。					
申請者	フリガナ 名 称				
	所 在 地				
	電話番号（ ） ー				
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所			
電話番号（ ） ー					
種 別	☐ 法人（種類 ） ☐ 法人以外の団体				
併せて提出する 書類		1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外 の団体にあつては、これらに相当する書類） 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の 数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかる もの 4 その他（ ）			
備 考					

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

名古屋市港サッカー場条例施行細則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第76号

名古屋市港サッカー場条例施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市港サッカー場条例（平成 5 年名古屋市条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場日及び供用時間)

第 2 条 名古屋市港サッカー場（以下「サッカー場」という。）の休場日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときを除く。）

(2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び12月29日から同月31日まで

2 サッカー場の供用時間は、次の表のとおりとする。

区分	供用時間
1 月 4 日から 3 月31日まで及び11月 1 日から12月28日まで	午前 9 時から午後 4 時30分まで

4 月 1 日から10月31日まで	午前 9 時から午後 8 時30分まで

- 3 市長は、特に必要があると認めたときは、前 2 項の規定にかかわらず、臨時に、休場日に開場し、若しくは休場日以外の日に休場し、又は供用時間を変更することができる。

(使用許可申請の手続)

第 3 条 条例第 2 条第 1 項の規定によりサッカー場の施設の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 使用区分
- (3) 使用期日及び時間
- (4) 入場予定人員
- (5) 附属設備の使用の有無
- (6) 特別の設備等の要否
- (7) 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）の徴収又は営利目的の有無及び入場料等を徴収する場合におけるその額
- (8) 使用責任者の住所及び氏名
- (9) その他必要な事項

- 2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる申請期間において行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

区分	申請期間
全国的な競技大会等に使用する場合	使用しようとする日（引き続き 2 日以上使用しようとするときは、その最初の日。以下同じ。）の属する年度の前年度の12月から
その他の場合	使用しようとする日の属する月が 1 月から 3 月までのとき 前年 7 月から
	使用しようとする日の属する月が 4 月から 9 月までのとき 1 月から
	使用しようとする日の属する月が10月から12月までの

	とき 7月から

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の申請については、市長が別に定めるところにより、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム（以下「情報システム」という。）を利用する方法によることができる。

（使用期間）

第4条 サッカー場の施設の使用期間は、同一人が同一施設を使用する場合は、引き続き7日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（使用の許可）

第5条 条例第2条第1項の規定による許可は、使用許可書を申請者に交付することによって行う。ただし、市長が別に定めるところにより、情報システムを利用する方法によることとした場合については、この限りでない。

（時間外使用等に係る利用料金の基準額等）

第6条 条例別表備考第2号に規定する利用料金の基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 供用時間前に使用する場合 条例別表午前の欄に定める利用料金の基準額の30分当たりの額（100円未満の端数は、切り上げる。次号において同じ。）に30分を単位とした使用許可時間数を乗じて得た額

(2) 供用時間後に使用する場合 条例別表夜間の欄に定める利用料金の基準額の30分当たりの額に30分を単位とした使用許可時間数を乗じて得た額

2 条例別表備考第3号に規定する利用料金の基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入場料等の最高額が1人1回につき500円を超え1,000円以下の場合 条例別表に定める利用料金の基準額（前項に規定する利用料金の基準額を含む。次号において同じ。）に1.5を乗じて得た額

(2) 入場料等の最高額が1人1回につき1,000円を超える場合 条例別表に定める利用料金の基準額に2を乗じて得た額

3 条例別表備考第4号の市長が定める率は、100分の5とする。

4 条例別表備考第7号に規定する附属設備の利用料金の基準額は、次の表のとおりとする。

附属設備の名称		単位	利用料金の基準額
電光表示装置	広告の表示に使用する場合	1 式	42,000円
	その他の場合	1 式	12,000円
拡声装置		1 式	9,000円

(入場料等徴収報告書)

第7条 条例別表備考第4号に規定する場合において、利用料金を納付しようとする者は、使用後速やかに入場料等を徴収して得た収入の総額等を記載した入場料等徴収報告書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第8条 条例第4条の規定により利用料金を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催する行事に使用する場合 利用料金の全額

(2) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の学校教育活動の一環として生徒、児童及び幼児が使用する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる額

ア 高等学校に係る場合 利用料金の6割相当額

イ その他の場合 利用料金の8割相当額

(3) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由がある場合 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(4) その他市長が特別の事由があると認めた場合 その都度市長が定める額

2 前項に該当する者が利用料金の減免を受けようとするときは、あらかじめ利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第5条ただし書に規定する特別の事由及び還付することができる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき 利用料金の全額

(2) 管理上やむを得ない事由が生じたため、指定管理者が使用の許可を取り消したとき 利用料金の全額

(3) 使用者が、許可を受けた使用の日（引き続き 2 日以上使用するときは、その最初の日）の前14日までに使用の許可の取消しを申し出たとき 利用料金の 5 割相当額

(4) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、使用許可書及び利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

（特別の設備の設置等の承認）

第10条 条例第 7 条の規定による承認の申請は、使用の許可の申請の際に併せて行うものとする。

（行為の禁止等）

第11条 サッカー場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。

(2) 承認を受けないで寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。

(3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。

(4) 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れること。

(5) 建物その他の工作物を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。

(6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。

(7) 泥酔者又は保護者のない 6 歳未満の者が入場すること。

(8) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

2 使用者は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 入場者の安全確保の措置を講ずること。

(2) 入場者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

(3) 使用終了後直ちに指定管理者の管理するサッカー場の管理の業務に従事している者（以下「係員」という。）に連絡をし、点検を受けること。

（使用物品の返還）

第12条 使用者は、使用終了後直ちに係員に連絡をし、使用物品は、係員立会の上返還しなければならない。

(立入り)

第13条 市長は、サッカー場の管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退場)

第14条 市長は、この規則に違反し、又は指定管理者若しくは係員の指示に従わない者に対し退場を命ずることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の公募)

第16条 条例第10条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の概要

(2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 選定に参加する者に必要な資格

(5) 管理の基準

(6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準

(7) 管理業務に従事する者の配置の基準

(8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第10条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第17条 条例第10条第2項の規定によるサッカー場の指定管理者の指定の申請は、名古屋市港サッカー場指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わ

なければならない。

- 2 条例第10条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

- 3 サッカー場の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類
（指定管理者の選定）

第18条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。
（指定等の告示）

第19条 条例第10条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

- 2 条例第10条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日
（協定の締結）

第20条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、サッカー場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) サッカー場の管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) サッカー場の使用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項
(事業報告書の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) サッカー場の使用状況
- (3) サッカー場の管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和

2 年名古屋市教育委員会規則第 4 号) による廃止前の名古屋市港サッカー場
条例施行規則 (平成 5 年名古屋市教育委員会規則第 10 号。以下「廃止前規則」
という。) の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前
規則の規定によりされている申請その他の手続は、この規則の相当の規定に
よりされたものとみなす。

別記様式

名古屋市港サッカー場指定管理者指定申請書 年 月 日 (宛先) 名古屋市長 申請者 所在地 名称 代表者氏名 ⑩ 次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。					
申 請 者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号 () —			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所	電話番号 () —		
	種 別	☐ 法人 (種類) ☐ 法人以外の団体			
併せて提出する 書類	1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (法人以外 の団体にあつては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の 数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかる もの 4 その他 ()				
備 考					

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

名古屋市志段味スポーツランド条例施行細則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第77号

名古屋市志段味スポーツランド条例施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用期間及び供用時間)

第 2 条 名古屋市志段味スポーツランド（以下「スポーツランド」という。）の有料施設（条例第 2 条第 1 項に規定するスポーツランドの有料施設をいう。以下同じ。）の供用期間及び供用時間は、別表第 1 のとおりとする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、供用期間以外の日に供用し、若しくは供用期間内において供用しないものとし、又は供用時間を変更することができる。

(専用使用の許可をしない日)

第 3 条 市長は、スポーツランドの有料施設について専用使用の許可をしない

日及び時間を定めることができる。

(使用許可申請の手続)

第4条 条例第2条第1項の規定によりスポーツランドの有料施設の使用の許可（個人使用に係るものを除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 使用区分
- (3) 使用期日及び時間
- (4) 入場予定人員
- (5) 附属設備の使用の有無
- (6) 特別の設備等の要否
- (7) 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）の徴収の有無及び入場料等を徴収する場合におけるその額
- (8) 使用責任者の住所及び氏名
- (9) その他必要な事項

2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる申請期間において行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

区分			申請期間
少年野球場	15歳未満の者（中学校又はこれに準ずる学校に在学する15歳以上の者を含む。以下「少年」という。）が使用する場合		使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日。以下同じ。）の属する月の前3月以後
	少年以外の者が使用する場合		使用しようとする日の属する月の前2月以後
庭球場	全国的な競技大会	6面以上を使用する場合	使用しようとする日の属する年度の前年度の12月から
	等を使用する場合	その他の場合	使用しようとする日の属する月の前2月以後

	その他の場合		使用しようとする日の属する月の前 2 月以後
競技場	全面を専 用する場 合	全国的な競技大 会等に使用する 場合	使用しようとする日の属する年度の 前年度の12月から
		その他の場合	使用しようとする日の属する月が 1 月から 3 月までのとき 前年 7 月か ら
			使用しようとする日の属する月が 4 月から 9 月までのとき 1 月から
			使用しようとする日の属する月が10 月から12月までのとき 7 月から
	一部を専用する場合		使用しようとする日の属する月の前 2 月以後
その他の施設			使用しようとする日の属する月の前 2 月以後（少年野球場、庭球場及び 競技場（以下「少年野球場等」とい う。）と一体使用する場合は、少年 野球場等の各区分の申請期間）

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の申請については、市長が別に定めるところにより、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム（以下「情報システム」という。）を利用する方法によることができる。

（使用期間）

第 5 条 スポーツランドの有料施設の使用期間は、同一人が同一施設を使用する場合（個人使用に係るものを除く。）は、引き続き 3 日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（使用の許可）

第 6 条 条例第 2 条第 1 項の規定による許可（個人使用に係るものを除く。）は、使用許可書を申請者に交付することによって行う。ただし、市長が別に定めるところにより、情報システムを利用する方法によることとした場合に

については、この限りでない。

(1回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券の交付等)

第7条 トレーニング室を使用しようとする者は、利用料金の納付と引換えに1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けなければならない。

2 1回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券の様式は、別に定める。

3 1回券は、発行の日に限り有効とする。

4 第1項の規定により1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けた者がトレーニング室を使用するときは、入口において指定管理者の管理するスポーツランドの管理の業務に従事している者（以下「係員」という。）に当該1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券を示して改札を受けなければならない。

(時間外使用に係る利用料金の基準額等)

第8条 条例別表第1 1専用使用（屋外施設）の表備考第3号に規定する利用料金の基準額は、別表第2のとおりとする。

2 条例別表第1 1専用使用（屋外施設）の表備考第6号及び条例別表第1 2専用使用（屋内施設）の表備考第7号に規定する附属設備の利用料金の基準額は、別表第3のとおりとする。ただし、ロッカーの利用料金の額は、別表第4に定める額とする。

(ロッカーの使用手続等)

第9条 ロッカーを使用しようとする者は、当該ロッカーの所定の投入口に利用料金を納付しなければならない。

2 ロッカーの使用における鍵の管理は、当該ロッカーを使用する者が行うものとする。

(利用料金の減免)

第10条 条例第4条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168 号）第 4 条に規定する戦傷病者手帳
 - (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条に規定する被爆者健康手帳
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123 号）第 45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
 - (5) 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）
 - (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証
 - (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）
 - (8) 障害者総合支援法第51条の 7 第 8 項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）
 - (9) 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）
- 2 条例第 4 条第 2 項の規定により利用料金（ロッカーに係るものを除く。以下この項において同じ。）を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 市又は市の機関が主催する行事に専用使用する場合 利用料金の全額
 - (2) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の学校教育活動の一環として生徒、児童及び幼児が専用使用する場合 利用料金の 5 割相当額
 - (3) 前項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者に同行する介護者（当該手帳等の交付を受けている者 1 人につき 2 人以内に限る。）がトレーニング室を使用する場合 利用料金の全額
 - (4) 市内に住所を有する65歳以上の者（以下「市内の高齢者」という。）が回数券又は定期券の交付を受けてトレーニング室を使用する場合 次のア

又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる額

ア 回数券の場合 1回券の利用料金の3分の2の額（100円未満の端数は、切り上げる。ただし、条例第4条第1項第1号に定める額を減免した後の1回券の利用料金の額が100円未満となる場合は、1回券の利用料金の額から100円を減じた額）に回数券の利用料金の額を1回券の利用料金の額で除して得た数（小数点以下第1位未満の端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、切り上げる。）

イ 定期券の場合 利用料金の3分の2の額（100円未満の端数は、切り上げる。）

(5) 市内の高齢者が共通回数券又は共通定期券の交付を受けてトレーニング室を使用する場合 次の表に定める額

区分	減免額
共通回数券	5回分 700円
共通定期券	1月券 1,100円
	1年券 8,600円

(6) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由がある場合 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(7) その他市長が特別の事由があると認めた場合 その都度市長が定める額

3 前項（第3号から第5号までを除く。）に該当する者が利用料金の減免を受けようとするときは、あらかじめ利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、同項第6号及び第7号の場合において、個人使用に係る減免を受けようとするときは、この限りでない。

（利用料金の還付）

第11条 条例第5条ただし書に規定する特別の事由及び還付することができる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 専用使用の許可を受けた者（第21条を除き、以下「使用者」という。）の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき 利用料金の全額

(2) 管理上やむを得ない事由が生じたため、指定管理者が専用使用の許可を取り消したとき 利用料金の全額

- (3) 使用者が、許可を受けた使用の日（引き続き 2 日以上使用するときは、その最初の日）の前14日までに専用使用の許可の取消しを申し出たとき
利用料金の 5 割相当額
 - (4) 共通定期券（1 年券に限る。）の交付を受けた者が当該共通定期券による使用の中止を申し出たとき 当該共通定期券の残存有効期間に応じ、市長が別に定める額
 - (5) 共通定期券の交付を受けた者の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき その都度市長が定める額
 - (6) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額
- 2 定期券の利用料金を還付する特別の事由及びその額については、前項第 4 号及び第 5 号の規定を準用する。ただし、指定管理者が市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 3 利用料金の還付を受けようとする者は、使用許可書及び利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

（特別の設備の設置等の承認）

第12条 条例第 6 条の規定による承認の申請は、使用の許可の申請の際に併せて行うものとする。

（行為の禁止）

第13条 スポーツランドにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 承認を受けないで寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。
- (3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (5) 建物その他の工作物を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (7) 泥酔者又は保護者のない 6 歳未満の者が入場すること。

(8) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

(使用物品の返還)

第14条 使用者は、使用終了後直ちに係員に連絡をし、使用物品は、係員立会の上返還しなければならない。

(立入り)

第15条 市長は、スポーツランドの管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の公募)

第17条 条例第11条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の概要

(2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 選定に参加する者に必要な資格

(5) 管理の基準

(6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準

(7) 管理業務に従事する者の配置の基準

(8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第11条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第18条 条例第11条第2項の規定によるスポーツランドの指定管理者の指定の申請は、名古屋市志段味スポーツランド指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第11条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 スポーツランドの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類
（指定管理者の選定）

第19条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。
（指定等の告示）

第20条 条例第11条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第11条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日
（協定の締結）

第21条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指

定をしようとする者と、スポーツランドの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) スポーツランドの管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) スポーツランドの使用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項
(事業報告書の提出)

第22条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) スポーツランドの使用状況
- (3) スポーツランドの管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
(委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和2年名古屋市教育委員会規則第4号）による廃止前の名古屋市志段味スポー

ツランド条例施行規則（昭和60年名古屋市教育委員会規則第13号。以下「廃止前規則」という。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続は、この規則の相当の規定によりされたものとみなす。

別表第 1（第 2 条関係）

区分		供用期間	供用時間
少年野球場		1 月 4 日から 3 月 31 日まで 及び 10 月 1 日から 12 月 28 日 まで（毎週月曜日（その日 が国民の祝日に関する法律 （昭和 23 年法律第 178 号） に規定する休日（以下「祝 日法による休日」という。） に当たるときを除く。以下 この表において同じ。）を 除く。）	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
		4 月 1 日から 9 月 30 日まで （毎週月曜日を除く。）	午前 9 時から日の入相当 時刻まで
庭球場		1 月 4 日から 12 月 28 日まで （毎週月曜日を除く。）	午前 9 時から日の入相当 時刻まで
体育館	競技場及 び会議室 兼軽運動 室	1 月 4 日から 12 月 28 日まで （毎週月曜日を除く。）	午前 9 時から午後 9 時（ 日曜日（毎月第 2 日曜日 及び毎月第 4 日曜日を除 く。）及び祝日法による 休日は午後 6 時）まで
	トレーニ ング室	1 月 4 日から 12 月 28 日まで （毎週月曜日を除く。）	午前 10 時から午後 8 時 30 分（日曜日及び祝日法に よる休日は午後 6 時）ま で

別表第 2（第 8 条関係）

区分	午後 4 時 30 分から日の入相当時刻までの利用料金の基準額
少年野球場	1 面 1 時間につき 300 円

別表第 3（第 8 条関係）

附属設備の名称	単位	利用料金の基準額			
		午前	午後1	午後2	夜間
拡声装置	1 式	800 円	800 円	800 円	800 円
種目別体育器具（バスケットボール・バレーボール・バドミントン・テニス・インディアカ・カローリング）	1 式	1 種目 1 日 1 回 1,000 円			
種目別体育器具（バウンドテニス）	1 式	1 日 1 回 200 円			
その他の種目用体育器具（多目的支柱）	1 式	1 日 1 回 1,000 円			
バウンドテニスマット	1 面	1 日 1 回 500 円			
簡易フローシート	平方メートル	1 日 1 回 3 円			
備考					
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。					
(1) 午 前 午前 9 時から正午まで					
(2) 午後 1 正午から午後 3 時まで					
(3) 午後 2 午後 3 時から午後 6 時まで					
(4) 夜 間 午後 6 時から午後 9 時まで					
2 条例別表第 1 2 専用使用（屋内施設）の表備考第 4 号に規定する場合における拡声装置の利用料金の基準額は、この表に定める額に 0.5 を乗じて得た額とする。					

別表第 4（第 8 条関係）

附属設備の名称	単位	利用料金の額
ロッカー	1 個	1 日 1 回 10 円

別記様式

名古屋市志段味スポーツランド指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 所在地

名称

代表者氏名

⑩

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

申請者	フリガナ 名 称				
	所 在 地				
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所			
	種 別	☐ 法人（種類 ） ☐ 法人以外の団体			
併せて提出する書類		1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類） 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの 4 その他（ ）			
備 考					

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

名古屋市プール条例施行細則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第78号

名古屋市プール条例施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場期間及び開場時間)

第 2 条 プールの開場期間及び開場時間は、別表のとおりとする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開場期間以外の日に開場し、若しくは開場期間に休場し、又は開場時間を変更することができる。

(専用使用の許可をしない日)

第 3 条 市長は、プールの施設について専用使用の許可をしない日及び時間を定めることができる。

(使用許可申請の手続)

第 4 条 条例第 2 条第 1 項の規定によりプールの施設の使用の許可（個人使用

に係るものを除く。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 使用区分
- (3) 使用期日及び時間
- (4) 入場予定人員
- (5) 特別の設備等の要否
- (6) 入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)の徴収の有無及び入場料等を徴収する場合におけるその額
- (7) 使用責任者の住所及び氏名
- (8) その他必要な事項

2 前項の申請は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日)の属する月の前2月以後において行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の申請については、市長が別に定めるところにより、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム(以下「情報システム」という。)を利用する方法によることができる。

4 練習プール及び屋内プールにあっては、第1項の申請があった場合には、個人使用の状況を考慮して許可をするものとする。

(使用期間)

第5条 プールの施設の使用期間は、同一人が同一施設を使用する場合(個人使用に係るものを除く。)は、引き続き3日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第6条 条例第2条第1項の規定による許可(個人使用に係るものを除く。)は、使用許可書を申請者に交付することによって行う。ただし、市長が別に定めるところにより、情報システムを利用する方法によることとした場合については、この限りでない。

(練習プールの1回券及び共通回数券の交付等)

第7条 練習プールを個人使用しようとする者は、使用料の納付と引換えに1

回券又は共通回数券の交付を受けなければならない。

- 2 1回券及び共通回数券の様式は、別に定める。
- 3 1回券は、発行の日に限り有効とする。
- 4 第1項の規定により1回券又は共通回数券の交付を受けた者が練習プールを個人使用するときは、入口において指定管理者の管理するプールの管理の業務に従事している者（以下「係員」という。）に当該1回券又は共通回数券を示して改札を受けなければならない。

（使用料の減免）

第8条 条例第4条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳
- (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (5) 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）
- (8) 障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）
- (9) 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

2 条例第4条第2項の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は市の機関が主催する行事に専用使用する場合 使用料の全額
- (2) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の学校教育活動の一環として生徒、児童及び幼児が専用使用する場合 使用料の5割相当額
- (3) 市長が認めたアマチュアスポーツ団体が水泳競技大会のために専用使用する場合 使用料の1割相当額
- (4) 前項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者に同行する介護者（当該手帳等の交付を受けている者1人につき2人以内に限る。）が個人使用する場合 使用料の全額
- (5) 市内に住所を有する65歳以上の者（以下「市内の高齢者」という。）が共通回数券の交付を受けて個人使用する場合 2,000 円
- (6) その他市長が特別の事由があると認めた場合 その都度市長が定める額

3 前項（第4号及び第5号を除く。）に該当する者が使用料の減免を受けようとするときは、あらかじめ使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、同項第6号の場合において、個人使用に係る減免を受けようとするときは、この限りでない。

（優待券又は無料招待券）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、練習プールの個人使用に係る優待券又は無料招待券を発行することができる。

2 前項の優待券及び無料招待券の様式は、市長がその都度定める。

（使用料の還付）

第10条 条例第5条ただし書に規定する特別の事由及び還付することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名古屋市港プール、名古屋市名城プール、名古屋市中川プール、名古屋市守山プール、名古屋市熱田プール、名古屋市楠プール、名古屋市山田プール及び名古屋市富田プール（以下「港プール等」という。）の専用使用の許可を受けた者（以下「港プール等の使用者」という。）の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき 使用料の全額

- (2) 管理上やむを得ない事由が生じたため、指定管理者が専用使用の許可を取り消したとき 使用料の全額
 - (3) 港プール等の使用者が、許可を受けた使用の日（引き続き 2 日以上使用するときは、その最初の日）の前14日までに専用使用の許可の取消しを申し出たとき 使用料の 5 割相当額
 - (4) その他使用前において、港プール等の使用者が、専用使用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の事由があると認めたとき その都度市長が定める額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、使用許可書及び使用料の領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

（屋内プール及びトレーニング室の 1 回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券の交付等）

第11条 屋内プール又はトレーニング室を個人使用しようとする者は、利用料金の納付と引換えに 1 回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けなければならない。

- 2 1 回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券の様式は、別に定める。
- 3 1 回券は、発行の日に限り有効とする。
- 4 第 1 項の規定により 1 回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けた者が屋内プール又はトレーニング室を個人使用するときは、入口において係員に当該 1 回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券を示して改札を受けなければならない。

（駐車場及びロッカーの使用手続等）

第12条 名古屋市鳴海プール及び名古屋市南陽プールの駐車場を使用する者（駐車時間が30分以内である者を除く。）は、駐車場の使用を終わった際に利用料金を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に利用料金を納付するものとする。

- 2 回数券の様式は、市長が別に定める。
- 3 ロッカー（名古屋市鳴海プール、名古屋市香流橋プール、名古屋市南陽プール、名古屋市山田西プール及び名古屋市富田北プール（以下「鳴海プール

等」という。)に備え付けてあるものに限る。)を使用しようとする者は、当該ロッカーの所定の投入口に利用料金を納付しなければならない。

- 4 ロッカーの使用における鍵の管理は、当該ロッカーを使用する者が行うものとする。

(利用料金の減免)

第13条 条例第7条第1項第2号の規則で定める者は、第8条第1項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者とする。

- 2 条例第7条第2項の規定により利用料金(ロッカーに係るものを除く。以下この項において同じ。)を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は市の機関が主催する行事に専用使用する場合 利用料金の全額
- (2) 市内の学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の学校教育活動の一環として生徒、児童及び幼児が専用使用する場合 利用料金の5割相当額
- (3) 市長が認めたアマチュアスポーツ団体が水泳競技大会のために専用使用する場合 利用料金の1割相当額
- (4) 第8条第1項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者が乗車している自動車(普通自動車に限る。)を駐車場に駐車させる場合 駐車場の利用料金の全額
- (5) 第8条第1項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者に同行する介護者(当該手帳等の交付を受けている者1人につき2人以内に限る。)が屋内プール又はトレーニング室を個人使用する場合 利用料金の全額
- (6) 市内の高齢者が回数券又は定期券の交付を受けて屋内プール又はトレーニング室を使用する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる額

ア 回数券の場合 1回券の利用料金の3分の2の額(100円未満の端数は、切り上げる。ただし、条例第7条第1項第1号に定める額を減免した後の1回券の利用料金の額が100円未満となる場合は、1回券の利用料金の額から100円を減じた額)に回数券の利用料金の額を1回券の利用料金の額で除して得た数(小数点以下第1位未満の端数は、切り捨て

る。) を乗じて得た額 (100 円未満の端数は、切り上げる。)

イ 定期券の場合 利用料金の 3 分の 2 の額 (100 円未満の端数は、切り上げる。)

(7) 市内の高齢者が共通回数券又は共通定期券の交付を受けて屋内プール又はトレーニング室を使用する場合 次の表に定める額

区分	減免額	
	共通回数券	共通定期券
屋内プール	11回分 4,000円	1 月券 2,700円
	25回分 8,000円	1 年券 21,400円
トレーニング室	5 回分 700円	1 月券 1,100円
		1 年券 8,600円

(8) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由がある場合 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(9) その他市長が特別の事由があると認めた場合 その都度市長が定める額

3 前項 (第 4 号から第 7 号までを除く。) に該当する者が利用料金の減免を受けようとするときは、あらかじめ利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、同項第 8 号及び第 9 号の場合において、個人使用に係る減免を受けようとするときは、この限りでない。

(利用料金の還付)

第14条 条例第 8 条ただし書に規定する特別の事由及び還付することができる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 鳴海プール等の専用使用の許可を受けた者 (以下「鳴海プール等の使用者」という。) の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき 利用料金の全額

(2) 管理上やむを得ない事由が生じたため、指定管理者が専用使用の許可を取り消したとき 利用料金の全額

(3) 鳴海プール等の使用者が、許可を受けた使用の日 (引き続き 2 日以上使用するときは、その最初の日) の前14日までに専用使用の許可の取消しを申し出たとき 利用料金の 5 割相当額

(4) 共通定期券 (1 年券に限る。) の交付を受けた者が当該共通定期券によ

る使用の中止を申し出たとき 当該共通定期券の残存有効期間に応じ、市長が別に定める額

(5) 共通定期券の交付を受けた者の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき その都度市長が定める額

(6) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

2 定期券の利用料金を還付する特別の事由及びその額については、前項第4号及び第5号の規定を準用する。ただし、指定管理者が市長の承認を得たときは、この限りでない。

3 利用料金の還付を受けようとする者は、使用許可書及び利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(衣類等の保管)

第15条 名古屋市守山プールを使用する者の衣類等は、その者のプールの使用時間に限り保管する。

(入場の制限)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1) 泥酔者、伝染性の疾患があると認められる者又は保護者のない6歳未満の者

(2) プールの風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認められる者

(3) 動物を伴う者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(5) その他管理上支障があると認められる者

(専用使用する場合の管理)

第17条 練習プール及び屋内プールにあつては、プールの専用使用の許可を受けた者（第25条を除き、以下「使用者」という。）は、係員の指示に従って、使用区域の秩序を保持するために必要な監督者を置かなければならない。

(使用物品の返還)

第18条 使用者は、使用終了後直ちに係員に連絡をし、使用物品は、係員立会いの上返還しなければならない。

(立入り)

第19条 市長は、プールの管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第20条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の公募)

第21条 条例第12条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の概要

(2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 選定に参加する者に必要な資格

(5) 管理の基準

(6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準

(7) 管理業務に従事する者の配置の基準

(8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第22条 条例第12条第2項の規定によるプールの指定管理者の指定の申請は、名古屋市プール指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法

(2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 プールの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類
（指定管理者の選定）

第23条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。
（指定等の告示）

第24条 条例第12条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第12条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日
（協定の締結）

第25条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、プールの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) プールの管理費用として、本市が支払う金額

- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
 - (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
 - (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
 - (6) プールの使用者の苦情解決の措置の概要
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) その他市長が必要と認める事項
- (事業報告書の提出)

第26条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) プールの使用状況
 - (3) プールの管理経費等の収支状況
 - (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
- (委任)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和2年名古屋市教育委員会規則第4号）による廃止前の名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号。以下「廃止前規則」という。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続は、この規則の相当の規定によりされたものとみなす。

別表（第2条関係）

区分		開場期間	開場時間
港プール等	練習プール	7月20日から8月31日まで	午前10時から午後5時30分まで
名古屋市 鳴海プール	屋内プール	1月4日から12月28日まで（毎週金曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときを除く。）を除く。）	午前10時から午後8時30分（日曜日及び祝日法による休日は午後6時）まで
	駐車場	1月4日から12月28日まで（毎週金曜日（その日が祝日法による休日に当たるときを除く。）を除く。）	午前9時45分から午後8時35分（日曜日及び祝日法による休日は午後6時5分）まで
名古屋市 香流橋プール及び 名古屋市 山田西プール	屋内プール	1月4日から12月28日まで（毎週月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときを除く。）を除く。）	午前10時から午後8時30分（日曜日及び祝日法による休日は午後6時）まで
名古屋市 南陽プール	屋内プール	1月4日から12月28日まで（毎週金曜日（その日が祝日法による休日に当たるときを除く。）を除く。）	午前10時から午後8時30分（日曜日及び祝日法による休日は午後6時）まで
	トレーニング室		
	軽運動室	1月4日から12月28日まで（毎週金曜日（その日	午前9時から午後9時（日曜日及び祝日法による

	会議室	が祝日法による休日に当たるときを除く。)を除く。)	休日は午後 6 時) まで
	駐車場	1 月 4 日から12月28日まで (毎週金曜日 (その日が祝日法による休日に当たるときを除く。)を除く。)	午前 8 時45分から午後 9 時 5 分 (日曜日及び祝日法による休日は午後 6 時 5 分) まで
名古屋市 富田北プール	屋内プール	1 月 4 日から12月28日まで (毎週月曜日 (その日が祝日法による休日に当たるときを除く。)を除く。)	午前10時から午後 8 時30 分 (日曜日及び祝日法による休日は午後 6 時) まで
	体育室	1 月 4 日から12月28日まで (毎週月曜日 (その日が祝日法による休日に当たるときを除く。)を除く。)	午前 9 時から午後 9 時 (日曜日及び祝日法による休日は午後 6 時) まで

別記様式

名古屋市プール指定管理者指定申請書					
年 月 日					
(宛先) 名古屋市長					
申請者 所在地					
名称					
代表者氏名					
⑩					
次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。					
申 請 者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号 () ー			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所	電話番号 () ー		
	種 別	☐ 法人 (種類) ☐ 法人以外の団体			
管理を行おうとするプールの名称					
併せて提出する書類		1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの 4 その他 ()			
備 考					

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

名古屋市名城庭球場条例施行細則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第79号

名古屋市名城庭球場条例施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場日及び供用時間)

第 2 条 名古屋市名城庭球場（以下「庭球場」という。）の休場日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第 2 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、第 3 月曜日）

(2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び12月29日から同月31日まで

2 庭球場の供用時間は、次の表のとおりとする。

区分	供用時間
1 月 4 日から 3 月31日まで及び11月 1 日から12月28日まで	午前 9 時から日の入相当時刻まで

4月1日から10月31日まで	午前9時から午後9時まで

- 3 市長は、特に必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、休場日に開場し、若しくは休場日以外の日に休場し、又は供用時間を変更することができる。

(利用許可申請の手続)

第3条 条例第2条第1項の規定により庭球場の施設の利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 利用目的
- (2) 利用区分
- (3) 利用期日及び時間
- (4) 入場予定人員
- (5) 特別の設備等の要否
- (6) 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）の徴収の有無及び入場料等を徴収する場合におけるその額
- (7) 利用責任者の住所及び氏名
- (8) その他必要な事項

- 2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる申請期間において行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

区分	申請期間
全国的な競技大会等に利用する場合	利用しようとする日（引き続き2日以上利用しようとするときは、その最初の日。以下同じ。）の属する年度の前年度の12月から
その他の場合	利用しようとする日の属する月の前2月以後

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の申請については、市長が別に定めるところにより、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム（以下「情報システム」という。）を利用する方法によることができる。

(利用の許可)

第4条 条例第2条第1項の規定による許可は、利用許可書を申請者に交付す

ることによって行う。ただし、市長が別に定めるところにより、情報システムを利用する方法によることとした場合については、この限りでない。

(駐車場の利用手続等)

第5条 駐車場を利用する者(駐車時間が30分以内である者を除く。)は、駐車場の利用を終わった際に利用料金を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に利用料金を納付するものとする。

2 駐車場の利用時間は、午前8時45分から第2条第2項に定める供用時間の終了時刻より5分を経過した時刻までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、利用時間を変更することができる。

3 回数券の様式は、市長が別に定める。

(利用料金の減免)

第6条 条例第5条の規定により利用料金を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催する行事に利用する場合 利用料金の全額

(2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の学校教育活動の一環として生徒、児童及び幼児が利用する場合 利用料金の5割相当額

(3) 次に掲げる手帳又は受給者証(以下「手帳等」という。)の交付を受けている者が乗車している自動車を駐車場に駐車させる場合であって、当該手帳等を指定管理者の管理する庭球場の管理の業務に従事している者(以下「係員」という。)に提示した場合 駐車場の利用料金の全額

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

ク 障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）

ケ 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

(4) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由がある場合 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(5) その他市長が特別の事由があると認めた場合 その都度市長が定める額

2 前項（第3号を除く。）に該当する者が利用料金の減免を受けようとするときは、あらかじめ利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第7条 条例第6条ただし書に規定する特別の事由及び還付することができる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の責めに帰することができない事由により施設の利用ができないとき 利用料金の全額

(2) 管理上やむを得ない事由が生じたため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき 利用料金の全額

(3) 利用者が、許可を受けた利用の日（引き続き2日以上利用するときは、その最初の日）の前14日までに利用の許可の取消しを申し出たとき 利用料金の5割相当額

(4) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

- 2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用許可書及び利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(行為の禁止)

第8条 庭球場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 承認を受けないで寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。
- (3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 建物その他の工作物を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (5) 許可なくして他の室に入ること。
- (6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (7) 泥酔者又は保護者のない6歳未満の者が入場すること。
- (8) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

(立入り)

第9条 市長は、庭球場の管理のため必要があるときは、利用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

- 2 利用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退場)

第10条 市長は、この規則に違反し、又は指定管理者若しくは係員の指示に従わない者に対し退場を命ずることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第11条 条例第12条第2項の規定による庭球場の指定管理者の指定の申請は、名古屋市名城庭球場指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

- 2 条例第12条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 庭球場の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類
（指定等の告示）

第12条 条例第12条第3項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第12条第3項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日
（協定の締結）

第13条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、庭球場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) 庭球場の管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
 - (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
 - (6) 庭球場の利用者の苦情解決の措置の概要
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) その他市長が必要と認める事項
- (事業報告書の提出)

第14条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 庭球場の利用状況
 - (3) 庭球場の管理経費等の収支状況
 - (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
- (委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則（令和2年名古屋市教育委員会規則第4号）による廃止前の名古屋市名城庭球場条例施行規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第3号。以下「廃止前規則」という。）の規定によりされた承認その他の行為又は施行日前に現に廃止前規則の規定によりされている申請その他の手続は、この規則の相当の規定によりされたものとみなす。

別記様式

名古屋市名城庭球場指定管理者指定申請書 年 月 日 (宛先) 名古屋市長 申請者 所在地 名称 代表者氏名 ⑩ 次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。					
申 請 者	フリガナ 名 称				
	所 在 地				
		電話番号 () —			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所			
		電話番号 () —			
	種 別	☐ 法人 (種類) ☐ 法人以外の団体			
	併せて提出する 書類	1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (法人以外 の団体にあつては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の 数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかる もの 4 その他 ()			
	備 考				

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

名古屋市告示第 207 号

地方自治法により専決処分した予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 2 年 3 月 24 日専決処分をした予算の要領を次のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 令和元年度名古屋市一般会計補正予算（第 8 号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和元年度名古屋市一般会計補正予算（第8号）

令和元年度名古屋市一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ559,174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,272,436,702千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国庫支出金		220,507,082	554,174	221,061,256
	2 補助金	41,487,552	554,174	42,041,726
10 県支出金		59,122,296	5,000	59,127,296
	2 補助金	12,506,156	5,000	12,511,156
歳 入	合 計	1,271,877,528	559,174	1,272,436,702

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健康福祉費		332,173,463	28,000	332,201,463
	1 社会福祉費	99,039,155	13,000	99,052,155
	2 老人福祉費	58,510,500	5,000	58,515,500
	3 生活保護費	87,843,464	10,000	87,853,464
4 子ども青少年費		174,173,358	531,174	174,704,532
	1 子ども青少年費	174,173,358	531,174	174,704,532
歳 出	合 計	1,271,877,528	559,174	1,272,436,702

第2表 繰越明許費補正

款		項		事	業	名	金	額	千円
4	子ども青少年費	1	子ども青少年費	児童福祉施設等への衛生用品購入費補助等				531,174	

名古屋市告示第 208 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
の解除

次の者に対して支出する寄附金については、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する要件に該当しなくなったため、個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金としての指定を解除します。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

要件に該当しなくなった者の名称	要件に該当しなくなった者の所在地	要件に該当しなくなった日
特定非営利活動法人名古屋 N G O センター	名古屋市中区新栄町 2 丁目 3 番地	令和 2 年 3 月 19 日

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 209号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5項第12号に該当します。

令和 2年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区昭和町 8番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示 210 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
久屋大通公園北部園地 ・中央園地	東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号 三井不動産株式会社 代表取締役社長 菰 田 正 信

2 指定の期間 令和 2 年 7 月 1 日から令和20年 2 月 28 日まで

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

名古屋市告示第 211号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区港栄四丁目1701番 1の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 212 号

令和 2 年度一般廃棄物処理実施計画

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 2 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定め、これを告示します。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た かし

1 令和 2 年度一般廃棄物排出見込み

区 分	総 量
ご み 及 び 資 源	753,236 t / 年
し尿及び浄化槽汚泥	31,828k1 / 年

2 ごみ処理計画

(1) 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）推進

「名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3 R の取組を推進します。

ア 2 R（リデュース・リユース）の推進施策

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に定める発生抑制、再使用、再生利用、熱回収及び適正処分の優先順位に基づいて取組を進めます。

2 R の取組を推進するためには、基本的には法整備による拡大生産者責任の徹底が不可欠であり、引き続き国に対し法整備の働きかけを行うとともに、消費者の選択という行動を通し、製造業者や小売業者に働き

かけ、2 R の取組を推進します。

(7) 発生抑制の推進施策

平成21年4月に全市拡大した「レジ袋有料化」の取組については、参加店舗数780（平成31年3月末時点）、レジ袋の辞退率は87パーセント（平成31年3月）となっており、国の動向等も踏まえながら引き続き取組を進めます。

さらに、世界的な問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染に対応するため、市民にプラスチックごみ問題の現状を伝えるとともに、気づき・考え・行動につながる機会を提供するほか、マイボトル・マイカップ普及運動といったペットボトルを始めとする使い捨て飲料容器等の削減を進め、大量生産・大量消費型ライフスタイルの転換を促します。

食品ロス削減の取組として、「3ない運動」の推進、消費しきれない食品の提供を呼びかける「フードドライブ」の実施、食べ残しを減らす「30・10運動」の推進、飲食店等の食品ロス削減に向けた協力店登録制度である「食べ残しゼロ協力店」の周知拡大等を引き続き行います。

また、令和元年10月に食品ロス削減推進法が施行されたことから、食品ロス削減推進計画の策定を進めるとともに、食品ロス削減月間に、理解と関心を深めるためのキャンペーンを実施します。

家庭廃棄物の3割程度を占める生ごみの発生抑制の取組としては、「ギュッと水切り・ひとしぼり運動」を広く呼びかけるとともに、生ごみ堆肥化講座を開催し、堆肥化の取組の裾野を広げます。

また、生ごみ堆肥化の取組をサポートできる人材を育てるため、アドバイザー懇談会を開催します。

(4) 再使用の推進施策

インターネットにおけるリユースサイト、リサイクルショップ等、民間ベースでリユースを推進するためのインフラは整備されつつあることから、「もったいない＝物を大切にする」という意識啓発に努め、リユースの取組を促進します。

リユース家具の展示・販売、リユースに取り組むための講座の開催、リユース食器の貸出、地域におけるフリーマーケットの開催支援等、市民のリユースの取組を支援するとともに、普及・啓発に努め、「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図ります。

イ 分別・リサイクルの推進施策

空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装のステーション収集を行うほか、プラスチック製容器包装の各戸収集やペットボトル、紙パック、小型家電、食用油、水銀使用製品（蛍光灯及び水銀体温計・水銀温度計）の拠点回収を進めます。

さらに、集団回収実施団体の登録制度を引き続き実施し、その回収活動の一層の活性化を図るとともに、集団資源回収の円滑な実施のために古紙の持ち去り防止の取組を進め、市民の自主的な資源化の取組を促進します。

ごみ減量の取組を着実に推進するため、家庭廃棄物については特に資源分別率が低下しているプラスチック製容器包装、紙製容器包装、資源分別率が1割程度にとどまっている衣類・布類、雑がみを重点品目に、学生や外国人、転出入が激しく分別ルールが定着しにくい共同住宅の居住者等を重点対象に位置づけ、「なごやのごみ減量・資源化ガイド」等を活用して効果的な広報・啓発を行います。

事業系一般廃棄物については、排出量の7割程度を占める紙類と生ごみの資源化を進めるため、大規模事業所に対しては立入調査による指導を中心に、中小事業所に対してはテナントビルのオフィス・店舗等への個別啓発に取り組み、分別・リサイクルを推進します。

(2) ごみ処理計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 家庭廃棄物

市は、次の区分に応じて家庭廃棄物を収集及び運搬するものとします。

古紙類（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック等の資源化可能な紙類）、空きびん類、衣類・布類及び金属類については、集団回収

等の市民の自主的な取組により、資源化を図るものとします。

区 分	内 容
可燃ごみ	紙くず、 ^{ちゅうかい} 厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物及び資源の項（1）から（6）までに該当するものを除く。）
発火性危険物	ヘアスプレー、殺虫剤、カセット式ガスボンベ等のスプレー缶類、使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの
不燃ごみ	ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品、焼却灰等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物及び資源の項（1）から（6）までに該当するものを除く。）
粗大ごみ	家具、電気製品、自転車、古材等の大型のごみで、30センチメートル角を超えるもの
蛍光管・水銀体温計等	水銀使用製品のうち、次に掲げるもの （1）蛍光管 （2）水銀体温計・水銀温度計
資 源	（1）空きびん（飲食料用及び化粧品用に限る。） （2）空き缶（飲食料用に限る。） （3）ペットボトル（ペットボトルマークのついた飲料、酒、みりん類、しょうゆ用、めんつゆ、酢、ノンオイルドレッシング等に使われたものに限る。） （4）紙パック（原材料にアルミニウムを使用していないものに限る。） （5）プラスチック製容器包装 （6）紙製容器包装 （7）小型家電（使用済小型電子機器等の回収に係るガイドラインで指定する特定対象品目のうち概ね縦15センチメートル、横40センチメートル、奥行25センチメートル以下のもの） （8）食用油（植物性油に限る。）

環境美化 ごみ	環境美化上収集が必要なごみで、次に掲げるもの (1) 町美運動により排出されるごみ (2) ボランティア袋の配付対象活動により排出されるごみ (3) 路上等で死んでいる所有者がいない犬・猫等の死体 (4) 自治会、町内会、保健環境委員会、老人会、子ども会、地域女性会、消防団等の地域住民が主催する無料で参加できる行事の開催に伴い排出されるごみ (5) 不法投棄によりやむを得ず収集するごみ

このほか、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下「自己搬入」という。）ができるものとします。

(イ) 事業系一般廃棄物

- a 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することができない場合は、自己搬入又は市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に、次の区分に応じて収集及び運搬を委託するものとします。

病院等から排出される感染性一般廃棄物については、感染性産業廃棄物と併せて産業廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

研究機関等の実験に伴って生じた実験動物の死体等については、市外の一般廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

古紙類等の資源化可能なものについては、資源化事業者に引き渡すなどして資源化するものとします。

区 分	内 容
可 燃 ご み	紙くず、ちゅうかい厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（古紙類等の資源化可能なもの及び発火性危険物を除く。また、プラスチック製品、皮革くず、ゴムくずについては、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）

発火性 危険物	使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（スプレー缶類を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）
不燃ごみ	(1) ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で30センチメートル角以下のもの（空きびん、空き缶等の資源化可能なもの、発火性危険物、スプレー缶類及び蛍光灯・水銀体温計等を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。） (2) 木製家具等の木くず又はふとん、畳等の繊維くずで30センチメートル角を超えるもの
食品等 廃棄物等	残飯・野菜くず・菓子類などの ^{ちゅうかい} 厨芥類等
^{せん} 剪定枝葉 ・芝草等	^{せん} 剪定枝・刈草・落葉等

b スプレー缶類、蛍光灯・水銀体温計等、空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装及び小型家電については、市に収集、運搬及び処分を委託することができるものとします。ただし、その性状が家庭廃棄物と同等のものに限り、蛍光灯・水銀体温計等及び小型家電については発生量が家庭廃棄物と同等、その他の品目については品目別の発生量が1収集日につき45リットル（スプレー缶類は1週間につき20リットル）の指定袋1袋相当を限度とします。

(ウ) 動物の死体

家庭等で飼われていた犬・猫等の死体を一般廃棄物として処理する場合は、排出者が市の指示する場所に搬入したものを市が処分する又は市が収集、運搬及び処分することとします。

(エ) 本市が収集しない一般廃棄物

区 分	内 容
排 出 禁 止 物	(1) 水銀、硫酸、塩酸、農薬、劇薬、毒性の強い薬品等の有害性のあるもの (2) ガスボンベ、火薬、発煙物等の危険性のあるもの (3) シンナー、ベンジン、ガソリン等の引火性の強いもの (4) 著しく悪臭を発するもの (5) 液状のもの (6) 土砂、ガレキ、鉄塊、鋼製のロープ、自動車用タイヤ、自動二輪車、原動機付自転車、FRP船、消火器、自動車用鉛蓄電池、大型耐火金庫、大型モーター、ピアノ、FRP浴槽、大型電気温水器、自動車等の収集若しくは処理が著しく困難であるもの又は市の処理施設の機能に支障が生ずるもの (7) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器 (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第5条第1項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を目的として収集するものを除く。）
そ の 他 収 集 し な い ご み	(1) 火災ごみ (2) 工作物の除去に伴って排出された廃木材

(オ) 収集・運搬計画

区 分		収集・運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法	運搬先 (注４)	年間量	
市収集（注１）	可燃ごみ		市	全市域	週２回	指定袋による原則各戸収集	焼却・溶融施設	373, 228 t
	発火性危険物							558 t
	不燃ごみ				月１回	事前申込制による原則各戸収集	破碎施設	18, 375 t
	粗大ごみ						破碎施設	8, 232 t
	蛍光管・水銀体温計等				随時	拠点回収	△資源化施設	115 t
	環境美化ごみ				随時		破碎施設 埋立処分場	1, 424 t 13 t
	資源	空きびん			週１回	収集容器によるステーション収集	選別施設 一時保管施設	3, 373 t 10, 293 t
		空き缶				指定袋（一部区は収集容器）によるステーション収集	○選別等施設 一時保管施設	1, 269 t 1, 663 t
		ペットボトル			週１回	指定袋によるステーション収集	○選別・保管施設	9, 489 t
		紙パック			週２回	拠点回収		
		紙製容器包装			週１回	指定袋によるステーション収集	△選別・保管施設	11, 114 t
		プラスチック製容器包装				指定袋による原則各戸収集	△選別・保管施設	25, 605 t
		小型家電				拠点回収	—	170 t
		食用油			—		64 t	
		許可業者収集			可燃ごみ		許可業者	随時
発火性危険物			破碎施設 埋立処分場	2, 462 t 19 t				
不燃ごみ			△焼却施設	12 t				
実験動物の死体等			△資源化施設	27, 251 t				
食品廃棄物等（注２）								
	自己搬入	可燃ごみ	排出者			焼却・溶融施設	58, 921 t	
		不燃ごみ				破碎施設 埋立処分場	5, 150 t 2, 208 t	
せん 剪定枝葉・芝草等（注３）		△資源化施設				22, 968 t		

(注 1) ごみ及び資源の排出（環境美化ごみ及び収集方法が拠点回収を除く。）については、収集日当日の朝、8 時（中区は 7 時（粗大ごみは除く。））までに排出することとします。

発火性危険物を排出する場合は、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

資源を排出する場合は、当分の間、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

(注 2) 一部、自己搬入及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づき認定された再生利用事業計画に従って行う収集・運搬（許可業者以外の事業者によるもの）を含みます。

(注 3) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(注 4) 運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設を、その他の施設は市の施設を表します。

小型家電及び食用油については、回収拠点で直接、資源化事業者に引き渡します。

イ 中間処理計画

(ア) 焼却・溶融処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	可燃ごみ	市	372,969 t
	発火性危険物 (使い捨てライター等)		146 t
許可業者収集	可燃ごみ		169,238 t
自 己 搬 入	可燃ごみ		58,921 t
	不燃ごみ		22 t
焼 却 処 理 後	焼却灰		20,500 t
破 碎 処 理 後	破碎残渣		33,436 t

(イ) 破碎処理計画

区 分		処理主体	年 間 処理量	処分方法	年 間 処理量
市 収 集	不燃ごみ	市	17,567 t	焼 却 溶 融 埋 立 資源化	9,228 t 24,230 t 374 t 1,788 t
	粗大ごみ		7,587 t		
	環境美化 ご み		1,531 t		
許可業者 収 集	不燃ごみ		2,462 t		
自己搬入	不燃ごみ		5,150 t		

(ウ) 選別等処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物	市	558 t
	空きびん		13,666 t
	空き缶		2,932 t
	ペットボトル		9,489 t
	紙パック		22 t
	紙製容器包装		11,114 t
	プラスチック製容器包装		25,605 t
	蛍光管・水銀体温計等		115 t

ウ 最終処分計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	環境美化ごみ	市	13 t
許可業者収集	不燃ごみ		19 t
自己搬入	不燃ごみ		3,330 t
焼却・溶融処理後	焼却灰		9,127 t
	溶融飛灰		389 t
破 砕 処 理 後	破碎不燃物		374 t

エ 資源化計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物（スプレー缶類等）	市	412 t
	空きびん		13,508 t
	空き缶		2,744 t
	ペットボトル（キャップ含む）		7,601 t
	紙パック		21 t
	紙製容器包装（古紙含む）		10,886 t
	プラスチック製容器包装		21,449 t
	小型家電		170 t
	食用油		64 t
	紙回収		259 t
	蛍光管・水銀体温計等		115 t
許可業者収集 （注１）	食品廃棄物等	許可業者	27,251 t
自己搬入 （注２）	せん 剪定枝葉・芝草等		22,968 t
焼 却 ・ 溶 融 処 理 後	焼却灰	市	10,000 t
	熔融スラグ		42,691 t
	熔融メタル		5,912 t
	熔融飛灰（山元還元）		5,150 t
破 碎 処 理 後	金属回収		1,788 t

（注１）一部、自己搬入及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づき認定された再生利用事業計画に従って行う収集・運搬（許可業者以外の事業者によるもの）を含みます。

（注２）一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(3) 施設の概要

ア 本市が設置する施設の概要

(7) 焼却・溶融施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
猪 子 石 工 場	名古屋市千種区香流橋一丁目 101 番	ストーカ式	600 t / 24 h
富 田 工 場	名古屋市中川区吉津四丁目 3208 番地	ストーカ式	450 t / 24 h
鳴 海 工 場	名古屋市緑区鳴海町字天白 90 番地	シャフト炉式 ガス化溶融炉	530 t / 24 h
五 条 川 工 場	愛知県あま市中萱津奥野	ストーカ式	560 t / 24 h
北 名 古 屋 工 場	愛知県北名古屋市二子四反地 15 番地 1	シャフト炉式 ガス化溶融炉	660 t / 24 h

(イ) 破碎施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
大 江 破 碎 工 場	名古屋市港区本星崎町字南 4047 番地の 13	横 型 回 転 式 破 碎 機	400 t / 5 h
愛 岐 処 分 場 小規模破碎施設	岐阜県多治見市諏訪町川西 75 番地	2 軸せん断式 回 転 破 碎 機	20 t / 5 h
北 名 古 屋 工 場	愛知県北名古屋市二子四反地 15 番地 1	2 軸せん断式 回 転 破 碎 機	50 t / 5 h

(ウ) 埋立処分場

名 称	所 在 地	埋立面積	全体容量
愛 岐 処 分 場	岐阜県多治見市諏訪町川西 75 番地	252, 590 m ²	4, 440, 000 m ³
第 二 処 分 場	名古屋市港区潮風町 67 番地	11, 300 m ²	96, 000 m ³

(エ) 選別・保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
西資源センター	名古屋市西区新木町61番地及び十方町36番地の2	空きびん 30 t / 日 空き缶 15 t / 日 ペットボトル 4 t / 日
港 資 源 選 別 セ ン タ ー	名古屋市港区正徳町6丁目69番地の1	空きびん 20 t / 日 空き缶 10 t / 日
南リサイクル プ ラ ザ	名古屋市南区元塩町6丁目8番地の5	空きびん 23 t / 日 空き缶 13 t / 日 ペットボトル 9 t / 日 紙パック 2 t / 日

(オ) 保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
鳴海工場内 保 管 施 設	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	空きびん 22 t / 日 空き缶 6 t / 日

イ 処理計画にかかる本市以外の者が設置する処理施設の概要

(ア) 焼却灰資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部リサイクル株式会社	名古屋市港区昭和町18番41、42、43、48、49	焼却灰
太平洋セメント株式会社	三重県いなべ市藤原町東禅寺1361番地の1	
三池製錬株式会社	福岡県大牟田市新開町2番地1	溶融飛灰

(イ) 食品廃棄物等資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目1102番	食品廃棄物等
株式会社ケミカルフォース	名古屋市港区潮見町37番10	

双葉興業株式会社	愛知県北名古屋市六ツ師大島 131 番地 1
オオブユニティ株式会社	愛知県大府市横根町惣作 236 番 1、240 番 1、240 番 6、243 番 1
株式会社大栄工業	三重県伊賀市真泥字東山 5024 番地の 4 外 3 筆
株式会社エム・シー・エス	三重県伊賀市島ヶ原 8801 番地の 8
株式会社エイゼン	愛知県半田市鵜ノ池町 104 番 8
株式会社小枿屋	愛知県海部郡飛島村木場二丁目 80 番

(ウ) 破碎施設

名 称	設 置 場 所	区 分
名古屋港木材倉庫株式会社	名古屋市南区加福町 2 丁目 2 番	せん 剪定枝葉・芝草等

(エ) 焼却施設

名 称	設 置 場 所	区 分
株式会社海部清掃	愛知県あま市西今宿平割二 6 番地	使い捨てライター等
株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1	実験動物の死体等

(オ) その他（選別・圧縮・梱包・保管等）施設

名 称	設 置 場 所	区 分
コスモリサイクル株式会社	愛知県稲沢市福島町沢西 95 番地の 1	発火性危険物及び空き缶
株式会社ヤマショー金属	愛知県弥富市楠一丁目 8 番	発火性危険物

永 一 産 商 株 式 会 社	愛知県飛島村木場 2 丁目 106 番地	蛍光管・水銀体温計 等
野 村 興 産 株 式 会 社	大阪府大阪市西淀川区中島 2 丁目 4 番 143 号	
	北海道北見市留辺蘂町富士 見 217 番地 1	
有 限 会 社 サ イ テ ッ ク	愛知県北名古屋市西春町鍛 治ヶ一色字襟44番地の 2	空きびん
循 環 資 源 株 式 会 社	愛知県豊田市貝津町西向畑 7 番24号	
株 式 会 社 中 西	愛知県豊明市栄町高根 103 番地	
大 成 金 属 株 式 会 社	名古屋市南区忠次一丁目 8 番15号	空き缶
株 式 会 社 石川マテリアル	名古屋市緑区鳴海町字杜若 20番地	
朝 日 金 属 株 式 会 社	名古屋市北区六が池町 555 番地	
神鋼環境メンテ ナンス株式会社	名古屋市港区昭和町13番地	プラスチック製容器 包装
東 海 資 源 株 式 会 社	名古屋市西区見寄町44番地	ペットボトル
株 式 会 社 宮 崎	名古屋市港区十一屋二丁目 53番地	
株 式 会 社 オ ノ セ イ	名古屋市南区弥次エ町 2 丁 目31番地の 1	
大 幸 商 事 株 式 会 社	名古屋市守山区太田井 3 番 5 号	ペットボトル及び紙 製容器包装

株 式 会 社 宮 崎	名古屋市港区十一屋二丁目 10番地	紙製容器包装
	愛知県清須市西堀江2460番 地	
株 式 会 社 藤 川 紙 業	名古屋市昭和区福江二丁目 11番25号	
リメイキング 株 式 会 社	名古屋市南区元塩町6丁目 16番1	

(カ) 埋立処分場

名 称	設 置 場 所	区 分
衣浦港3号地廃 棄物最終処分場	愛知県知多郡武豊町字三号 地1番地	焼却灰等

3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 処分計画及び担当事業所

ア 収集・運搬及び処分計画

区 分	収 集 ・ 運 搬					処 分
	主 体	収集区域	収集回数	収集方法	年 間 量	
し 尿	市	全市域	月2回 程 度	各戸収集	8,601kl	下 水 道 投 入
浄 化 槽 汚 泥	許可業者		随 時		23,227kl	

(注) ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体）の排水処理槽の清掃に伴って生じた汚泥は、浄化槽汚泥とみなします。

イ 収集担当事業所

収集担当事業所	収 集 担 当 区
北 環 境 事 業 所	千種、東、北、西、中、守山及び名東
中 川 環 境 事 業 所	中村、熱田、中川及び港
緑 環 境 事 業 所	昭和、瑞穂、南、緑及び天白

(2) 施設の概要

名称	所在地	対象 廃棄物	設備能力	前処理後の 処分方法
下飯田 作業場	名古屋市北区辻本通1丁目 39番地	し尿	150kl／日	下水道投入
内田橋 作業場	名古屋市熱田区伝馬二丁目 32番10号		150kl／日	
港 作業場	名古屋市港区竜宮町21番地	し尿・ 浄化槽 汚泥	200kl／日	

4 参考

(1) 市外で発生した一般廃棄物の市内民間施設での処理

区 分	処理方法	年 間 量
食品廃棄物等	資源化	2,032 t
焼却灰等	溶 融	16,520 t
プラスチック製容器包装	圧縮梱包	655 t
せん 剪定枝葉・芝草等	破 碎	84 t

(2) 市内で発生した一般廃棄物の市外民間施設での処理

区 分		処理方法	年 間 量
市 収 集	発火性危険物	選別等	558 t
	空きびん		10,435 t
	空き缶		508 t
	紙製容器包装		1,585 t
	蛍光管・水銀体温計等		115 t
許 可 業 者 収 集	実験動物の死体等	焼 却	12 t
	食品廃棄物等（注）	資源化	5,296 t
焼却・溶融処理後	焼却灰等	埋 立	12,000 t
	焼却灰等	資源化	7,575 t

(注) 一部、自己搬入及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づき認定された再生利用事業計画に従って行う収集・運搬（許可業者以外の事業者によるもの）を含みます。

(3) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理物の本市処理施設での最終処分

区 分		処理方法	年 間 量
多 治 見 市	熔融飛灰等	埋 立	1,100 t

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

名古屋市告示第 213号

有松土地区画整理事業の事業計画の変更

名古屋都市計画事業有松土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 9項の規定により、次のとおり公告します。

令和 2年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施行者の名称

名古屋市

2 事業施行期間

（変更前）平成 2年12月 4日から令和 2年 3月31日まで

（変更後）平成 2年12月 4日から令和 5年 3月31日まで

3 施工地区

名古屋市緑区有松町大字有松字往還北、字往還南、字橋東北、字橋東南及び字長坂南並びに大字桶狭間字高根並びに鳴海町字有松裏及び字米塚の各一部

4 土地区画整理事業の名称

名古屋都市計画事業有松土地区画整理事業

5 事務所の所在地

名古屋市中区金山二丁目15番16号

6 事業計画決定の年月日

平成 2年12月 4日

7 変更の年月日

令和 2年 3月31日

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第214号

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の臨時開館について

名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号）第13条第 3 項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

令和 2年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 臨時に開館する施設

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）

2 臨時に開館する日

令和 2年 5月 7日（木）

令和 2年 7月27日（月）

令和 2年 8月11日（火）

令和 2年 8月17日（月）

令和 2年 8月24日（月）

令和 2年 8月31日（月）

令和 2年 9月23日（水）

令和 2年11月24日（火）

令和 3年 1月12日（火）

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 215号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により公告します。

なお、同法第13条第 4項において準用する同法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により併せて公告します。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 2項の規定により縦覧します。

令和 2年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第 4項において準用する同法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
意見書の提出なし

- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 216号

名古屋市旧川上貞奴邸等の臨時休館について

名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋市規則第92号）第 2条の 2第 1項、名古屋市文化のみち榑木館条例施行細則（平成20年名古屋市規則第 131号）第 3条第 1項及び名古屋市揚輝荘条例施行細則（平成24年 8月 3日名古屋市規則第 112号）第 3条第 1項の規定により、次の施設を令和 2年 4月 1日（水）から同月12日（日）までの間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため臨時休館します。

令和 2年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の名称

名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）

名古屋市文化のみち榑木館

名古屋市揚輝荘（南園 聴松閣）

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第217号

環境影響評価方法書に関する告示の一部改正

令和2年名古屋市告示第178号の一部を次のように改正します。

令和2年4月1日

名古屋市長 河 村 た か し

5(2) 中「4月6日(月)」を「4月13日(月)」に改め、「、同月13日(月)」を削り、「同月31日(火)」を「4月12日(日)」に改め、「及び4月8日(水)」を削る。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 218 号

名古屋市消費生活センターについて

名古屋市消費生活センター条例（平成28年条例第31号）第 3 条の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事務を行う日及び時間

(1) 消費生活相談受付

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日及び12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く）
午前 9 時から午後 4 時15分まで
ただし、土曜日は電話相談のみとします。

(2) 苦情処理のあっせん

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日及び12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く）
午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

2 その他

平成28年名古屋市告示第 205 号は廃止します。

名古屋市スポーツ市民局市民生活部消費生活課

名古屋市告示第 219号

令和 2年度包括外部監査契約の締結について

令和 2年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 5項の規定に基づき告示します。

令和 2年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の期間

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

3 契約の金額

10,993,400円を上限とする額

4 費用の算定方法

契約で定める基本費用の額及び契約で定めるところにより算定した執務費用の額を合算した金額に消費税及び地方消費税を加えた額

5 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

6 契約の相手方

(1) 氏名

北川 裕和

(2) 住所

名古屋市千種区徳川山町 1丁目 5番 8号

(3) 資格

公認会計士

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市告示第 220 号

固定資産の価格等の登録

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、令和 2 年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しました。

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 221号

占用工事の費用算出基準

名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）第25条第 3項の規定に基づき定められた占用工事の費用の算出基準（昭和58年名古屋市告示第 151号）の一部を次のように改正します。

令和 2年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第 1及び別表第 2を次のように改めます。

名古屋市緑政土木局路政部道路維持課

別表第 1 道路掘削跡復旧費単価

(1) 舗装復旧工事（即路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1 平方メートル当たり	35,690
	〃	36,900
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	23,550
	〃	23,340
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	16,780
	〃	16,310
アスファルトコンクリート舗装 (C－2)	〃	13,290
	〃	13,150
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	6,770
	〃	6,770
アスファルトコンクリート舗装 (E)	〃	11,890
	〃	11,560
アスファルトコンクリート舗装 (F)	〃	11,760
	〃	11,440
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	26,170
	〃	25,740
セメントコンクリート舗装	〃	41,510
	〃	42,110

(注) 同一工種について、2段の単価区分の上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

(2) 舗装復旧工事（従来路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1平方メートル当たり	44,920
	〃	36,900
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	34,490
	〃	23,340
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	28,980
	〃	16,310
アスファルトコンクリート舗装 (C-2)	〃	23,510
	〃	13,150
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	13,050
	〃	6,770
アスファルトコンクリート舗装 (E)	〃	22,270
	〃	11,560
アスファルトコンクリート舗装 (F)	〃	22,160
	〃	11,440
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	37,640
	〃	25,740
セメントコンクリート舗装	〃	48,270
	〃	42,110
準歩道セメントコンクリート舗装	〃	20,170
	〃	19,590
歩道補強舗装 (A)	〃	32,240
	〃	26,560
歩道補強舗装 (B)	〃	14,440
	〃	8,900
歩道平板舗装	〃	27,350
	〃	12,810
歩道ブロック舗装 (A) (I L B)	〃	22,650
	〃	11,750
歩道ブロック舗装 (B) (透水性 I L B)	〃	27,450
	〃	11,970
歩道ブロック舗装 (C) (I L B)	〃	21,730
	〃	11,750
歩道ブロック舗装 (D) (透水性 I L B)	〃	26,360
	〃	11,970
歩道セメントコンクリート舗装	〃	18,540
	〃	13,560
歩道アスファルトコンクリート舗装	〃	12,220
	〃	7,870
歩道アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	〃	14,850
	〃	6,610
ソイルアスファルトコンクリート舗装	〃	10,860
	〃	6,440

(注) ア 同一工種について、2段の単価区分のあるものは、上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

イ 同一工種について、単価区分のないものは、掘削部分及び影響部分に共通する。

(3) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
路幅境界	1 メートル 当 た り	23,510
歩車道境界 (A)	〃	24,650
歩車道境界 (B)	〃	23,790
街渠 ^{きよ} (A)	〃	39,980
街渠 ^{きよ} (B)	〃	39,090
L形側溝	〃	35,050
U形側溝 (A)	〃	50,560
U形側溝 (B)	〃	65,530
街渠 ^{きよ} ます (車道用) (A)	1 個 当 た り	132,000
街渠 ^{きよ} ます (歩道用) (B)	〃	128,710
側溝ます	〃	146,270
街路樹根囲い	1 組 当 た り	85,150
区域標設置 (A)	1 点 当 た り	21,960
区域標設置 (B)	〃	31,720
道路中心線 (破線) (A)	1 メートル 当 た り	1,240
道路中心線 (実線) (B)	〃	1,180

(4) 特殊工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
コンクリートカッター切断 (A) (コンクリート系)	1 メートル 当 た り	9,520
コンクリートカッター切断 (B) (アスファルト系)	〃	4,420

(注) 表 (1) ～ (4) の各単価は消費税を含んだ金額を示す。

別表第 2 路面復旧監督費単価

(1) 路面復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
舗 装 道	1平方メートル当たり	760
砂 利 道	〃	110
電 柱 類	1 本 当 た り	1,080

(2) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
区 域 標 設 置	1 点 当 た り	850

(注) 表 (1) (2) の各単価は消費税の対象外

名古屋市告示第 222号

令和 2年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに
契約の内容に関する事項の閲覧方法

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第 5条第 3項及び第 7条第 5項の規定により、令和 2年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法を次のとおり告示します。

令和 2年 4月 1日

名 古 屋 市 長	河 村 たかし
名古屋市上下水道局長	飯 田 貢
名古屋市交通局長	河 野 和 彦
名古屋市病院局長	大 原 弘 隆

1 閲覧方法

インターネットを利用し、名古屋市電子調達システムへの掲載により、閲覧に供します。

2 電子調達システムによる閲覧のアドレス

<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp>

名古屋市財政局契約部契約監理課
名古屋市上下水道局総務部契約監理課
名古屋市交通局営業本部企画財務部会計課
名古屋市病院局経営企画部経営企画課

名古屋市告示第 223号

寄附金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、寄附金の収納事務を次のように委託しましたので、同条第 2項の規定により、告示します。

令和 2年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

所在地 東京都目黒区青葉台三丁目 6番28号

名 称 株式会社トラストバンク

代表者 代表取締役 川村 憲一

2 寄附金の収納事務の委託を開始する日

令和 2年 4月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 224号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のように指定代理納付者を指定しました。

令和 2年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定代理納付者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
東京都目黒区青葉台三丁目 6番28号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる日
令和 2年 4月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 225号

名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書の内容

次に掲げる名古屋都市計画道路事業に係る図書

3・2・208号笹島線

2 縦覧場所

名古屋市中村区太閤一丁目19番 7号

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部

ささしまライブ24総合整備事務所

3 縦覧期間

令和 2年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 226号

名古屋都市計画道路事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画道路事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 2年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 都市計画事業の種類及び名称
名古屋都市計画道路事業 3・2・208号笹島線
- 2 施行者の名称
名古屋市
- 3 事務所の所在地
名古屋市中村区太閤一丁目19番 7号
- 4 事業地の所在
名古屋市中村区名駅南四丁目地内

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部ささしまライブ24総合整備事務所

名古屋市告示第 227号

名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書の内容

次に掲げる名古屋都市計画道路事業に係る図書

3・ 1・20号伏見町線及び 3・ 4・ 310号伏見町線

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所西庁舎 7階

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

3 縦覧期間

令和 2年 4月 1日から令和13年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 228号

名古屋都市計画道路事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画道路事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 2年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画道路事業 3・ 1・ 20号伏見町線及び 3・ 4・ 310号伏見町線

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

名古屋市西区枇杷島二丁目及び清須市西枇杷島町南問屋地内

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

名古屋市告示第 229号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域（以下「拡散防止管理区域」という。）を指定します。

また、同条例第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）を指定します。

令和 2年 4月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 拡散防止管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市南区豊田五丁目1601番の全部

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

2 形質変更時届出管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市南区豊田五丁目1601番の全部

(2) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 230号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、平成29年名古屋市告示第 422号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

なお、同告示により指定した形質変更時要届出区域は、平成30年名古屋市告示第 204号及び本告示により、その全てを解除します。

令和 2年 4月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市昭和区福江三丁目 711番 3の一部及び 711番 4の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市達第 5 号

庁 中 一 般
各 公 所

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 防災危機管理局 （略） 危機管理企画室 企 画 係 (1)・(2) （略） <u>(3)～(10)</u> （略） （略） 危機対策室 危機対策係 (1)～(7) （略） <u>(8)～(16)</u> （略） （略） 総 務 局	第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 防災危機管理局 （略） 危機管理企画室 企 画 係 (1)・(2) （略） <u>(3) 災害救助に係る総合調整に関すること。</u> <u>(4)～(11)</u> （略） （略） 危機対策室 危機対策係 (1)～(7) （略） <u>(8) 危機発生時の対応に係る関係機関及び団体との連携の推進に関すること。</u> <u>(9) 危機発生時の対応に係る人材育成の総合的な推進に関すること。</u> <u>(10)～(18)</u> （略） （略） 総 務 局

(略) 職 員 部 (略) 人材育成・コンプライアンス推進室 推 進 係 (略) 主 査 (人材育成) (1)・(2) (略) <u>(3) 局長の指定する職員の倫理の保持に 関すること。</u> <u>(4) 局長の指定する職員の公正な職務の 執行の確保に関すること。</u> <u>(5) 局長の指定する職員の服務規律の確 保に関すること。</u> <u>(6) (略)</u> 主 査 (監察) (1) (略) <u>主 査 (内部統制)</u> <u>(1) 局長の指定する内部統制に関するこ と。</u> 給 与 課 (略) 労 政 係 (1)～(5) (略) <u>主 査 (臨時・非常勤職員の 任用制度等)</u> <u>(1) 非常勤の職員に係る任用制度等に関 すること。</u> (略) 企 画 部 企 画 課 企 画 係 (1)～(4) (略) <u>(5)～(7) (略)</u>	(略) 職 員 部 (略) 人材育成・コンプライアンス推進室 推 進 係 (略) 主 査 (人材育成) (1)・(2) (略) <u>(3) (略)</u> 主 査 (監察等) (1) (略) <u>(2) 内部統制の推進に関すること。</u> <u>(3) 局長の指定する職員の倫理の保持の 総括に関すること。</u> <u>(4) 局長の指定する職員の公正な職務の 執行の確保の総括に関すること。</u> <u>(5) 局長の指定する職員の服務規律の確 保に関すること。</u> 給 与 課 (略) 労 政 係 (1)～(5) (略) (略) 企 画 部 企 画 課 企 画 係 (1)～(4) (略) <u>(5) S D G s の推進に係る調整に関する こと。</u> <u>(6)～(8) (略)</u>

主 査（企画）（3）
 （1）・（2）（略）
 主 査（企画・水に係る施策
 の調整）（2）
 （1）（略）
 （2）・（3）（略）
 （略）
 総合調整部
 （略）
 アジア競技大会推進室
 推 進 係
 （1）～（3）（略）
 （4）アジア競技大会の競技運営及び競技
 会場に係る企画及び総合調整に関する
 こと。
 （5）アジア競技大会の選手村整備に係る
企画及び総合調整に関する
こと。
 （6）アジア競技大会の組織委員会に関す
ること。
 （7）・（8）（略）
 主 査（広報・事業調整）
 （1）・（2）（略）
（3）アジア競技大会の競技運営及び競技
会場に係る企画及び総合調整に関する
こと。
 主 査（選手村整備）（2）
 （1）アジア競技大会の選手村整備に係る
企画及び総合調整に関する
こと。
 （略）
男女平等参画推進室
 主 査（男女平等参画推進）
（2）
（1）男女平等参画推進室の分掌事務に関
すること。
 主 査（相談）
（1）女性の自立支援のための相談、助言
及び事業の実施に関する
こと。
 財 政 局
 （略）

主 査（企画）（2）
 （1）・（2）（略）
 主 査（企画・水に係る施策
 の調整）（2）
 （1）（略）
（2）SDGsの推進に係る調整に関する
こと。
（3）・（4）（略）
 （略）
 総合調整部
 （略）
 アジア競技大会推進室
 推 進 係
 （1）～（3）（略）
 （4）アジア競技大会の競技会場に係る企
 画及び総合調整に関すること。
 （5）アジア競技大会の選手村に係る総合
 調整に関すること。
 （6）一般財団法人愛知・名古屋アジア競
技大会組織委員会に関すること。
 （7）・（8）（略）
 主 査（広報・事業調整）
 （1）・（2）（略）
 主 査（事業調整）
（1）アジア競技大会の競技会場に係る企
画及び総合調整に関する
こと。
（2）アジア競技大会の選手村に係る総合
調整に関する
こと。
 （略）
 財 政 局
 （略）

税 務 部 税 制 課 税 務 係 (1)～(10) (略) (11) <u>プレミアム付商品券の発行に係る調整に関すること。</u> (12) (略) 主 査 (プレミアム付商品券の発行に係る調整) (3) (1) <u>プレミアム付商品券の発行に係る調整に関すること。</u> (略) 税務システム整備室 税務システム整備係 (略) 主 査 (税務システム再構築・事務改善) (2) (1) (略) (2) <u>税務事務の改善に係る企画及び調整に関すること。</u>	税 務 部 税 制 課 税 務 係 (1)～(10) (略) (11) (略) (略) 税務システム整備室 税務システム整備係 (略) 主 査 (税務システム再構築・事務改善) (2) (1) (略) (2) <u>税務総合情報システムの再構築に伴う事務の改善に係る企画及び調整に関すること。</u> 主 査 (市税事務所移転・事務改善) (1) <u>市税事務所の移転整備に係る企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>税務事務 (税務総合情報システムの再構築及び税務窓口に係るものを除く。) の改善に係る企画及び調整に関すること。</u> 主 査 (窓口改善の推進) (3) (1) <u>税務窓口の事務の改善に係る企画及び調整に関すること。</u> (略)
(略) <u>市民経済局</u> 総 務 課 庶 務 係 (1) 局内の文書及び公印の管守に関すること。 (2) (略) (3) <u>局関係諸規程に関すること。</u> (4) (略)	(略) <u>スポーツ市民局</u> 総 務 課 庶 務 係 (1) 局内の<u>人事</u>、文書及び公印の管守に関すること。 (2) (略) (3) (略)

<u>管 理 係</u> <u>(1) 局内の人事、給与及び労務の調整管理に関すること。</u> <u>(2) 局内職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。</u> <u>企画経理課</u> 企画経理係 (1)～(5) (略) <u>(6) 局の主管に属する外郭団体の総括に関すること。</u> <u>(7) (略)</u> 主 査 (企画調整) <u>(2)</u> (1)・(2) (略) <u>(3) 局の主管に属する外郭団体の総括に関すること。</u> 地域振興部 区 政 課 管 理 係 (略) 主 査 (区役所の庁舎営繕等) (1) (略) (略) 地域振興課 (略) <u>地域安全推進課</u> 地域安全推進係 <u>(1) 安心・安全で快適なまちづくりの推進に係る企画及び調査並びに連絡調整に関すること。</u> <u>(2) 客引き行為等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。</u> <u>(3) 生活安全対策及び交通安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。</u> <u>(4) 生活安全及び交通安全に係る啓発及び運動に関すること。</u> <u>(5) 暴力団の排除の推進に関すること。</u> <u>(6) 交通安全計画の策定及び改定に関すること。</u> <u>(7) 違法駐車対策の推進に関すること。</u> <u>(8) 交通指導員に関すること。</u> <u>(9) 交通安全対策会議に関すること。</u> <u>(10) 犯罪被害者等支援に関すること。</u>	企画経理係 (1)～(5) (略) <u>(6) (略)</u> 主 査 (企画調整) (1)・(2) (略) <u>(3) その他局長の指定する特命事項の処理に関すること。</u> 地域振興部 区 政 課 管 理 係 (略) 主 査 (区役所の庁舎営繕等) <u>(2)</u> (1) (略) (略) 地域振興課 (略)

主 査（客引き行為等対策の 推進） <u>(1) 客引き行為等対策の推進に係る企画 及び調整に関すること。</u> 主 査（生活安全推進） <u>(1) 局長の指定する生活安全対策の総合 的な企画及び調整に関すること。</u> 主 査（交通安全推進） <u>(1) 局長の指定する交通安全対策の総合 的な企画及び調整に関すること。</u> 住 民 課 戸籍住民係 (略) 主 査（システム） (1)～(4) (略) 町名表示係 (1)・(2) (略) 主 査（住居表示） <u>(1) 住居表示の実施及び住居表示制度の 運営に関すること。</u> 人権施策推進室 (略) 主 査（調整） (1)・(2) (略) <u>(3)・(4) (略)</u>	住 民 課 戸籍住民係 (略) 主 査（システム） (1)～(4) (略) 主 査（戸籍電算システム改 修等） <u>(1) 局長の指定する戸籍電算システム改 修等の企画及び調整に関すること。</u> 町名表示係 (1)・(2) (略) 人権施策推進室 (略) 主 査（調整） (1)・(2) (略) <u>(3) 犯罪被害者等支援に関すること。</u> <u>(4)・(5) (略)</u>
	市民生活部 地域安全推進課 地域安全推進係 <u>(1) 安心・安全で快適なまちづくりの推 進に係る企画及び調査並びに連絡調整 に関すること。</u> <u>(2) 客引き行為等対策の推進に係る企画 及び調整に関すること。</u> <u>(3) 生活安全対策及び交通安全対策の総 合的な企画及び調整に関すること。</u> <u>(4) 生活安全及び交通安全に係る啓発及 び運動に関すること。</u> <u>(5) 暴力団の排除の推進に関すること。</u>

(6) 交通安全計画の策定及び改定に関すること。

(7) 違法駐車対策の推進に関すること。

(8) 交通指導員に関すること。

(9) 交通安全対策会議に関すること。

(10) 再犯防止の推進に係る企画及び調整に関すること。

(11) 部内他課室係の主管に属しないこと。

主 査（客引き行為等対策の推進）

(1) 客引き行為等対策の推進に係る企画及び調整に関すること。

主 査（生活安全推進）

(1) 局長の指定する生活安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。

主 査（交通安全推進）

(1) 局長の指定する交通安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。

主 査（再犯防止の推進）

(1) 再犯防止の推進に係る企画及び調整に関すること。

広 聴 課

企 画 係

(1) 広聴の企画及び調査研究に関すること。

(2) 広聴に係る市区等の連絡調整に関すること。

(3) 市民相談に関すること。

(4) コールセンターに関すること。

(5) 他係の主管に属しないこと。

主 査（相談）

(1) 市民相談に関すること。

(2) その他局長の指定する広聴に関すること。

広 聴 係

(1) 調査広聴に関すること。

(2) 集会広聴に関すること。

(3) 庁内案内及び庁内放送に関すること。

市政情報室

市政情報係

(1) 提供資料の収集及び整備に関するこ

と。

(2) 情報公開及び個人情報保護に係る連絡調整に関すること。

(3) 情報公開及び個人情報開示等に係る審査請求に関すること。

(4) 情報公開審査会及び個人情報保護審議会に関すること。

(5) 市民情報センターに関すること。

主 査（情報公開）(2)

(1) 情報公開に係る局長の指定する調整に関すること。

主 査（個人情報保護）

(1) 個人情報保護に係る局長の指定する調整に関すること。

消費生活課

消費生活係

(1) 消費生活に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 消費生活の安定及び向上に関すること。

(3) 物価の安定に関すること。

(4) 消費者団体に関すること。

(5) 消費生活の向上のための指導及び啓発に関すること。

(6) 消費生活に係る情報及び資料の収集及び提供に関すること。

(7) 消費生活審議会に関すること。

(8) 消費生活センターに関すること。

(9) 他係の主管に属しないこと。

主 査（消費者教育・啓発）

(1) 消費生活の向上のための教育及び啓発に関すること。

(2) 消費生活に係る情報及び資料の収集及び提供に関すること。

相 談 係

(1) 消費生活の相談及び苦情処理に関すること。

(2) 相談及び苦情に係る事業者の指導に関すること。

(3) 消費生活用品等の品質に係る試験、研究及び指導に関すること。

主 査（試験）

(1) 消費生活用品等の品質に係る試験、

研究及び指導に関すること。

男女平等参画推進室

主 査（男女平等参画推進）

(2)

(1) 男女平等参画推進室の分掌事務に関すること。

主 査（相談）

(1) 女性の自立支援のための相談、助言及び事業の実施に関すること。

スポーツ推進部

スポーツ振興室

スポーツ振興係

(1) スポーツの普及及び振興に関すること。

(2) 市民スポーツ及びレクリエーションの指導及び奨励に関すること。

(3) スポーツ推進審議会に関すること。

(4) 体育関係団体及びレクリエーション関係団体に関すること。

(5) スポーツ推進委員に関すること。

(6) 障害者スポーツセンターに関すること。

(7) 障害者スポーツセンター運営審議会に関すること。

(8) 部内他室の主管に属しないこと。

主 査（障害者スポーツ）

(1) 障害者スポーツの普及及び振興に関すること。

(2) 障害者スポーツセンターに関すること。

(3) 障害者スポーツセンター運営審議会に関すること。

スポーツ施設室

スポーツ施設係

(1) 体育館その他のスポーツ施設に関すること。

(2) 体育館その他のスポーツ施設の調査並びに整備の計画及び実施に関すること。

(3) 体育館その他のスポーツ施設の管理等に係る合理化に関すること。

(4) 中学校施設のスポーツ開放に関すること。

(5) 瑞穂公園の整備及び管理に関するこ
と。

(6) 瑞穂公園陸上競技場の改築に関する
こと。

(7) 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選
定審議会に関すること。

主 査 (スポーツ施設の管理
等合理化)

(1) 体育館その他のスポーツ施設の調査
並びに整備の計画及び実施に関するこ
と。

(2) 体育館その他のスポーツ施設の管理
等に係る合理化に関すること。

主 査 (瑞穂公園整備推進)
(2)

(1) 瑞穂公園の整備推進に関すること。

(2) 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選
定審議会に関すること。

主 査 (瑞穂公園陸上競技場
の改築)

(1) 瑞穂公園陸上競技場の改築に関する
こと。

(2) 瑞穂公園の整備に係る特命事項の処
理に関すること。

スポーツ戦略室

スポーツ戦略係

(1) スポーツ戦略の総合的な企画及び調
整に関すること。

(2) スポーツを活かした都市ブランドの
向上に関すること。

(3) 大規模スポーツイベントの誘致及び
開催に関すること。

主 査 (アジア競技大会等に
係る特命事項の処
理)

(1) アジア競技大会等に係る特命事項の
処理に関すること。

主 査 (スポーツを活かした
都市ブランドの向
上)

(1) スポーツを活かした都市ブランドの
向上に関すること。

主 査 (アジアパラ競技大会

	<u>に係るスポーツ施策の調整）（２）</u> <u>（１）アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整に関すること。</u> <u>経 済 局</u> <u>総 務 課</u> <u>庶 務 係</u> <u>（１）局内の人事、文書及び公印の管守に関すること。</u> <u>（２）局内事務事業の連絡調整に関すること。</u> <u>（３）局内他部課室公所係の主管に属しないこと。</u> <u>経 理 係</u> <u>（１）局内の予算決算に関すること。</u> <u>（２）局事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。</u> <u>（３）業務委託等の契約に関すること。</u> <u>（４）局所管財産の管理の調整に関すること。</u> <u>（５）局長の指定する局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。</u> <u>産業労働部</u> <u>産業企画課</u> <u>産業企画係</u> <u>（１）局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。</u> <u>（２）局事務事業に係る広報の総括に関すること。</u> <u>（３）局の主管に属する外郭団体の総括に関すること。</u> <u>（４）産業経済に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。</u> <u>（５）（略）</u> <u>（６）・（７）（略）</u> <u>（８）部内他課室係の主管に属しないこと。</u>
<u>産 業 部</u> <u>産業労働課</u> <u>産業企画係</u> <u>（１）産業経済及び就労支援に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。</u> <u>（２）（略）</u> <u>（３）産業デザインの振興に関すること。</u> <u>（４）中小企業振興センターに関すること。</u> <u>（５）・（６）（略）</u> <u>（７）部内他課公所係の主管に属しないこと。</u> <u>主 査（産業デザイン振興等）</u> <u>（１）産業デザインの振興に関すること。</u>	

(2) 局長の指定する産業に関連する事業に係る企画及び調整に関すること。

労働企画係

(1)～(4) (略)
(略)

主 査（企画調整）

(1) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。

(2) 局事務事業に係る広報の総括に関すること。

(3) 局の主管に属する外郭団体の総括に関すること。

計量検査係

(1) 計量の指導及び計量思想の普及に関すること。

(2) 計量の立入検査及びこれに伴う指導に関すること。

(3) 適正計量管理事業所に関すること。

(4) 特定計量器の定期検査に関すること。

(5) 定期検査に代わる計量士による検査に関すること。

(6) その他計量に関すること。

労働企画室

労働企画係

(1) 就労支援に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2)～(5) (略)

(略)

中小企業振興課

経営支援係

(1) 中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること（金融係の主管に属するものを除く。）。

(2) 中小企業の経営相談に関すること。

(3) 中小企業に係る情報の提供に関すること。

(4) 中小企業の経営改善の推進に関すること。

(5) 創業支援に関すること。

(6) 中小企業団体等に関すること。

(7) 公益財団法人名古屋市中小企業共済会に関すること。

(8) 他係の主管に属しないこと。

金 融 係

(1) 中小企業に対する資金の融資に関する

地域商業課 企 画 係 (1)～(4) (略) (5) <u>他係</u>の主管に属しないこと。 主 査 (大店立地) (1)・(2) (略) 主 査 (プレミアム付商品券) (3) <u>(1) プレミアム付商品券に関すること。</u> (略)	<u>ること。</u> <u>(2) 中小企業金融の相談に関すること。</u> <u>(3) 局長の指定する中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。</u> <u>(4) 名古屋市信用保証協会及び公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社に関すること。</u> 商業・流通部 地域商業課 企 画 係 (1)～(4) (略) (5) <u>部内他室公所係</u>の主管に属しないこと。 主 査 (大店立地) (1)・(2) (略) (略) 市場流通室 市場流通係 <u>(1) 中央卸売市場の総合調整に関すること。</u> <u>(2) 中央卸売市場に係る条例、規則及び諸規程に関すること。</u> <u>(3) 中央卸売市場に係る市場取扱品の価格及び取引高の調査の取りまとめ並びに月報、年報等の作成に関すること。</u> <u>(4) 生鮮食料品等の流通に関すること。</u> <u>(5) 中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に係る業務及び財務の検査に関すること。</u> <u>(6) 局長の指定する卸売市場に係る調整に関すること。</u> <u>(7) 中央卸売市場運営協議会及び市場取引委員会に関すること。</u> <u>(8) 中央卸売市場のあり方の検討に関すること。</u> 主 査 (検査) <u>(1) 中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に係る業務及び財務の検査に関すること。</u>

次世代産業振興課 次世代産業振興係 (1)・(2) (略) (3) <u>他係の主管に属しないこと。</u> 産業技術支援係 (1) <u>産学連携の推進に関すること。</u> (2) <u>研究交流の促進に関すること。</u> (3) <u>研究開発の強化に関すること。</u> (4) <u>共同研究の推進に関すること。</u> (5)～(8) (略) 産業交流係 (1) <u>産業交流の促進に関すること。</u> (2) <u>販路開拓の支援に関すること。</u> (3) <u>海外の経済情報の収集に関するこ</u>	<u>主 査（市場のあり方検討）</u> (1) <u>中央卸売市場のあり方の検討に関すること。</u> <u>イノベーション推進部</u> 次世代産業振興課 次世代産業振興係 (1)・(2) (略) (3) <u>産業デザインの振興に関すること。</u> (4) <u>イノベーションの創出に係る事業の企画及び調整に関すること。</u> (5) <u>部内他室係の主管に属しないこと。</u> <u>主 査（クリエイティブ産業振興等）</u> (1) <u>クリエイティブ産業の振興に関すること。</u> (2) <u>産業デザインの振興に関すること。</u> (3) <u>局長の指定するイノベーションの創出に係る事業の企画及び調整に関すること。</u> 産業技術支援係 (1) <u>産学官連携による研究開発の推進に関すること。</u> (2)～(5) (略) <u>スタートアップ支援室</u> <u>スタートアップ支援係</u> (1) <u>スタートアップの振興に関すること。</u> (2) <u>スタートアップその他企業の先進技術の活用に係る支援に関すること。</u> (3) <u>スタートアップ支援機関等との連携に関すること。</u> <u>主 査（スタートアップ支援に係る企画調整）</u> (1) <u>スタートアップの支援に係る企画及び調整に関すること。</u> <u>産業立地交流室</u> <u>産業立地交流係</u>

と。

(4)・(5) (略)

市民生活部

消費流通課

消費生活係

(1) 消費生活に係る施策の総合的な企画調整に関すること。

(2) 消費生活の安定及び向上に関すること（指導検査係の主管に属するものを除く。）。

(3) 物価の安定に関すること。

(4) 消費者団体に関すること。

(5) 消費生活審議会に関すること。

(6) 消費生活センターに関すること。

(7) 部内他課室公所係の主管に属しないこと。

指導検査係

(1) 計量の指導及び計量思想の普及に関すること。

(2) 計量の立入検査及びこれに伴う指導に関すること。

(3) 適正計量管理事業所に関すること。

(4) 特定計量器の定期検査に関すること。

(5) 定期検査に代わる計量士による検査に関すること。

(6) その他計量に関すること。

(7) 消費生活の安定及び向上のための事業者に対する調査及び指導に関すること。

市 場 係

(1) 中央卸売市場の総合調整に関すること。

(1)・(2) (略)

(3) 産業交流の促進に関すること。

(4) 海外の経済情報の収集に関すること。

主 査（海外産業交流等）

(1) 海外に係る産業交流の促進に関すること。

(2) 海外の経済情報の収集に関すること。

(3) 局長の指定する企業誘致の推進に関すること。

(2) 中央卸売市場に係る条例、規則及び諸規程に関すること。

(3) 中央卸売市場に係る市場取扱品の価格及び取引高の調査の取りまとめ並びに月報、年報等の作成に関すること。

(4) 生鮮食料品等の流通に関すること。

(5) 中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に係る業務及び財務の検査に関すること。

(6) 局長の指定する卸売市場に係る調整に関すること。

(7) 中央卸売市場運営協議会及び市場取引委員会に関すること。

(8) 中央卸売市場のあり方の検討に関すること。

主 査（検査）

(1) 中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に係る業務及び財務の検査に関すること。

主 査（市場のあり方検討）

(1) 中央卸売市場のあり方の検討に関すること。

広 聴 課

企 画 係

(1) 広聴の企画及び調査研究に関すること。

(2) 広聴に係る市区等の連絡調整に関すること。

(3) 市民相談に関すること。

(4) コールセンターに関すること。

(5) 他係の主管に属しないこと。

主 査（相談）

(1) 市民相談に関すること。

(2) その他局長の指定する広聴に関すること。

広 聴 係

(1) 調査広聴に関すること。

(2) 集会広聴に関すること。

(3) 庁内案内及び庁内放送に関すること。

市政情報室

市政情報係

(1) 提供資料の収集及び整備に関するこ

		と。	
	主 査（観光に係る受入環境の整備等）	主 査（都市魅力の向上に資するイベント等）	
(1) (略)	(1) 都市魅力の向上に資するイベント等の総合的な企画、調整及び実施に関すること。	(1) 都市魅力の向上に資するイベント等の総合的な企画、調整及び実施に関すること。	
(2) 観光施設に係る企画及び調整に関すること。		主 査（観光に係る受入環境の整備）	
		(1) (略)	
	主 査（海外誘客）	観光プロモーション係	
(1) 海外からの観光客の誘致に関すること。		(1) 観光客の誘致に係るプロモーションに関すること。	
国際交流課		主 査（海外プロモーション）	
推進係		(1) 海外からの観光客の誘致に係るプロモーションに関すること。	
(1) 国際都市化の推進に係る企画調整に関すること。		国際交流課	
(2)～(8) (略)		推進係	
主 査（多言語情報発信等）		(1) 国際都市化の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。	
(1)・(2) (略)		(2)～(8) (略)	
		主 査（多言語情報発信等）	
		(1)・(2) (略)	
		主 査（多文化共生推進に係る企画調整）	
		(1) 局長の指定する多文化共生社会の形成に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。	
		主 査（地域における外国人市民の支援）	
		(1) 地域における外国人市民の支援に関すること。	
(略)		(略)	
M I C E推進室		M I C E推進室	
M I C E推進係		M I C E推進係	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
主 査（M I C E推進に係る特命事項の処理）			
(2)			
(1) 局長の指定する企業等の会議、企業等の行う報奨及び研修旅行、コンベン			

ション、見本市及び展示会、イベント
その他の国内外の交流を促進するビジ
ネスイベント等の誘致及び調整に係る
特命事項の処理に関すること。

(略)

文化歴史まちづくり部

文化振興室

企画事業係

(1) 文化行政に係る施策の総合的な企画
調整に関すること。

(2)～(6) (略)

(7) 公益財団法人名古屋国際芸術文化交
流財団との連絡調整に関すること。

(8) (略)

主 査（あいちトリエンナー
レの開催）

(1) あいちトリエンナーレの開催に関す
ること。

(略)

環 境 局

(略)

環境企画部

環境企画課

(略)

施策推進係

(1)～(8) (略)

(略)

地域環境対策部

地域環境対策課

保 全 係

(1)～(4) (略)

(5) 部内他課係の主管に属しないこと。

(略)

大気環境対策課

大気騒音係

(1) (略)

(2) 環境保全設備資金の融資に関するこ
と。

(略)

文化歴史まちづくり部

文化振興室

企画事業係

(1) 文化行政に係る施策の総合的な企画
及び調整に関すること。

(2)～(6) (略)

(7) (略)

(略)

環 境 局

(略)

環境企画部

環境企画課

(略)

施策推進係

(1)～(8) (略)

主 査（SDG s 未来創造ク
ラブの推進）

(1) SDG s 未来創造クラブの推進に関
すること。

(略)

地域環境対策部

地域環境対策課

保 全 係

(1)～(4) (略)

(5) 部内他課公所係の主管に属しないこ
と。

(略)

大気環境対策課

大気騒音係

(1) (略)

(2) 環境保全・省エネルギー設備資金の
融資に関すること。

(3) (略)

(略)

事業部

(略)

廃棄物指導課

一般廃棄物指導係

(1)・(2) (略)

(3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録及び許可に関すること。

(4) 産業廃棄物の再資源化等の指導監督に関すること。

(5) (略)

産業廃棄物審査係

(1)～(3) (略)

(略)

施設部

(略)

工場課

計画係

(略)

主 査 (南陽工場設備更新)

(1) (略)

主 査 (富田工場整備に係る連絡調整) (2)

(1) 富田工場の整備に係る連絡調整に関すること。

主 査 (富田工場開設準備)

(2)

(1) 富田工場開設準備に関すること。

(略)

健康福祉局

総務課

庶務係

(1)～(3) (略)

(4) プレミアム付商品券の発行に係る調整に関すること。

(3) (略)

(略)

事業部

(略)

廃棄物指導課

一般廃棄物指導係

(1)・(2) (略)

(3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録に関すること。

(4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可に関すること。

(4) (略)

産業廃棄物審査係

(1)～(3) (略)

(4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可に関すること。

(略)

施設部

(略)

工場課

計画係

(略)

主 査 (南陽工場設備更新)

(1) (略)

主 査 (南陽工場等整備に係る連絡調整)

(1) 南陽工場等の整備に係る連絡調整に関すること。

(略)

健康福祉局

総務課

庶務係

(1)～(3) (略)

(5) (略) 主 査 (プレミアム付商品券 の発行に係る調整) (1) プレミアム付商品券の発行に係る調 整に関すること。 (略) 監 査 課 調 査 係 (1)・(2) (略) (3) 災害救助法施行事務に関すること。 (4) 災害救助法適用外の応急救助に関す ること。 (5)～(12) (略) (略) 障害福祉部 障害企画課 企画育成係 (1)・(2) (略) (3) 知的障害者の福祉に関すること。 (4)～(6) (略) (7)～(10) (略) (11) (略) (12) (略) 主 査 (障害者差別解消・福 祉都市推進) (1)・(2) (略)	(4) (略) (略) 監 査 課 調 査 係 (1)・(2) (略) (3) 局所管の災害対策に係る調整に関す ること。 (4) 災害救助法に係る費用の精算に関す ること。 (5)～(12) (略) (略) 障害福祉部 障害企画課 企 画 係 (1)・(2) (略) (3) 身体障害者手帳、愛護手帳及び精神 障害者保健福祉手帳に関すること。 (4)～(6) (略) (7) 自立支援医療（育成医療を除く。） を担当する医療機関の指定に関するこ と。 (8)～(11) (略) (12) 障害者スポーツに係る障害者施策 の調整に関すること。 (13) アジアパラ競技大会に係る障害者 施策の調整に関すること。 (14) (略) (15) 身体障害者更生相談所に関するこ と。 (16) 精神保健福祉センターに関するこ と。 (17) (略) 主 査 (障害者差別解消・福 祉都市推進) (1)・(2) (略) 主 査 (障害者スポーツに係 る調整) (1) 障害者スポーツに係る障害者施策の 調整に関すること。

更生係

- (1) 身体障害者の福祉に関すること。
- (2) 自立支援医療（更生医療に限る。）を担当する医療機関の指定に関すること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による補装具費等の支給に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。
- (4)・(5) （略）
- (6) アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整に関すること。
- (7) 障害者スポーツセンター運営審議会に関すること。
- (8) 身体障害者更生相談所に関すること。
- (9) 障害者スポーツセンターに関すること。
- (10)・(11) （略）

主 査（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整）（2）

- (1) アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整に関すること。

精神保健福祉係

- (1) 精神障害者の福祉等に関すること。
- (2) 自立支援医療（精神通院医療に限る。）を担当する医療機関の指定に関すること。
- (3) 自殺対策に関すること。
- (4) 精神保健福祉審議会に関すること。
- (5) 精神保健福祉センターに関すること。

主 査（いのちの支援）

- (1) 自殺対策に関すること。

主 査（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整）（2）

- (1) アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整に関すること。

福祉係

- (1) 障害者の福祉に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による補装具費等の支給に関すること。
- (3) 難病対策に関すること。
- (4)・(5) （略）

- (6)・(7) （略）

主 査（難病対策）

- (1) 難病対策に関すること。

(略) 生活福祉部 保 護 課 事 務 係 (1)～(4) (略) (5) 無料低額宿泊所に係る届出に関する こと。 <u>(6) (略)</u> (略) 主 査 (援護事業・保護施 設) (1)・(2) (略) (3) 無料低額宿泊所に係る届出に関する こと。 (略) 保 護 係 (略) 主 査 (査察指導監査) (1)・(2) (略) (略) 医療福祉課 (略) 福祉医療係 (1)～(5) (略) <u>主 査 (収納指導・債権管理 の推進)</u> <u>(1) 後期高齢者医療保険料の徴収に関す る企画及び指導に関すること。</u> <u>(2) 障害者医療費等の助成に関連する返 還金の請求事務に関する企画及び指導 に関すること。</u> 健 康 部 保健医療課 地域医療係	(略) 生活福祉部 保 護 課 事 務 係 (1)～(4) (略) (5) 無料低額宿泊所に係る届出<u>及び指導 監督</u>に関すること。 <u>(6) 日常生活支援住居施設の認定に関す ること。</u> <u>(7) (略)</u> (略) 主 査 (援護事業・保護施 設) (1)・(2) (略) (3) 無料低額宿泊所に係る届出<u>及び指導 監督</u>に関すること。 <u>(4) 日常生活支援住居施設の認定に関す ること。</u> (略) 保 護 係 (略) 主 査 (査察指導監査) (1)・(2) (略) <u>主 査 (自立支援の推進)</u> <u>(1) 生活保護制度に係る自立支援施策の 企画及び調整に関すること。</u> <u>(2) 局長の指定する生活保護に係る企画 及び調整に関すること。</u> (略) 医療福祉課 (略) 福祉医療係 (1)～(5) (略) 健 康 部 保健医療課 地域医療係

(1)～(3) (略)

(4)～(6) (略)

主 査 (医療安全確保)

(1) (略)

地域保健係

(1)～(4) (略)

主 査 (衛生研究所の整備)

(1) 衛生研究所の整備に関する事。

感染症対策室

感 染 症 係

(略)

主 査 (結核対策等)

(1) (略)

健康増進課

推 進 係

(1)～(7) (略)

(8) 陽子線がん治療施設の広域的な利用
の促進等に関する事。

(9)・(10) (略)

(略)

主 査 (受動喫煙対策推進)

(1) (略)

主 査 (陽子線がん治療施設
事業)

(1) 陽子線がん治療施設の広域的な利用
の促進等に関する事。

地域看護係

(1) (略)

(2) 難病対策に関する事 (他係の主管
に属するものを除く。)

主 査 (難病対策)

(1) 難病対策に関する事 (他係の主管
に属するものを除く。)

(1)～(3) (略)

(4) 陽子線がん治療施設の広域的な利用
の促進等に関する事。

(5)～(7) (略)

主 査 (医療安全確保)

(1) (略)

主 査 (陽子線がん治療施設
事業)

(1) 陽子線がん治療施設の広域的な利用
の促進等に関する事。

地域保健係

(1)～(4) (略)

感染症対策室

感 染 症 係

(略)

主 査 (特定感染症等対策
(2))

(1) (略)

主 査 (感染症予防等)

(1) 局長の指定する感染症予防等に関する
事。

健康増進課

推 進 係

(1)～(7) (略)

(8)・(9) (略)

(略)

主 査 (受動喫煙対策推進)

(1) (略)

地域看護係

(1) (略)

環境薬務課 (略) 環境衛生係 (1) <u>生活衛生センター</u>に関すること。 (略) 食品衛生課 (略) 食の安全対策係 (1)・(2) (略) 主 査 (食品表示) (1) <u>局長の指定する食品表示に関するこ と。</u> (略) 子ども青少年局 (略) 企画経理課 企 画 係 (1)～(3) (略) (4)～(8) (略) 主 査 (次世代育成支援) (1) <u>次世代育成支援に係る計画の総括に 関すること。</u> (2) <u>局長の指定する局内重要事項の企 画、調査及び総合調整に関すること。</u> (略) 経 理 係 (1) (略) (2) <u>局事務事業の事務改善の総括及び行 政評価の実施に関すること。</u> (3) (略) (略) 住宅都市局 (略)	精神保健係 (1) <u>局長の指定する精神保健に関するこ と。</u> (2) <u>自殺対策に関すること。</u> (3) <u>精神保健福祉審議会に関すること。</u> 主 査 (いのちの支援) (1) <u>自殺対策に関すること。</u> 環境薬務課 (略) 環境衛生係 (1) <u>局長の指定する環境衛生</u>に関するこ と。 (略) 食品衛生課 (略) 食の安全対策係 (1)・(2) (略) (略) 子ども青少年局 (略) 企画経理課 企 画 係 (1)～(3) (略) (4) <u>局事務事業の事務改善の総括及び行 政評価の実施に関すること。</u> (5)～(9) (略) (略) 経 理 係 (1) (略) (2) (略) (略) 住宅都市局 (略)

都市計画部 (略) 街路計画課 街路計画係 (1)・(2) (略) <u>主 査（未着手都市計画道路）</u> <u>(1) 局長の指定する未着手都市計画道路</u> <u>に関すること。</u> 高速道路係 (1)～(5) (略) <u>(6) 守山スマートインターチェンジに</u> <u>すること。</u> (略) 施設計画係 (1)～(4) (略) (略) 営 繕 部 企画保全課 事務総括係 (1) 市設建築物等（市営住宅及び<u>これに</u> 関連する施設（以下住宅都市局の項に おいて「市営住宅等」という。）を除 く。）の工事に係る事務の処理その他 部内他課の事務手続に関すること。 (2) (略) (略) 建築計画係 (1) (略) (略)	都市計画部 (略) 街路計画課 街路計画係 (1)・(2) (略) 高速道路係 (1)～(5) (略) (略) 施設計画係 (1)～(4) (略) <u>主 査（鉄道に係る立体交</u> <u>差）</u> <u>(1) 局長の指定する鉄道に係る立体交差</u> <u>に関すること。</u> (略) 営 繕 部 企画保全課 事務総括係 (1) 市設建築物等（市営住宅及び<u>定住促</u> <u>進住宅並びにこれらに関連する施設</u> （以下住宅都市局の項において「市営 住宅等」という。）を除く。）の工事 に係る事務の処理その他部内他課の事 務手続に関すること。 (2) (略) (略) 建築計画係 (1) (略) <u>主 査（国際展示場整備に係</u> <u>る調整）(2)</u> <u>(1) 国際展示場の整備に係る調査、設計</u> <u>及び施工の調整に関すること。</u> <u>主 査（国際会議場整備に係</u> <u>る調整）</u> <u>(1) 国際会議場の整備に係る調査、設計</u> <u>及び施工の調整に関すること。</u> (略)

営繕課 建築第一係 建築第二係 建築第三係 (1)～(4) (略) (5) <u>富田工場の整備に関すること（建築第三係に限る。）。</u> (6) (略) 土木係 (略) 主査（病院整備）<u>(2)</u> (1) (略) (略) 主査（富田工場整備） (1) <u>富田工場の整備に関すること。</u> 主査（区役所整備に係る連絡調整） (1) (略) (略) 設備課 (略) 電気第一係 電気第二係 電気第三係 (1)・(2) (略) 主査（富田工場整備） <u>(1) 富田工場の整備に関すること。</u> (略) 住宅部 住宅企画課 企画係 (1)～(3) (略) <u>(4) 公営住宅及び定住促進住宅の建設等に係る事業計画に関すること。</u> <u>(5) 市営住宅等に係るアセットマネジメントに関すること。</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) 住宅用地の調査及び取得に関すること。</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) 住宅関係諸規程に関すること。</u> <u>(10) 名古屋市住宅供給公社に関すること（住宅管理課の主管に属するものを</u>	営繕課 建築第一係 建築第二係 建築第三係 (1)～(4) (略) (5) <u>南陽工場等の整備に関すること（建築第三係に限る。）。</u> (6) (略) 土木係 (略) 主査（病院整備） (1) (略) (略) 主査（南陽工場等整備） (1) <u>南陽工場等の整備に関すること。</u> 主査（区役所整備に係る連絡調整）<u>(2)</u> (1) (略) (略) 設備課 (略) 電気第一係 電気第二係 電気第三係 (1)・(2) (略) (略) 住宅部 住宅企画課 企画係 (1)～(3) (略) <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) 名古屋市住宅供給公社に関すること（住宅整備課及び住宅管理課の主管に</u>

除く。）。

(11) (略)

主 査（市営住宅のアセット
マネジメントの推進
等）

(1) 市営住宅等に係るアセットマネジメ
ントに関すること。

(2) 環境に配慮した住宅の整備推進に関
すること。

(3) 住宅用地の調査及び取得に関するこ
と。

(略)

住宅整備課

住宅整備係

(1) (略)

(2)・(3) (略)

(4) (略)

(略)

住宅管理課

管 理 係

(1) 市営住宅の家賃、使用料等の決定及
び変更に関すること。

(2) 市営住宅の管理に係る名古屋市住宅
供給公社との連絡調整に関すること。

(3) (略)

施設活用係

属するものを除く。）。

(7) (略)

(略)

住宅整備課

住宅整備係

(1) (略)

(2) 市営住宅等のアセットマネジメント
に関すること。

(3)・(4) (略)

(5) 市営住宅等のアセットマネジメント
に係る名古屋市住宅供給公社との連絡
調整に関すること。

(6) (略)

主 査（市営住宅等のアセッ
トマネジメントの推
進）

(1) 市営住宅等のアセットマネジメント
に関すること。

(2) 市営住宅等のアセットマネジメント
に係る名古屋市住宅供給公社との連絡
調整に関すること。

(略)

住宅管理課

管 理 係

(1) 市営住宅等の管理の総括に関するこ
と（施設活用係の主管に属するものを
除く。）。

(2) 市営住宅等の家賃、使用料等の決定
及び変更に関すること。

(3) 市営住宅等の管理に係る名古屋市住
宅供給公社との連絡調整に関するこ
と。

(4) (略)

施設活用係

(1) 市営住宅並びにその敷地及び附帯施設の管理の総括に関すること。

(2) 市営住宅に係る財産の有効活用に関すること。

居 住 係

(1) 市営住宅の入居及び退去に関すること。

(2) 市営住宅の募集企画に関すること。

(3) 市営住宅の活用計画に関すること。

(4) 市営住宅に係る収入に関すること。

(5)～(7) (略)

(8) 市営住宅の家賃、使用料等の支払の指導に関すること。

(9) 市営住宅における不適正居住及び迷惑行為の監察及び是正指導に関すること。

(10) 市営住宅に係る訴訟、和解等に関すること。

(11) 市営住宅に係る強制執行に関すること。

(12) (略)

主 査（入居に係る企画調整）

(1) 市営住宅の入居及び退去に関すること。

(2) 市営住宅の募集企画に関すること。

主 査（不適正居住対策）

(1) 市営住宅における不適正居住及び迷惑行為の監察及び是正指導に関すること。

(2) 市営住宅に係る訴訟、和解等に関すること。

(3) 市営住宅に係る強制執行に関すること。

(略)

都市整備部

まちづくり企画課

企 画 係

(略)

(1) 市営住宅等の敷地及び附帯施設の管理に関すること。

(2) 市営住宅等に係る財産の有効活用に関すること。

居 住 係

(1) 市営住宅等の入居及び退去に関すること。

(2) 市営住宅等の募集企画に関すること。

(3) 市営住宅等の活用計画に関すること。

(4) 市営住宅等に係る収入に関すること。

(5)～(7) (略)

(8) 市営住宅等の家賃、使用料等の支払の指導に関すること。

(9) 市営住宅等における不適正居住及び迷惑行為の監察及び是正指導に関すること。

(10) 市営住宅等に係る訴訟、和解等に関すること。

(11) 市営住宅等に係る強制執行に関すること。

(12) (略)

主 査（入居に係る企画調整）

(1) 市営住宅等の入居及び退去に関すること。

(2) 市営住宅等の募集企画に関すること。

主 査（不適正居住対策）

(1) 市営住宅等における不適正居住及び迷惑行為の監察及び是正指導に関すること。

(2) 市営住宅等に係る訴訟、和解等に関すること。

(3) 市営住宅等に係る強制執行に関すること。

(略)

都市整備部

まちづくり企画課

企 画 係

(略)

主 査（地域まちづくり）
(1)・(2) (略)

(略)

開発調整係

(略)

主 査（港北まちづくり）
(1) (略)

名港開発振興課

企 画 係

(略)

主 査（金城ふ頭開発）(5)
(1) (略)

(略)

市街地整備課

(略)

区画整理係

(1)～(3) (略)

(4) 下之一色南部土地区画整理事業の施行に関すること。

(5)～(7) (略)

(略)

リニア関連都心開発部

都心まちづくり課

(略)

事業推進係

(略)

主 査（栄再開発）
(1) (略)

主 査（栄地域連携）

(1) 栄地区における地域の構成員との連携及び魅力の発信に関すること。

(略)

リニア関連・名駅周辺開発推進課

まちづくり推進係

(略)

主 査（まちづくり計画）

主 査（地域まちづくり）
(1)・(2) (略)

主 査（金山まちづくり）

(1) 金山地区の開発及び整備に係る調査、企画及び調整に関すること。

(略)

開発調整係

(略)

主 査（港北まちづくり）
(1) (略)

主 査（まちづくりに係る特命事項の処理）(2)

(1) まちづくりに係る特命事項の処理に関すること。

名港開発振興課

企 画 係

(略)

主 査（金城ふ頭開発）(4)
(1) (略)

(略)

市街地整備課

(略)

区画整理係

(1)～(3) (略)

(4)～(6) (略)

(略)

リニア関連都心開発部

都心まちづくり課

(略)

事業推進係

(略)

主 査（栄再開発）
(1) (略)

(略)

リニア関連・名駅周辺開発推進課

まちづくり推進係

(略)

主 査（まちづくり調整）

(1)・(2) (略) (略) 主 査 (名 駅 南 公 共 空 間 整 備) (1) (略) (略) 緑政土木局 (略) 河 川 部 (略) 河川計画課 事業調整係 (1)～(3) (略) <u>(4) 河川、水路等の水辺空間の利用促進及び市民の意識の高揚に関すること。</u> <u>(5) (略)</u> 企画調査係 (1)・(2) (略) (略) 主 査 (堀川まちづくり) (1) 堀川まちづくりに係る構想の<u>策定及び推進</u>に関すること。 (略) 緑 地 部 緑地管理課 管 理 係 (1)～(5) (略) (6) <u>部内他課室係</u>の主管に属しないこと。 (略) <u>緑地利活用室</u>	(1)・(2) (略) (略) 主 査 (名 駅 南 公 共 空 間 整 備) <u>(2)</u> (1) (略) (略) 緑政土木局 (略) 河 川 部 (略) 河川計画課 事業調整係 (1)～(3) (略) <u>(4) (略)</u> 企画調査係 (1)・(2) (略) <u>(3) 河川、水路等の水辺空間の利用促進及び市民の意識の高揚に関すること。</u> (略) 主 査 (堀川まちづくり) (1) 堀川まちづくりに係る構想の推進に関すること。 (略) 緑 地 部 緑地管理課 管 理 係 (1)～(5) (略) (6) <u>部内他課係</u>の主管に属しないこと。 (略) <u>緑地利活用課</u> <u>運 営 係</u> <u>(1) 課の事務事業に係る事務手続に関すること。</u> <u>(2) 鶴舞公園の公園施設 (市長の定めるものに限る。)、名城公園の公園施設 (市長の定めるものに限る。)、中村公園の公園施設 (市長の定めるものに限る。)、久屋大通公園久屋大通庭園、荒子川公園の公園施設 (市長の定めるものに限る。)、庄内緑地の公園</u>

(略) 緑地維持課 運 営 係 (1) <u>課の事務事業に係る事務手続に関すること。</u> (2) <u>鶴舞公園多目的グラウンド、鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、</u>	<u>施設（市長の定めるものに限る。）、白鳥公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、日光川公園の公園施設、戸田川緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）、徳川園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、緑化センター及びみどりが丘公園に関すること。</u> (3) <u>緑化に関する知識の普及及び市民の意識の高揚に関すること。</u> (4) <u>緑と花の景観地域に関すること。</u> (5) <u>緑地協定及び緑と花の協定に関すること。</u> (6) <u>他係の主管に属しないこと。</u> 主 査（施設の運営改善・活用） (1) <u>鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、久屋大通公園久屋大通庭園、荒子川公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、庄内緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）、白鳥公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、日光川公園の公園施設、戸田川緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）、徳川園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、緑化センター及びみどりが丘公園に関すること。</u> (2) <u>局長の指定する公園及び緑地の運営の改善及び活用に関すること。</u> (略) 緑地維持課

る。）、久屋大通公園久屋大通庭園、荒子川公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、庄内緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）、白鳥公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、日光川公園の公園施設、戸田川緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）、徳川園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、緑化センター及びみどりが丘公園に関すること。

(3) 緑化に関する知識の普及及び市民の意識の高揚に関すること。

(4) 緑と花の景観地域に関すること。

(5) 緑地協定及び緑と花の協定に関すること。

(6) 他係の主管に属しないこと。

主 査（施設運営・改善）

(1) 鶴舞公園多目的グラウンド、鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、久屋大通公園久屋大通庭園、荒子川公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、庄内緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）、白鳥公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、日光川公園の公園施設、戸田川緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）、徳川園の公園施設（市長の定めるものに限る。）、緑化センター及びみどりが丘公園に関すること。

(2) 局長の指定する公園及び緑地の運営の改善に関すること。

維 持 係

(1)・(2) (略)

(略)

緑化指導審査係

(1)～(4) (略)

維 持 係

(1)・(2) (略)

(3) 他係の主管に属しないこと。
(略)

民有地緑化係

(1)～(4) (略)

(5) 特別緑地保全地区に係る調査及び調

<u>(5)・(6)</u> (略) 緑地事業課 事業推進係 (1) (略) (2) 公園及び緑地の事業推進に関する こと。 (3)～(6) (略) <u>(7) 特別緑地保全地区に係る企画、調査 及び調整に関すること。</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) 市民緑地の設置に関すること。</u> <u>(10) (略)</u>	<u>整に関すること。</u> <u>(6)・(7) (略)</u> <u>(8) 市民緑地の設置に関すること。</u> <u>(9) 保存樹等の調査及び調整に関するこ と。</u> 緑地事業課 事業推進係 (1) (略) (2) 公園及び緑地の事業推進に関するこ と <u>(緑地維持課の主管に属するものを 除く。)</u>。 (3)～(6) (略) <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(略)</u>

附 則

- この達は、令和2年4月1日から施行する。
- 名古屋市中小企業振興センター処務規程（昭和39年名古屋市達第14号）、
名古屋市消費生活センター処務規程（昭和47年名古屋市達第56号）及び名
古屋市生活衛生センター処務規程（昭和33年名古屋市達第27号）は、廃止する。
- 名古屋市広報広聴事務取扱規程（平成12年名古屋市達第54号）の一部を次
のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（広報事務及び広聴事務の所掌） 第4条 広報活動の総合的な企画、連絡調 整及び市政全般に関する広報事務は、市 長室において行うものとする。ただし、 前条第1項第2号に掲げる事項について は、<u>市民経済局</u>において行うものとする。 2 広聴活動の総合的な企画、連絡調整及 び市政全般に関する広聴事務は、<u>市民経 済局</u>が行うものとする。	（広報事務及び広聴事務の所掌） 第4条 広報活動の総合的な企画、連絡調 整及び市政全般に関する広報事務は、市 長室において行うものとする。ただし、 前条第1項第2号に掲げる事項について は、<u>スポーツ市民局</u>において行うものと する。 2 広聴活動の総合的な企画、連絡調整及 び市政全般に関する広聴事務は、<u>スポー ツ市民局</u>が行うものとする。

3 市長室及び<u>市民経済局</u>は、<u>前各項</u>の事務を行うに当たっては、広報活動及び広聴活動の効率的かつ効果的な運営に資するため、相互に必要な調整を行うものとする。 (広報幹事) 第7条 (略) 2 (略) 3 広報幹事は、所属の局区室に関する広報活動及び広聴活動に必要な資料の収集及び把握に努め、市長室又は<u>市民経済局</u>との連絡にあたるものとする。 (広報活動及び広聴活動の運営) 第9条 (略) 2 局区室において、次に掲げる広報活動又は広聴活動を行おうとするときは、あらかじめ<u>市民経済局長</u>に報告し、又は<u>市民経済局長</u>を通じて行うものとする。 (1)～(3) (略)	3 市長室及び<u>スポーツ市民局</u>は、<u>前2項</u>の事務を行うに当たっては、広報活動及び広聴活動の効率的かつ効果的な運営に資するため、相互に必要な調整を行うものとする。 (広報幹事) 第7条 (略) 2 (略) 3 広報幹事は、所属の局区室に関する広報活動及び広聴活動に必要な資料の収集及び把握に努め、市長室又は<u>スポーツ市民局</u>との連絡にあたるものとする。 (広報活動及び広聴活動の運営) 第9条 (略) 2 局区室において、次に掲げる広報活動又は広聴活動を行おうとするときは、あらかじめ<u>スポーツ市民局長</u>に報告し、又は<u>スポーツ市民局長</u>を通じて行うものとする。 (1)～(3) (略)

4 名古屋市国際化推進会議規程（昭和62年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
委員	会計室長	委員	会計室長
(略)		(略)	
〃	<u>市民経済局長</u>	〃	<u>スポーツ市民局長</u>
(略)		<u>〃</u>	<u>経済局長</u>
(略)		(略)	
〃	観光文化交流局観光交流部長	〃	観光文化交流局観光交流部長
(略)		<u>〃</u>	<u>観光文化交流局参事（都市魅力・国際都市化）</u>
(略)		(略)	
幹事	会計室出納課長	幹事	会計室出納課長
(略)		(略)	
〃	<u>市民経済局企画経理課長</u>	〃	<u>スポーツ市民局総務課長</u>
		<u>〃</u>	<u>経済局産業労働部産業企画課長</u>

(略)	(略)
〃 観光文化交流局観光交流部 <u>観光推進室長</u>	〃 観光文化交流局観光交流部 <u>観光推進課長</u>
(略)	(略)
〃 住宅都市局 <u>企画経理課長</u>	〃 住宅都市局 <u>主幹（企画調整）</u>
(略)	(略)
〃 交通局営業本部企画財務部 <u>経営企画課長</u>	〃 交通局営業本部企画財務部 <u>主幹（企画調整・外郭団体）</u>
〃 病院局 <u>管理部</u> 総務課長	〃 病院局総務課長
(略)	(略)

5 名古屋市人権施策推進会議規程（平成10年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後																																																										
（構成） 第3条 （略） 2 会長は<u>市民経済局</u>主管副市長とし、副会長は他の副市長とする。 3・4 （略） 別表 <table border="1"> <tr> <td>委員</td><td>会計室長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>市民経済局長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>市民経済局人権施策推進室長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>幹事</td><td>会計室出納課長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>総務局総務課長</td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>総務局総合調整部男女平等参画推進室長</u></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>総務局職員部人事課長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>市民経済局企画経理課長</u></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>市民経済局人権施策推進室主幹（人権企画）</u></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>市民経済局人権施策推進室主</u></td></tr> </table>	委員	会計室長	(略)		〃	<u>市民経済局長</u>	(略)		〃	<u>市民経済局人権施策推進室長</u>	(略)		幹事	会計室出納課長	(略)		〃	総務局総務課長	〃	<u>総務局総合調整部男女平等参画推進室長</u>	〃	<u>総務局職員部人事課長</u>	(略)		〃	<u>市民経済局企画経理課長</u>	〃	<u>市民経済局人権施策推進室主幹（人権企画）</u>	〃	<u>市民経済局人権施策推進室主</u>	（構成） 第3条 （略） 2 会長は<u>スポーツ市民局</u>主管副市長とし、副会長は他の副市長とする。 3・4 （略） 別表 <table border="1"> <tr> <td>委員</td><td>会計室長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>スポーツ市民局長</u></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>経済局長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>スポーツ市民局人権施策推進室長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>幹事</td><td>会計室出納課長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>総務局総務課長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>スポーツ市民局総務課長</u></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>スポーツ市民局人権施策推進室主幹（人権企画）</u></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>スポーツ市民局人権施策推進</u></td></tr> </table>	委員	会計室長	(略)		〃	<u>スポーツ市民局長</u>	〃	<u>経済局長</u>	(略)		〃	<u>スポーツ市民局人権施策推進室長</u>	(略)		幹事	会計室出納課長	(略)		〃	総務局総務課長	(略)		〃	<u>スポーツ市民局総務課長</u>	〃	<u>スポーツ市民局人権施策推進室主幹（人権企画）</u>	〃	<u>スポーツ市民局人権施策推進</u>
委員	会計室長																																																										
(略)																																																											
〃	<u>市民経済局長</u>																																																										
(略)																																																											
〃	<u>市民経済局人権施策推進室長</u>																																																										
(略)																																																											
幹事	会計室出納課長																																																										
(略)																																																											
〃	総務局総務課長																																																										
〃	<u>総務局総合調整部男女平等参画推進室長</u>																																																										
〃	<u>総務局職員部人事課長</u>																																																										
(略)																																																											
〃	<u>市民経済局企画経理課長</u>																																																										
〃	<u>市民経済局人権施策推進室主幹（人権企画）</u>																																																										
〃	<u>市民経済局人権施策推進室主</u>																																																										
委員	会計室長																																																										
(略)																																																											
〃	<u>スポーツ市民局長</u>																																																										
〃	<u>経済局長</u>																																																										
(略)																																																											
〃	<u>スポーツ市民局人権施策推進室長</u>																																																										
(略)																																																											
幹事	会計室出納課長																																																										
(略)																																																											
〃	総務局総務課長																																																										
(略)																																																											
〃	<u>スポーツ市民局総務課長</u>																																																										
〃	<u>スポーツ市民局人権施策推進室主幹（人権企画）</u>																																																										
〃	<u>スポーツ市民局人権施策推進</u>																																																										

	幹（同和問題等）		室主幹（同和問題等）
		〃	<u>スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室長</u>
		〃	<u>経済局産業労働部産業企画課長</u>
(略)		(略)	
〃	観光文化交流局観光交流部 <u>国際交流課長</u>	〃	観光文化交流局観光交流部 <u>主幹（多文化共生・国際貢献）</u>
(略)		(略)	
〃	住宅都市局 <u>企画経理課長</u>	〃	住宅都市局 <u>主幹（企画調整）</u>
(略)		(略)	
〃	病院局 <u>管理部総務課長</u>	〃	病院局総務課長
(略)		(略)	

6 名古屋市契約事務審議会規程（昭和52年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表 1 (略) <u>市民経済局長</u> (略)	別表 1 (略) <u>スポーツ市民局長</u> <u>経済局長</u> (略)
別表 2 (略) 病院局 <u>管理部経理課長</u>	別表 2 (略) 病院局 <u>経営企画部経営企画課長</u>
別表 3 (略) <u>市民経済局企画経理課長</u> <u>市民経済局地域振興部区政課長</u> (略) 病院局 <u>管理部経理課長</u> (略)	別表 3 (略) <u>スポーツ市民局総務課長</u> <u>スポーツ市民局地域振興部区政課長</u> <u>経済局総務課長</u> (略) 病院局 <u>経営企画部経営企画課長</u> (略)
別表 4 (略) <u>市民経済局企画経理課企画経理係長</u> <u>市民経済局地域振興部区政課管理係長</u>	別表 4 (略) <u>スポーツ市民局総務課企画経理係長</u> <u>スポーツ市民局地域振興部区政課管理係長</u>

(略) 病院局 <u>管理部経理課</u> 主査（契約・資金等） (略)	<u>経済局総務課経理係長</u> (略) 病院局 <u>経営企画部経営企画課</u> 主査（契約・資金等） (略)

7 名古屋市男女平等参画推進協議会規程（昭和52年名古屋市達第39号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後																														
(構成) 第3条 (略) 2 会長は <u>総務局</u> 主管副市長とし、副会長は他の副市長とする。 3・4 (略) (庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>総務局総合調整部男女平等参画推進室</u> において処理する。 別表	(構成) 第3条 (略) 2 会長は <u>スポーツ市民局</u> 主管副市長とし、副会長は他の副市長とする。 3・4 (略) (庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室</u> において処理する。 別表																														
<table border="1"> <tr><td>委員</td><td>会計室長</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>市民経済局長</u></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	委員	会計室長	(略)		〃	<u>市民経済局長</u>	(略)		<table border="1"> <tr><td>委員</td><td>会計室長</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>スポーツ市民局長</u></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>経済局長</u></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	委員	会計室長	(略)		〃	<u>スポーツ市民局長</u>	〃	<u>経済局長</u>	(略)													
委員	会計室長																														
(略)																															
〃	<u>市民経済局長</u>																														
(略)																															
委員	会計室長																														
(略)																															
〃	<u>スポーツ市民局長</u>																														
〃	<u>経済局長</u>																														
(略)																															
<table border="1"> <tr><td>幹事</td><td>会計室出納課長</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>市民経済局企画経理課長</u></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>市民経済局人権施策推進室主幹（人権企画）</u></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td>病院局<u>管理部</u>総務課長</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	幹事	会計室出納課長	(略)		〃	<u>市民経済局企画経理課長</u>	〃	<u>市民経済局人権施策推進室主幹（人権企画）</u>	(略)		〃	病院局 <u>管理部</u> 総務課長	(略)		<table border="1"> <tr><td>幹事</td><td>会計室出納課長</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>スポーツ市民局総務課長</u></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>スポーツ市民局人権施策推進室主幹（人権企画）</u></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>経済局産業労働部産業企画課長</u></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td>病院局総務課長</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	幹事	会計室出納課長	(略)		〃	<u>スポーツ市民局総務課長</u>	〃	<u>スポーツ市民局人権施策推進室主幹（人権企画）</u>	〃	<u>経済局産業労働部産業企画課長</u>	(略)		〃	病院局総務課長	(略)	
幹事	会計室出納課長																														
(略)																															
〃	<u>市民経済局企画経理課長</u>																														
〃	<u>市民経済局人権施策推進室主幹（人権企画）</u>																														
(略)																															
〃	病院局 <u>管理部</u> 総務課長																														
(略)																															
幹事	会計室出納課長																														
(略)																															
〃	<u>スポーツ市民局総務課長</u>																														
〃	<u>スポーツ市民局人権施策推進室主幹（人権企画）</u>																														
〃	<u>経済局産業労働部産業企画課長</u>																														
(略)																															
〃	病院局総務課長																														
(略)																															

8 名古屋市物価問題対策本部規程（昭和48年名古屋市達第31号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(組織) 第3条 (略) 2 本部長は<u>市民経済局</u>主管副市長とし、副本部長は<u>市民経済局長</u>とする。 3 (略) (幹事) 第6条 本部に幹事を置き、第3条第3項に規定する局及び<u>市民経済局</u>の庶務担当の課長、<u>市民経済局</u>市民生活部長並びに<u>市民経済局市民生活部消費流通課長及び主幹(市場)</u>の職にある者並びに本部長が必要と認める者をもって充てる。 2 (略) (庶務) 第8条 本部の庶務は、<u>市民経済局</u>において処理する。	(組織) 第3条 (略) 2 本部長は<u>スポーツ市民局</u>主管副市長とし、副本部長は<u>スポーツ市民局長</u>とする。 3 (略) (幹事) 第6条 本部に幹事を置き、第3条第3項に規定する局及び<u>スポーツ市民局</u>の庶務担当の課長、<u>スポーツ市民局</u>市民生活部長並びに<u>スポーツ市民局市民生活部消費生活課長</u>の職にある者並びに本部長が必要と認める者をもって充てる。 2 (略) (庶務) 第8条 本部の庶務は、<u>スポーツ市民局</u>において処理する。

9 名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程（平成13年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後																																												
別表 <table border="1"> <tr> <td>本部員</td><td>会計室長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>市民経済局長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>幹事</td><td>会計室出納課長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>市民経済局企画経理課長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>病院局<u>管理部</u>総務課長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	本部員	会計室長	(略)		〃	<u>市民経済局長</u>	(略)		幹事	会計室出納課長	(略)		〃	<u>市民経済局企画経理課長</u>	(略)		〃	病院局 <u>管理部</u> 総務課長	(略)		別表 <table border="1"> <tr> <td>本部員</td><td>会計室長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>スポーツ市民局長</u></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>経済局長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>幹事</td><td>会計室出納課長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>スポーツ市民局総務課長</u></td></tr> <tr> <td>〃</td><td><u>経済局産業労働部産業企画課長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>病院局総務課長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	本部員	会計室長	(略)		〃	<u>スポーツ市民局長</u>	〃	<u>経済局長</u>	(略)		幹事	会計室出納課長	(略)		〃	<u>スポーツ市民局総務課長</u>	〃	<u>経済局産業労働部産業企画課長</u>	(略)		〃	病院局総務課長	(略)	
本部員	会計室長																																												
(略)																																													
〃	<u>市民経済局長</u>																																												
(略)																																													
幹事	会計室出納課長																																												
(略)																																													
〃	<u>市民経済局企画経理課長</u>																																												
(略)																																													
〃	病院局 <u>管理部</u> 総務課長																																												
(略)																																													
本部員	会計室長																																												
(略)																																													
〃	<u>スポーツ市民局長</u>																																												
〃	<u>経済局長</u>																																												
(略)																																													
幹事	会計室出納課長																																												
(略)																																													
〃	<u>スポーツ市民局総務課長</u>																																												
〃	<u>経済局産業労働部産業企画課長</u>																																												
(略)																																													
〃	病院局総務課長																																												
(略)																																													

10 名古屋市自殺対策推進本部規程（平成19年名古屋市達第47号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
本部員	総務局長	本部員	総務局長
〃	<u>市民経済局長</u>	〃	<u>スポーツ市民局長</u>
〃		〃	<u>経済局長</u>
(略)		(略)	
幹事	総務局職員部主幹（メンタルヘルス・保健指導）	幹事	総務局職員部主幹（メンタルヘルス・保健指導）
〃	<u>総務局総合調整部男女平等参画推進室長</u>		
〃	<u>市民経済局地域振興部地域安全推進課長</u>		
〃	市民経済局人権施策推進室主幹（ <u>人権企画</u> ）	〃	<u>スポーツ市民局人権施策推進室主幹（同和問題等）</u>
		〃	<u>スポーツ市民局市民生活部消費生活課長</u>
〃	<u>市民経済局産業部主幹（労働企画）</u>	〃	<u>スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室長</u>
〃	<u>市民経済局市民生活部消費流通課長</u>	〃	<u>経済局産業労働部労働企画室長</u>
(略)		(略)	
〃	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課長	〃	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課長
〃	<u>健康福祉局障害福祉部主幹（精神保健福祉）</u>		
〃	<u>健康福祉局障害福祉部主幹（いのちの支援）</u>		
(略)		(略)	
〃	健康福祉局健康部健康増進課長	〃	健康福祉局健康部健康増進課長
		〃	<u>健康福祉局健康部主幹（精神保健・いのちの支援）</u>
(略)		(略)	
〃	病院局 <u>管理部</u> 総務課長	〃	病院局総務課長

(略)	(略)

- 11 名古屋市食の安全・安心対策推進本部規程（平成20年名古屋市達第9号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表 <u>市民経済局長</u> (略)	別表 <u>スポーツ市民局長</u> <u>経済局長</u> (略)

- 12 名古屋市環境首都づくり推進会議規程（平成20年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表 (略) <u>市民経済局長</u> (略)	別表 (略) <u>スポーツ市民局長</u> <u>経済局長</u> (略)

- 13 東山動植物園再生推進会議規程（平成17年名古屋市達第36号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表 (略) <u>市民経済局長</u> (略)	別表 (略) <u>スポーツ市民局長</u> <u>経済局長</u> (略)

- 14 名古屋市市営住宅入居者選考審議会規程（昭和43年名古屋市達第36号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表 <u>市民経済局地域振興部長</u> (略)	別表 <u>スポーツ市民局人権施策推進室長</u> (略)

- 15 名古屋市雨水流出抑制推進会議規程（昭和62年名古屋市達第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表（第3条、第6条関係） 委員 防災危機管理局長 (略) " <u>市民経済局長</u> (略) 幹事 防災危機管理局危機管理企画室長 (略) " <u>市民経済局企画経理課長</u> (略) " 病院局<u>管理部</u>総務課長 (略)	別表（第3条、第6条関係） 委員 防災危機管理局長 (略) " <u>スポーツ市民局長</u> <u>経済局長</u> (略) 幹事 防災危機管理局危機管理企画室長 (略) " <u>スポーツ市民局総務課長</u> <u>経済局産業労働部産業企画課長</u> (略) " 病院局総務課長 (略)

- 16 区長会規程（平成12年名古屋市達第31号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
(構成員) 第2条 区長会は、 <u>市民経済局</u> 主管副市长	(構成員) 第2条 区長会は、 <u>スポーツ市民局</u> 主管副

(以下「副市長」という。)、<u>区長、市民経済局長及び市民経済局地域振興部長</u>の職にある者をもって組織する。 2 (略) (会議) 第4条 (略) 2 副市長に事故があるときは、<u>市民経済局長</u>がその職務を代理する。 3 局区室(局に属する室を除く。)の長において会議に提出すべき事項があるときは、必要な資料を添えて、開会日前4日までに<u>市民経済局長</u>に提出しなければならない。 (庶務) 第5条 区長会の庶務は、<u>市民経済局地域振興部</u>区政課において処理する。	市長(以下「副市長」という。)、<u>区長、スポーツ市民局長及びスポーツ市民局地域振興部長</u>の職にある者をもって組織する。 2 (略) (会議) 第4条 (略) 2 副市長に事故があるときは、<u>スポーツ市民局長</u>がその職務を代理する。 3 局区室(局に属する室を除く。)の長において会議に提出すべき事項があるときは、必要な資料を添えて、開会日前4日までに<u>スポーツ市民局長</u>に提出しなければならない。 (庶務) 第5条 区長会の庶務は、<u>スポーツ市民局地域振興部</u>区政課において処理する。

17 名古屋市価格調査員規程(昭和49年名古屋市達第5号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第4条 <u>市民経済局長</u> は、市長の命を受けて、調査員の職務の執行について調整する。	第4条 <u>スポーツ市民局長</u> は、市長の命を受けて、調査員の職務の執行について調整する。

18 名古屋市市民活動推進センター処務規程(平成24年名古屋市達第13号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第1条 名古屋市市民活動推進センター(以下「センター」という。)は、 <u>市民経済局地域振興部</u> に属し、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)による所轄庁の事務及び市民活動の促進に関する事務をつかさどる。	第1条 名古屋市市民活動推進センター(以下「センター」という。)は、 <u>スポーツ市民局地域振興部</u> に属し、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)による所轄庁の事務及び市民活動の促進に関する事務をつかさどる。

- 19 なごや人権啓発センター処務規程（平成26年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 なごや人権啓発センター（以下「センター」という。）は、 <u>市民経済局</u> 人権施策推進室に属し、人権尊重意識が広く行き渡った地域社会づくりの推進に関する事務をつかさどる。	第1条 なごや人権啓発センター（以下「センター」という。）は、 <u>スポーツ市民局</u> 人権施策推進室に属し、人権尊重意識が広く行き渡った地域社会づくりの推進に関する事務をつかさどる。
2 （略）	2 （略）

- 20 名古屋市文化センター処務規程（昭和54年名古屋市達第31号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 （略）	第1条 （略）
2 文化センターは、 <u>市民経済局</u> 人権施策推進室に属し、名古屋市文化センター条例（昭和54年名古屋市条例第14号）第2条各号に掲げる事業に係る事務をつかさどる。	2 文化センターは、 <u>スポーツ市民局</u> 人権施策推進室に属し、名古屋市文化センター条例（昭和54年名古屋市条例第14号）第2条各号に掲げる事業に係る事務をつかさどる。

- 21 名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後																		
別表第1 行政文書分類表	別表第1 行政文書分類表																		
<table border="1"> <tr> <td>第1分類</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>市民経済局</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	第1分類	(略)	(略)		<u>市民経済局</u>	(略)	(略)		<table border="1"> <tr> <td>第1分類</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>スポーツ市民局</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>経済局</u></td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	第1分類	(略)	(略)		<u>スポーツ市民局</u>	(略)	<u>経済局</u>		(略)	
第1分類	(略)																		
(略)																			
<u>市民経済局</u>	(略)																		
(略)																			
第1分類	(略)																		
(略)																			
<u>スポーツ市民局</u>	(略)																		
<u>経済局</u>																			
(略)																			

22 名古屋市区長公舎規程（平成30年名古屋市達第5号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（委任） 第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、 <u>市民経済局長</u> が定める。	（委任） 第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、 <u>スポーツ市民局長</u> が定める。

区 役 所

区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 条 区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 区役所に次の組織を置く。 （略） 保健福祉センター （略） 健康安全課（千種区、中村区、中区及び南区を除く。） 主 幹(1)（東区、熱田区及び天白区に限る。） （略） 保健予防課 主 幹(1)（ <u>中村区及び</u> 南区に限る。） ② （略）	第 1 条 区役所に次の組織を置く。 （略） 保健福祉センター （略） 健康安全課（千種区、中村区、中区及び南区を除く。） 主 幹(1)（東区、 <u>昭和区</u> 、熱田区及び天白区に限る。） （略） 保健予防課 主 幹(1)（南区に限る。） ② （略）
第 2 条 課及び室の分掌事務並びに主幹の分担事項は、次のとおりとする。 （略） 保健福祉センター 福 祉 部 （略） 福 祉 課 (1)～(4) （略）	第 2 条 課及び室の分掌事務並びに主幹の分担事項は、次のとおりとする。 （略） 保健福祉センター 福 祉 部 （略） 福 祉 課 (1)～(4) （略）

(5)・(6) (略)	<u>(5) 要介護認定等の申請の相談及び受付に関すること。</u> <u>(6) 介護認定審査会の審査部会に関すること。</u> <u>(7) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。</u> <u>(8) 介護保険被保険者資格及び被保険者証に関すること。</u> <u>(9) 介護保険料の賦課徴収（特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付の事務を除く。）に関すること。</u> <u>(10)・(11) (略)</u> <u>(12) その他介護保険実施のための事務（介護保険法により指定する事業者、特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者、介護保険施設並びに指定特別給付事業者に対する報告の命令等並びに保険給付に係る損害賠償の請求を除く。）に関すること。</u>
<u>(7) 身体障害者、知的障害者及び障害児の福祉に関すること。</u> <u>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定（障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託及び保健予防課に係るものを除く。）に関すること。</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（保健予防課に係るものを除く。）。</u> <u>(11) その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に</u>	<u>(13) 障害者及び障害児の福祉に関すること。</u> <u>(14) 難病対策に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。</u> <u>(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定（障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託に係るものを除く。）に関すること。</u> <u>(16) (略)</u> <u>(17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。</u> <u>(18) その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に</u>

係る事務（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）に関すること（保健予防課に係るものを除く。）。

(12) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定（保健予防課に係るものを除く。）及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。

(13) 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（保健予防課に係るものを除く。）。

(14)～(17) （略）

(18) 要介護認定等の申請の相談及び受付に関すること。

(19) 介護認定審査会の審査部会に関すること。

(20) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。

(21) 介護保険被保険者資格及び被保険者証に関すること。

(22) 介護保険料の賦課徴収（特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付の事務を除く。）に関すること。

(23) その他介護保険実施のための事務（介護保険法により指定する事業者、特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者、介護保険施設並びに指定特別給付事業者に対する報告の命令等並びに保険給付に係る損害賠償の請求を除く。）に関すること。

(略)

保健予防課

係る事務（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）に関すること。

(19) 小児慢性特定疾病医療の実施のための事務に関すること（子ども青少年局の主管に属するものを除く。）。

(20) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。

(21) 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。

(22)～(25) （略）

(略)

保健予防課

<u>(1) 精神障害者の福祉に関すること。</u> <u>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務（障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託、自立支援給付に係る指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払並びに指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関に対する報告の命令等を除く。）に関すること（精神障害者及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者に係るものに限る。）。</u> <u>(3) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定に関すること（精神障害児及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である児童（以下「精神障害児等」という。）に係るものに限る。）。</u> <u>(4) 児童福祉法による障害児通所給付費等及びこれに関連する給付費の支給（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（精神障害児等に係るものに限る。）。</u> <u>(5) （略）</u> <u>(6) 自立支援医療（育成医療に限る。）及び療育等の医療給付に関すること。</u> <u>(7) （略）</u> <u>(8) 難病対策に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。</u> <u>(9)～(15) （略）</u> （略） ②・③ （略）	<u>(1) （略）</u> <u>(2) 療育等の医療給付に関すること。</u> <u>(3) （略）</u> <u>(4)～(10) （略）</u> （略） ②・③ （略）

第2条 区役所処務規程の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第2条 課及び室の分掌事務並びに主幹の分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 総 務 課 (1) 公印（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく通知カードの裏面追記事務</u>、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印、障害福祉事務専用区長印並びに公害対策事務専用市長印を除く。）の管守に関すること。 (2)～(26) (略) 市 民 課 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印並びに<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく通知カードの裏面追記事務</u>、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印の管守に関すること。	第2条 課及び室の分掌事務並びに主幹の分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 総 務 課 (1) 公印（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印、障害福祉事務専用区長印並びに公害対策事務専用市長印を除く。）の管守に関すること。 (2)～(26) (略) 市 民 課 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印並びに出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印の管守に関すること。

(2)～(13) (略)	(2)～(13) (略)
(略)	(略)
②・③ (略)	②・③ (略)

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

区 役 所

区役所課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 条 区役所課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 区役所の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 (略) 地域力推進室 地域力推進係 (1)・(2) (略) (3) <u>区安心・安全で快適なまちづくり協議会及び安心・安全・快適まちづくり活動補助金</u> に関すること。 (4)・(5) (略) (6) (略) (7) <u>人権尊重のまちづくりに関すること。</u> (8)～(21) (略) (略) 主 査 (安心・安全で快適なまちづくりの企画)	第 1 条 区役所の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 (略) 地域力推進室 地域力推進係 (1)・(2) (略) (3) <u>安心・安全で快適なまちづくり</u> に関すること。 (4)・(5) (略) (6) <u>人権尊重のまちづくりに関すること。</u> (7) (略) (8)～(21) (略) (略) 主 査 (安心・安全で快適なまちづくりの企画)

(1)～(7) (略)	(北区、中村区、瑞穂区、守山区及び緑区を除く。) (1)～(7) (略) 主 査 (区特性に応じた地域の活力向上) (北区、中村区及び守山区に限る。) (1) 地域住民等と連携した主として区特性に応じた地域の活力の向上に資する取組みの推進に関する<u>こと。</u> (2) 男女平等参画推進事業に関する<u>こと。</u> (3) 人権尊重のまちづくり事業に関する<u>こと。</u> (4) 広報及び広聴集会に関する<u>こと。</u> 主 査 (地域の魅力の向上・発信) (瑞穂区及び緑区に限る。) (1) 地域住民等と連携した主として魅力の向上・発信による地域の活力の向上に資する取組みの推進に関する<u>こと。</u> (2) 男女平等参画推進事業に関する<u>こと。</u> (3) 人権尊重のまちづくり事業に関する<u>こと。</u> (4) 広報及び広聴集会に関する<u>こと。</u>
(略) 保健福祉センター 福 祉 部 (略) 福 祉 課 福 祉 係 (1) 障害福祉事務専用区長印の管守に関する<u>こと。</u> (2)～(4) (略)	(略) 保健福祉センター 福 祉 部 (略) 福 祉 課 高齢福祉係 (1)～(3) (略) (4) 要介護認定等の申請の相談及び受付に関する<u>こと。</u> (5) 介護認定審査会の審査部会に関する<u>こと。</u> (6) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関する<u>こと。</u> (7) 介護保険被保険者資格の得喪その他

(5)～(7) (略) (8) <u>身体障害者、知的障害者及び障害児の福祉に関すること。</u> (9) (略) (10) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定に関すること。</u> (11) <u>障害支援区分認定等審査会の審査部会に関すること。</u> (12) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。</u> (13) <u>その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務に関すること。</u> (14) <u>児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定（保健予防課に係るものを除く。）及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。</u> (15) <u>児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指</u>	<u>に係る届出の受付及び審査並びに受給資格証明書に関すること。</u> (8) <u>介護保険の被保険者証の交付及び回収に関すること。</u> (9) <u>介護保険料の賦課に関すること。</u> (10) <u>介護保険料の徴収に関すること。</u> (11) <u>介護保険料の督促及び滞納処分に関すること。</u> (12) <u>受託に係る介護保険料の徴収に関すること。</u> (13)～(15) (略) (16) <u>その他介護保険実施のための事務に関すること。</u> (17) (略)

定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。

(16) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。

(17) 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関すること。

(18)～(20) (略)

主 査（地域包括ケア推進）

(1) (略)

(18)～(20) (略)

主 査（地域包括ケア推進）

(1) (略)

主 査（地域包括ケア推進に係る地域の活力向上）（北区に限る。）

(1) 地域包括ケアに係る地域住民等と連携した地域の活力の向上に資する取り組みの推進に関すること。

主 査（介護保険）

(1) 要介護認定等の申請の相談及び受付に関すること。

(2) 介護認定審査会の審査部会に関すること。

(3) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。

(4) 介護保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査並びに受給資格証明書に関すること。

(5) 介護保険の被保険者証の交付及び回収に関すること。

(6) 介護保険料の賦課に関すること。

(7) 介護保険料の徴収に関すること。

(8) 介護保険料の督促及び滞納処分に関すること。

(9) 受託に係る介護保険料の徴収に関すること。

主 査（障害）

- (1) 身体障害者、知的障害者及び障害児の福祉に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定に関すること。
- (3) 障害支援区分認定等審査会の審査部会に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
- (5) その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務に関すること。
- (6) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。
- (7) 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
- (8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。
- (9) 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関すること。

介護保険係

- (1) 要介護認定等の申請の相談及び受付に関すること。
- (2) 介護認定審査会の審査部会に関すること。
- (3) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。
- (4) 介護保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査並びに受給資格証明書に関すること。
- (5) 介護保険の被保険者証の交付及び回収に関すること。
- (6) 介護保険料の賦課に関すること。
- (7) 介護保険料の徴収に関すること。
- (8) 介護保険料の督促及び滞納処分に関すること。
- (9) 受託に係る介護保険料の徴収に関すること。
- (10) 地域包括ケアの推進に関すること（福祉係の主管に属するものを除く。）。
- (11) その他介護保険実施のための事務に関すること（福祉係の主管に属するものを除く。）。

障害福祉係

- (1) 障害福祉事務専用区長印の管守に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉に関すること。
- (3) 成年後見制度の利用支援に関すること（高齢福祉係の主管に属するものを除く。）。
- (4) 難病対策に関すること。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定に関すること。
- (6) 障害支援区分認定等審査会の審査部会に関すること。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
- (8) その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務に関すること。
- (9) 小児慢性特定疾病医療の実施のための事務に関すること。
- (10) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。
- (11) 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
- (12) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当

	<u>(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条による福祉手当を含む。)の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。</u> <u>(13) 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関すること。</u> <u>(14) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること(高齢福祉係の主管に属するものを除く。)</u> <u>(15) 引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関すること(高齢福祉係の主管に属するものを除く。)</u> <u>主 査(精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整)</u> <u>(1) 精神障害者福祉及び難病対策等に係る連絡調整に関すること。</u>
(略) 保健予防課 保健感染症係 <u>(1) 精神障害者の福祉に関すること。</u> <u>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務(精神障害者及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者に係るものに限る。)</u>に関すること。 <u>(3) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定に関すること(精神障害児及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である児童(以下「精神障害児等」という。))に係るものに限る。)</u> <u>(4) 児童福祉法による障害児通所給付費等及びこれに関連する給付費の支給(指定障害児通所支援事業者及び指定</u>	(略) 保健予防課 保健感染症係

<u>障害児相談支援事業者への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（精神障害児等に係るものに限る。）。</u> (5) (略) (6) <u>自立支援医療（育成医療に限る。）及び療育等の医療給付に関すること。</u> (7) (略) (8) <u>難病対策に関すること。</u> (9)～(15) (略) 主 査（医務）（東区、熱田区及び天白区を除く。） (1) (略) 主 査（公害保健）（熱田区、中川区、港区及び南区に限る。） (1) 保健感染症係の分掌事務中<u>第9号</u>に掲げること。 主 査（感染症対策等） (1) 保健感染症係の分掌事務中<u>第7号、第10号及び第12号</u>に掲げること。 主 査（保健看護） (1) 保健感染症係の分掌事務中<u>第13号から第15号までに掲げること。</u> 主 査（精神障害者福祉・難病対策等）（<u>中村区、瑞穂区、港区、南区及び緑区に限る。</u>） (1) <u>保健感染症係の分掌事務中第1号から第4号まで、第6号及び第8号に掲げること。</u> 主 査（分室業務に係る調整）（<u>北区、西区、中川区、港区、守山区及び緑区に限る。</u>） (1) <u>精神障害者の福祉その他保健センター分室における業務の調整に関すること。</u> (略) 2 (略)	(1) (略) (2) 療育等の医療給付に関すること。 (3) (略) (4)～(10) (略) 主 査（医務）（東区、<u>昭和区</u>、熱田区及び天白区を除く。） (1) (略) 主 査（公害保健）（熱田区、中川区、港区及び南区に限る。） (1) 保健感染症係の分掌事務中<u>第4号</u>に掲げること。 主 査（感染症対策等） (1) 保健感染症係の分掌事務中<u>第3号、第5号及び第7号</u>に掲げること。 主 査（保健看護） (1) 保健感染症係の分掌事務中<u>第8号から第10号までに掲げること。</u> (略) 2 (略)

第2条 区役所課の係及び分掌事務規程の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第1条 区役所の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 総 務 課 庶 務 係 (1) 公印（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく通知カードの裏面追記事務</u>、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印、障害福祉事務専用区長印並びに公害対策事務専用市長印を除く。）の管守に関すること。 (2)～(25) (略) (略) 市 民 課 戸 籍 係 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印並びに<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく通知カードの裏面</u>	第1条 区役所の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 総 務 課 庶 務 係 (1) 公印（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印、障害福祉事務専用区長印並びに公害対策事務専用市長印を除く。）の管守に関すること。 (2)～(25) (略) (略) 市 民 課 戸 籍 係 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印並びに出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本

追記事務、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印の管守に関すること。 (2)～(10) (略) (略) 2 (略)	の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印の管守に関すること。 (2)～(10) (略) (略) 2 (略)

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

名古屋市達第 8 号

区 役 所
区 役 所 支 所

名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 条 名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 支所に次の組織を置く。 （略） 区民福祉課 （略） 福 祉 係 主 査 <u>(1)</u> （略） 2 （略） 3 第 1 項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 区民福祉課 （略） 福 祉 係 (1)～(3) （略）	第 3 条 支所に次の組織を置く。 （略） 区民福祉課 （略） 福 祉 係 主 査 <u>(2)</u> （略） 2 （略） 3 第 1 項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 区民福祉課 （略） 福 祉 係 (1)～(3) （略） <u>(4) 要介護認定等の申請の相談及び受付に関すること。</u> <u>(5) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。</u>

(4) 身体障害者、知的障害者及び障害児の福祉に関すること。

(5) (略)

(6)～(8) (略)

(9)～(12) (略)

(13) 要介護認定等の申請の相談及び受

(6) 介護保険第三者の行為による給付事由届の相談及び受付に関すること。

(7) 介護保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査並びに受給資格証明書に関すること。

(8) 介護保険の被保険者証の交付及び回収に関すること。

(9) 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の申請（介護保険施設への支払に係るものを除く。）の受付及び支払に関すること。

(10) 介護保険の第1号事業支給費（介護保険法により指定する事業者への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払に関すること。

(11) 居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費の申請の受付及び支払に関すること。

(12) 介護保険の負担限度額並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成に係る申請の受理、認定及び認定証の交付に関すること。

(13) 介護保険料の減免の申請の受付及び決定に関すること。

(14) その他介護保険事務のうち区長の指定する事項に関すること。

(15) 障害者及び障害児の福祉に関すること。

(16) (略)

(17) 難病対策に関すること（健康福祉局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。）。

(18)～(20) (略)

(21) 小児慢性特定疾病医療の実施のための事務に関すること（子ども青少年局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。）。

(22)～(25) (略)

付に関すること。

(14) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。

(15) 介護保険第三者の行為による給付事由届の相談及び受付に関すること。

(16) 介護保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査並びに受給資格証明書に関すること。

(17) 介護保険の被保険者証の交付及び回収に関すること。

(18) 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の申請（介護保険施設への支払に係るものを除く。）の受付及び支払に関すること。

(19) 介護保険の第1号事業支給費（介護保険法により指定する事業者への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払に関すること。

(20) 居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費の申請の受付及び支払に関すること。

(21) 介護保険の負担限度額並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成に係る申請の受理、認定及び認定証の交付に関すること。

(22) 介護保険料の減免の申請の受付及び決定に関すること。

(23) その他介護保険事務のうち区長の指定する事項に関すること。

主 査（障害）

(1) 身体障害者、知的障害者及び障害児の福祉に関すること。

(2)～(4) （略）

主 査（障害）

(1) 障害者及び障害児の福祉に関すること。

(2) 難病対策に関すること（健康福祉局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。）。

(3)～(5) （略）

(6) 小児慢性特定疾病医療の実施のための事務に関すること（子ども青少年局の主管に属するもの及び保健福祉セン

(5)～(8) (略) (略) 4～7 (略)	<u>ターに係るものを除く。)</u>。 (7)～(10) (略) <u>主 査 (精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整)</u> <u>(1) 精神障害者福祉及び難病対策等に係る連絡調整に関すること。</u> (略) 4～7 (略)

第2条 名古屋市区役所支所処務規程の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 (略) 2 (略) 3 第1項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 区民生活課 庶務係 (1) 公印（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく通知カードの裏面追記事務</u>、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印並びに障害福祉事務専用区長印を除く。）の管守に関すること。 (2)～(12) (略) (略) 市民係 (1) 行政手続における特定の個人を識別	第3条 (略) 2 (略) 3 第1項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 区民生活課 庶務係 (1) 公印（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印並びに障害福祉事務専用区長印を除く。）の管守に関すること。 (2)～(12) (略) (略) 市民係 (1) 行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印並びに<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく通知カードの裏面追記事務</u>、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印の管守に関すること。 (2)～(11) (略) (略) 4～7 (略)	するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印並びに出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印の管守に関すること。 (2)～(11) (略) (略) 4～7 (略)

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

名古屋市達第 9 号

総 務 局
東 京 事 務 所

名古屋市東京事務所処務規程（昭和33年名古屋市達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 事務所に次の組織を置く。 （略） 主 査 <u>(7)</u> 2 主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 （略） 主 査（調査） <u>(6)</u> (1)～(3) （略）	第 3 条 事務所に次の組織を置く。 （略） 主 査 <u>(6)</u> 2 主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 （略） 主 査（調査） <u>(5)</u> (1)～(3) （略）

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第10号

財 政 局
市 税 事 務 所

名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 4 条 前条第 1 項の組織の分掌事務又は 分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 (略) 主 査 (窓口改善) (1)～(7) (略) <u>(8) 税務監の指定する窓口事務の改善に 関すること。</u> <u>(9)</u> (略) (略)	第 4 条 前条第 1 項の組織の分掌事務又は 分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 (略) 主 査 (窓口改善) (1)～(7) (略) <u>(8)</u> (略) (略)

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

観 光 文 化 交 流 局
名古屋城総合事務所

名古屋城総合事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第15号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 総合事務所の所務を処理するため、次の組織を置く。 <u>参 事(1)</u> (略) 保存整備室 (略) 主 幹(3) 名古屋城調査研究センター 調査研究係 主 幹(2) 主 査(1)	第 3 条 総合事務所の所務を処理するため、次の組織を置く。 (略) 保存整備室 (略) 主 幹(2) 名古屋城調査研究センター 調査研究係 <u>主 査(2)</u> 主 幹(1)
2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 <u>参 事（事業調整）</u> <u>(1) 名古屋城の活用に係る企画及び調整に関すること。</u> (略) 保存整備室 保存整備係 (略) 主 査（建造物）	2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 (略) 保存整備室 保存整備係 (略) 主 査（ <u>事業調整</u> ・建造物）

(1) (略) (略) 主 幹 (木造天守閣昇降技術開発支援) (1) (略) 主 幹 (史跡保存に係る連絡調整) <u>(1) 名古屋城の史跡の保存に係る関係機関との連絡調整に関すること。</u> 名古屋城調査研究センター 調査研究係 (1)～(7) (略)	<u>(1) 局長の指定する名古屋城に関連する事業の調整等に関すること。</u> (2) (略) (略) 主 幹 (木造天守閣昇降技術開発支援) (1) (略)
主 幹 (建造物等の調査・研究及び普及) (1) (略) 主 幹 (史跡の調査・研究に係る調整) <u>(1) 名古屋城の史跡の調査及び研究に係る関係機関との連絡調整に関すること。</u> 主 査 (石垣の調査・研究) <u>(1) 名古屋城の石垣の調査及び研究に係る企画、指導及び関係機関との連絡調整に関すること。</u>	名古屋城調査研究センター 調査研究係 (1)～(7) (略) 主 査 (近世武家文化の調査・研究等) <u>(1) 近世武家文化に係る調査及び研究に関すること。</u> <u>(2) 局長の指定する名古屋城に関連する資料の収集、保管、展示及び供用に関すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げる事項に係る関係機関との連絡及び協力に関すること。</u> 主 査 (石垣の調査・研究) <u>(1) 名古屋城の石垣の調査及び研究に係る企画、指導及び関係機関との連絡調整に関すること。</u>
主 幹 (建造物等の調査・研究及び普及)	主 幹 (建造物等の調査・研究及び普及)
(1) (略)	(1) (略)
主 幹 (史跡の調査・研究に係る調整)	
<u>(1) 名古屋城の史跡の調査及び研究に係る関係機関との連絡調整に関すること。</u>	
主 査 (石垣の調査・研究)	
<u>(1) 名古屋城の石垣の調査及び研究に係る企画、指導及び関係機関との連絡調整に関すること。</u>	
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 参事は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の課</u>	

<u>4</u> (略)	<u>3</u> (略)

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第12号

市 民 経 済 局
中 央 卸 売 市 場 本 場
中央卸売市場北部市場
中央卸売市場南部市場

名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程（昭和38年名古屋市達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 名古屋市中心卸売市場（以下「中央卸売市場」という。）に属する市場は、 <u>市民経済局市民生活部</u> に属し、場長その他必要な職員を置く。	第 1 条 名古屋市中心卸売市場（以下「中央卸売市場」という。）に属する市場は、 <u>経済局商業・流通部</u> に属し、場長その他必要な職員を置く。
第 3 条 （略）	第 3 条 （略）
2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。	2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。
管 理 課	管 理 課
庶 務 係	庶 務 係
(1)～(4) （略）	(1)～(4) （略）
(5) 関連事業者の許可及びその取消し並びに業務の指導及び監督に関すること（ <u>市民生活部消費流通課</u> の主管に属する検査を除く。）。	(5) 関連事業者の許可及びその取消し並びに業務の指導及び監督に関すること（ <u>商業・流通部市場流通室</u> の主管に属する検査を除く。）。
(6)・(7) （略）	(6)・(7) （略）
(略)	(略)
業 務 課	業 務 課
業 務 係	業 務 係
(1)・(2) （略）	(1)・(2) （略）
(3) 卸売業者、仲卸業者及び売買参加者	(3) 卸売業者、仲卸業者及び売買参加者

に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に關すること（<u>市民生活部消費流通課</u>の主管に屬する検査を除く。）。 (4)～(9) （略） 主 査（業務に係る企画調整） (1) 卸売業者及び仲卸業者に対する指導及び監督に關すること（<u>市民生活部消費流通課</u>の主管に屬する検査を除く。）。 (2)～(5) （略） 第4条 （略） 2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 庶 務 係 (1)～(4) （略） (5) 関連事業者の許可及びその取消し並びに業務の指導及び監督に關すること（<u>市民生活部消費流通課</u>の主管に屬する検査を除く。）。 (6) （略） (7) <u>他課、係</u>の主管に屬しないこと。 （略） 業 務 課 業 務 係 (1)・(2) （略） (3) 卸売業者、仲卸業者及び売買参加者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に關すること（<u>市民生活部消費流通課</u>の主管に屬する検査を除く。）。 (4)～(9) （略） 主 査（業務に係る企画調整） (1) 卸売業者及び仲卸業者に対する指導及び監督に關すること（<u>市民生活部消費流通課</u>の主管に屬する検査を除く。）。 (2)～(5) （略） 第5条 （略） 2 前項の事務を処理するため、南部市場に次の組織を置く。 管 理 課 業 務 係	に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に關すること（<u>商業・流通部市場流通室</u>の主管に屬する検査を除く。）。 (4)～(9) （略） 主 査（業務に係る企画調整） (1) 卸売業者及び仲卸業者に対する指導及び監督に關すること（<u>商業・流通部市場流通室</u>の主管に屬する検査を除く。）。 (2)～(5) （略） 第4条 （略） 2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 庶 務 係 (1)～(4) （略） (5) 関連事業者の許可及びその取消し並びに業務の指導及び監督に關すること（<u>商業・流通部市場流通室</u>の主管に屬する検査を除く。）。 (6) （略） (7) <u>他課係</u>の主管に屬しないこと。 （略） 業 務 課 業 務 係 (1)・(2) （略） (3) 卸売業者、仲卸業者及び売買参加者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に關すること（<u>商業・流通部市場流通室</u>の主管に屬する検査を除く。）。 (4)～(9) （略） 主 査（業務に係る企画調整） (1) 卸売業者及び仲卸業者に対する指導及び監督に關すること（<u>商業・流通部市場流通室</u>の主管に屬する検査を除く。）。 (2)～(5) （略） 第5条 （略） 2 前項の事務を処理するため、南部市場に次の組織を置く。 管 理 課 業 務 係

施 設 係 主 幹 3 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 業 務 係 (1)～(4) (略) (5) 卸売業者及び売買参加者に対する売買取引、決済<u>その他業務</u>についての指導及び監督に關すること（<u>市民生活部消費流通課</u>の主管に属する検査を除く。）。 (6)・(7) (略) (8) 関連事業者の許可及びその取消し並びに業務の指導及び監督に關すること（<u>市民生活部消費流通課</u>の主管に属する検査を除く。）。 (9)～(11) (略)	主 査(1) 施 設 係 3 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 業 務 係 (1)～(4) (略) (5) 卸売業者及び売買参加者に対する売買取引、決済<u>その他の業務</u>についての指導及び監督に關すること（<u>商業・流通部市場流通室</u>の主管に属する検査を除く。）。 (6)・(7) (略) (8) 関連事業者の許可及びその取消し並びに業務の指導及び監督に關すること（<u>商業・流通部市場流通室</u>の主管に属する検査を除く。）。 (9)～(11) (略) 主 査(衛生) (1) <u>中央卸売市場南部市場及び南部と畜場における衛生保持及び消毒体制に關すること。</u> (2) <u>中央卸売市場南部市場及び南部と畜場の職員等に対する衛生に係る教育及び訓練に關すること。</u> (3) <u>中央卸売市場南部市場及び南部と畜場におけるH A C C Pに沿った衛生管理に關すること。</u> (4) <u>南部と畜場における家畜の感染症対策に關すること。</u> (5) <u>その他衛生に係る企画調整に關すること。</u>
施 設 係 (1)・(2) (略) 主 幹(施設) (1) <u>土地、建物その他施設の維持管理に關すること。</u> 第6条 (略) 2 (略) 3 <u>主幹は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に關しては、關係の係長その他の職員を指揮監督する。</u> 4 (略)	施 設 係 (1)・(2) (略) 第6条 (略) 2 (略) 3 (略)

第8条 場長は、毎月15日及び毎年4月20日までにはそれぞれの前月分及び前年度分の事務成績を市民生活部長に報告しなければならない。

第8条 場長は、毎月15日及び毎年4月20日までにはそれぞれの前月分及び前年度分の事務成績を商業・流通部長に報告しなければならない。

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市達第13号

市民経済局
工業研究所

名古屋市工業研究所処務規程（昭和27年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第1条 名古屋市工業研究所（以下「研究所」という。）は、 <u>市民経済局</u> に属する。	第1条 名古屋市工業研究所（以下「研究所」という。）は、 <u>経済局</u> に属する。
第4条 研究所の事務を処理するため、次の組織を置く。 （略） 支援総括室 主 幹 <u>(2)</u> 参 事(1) 主 幹 <u>(1)</u> <u>プロジェクト推進室</u> システム技術部 （略） <u>電子技術研究室</u> （略） 材料技術部 <u>金属・表面技術研究室</u> <u>有機材料研究室</u> <u>環境技術研究室</u>	第4条 研究所の事務を処理するため、次の組織を置く。 （略） 支援総括室 主 幹 <u>(1)</u> 参 事(1) 主 幹 <u>(2)</u> システム技術部 （略） <u>情報・電子技術研究室</u> （略） 材料技術部 <u>金属材料研究室</u> <u>表面技術研究室</u> <u>環境・有機材料研究室</u> <u>信頼性評価研究室</u>
第5条 前条の組織の分掌事務及び分担事項は、次のとおりとする。	第5条 前条の組織の分掌事務及び分担事項は、次のとおりとする。

(略)

支援総括室

(1) (略)

(2) 技術相談に關すること。

(3)～(8) (略)

(9)・(10) (略)

主 幹 (技術支援)

(1) 技術相談に係る企画及び調整に關すること。

(2) 依頼試験等に係る企画及び調整に關すること。

(3) (略)

(4)・(5) (略)

主 幹 (ものづくり基盤技術支援)

(1) ものづくり基盤技術の向上に係る施策の企画及び調整に關すること。

(2) 特定ものづくり基盤技術の高度化支援に關すること。

(3) その他上司の特命によるものづくり基盤技術の向上支援に關すること。

参 事 (共同研究等の総合調整)

(1) (略)

(2) (略)

主 幹 (共同研究等の企画調整)

(1) (略)

(2) 重点事業及び指定研究の計画並びにそれらに係る各部間の調整に關すること。

(3) 新技術及び複合技術等複数の部にわたる研究開発、技術指導等の推進及び

(略)

支援総括室

(1) (略)

(2) 技術相談及び依頼試験等に係る企画及び調整に關すること。

(3)～(8) (略)

(9) 重点事業及び指定研究等の計画並びにそれらに係る各部間の調整に關すること。

(10)・(11) (略)

主 幹 (技術支援)

(1) (略)

(2) ものづくり基盤技術の維持及び向上に係る施策の企画及び調整に關すること。

(3) 企業等との研究に係る企画及び各部間の調整に關すること。

(4)・(5) (略)

参 事 (技術連携等の総合調整)

(1) (略)

(2) 産業技術図書に係る企画及び調整に關すること。

(3) 先進技術の研究開発及び連携に係る企画及び総合調整に關すること。

(4) (略)

主 幹 (共同研究等の企画調整)

(1) (略)

(2) 産業技術図書に係る企画及び調整に關すること。

調整に関すること。

(4) (略)

プロジェクト推進室

(1) サイエンスパークにおける研究開発及び共同研究の実施に関すること。

(2) サイエンスパークにおける研究開発に係る技術の移転に関すること。

(3) その他上司の特命による研究開発プロジェクトの推進に関すること。

システム技術部

製品技術研究室

(1) (略)

(2) 工業製品及びその部材の信頼性及び長寿命化に係る試験、研究及び技術支援に関すること。

(3) (略)

生産システム研究室

(1)～(3) (略)

(4) ソフトウェア、情報関連技術及び制御技術の試験、研究及び技術支援に関すること。

電子技術研究室

(1)～(3) (略)

計測技術研究室

(1)・(2) (略)

(3) 熱物性の試験、研究及び技術支援に関すること。

材料技術部

金属・表面技術研究室

(1)・(2) (略)

(3) 工業材料の表面処理技術の試験、研究及び技術支援に関すること。

(4) 表面処理システムの試験、研究及び技術支援に関すること。

(3) (略)

主 幹（先進技術支援）

(1) 先進技術の研究開発及び連携に係る企画及び調整に関すること。

(2) 先進技術に係る情報の収集整備及び管理に関すること。

(3) その他上司の特命による先進技術支援に関すること。

システム技術部

製品技術研究室

(1) (略)

(2) 工業製品及びその部材の長寿命化に係る試験、研究及び技術支援に関すること。

(3) (略)

生産システム研究室

(1)～(3) (略)

(4) 制御技術の試験、研究及び技術支援に関すること。

情報・電子技術研究室

(1) ソフトウェア及び情報関連技術の試験、研究及び技術支援に関すること。

(2)～(4) (略)

計測技術研究室

(1)・(2) (略)

材料技術部

金属材料研究室

(1)・(2) (略)

(3) 工業材料の分析に係る試験、研究及び技術支援に関すること（表面技術研究室の主管に属するものを除く。）。

(5) (略) <u>有機材料研究室</u> (1) <u>有機材料の試験、研究及び技術支援に関すること。</u> (2) <u>プラスチック材料の利用技術の試験、研究及び技術支援に関すること。</u> (3) <u>有機機能性材料及び有機ナノ材料の試験、研究及び技術支援に関すること。</u> <u>環境技術研究室</u> (1) (略) (2) <u>省資源及び省エネルギー技術の試験、研究及び技術支援に関すること。</u> (3) <u>リサイクル技術の試験、研究及び技術支援に関すること。</u> (4) <u>工業材料の化学分析に係る試験、研究及び技術支援に関すること。</u>	(4) (略) <u>表面技術研究室</u> (1) <u>工業材料の表面処理技術に係る試験、研究及び技術支援に関すること。</u> (2) <u>表面処理システムの試験、研究及び技術支援に関すること。</u> <u>環境・有機材料研究室</u> (1) (略) (2) <u>省資源及びリサイクル技術の試験、研究及び技術支援に関すること。</u> (3) <u>有機材料の試験、研究及び技術支援に関すること。</u> (4) <u>プラスチック材料の利用技術の試験、研究及び技術支援に関すること。</u> <u>信頼性評価研究室</u> (1) <u>信頼性評価に係る技術支援に関すること。</u> (2) <u>信頼性向上に係る総合相談及び試験に関すること。</u> (3) <u>技術分野を横断する技術相談及び依頼試験に係る部室間の調整並びに管理に関すること（支援総括室の主管に属するものを除く。）。</u>

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

環 境 局
環 境 事 業 所

名古屋市環境事業所処務規程（昭和23年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 4 条 事業所に次の組織を置く。 （略） 指導管理係（ <u>中及び熱田</u> の事業所を除く。） 作 業 係（ <u>中及び熱田</u> の事業所を除く。） 業 務 係（ <u>中及び熱田</u> の事業所に限る。） <u>主 査(1)（中の事業所に限る。）</u>	第 4 条 事業所に次の組織を置く。 （略） 指導管理係（熱田の事業所を除く。） 作 業 係（熱田の事業所を除く。） 業 務 係（熱田の事業所に限る。）
② 組織の分掌事務 <u>及び分担事項</u> は、次のとおりとする。 事 務 係 (1)～(5) （略） (6) 一般廃棄物の減量化及び資源化事業の実施に関すること（ <u>中及び熱田</u> の事業所に限る。）。 (7)・(8) （略） （略） 業 務 係 (1)～(9) （略） <u>主 査（排出指導等）</u> <u>(1) 不適正排出事業者及び不法投棄者の</u>	② 組織の分掌事務は、次のとおりとする。 事 務 係 (1)～(5) （略） (6) 一般廃棄物の減量化及び資源化事業の実施に関すること（熱田の事業所に限る。）。 (7)・(8) （略） （略） 業 務 係 (1)～(9) （略）

<u>調査及び指導に関すること。</u> (2) <u>一般廃棄物の処理に関する指導（住居等の堆積物による不良な状態の解消に係るものを含む。）及び市民啓発に関すること。</u> (3) <u>事業用大規模建築物の所有者等に対するごみの資源化及び適正処理指導に関すること。</u> (4) <u>作業用自動車の運転及び管理並びに事故の処理に関すること。</u> (5) <u>ごみの散乱防止及び路上禁煙に関すること。</u> ③・④ （略） ⑤ <u>主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</u>	③・④ （略）

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市処分場処務規程（昭和47年名古屋市達第35号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 処分場にその事務を処理するため 次の組織を置く。 （略） 整 備 係	第 3 条 処分場にその事務を処理するため 次の組織を置く。 （略） 整 備 係 <u>主 査(1)</u>
2 係の分掌事務 <u>及び主幹</u> の分担事項は、 次のとおりとする。 （略） 整 備 係 (1)・(2) （略）	2 係の分掌事務 <u>並びに主幹及び主査</u> の分 担事項は、次のとおりとする。 （略） 整 備 係 (1)・(2) （略） <u>主 査（浸出水処理施設等改築）</u> <u>(1) 浸出水処理施設等の改築工事の設計</u> <u>及び施工に関すること。</u>
3 ～ 5 （略）	3 ～ 5 （略） <u>6 主査は、上司の命を受けて分担事項を</u> <u>処理する。</u>

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第16号

環 境 局
富 田 工 場
南 陽 工 場
五 条 川 工 場

名古屋市環境局工場処務規程（昭和45年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 この規程において、名古屋市環境局工場（以下「工場」という。）とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) <u>南陽工場</u> (3)・(4) (略) 2 (略) 第3条 工場に業務を処理するため次の組織を置く。 (略) 整 備 係 主 査(1) <u>(南陽工場及び五条川工場に限る。)</u> (略) 運転第四係 <u>(大江破碎工場及び五条川工場を除く。)</u> 2 係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 (略) 整 備 係	第1条 この規程において、名古屋市環境局工場（以下「工場」という。）とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) <u>富田工場</u> (3)・(4) (略) 2 (略) 第3条 工場に業務を処理するため次の組織を置く。 (略) 整 備 係 (略) 運転第四係 <u>(猪子石工場に限る。)</u> 2 係の分掌事務は、次のとおりとする。 (略) 整 備 係

(1)～(4) (略) (5) 運転委託の監理に関すること（五条川工場に限る。）。 <u>主 査（設備保全）（南陽工場に限る。）</u> <u>(1) 設備の保全に関すること。</u> <u>主 査（設備改修）（五条川工場に限る。）</u> <u>(1) 灰溶融炉設備の廃止に伴う設備の改修に関すること。</u> (略) 3・4 (略) <u>5 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</u>	(1)～(4) (略) (5) 運転委託の監理に関すること（<u>富田工場及び五条川工場</u>に限る。）。 (略) 3・4 (略)

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

健康福祉局
食品衛生検査所

名古屋市食品衛生検査所処務規程（昭和43年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 検査所に次の組織を置く。 （略） 主 査(1) 2 係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 微生物検査係 理化学検査係 (1)～(4) （略） (5) <u>食の安全・安心の学習等に係る企画及び調整に関すること。</u> (6) <u>輸入食品及び市外で製造された食品等のうち市長が別に定めるものに係る食品衛生及び食品表示法による食品表示に関すること（理化学検査係に限る。）。</u> (7) （略） 主 査（食品安全学習等） (1) <u>食の安全・安心の学習等に係る企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>輸入食品及び市外で製造された食品等のうち市長が別に定めるものに係る</u>	第3条 検査所に次の組織を置く。 （略） <u>広域監視係</u> 2 係の分掌事務は、次のとおりとする。 微生物検査係 理化学検査係 (1)～(4) （略） (5) （略）

<u>食品衛生及び食品表示法による食品表示に関すること。</u> 3・4 (略) <u>5 主査は、上司の命を受け、分担事項を処理する。</u> <u>6</u> (略)	<u>広域監視係</u> <u>(1) 所長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。</u> 3・4 (略) <u>5</u> (略)

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

健康福祉局
衛生研究所

名古屋市衛生研究所処務規程（昭和25年名古屋市達第39号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第2条 研究所に所長、副所長、 <u>事務長</u> その他必要な職員を置く。	第2条 研究所に所長、副所長その他必要な職員を置く。
第3条 （略）	第3条 （略）
②・③ （略）	<u>2・3</u> （略）
④ <u>事務長は、上司の命を受け、研究所の事務を処理し、事務係に所属する職員を指揮監督する。</u>	
第4条 研究所の所務を処理するため、次の組織を置く。	第4条 研究所の所務を処理するため、次の組織を置く。
<u>事務係</u>	<u>管理課</u>
	<u>管理係</u>
	<u>主幹(1)</u>
	<u>業務課</u>
	<u>事業係</u>
	<u>主査(2)</u>
疫学情報部	疫学情報部
<u>主査(2)</u>	<u>主査(2)</u>
(略)	(略)
第5条 部及び係の分掌事務は、次のとおりとする。	第5条 部、 <u>課</u> 及び係の分掌事務は、次のとおりとする。
<u>事務係</u>	<u>管理課</u>
	<u>管理係</u>

(1)～(3) (略) (4) 他部の主管に属しないこと。 疫学情報部 (1)・(2) (略) (3) <u>感染症、食中毒等に係る疫学調査</u>に関すること。 (4) <u>感染症対策に関すること。</u> (5) <u>食品衛生検査の業務管理</u>（研究所の所管に係るものに限る。）に関すること。 (6)・(7) (略) (略) 2 主査の分担事項は、次のとおりとする。 疫学情報部 <u>主 査（情報管理）</u> (1)・(2) (略) <u>主 査（疫学調査）</u> (1) <u>感染症、食中毒等に係る疫学調査</u>に関すること。 (2) <u>感染症対策に関すること。</u> 第7条 部に部長、係に係長を置く。 ② 部長及び係長は上司の命を受け、所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	(1)～(3) (略) (4) 他部課の主管に属しないこと。 <u>業 務 課</u> <u>事 業 係</u> (1) <u>ねずみ族、昆虫等の情報の普及啓発等に関すること。</u> 疫学情報部 (1)・(2) (略) (3) <u>感染症に係る調査研究</u>に関すること。 (4) <u>感染症の予防及び食品衛生に係る検査の業務管理</u>（研究所の所管に係るものに限る。）に関すること。 (5)・(6) (略) (略) 2 <u>主幹及び主査</u>の分担事項は、次のとおりとする。 <u>主 幹（精度管理）</u> (1) <u>感染症の予防及び食品衛生に係る検査の業務管理</u>（研究所の所管に係るものに限る。）に関すること。 <u>業 務 課</u> <u>主 査（感染症対策）</u> (1) <u>所長の指定する感染症対策に関すること。</u> <u>主 査（感染症予防の推進）</u> (1) <u>ねずみ族、昆虫等の情報の普及啓発等に関すること。</u> 疫学情報部 <u>主 査（情報管理）</u> (1)・(2) (略) <u>主 査（疫学調査）</u> (1) <u>感染症に係る調査研究</u>に関すること。 第7条 部に部長、課に課長、係に係長を置く。 2 <u>部長、課長及び係長</u>は上司の命を受け、所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>主幹は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の係</u>

③ (略)	<u>長その他の職員を指揮監督する。</u> <u>4</u> (略)

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第19号

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 主査(1) 健康増進課 (略) 地域看護係 主査(1) (略) 食品衛生課 (略) 食の安全対策係 主査(1) (略) 生活衛生センター 庶務係 感染症対策係 生活環境係	第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 主査(3) 健康増進課 (略) 地域看護係 精神保健係 主幹(1) (略) 食品衛生課 (略) 食の安全対策係 (略)

<u>主 幹(1)</u>	<u>感染症対策・調査センター</u> <u>管 理 課</u> <u>管 理 係</u> <u>業 務 課</u> <u>事 業 係</u> <u>主 査(2)</u> <u>疫学情報部</u> <u>主 査(2)</u> <u>食品衛生検査所</u> <u>広域監視係</u>
(略) <u>障害福祉部</u> <u>障害企画課</u> <u>精神保健福祉係</u> <u>主 幹(1)</u>	(略)
(略) 保健センター	(略) 保健センター
(略) 健康安全課（千種、中村、中及び南 の保健センターを除く。）	(略) 健康安全課（千種、中村、中及び南 の保健センターを除く。）
(略) 主 幹(1)（東、熱田及び天白 の保健センターに限る。） 保健予防課 保健感染症係 <u>主 査(5)（港及び緑の保健 センターに限る。）</u> <u>主 査(4)（北、西、中村、 瑞穂、中川、南 及び守山の保健 センターに限る。）</u> 主 査(3)（千種、中、昭和 及び名東の保健 センターに限る。） 主 査(2)（東、熱田及び天 白の保健センタ ーに限る。）	(略) 主 幹(1)（東、昭和、熱田及 び天白の保健セン ターに限る。） 保健予防課 保健感染症係 主 査(3)（東、昭和、熱田 及び天白の保健 センターを除く。） 主 査(2)（東、昭和、熱田 及び天白の保健 センターに限

主 幹(1) (<u>中村及び南の保健センターに限る。</u>) 第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 (1)～(4) (略) 主 査 (<u>結核対策等</u>) (1) <u>結核対策に係る企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>保健所長の指定する感染症対策に関すること。</u> 健康増進課 (略) 地域看護係 (1)～(3) (略) 主 査 (<u>難病対策</u>) (1) <u>難病患者の保健に係る企画及び調整に関すること。</u> (略) 食品衛生課 (略) 食の安全対策係 (1)～(5) (略) 主 査 (<u>食品表示</u>) (1) <u>食品表示に係る企画及び調整に関すること。</u> (略)	る。) 主 幹(1) (<u>南の保健センターに限る。</u>) 第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 (1)～(4) (略) 主 査 (<u>特定感染症等対策</u> (2)) (1) <u>特定感染症等の対策に関すること。</u> 主 査 (<u>感染症予防等</u>) (1) <u>保健所長の指定する感染症予防等に関すること。</u> 健康増進課 (略) 地域看護係 (1)～(3) (略) 精神保健係 (1) <u>精神保健に係る企画及び調整に関すること。</u> 主 幹 (<u>精神保健・いのちの支援</u>) (1) <u>保健所長の指定する精神保健に係る企画及び調整に関すること。</u> (略) 食品衛生課 (略) 食の安全対策係 (1)～(5) (略) (略)

生活衛生センター

庶務係

- (1) 生活衛生センターに係る文書の収受、発送及び公印の管守並びに物品等の管理に関すること。
- (2) 関係機関との協議、連絡等に関すること。
- (3) 生活衛生センター内他係の主管に属しないこと。

感染症対策係

- (1) 感染症患者の移送に関すること。
- (2) 感染症の病原体に汚染された場所、物件等の消毒に関すること。
- (3) 感染症対策に係る調査、検体搬送等に関すること。
- (4) 浸水時の消毒等の実施に関すること。

生活環境係

- (1) ねずみ族、昆虫等の駆除、調査及び指導に関すること（感染症対策係の主管に属するものを除く。）。

主 幹（感染症）

- (1) 感染症患者の移送等に関すること。

感染症対策・調査センター

管 理 課

管 理 係

- (1) 感染症対策・調査センターに係る文書の収受、発送及び公印の管守並びに物品等の管理に関すること。
- (2) 感染症対策・調査センター内他部課の主管に属しないこと。

業 務 課

事 業 係

- (1) 感染症対策に係る調査、検体搬送等に関すること。
- (2) 感染症の病原体に汚染された場所、物件等の消毒に関すること。
- (3) 浸水時の消毒等の実施に関すること。
- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除、調査及び指導に関すること。

主 査（感染症対策）

- (1) 感染症患者の移送等に関すること。

(略)

障害福祉部

障害企画課

精神保健福祉係

(1) 精神保健に係る企画及び調整に関すること。

主 幹（精神保健福祉）

(1) 保健所長の指定する精神保健に係る企画及び調整に関すること。

(略)

保健センター

保健管理課

企画管理係

(1)～(12) (略)

(13) 浸水時の消毒に関すること（生活衛生センターの主管に属するものを除く。）。

(14) (略)

(15) 食品表示法による食品表示に関すること（保健予防課の主管に属するものを除く。）。

主 査（感染症予防の推進）

(1) 感染症予防の推進に関すること。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除及び指導に関すること。

疫学情報部

主 査（情報管理）

(1) 保健所長の指定する疫学情報の管理に関すること。

主 査（疫学調査）

(1) 感染症、食中毒等に係る疫学調査に関すること。

食品衛生検査所

広域監視係

(1) 食品販売施設における食品衛生に関すること。

(2) 食品取扱施設における食品表示法による食品表示に関すること。

(3) 輸入食品及び市外で製造された食品等のうち市長が別に定めるものに係る食品衛生に関すること。

(4) 食の安全・安心の学習及び情報の提供に関すること。

(略)

(略)

保健センター

保健管理課

企画管理係

(1)～(12) (略)

(13) 浸水時の消毒に関すること（感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。）。

(14) (略)

(15) 食品表示法による食品表示に関すること（食品衛生検査所及び保健予防課の主管に属するものを除く。）。

(16)～(20) (略)
(略)

主 幹 (健康安全)

(1)・(2) (略)

(3) 食品表示法による食品表示に関する
こと (保健予防課の主管に属するもの
を除く。)

(4)～(7) (略)

環境薬務室

(略)

主 査 (住居衛生・薬務) (南の保健センターを
除く。)

(1)～(6) (略)

(7) 消毒に関すること (生活衛生センタ
ー及び保健管理課の主管に属するもの
を除く。)

(8)～(10) (略)

(略)

主 査 (住居衛生) (南の保
健 セ ン タ ー に 限
る。)

(1)・(2) (略)

(3) 消毒に関すること (生活衛生センタ
ー及び保健管理課の主管に属するもの
を除く。)

(4)～(6) (略)

健康安全課

企画管理係

(1)～(14) (略)

(15) 食品表示法による食品表示に関す
ること (保健予防課の主管に属するもの
を除く。)

(16)～(28) (略)

(29) 消毒に関すること (生活衛生セン
ターの主管に属するものを除く。)

(30)～(33) (略)

(略)

保健予防課

保健感染症係

(1)～(4) (略)

(16)～(20) (略)
(略)

主 幹 (健康安全)

(1)・(2) (略)

(3) 食品表示法による食品表示に関する
こと (食品衛生検査所及び保健予防課
の主管に属するものを除く。)

(4)～(7) (略)

環境薬務室

(略)

主 査 (住居衛生・薬務) (南の保健センターを
除く。)

(1)～(6) (略)

(7) 消毒に関すること (感染症対策・調
査センター及び保健管理課の主管に属
するものを除く。)

(8)～(10) (略)

(略)

主 査 (住居衛生) (南の保
健 セ ン タ ー に 限
る。)

(1)・(2) (略)

(3) 消毒に関すること (感染症対策・調
査センター及び保健管理課の主管に属
するものを除く。)

(4)～(6) (略)

健康安全課

企画管理係

(1)～(14) (略)

(15) 食品表示法による食品表示に関す
ること (食品衛生検査所及び保健予防
課の主管に属するものを除く。)

(16)～(28) (略)

(29) 消毒に関すること (感染症対策・
調査センターの主管に属するものを除
く。)

(30)～(33) (略)

(略)

保健予防課

保健感染症係

(1)～(4) (略)

(5) 保健所長の指定する食品表示法によ

(5)～(14) (略)

主 査 (医務) (東、熱田及び天白の保健センターを除く。)

(1) (略)

主 査 (感染症対策等)

(1) 保健感染症係の分掌事務中第5号、第8号及び第11号に掲げること。

(2) 保健感染症係の分掌事務中第6号及び第12号に掲げること (千種、中村、中及び南の保健センターに限る。)

(3) (略)

主 査 (保健看護)

(1) 保健感染症係の分掌事務中第13号及び第14号に掲げること。

主 査 (精神障害者福祉・難病対策等) (中村、瑞穂、港、南及び緑の保健センターに限る。)

(1) 保健所長の指定する医療社会事業に関すること。

主 査 (分室業務に係る調整) (北、西、中川、港、守山及び緑の保健センターに限る。)

(1) 保健センター分室における業務の調整に関すること。

(略)

2 部に部長、保健センターに保健センター所長、課に課長、室に室長、生活衛生センターに生活衛生センター所長、動物愛護センターに動物愛護センター所長、係に係長を置く。

3 部長、保健センター所長、課長、室長、生活衛生センター所長、動物愛護センター所長及び係長は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4・5 (略)

る食品表示に関すること。

(6)～(15) (略)

主 査 (医務) (東、昭和、熱田及び天白の保健センターを除く。)

(1) (略)

主 査 (感染症対策等)

(1) 保健感染症係の分掌事務中第6号、第9号及び第12号に掲げること。

(2) 保健感染症係の分掌事務中第7号及び第13号に掲げること (千種、中村、中及び南の保健センターに限る。)

(3) (略)

主 査 (保健看護)

(1) 保健感染症係の分掌事務中第14号及び第15号に掲げること。

(略)

2 部に部長、保健センターに保健センター所長、課に課長、室に室長、感染症対策・調査センターに感染症対策・調査センター所長、食品衛生検査所に食品衛生検査所長、動物愛護センターに動物愛護センター所長、係に係長を置く。

3 部長、保健センター所長、課長、室長、感染症対策・調査センター所長、食品衛生検査所長、動物愛護センター所長及び係長は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4・5 (略)

6 <u>生活衛生センター</u>所長は、特別又は緊急の必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、所属職員に事務を処理させることができる。	6 <u>感染症対策・調査センター</u>所長は、特別又は緊急の必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、所属職員に事務を処理させることができる。
7 (略)	7 <u>食品衛生検査所</u>長は、特別の必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、所属職員に事務を処理させることができる。
第5条 (略)	8 (略)
2 (略)	第5条 (略)
3 前条に規定する職（保健センター所長を除く。）及びその補助組織には、健康福祉局<u>障害福祉部</u>及び健康部、子ども青少年局子育て支援部並びに区役所保健福祉センターにおいて同一の名称の職にある者及びその補助組織をもって充てる。	2 (略)
第6条 (略)	3 <u>感染症対策・調査センター</u>所長は、健康福祉局衛生研究所業務課長の職にある者をもって充てる。
2・3 (略)	4 前条に規定する職（保健センター所長及び<u>感染症対策・調査センター</u>所長を除く。）及びその補助組織には、健康福祉局健康部及び衛生研究所、子ども青少年局子育て支援部並びに区役所保健福祉センターにおいて同一の名称の職にある者及びその補助組織をもって充てる。
4 第1項の表の左欄に掲げる区の保健センター環境薬務室の職員は、同表の右欄に掲げる区の保健センター所長の権限に属する事務のうち、それぞれ第4条第1項健康安全課企画管理係の分掌事務第20号から第32号までに規定する事務（住居の衛生に係る相談等、浸水時の消毒（<u>生活衛生センター</u>の主管に属するものを除く。）及び改葬許可を除く。）を補助執行するものとする。	第6条 (略)
5・6 (略)	2・3 (略)
	4 第1項の表の左欄に掲げる区の保健センター環境薬務室の職員は、同表の右欄に掲げる区の保健センター所長の権限に属する事務のうち、それぞれ第4条第1項健康安全課企画管理係の分掌事務第20号から第32号までに規定する事務（住居の衛生に係る相談等、浸水時の消毒（<u>感染症対策・調査センター</u>の主管に属するものを除く。）及び改葬許可を除く。）を補助執行するものとする。
	5・6 (略)

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

健 康 福 祉 局
精神保健福祉センター

名古屋市精神保健福祉センター処務規程（平成12年名古屋市達第81号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） 2 センターに所長その他必要な職員を置く。 第2条 センターに次の組織を置く。 （略） <u>支 援 係</u> 主 査(1) 2 係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 管 理 係 (1)・(2) （略） (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものの実施に関する<u>こと（支援係の主管に属するものを除く。）</u>。 (4) （略） (5) <u>精神医療審査会に関すること。</u> (6)・(7) （略） (8) <u>他係の主管に属しないこと。</u>	第1条 （略） 2 センターに所長、<u>副所長</u>その他必要な職員を置く。 第2条 センターに次の組織を置く。 （略） 主 査(2) 2 係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 管 理 係 (1)・(2) （略） (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものの実施に関する<u>こと。</u> (4) （略） (5) <u>精神保健及び精神障害者の福祉に関する人材育成に関すること。</u> (6)・(7) （略） (8) <u>回復途上にある精神障害者の社会的自立を目標とする指導及び援助に関すること。</u>

<u>支 援 係</u> <u>(1) 回復途上にある精神障害者の社会的自立を目標とする指導及び援助に関すること。</u> <u>(2) 前号の事業に係る診療に関すること。</u> <u>(3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する人材育成に関すること。</u> <u>(4) 地域精神保健福祉の推進に係る支援に関すること。</u> (略) 3 (略) 第3条 (略) <u>2・3</u> (略)	<u>(9) 前号の事業に係る診療に関すること。</u> <u>(10) 地域精神保健福祉の推進に係る支援に関すること。</u> <u>(11) 精神医療審査会に関すること。</u> <u>主 査 (支援)</u> <u>(1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものの実施に関すること。</u> <u>(2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する人材育成に関すること。</u> <u>(3) 回復途上にある精神障害者の社会的自立を目標とする指導及び援助に関すること。</u> <u>(4) 前号の事業に係る診療に関すること。</u> <u>(5) 地域精神保健福祉の推進に係る支援に関すること。</u> (略) 3 (略) 第3条 (略) <u>2 副所長は、所長を補佐するとともに、その命を受けてセンターの事務を掌理する。</u> <u>3 所長に事故があるときは、副所長がその職務を代理する。</u> <u>4・5</u> (略)

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

健康福祉局
厚生院

名古屋市厚生院処務規程（昭和28年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条（略） 2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 附属病院 第一診療科 第二診療科 第三診療科 第四診療科 （1）入所者の診療（第一診療科にあつては内科、眼科及び耳鼻いんこう科に係る診療、第二診療科にあつては内科、泌尿器科、婦人科及び放射線科に係る診療、第三診療科にあつては内科、整形外科及び皮膚科に係る診療、第四診療科にあつては内科、 <u>神経内科</u> 、外科、精神科及び歯科に係る診療）に関すること。 （2）～（5）（略） （略）	第3条（略） 2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 附属病院 第一診療科 第二診療科 第三診療科 第四診療科 （1）入所者の診療（第一診療科にあつては内科、眼科及び耳鼻咽喉科に係る診療、第二診療科にあつては内科、泌尿器科、婦人科及び放射線科に係る診療、第三診療科にあつては内科、整形外科及び皮膚科に係る診療、第四診療科にあつては内科、 <u>脳神経内科</u> 、外科、精神科及び歯科に係る診療）に関すること。 （2）～（5）（略） （略）

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

子ども青少年局
児童福祉センター

名古屋市児童福祉センター処務規程（昭和46年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 センターに次の組織を置く。 管 理 課 事務管理係 主 幹(6) 主 査(3) (略) 中央療育センター 主 幹(2) 診療相談係 (略) くすのき学園 2 (略) 3 第 1 項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 事務管理係 (略) 主 幹（診療支援）(6) (1) (略) 主 査（診療支援）(3)	第 3 条 センターに次の組織を置く。 管 理 課 事務管理係 主 幹(5) 主 査(4) (略) 中央療育センター 診療相談係 主 幹(1) (略) くすのき学園 主 幹(1) 2 (略) 3 第 1 項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 事務管理係 (略) 主 幹（診療支援）(5) (1) (略) 主 査（診療支援）(4)

(1) (略) (略) 中央療育センター 主 幹 (診療) (1) 中央療育センターの診療に関する<u>こと。</u> (2) 中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導に関する<u>こと。</u> 主 幹 (医学的指導) (1) 中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導に関する<u>こと。</u> 診療相談係 (1)～(5) (略) 主 査 (作業療法指導) (1) 作業療法業務の指導に関する<u>こと。</u>	(1) (略) (略) 中央療育センター
主 査 (診療) (1)・(2) (略) (略) くすのき学園 (1)・(2) (略)	診療相談係 (1)～(5) (略)
主 査 (診療) (1) 中央療育センターの診療に関する<u>こと。</u> (2) 中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導に関する<u>こと。</u> 主 査 (診療) (2) (1)・(2) (略) (略) くすのき学園 (1)・(2) (略) 主 幹 (児童心理治療) (1) くすのき学園長の指定する児童に係る医学的治療及び指導に関する<u>こと。</u>	主 幹 (診療) (1) 中央療育センターの診療に関する<u>こと。</u> (2) 中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導に関する<u>こと。</u> 主 査 (診療) (2) (1)・(2) (略) (略) くすのき学園 (1)・(2) (略) 主 幹 (児童心理治療) (1) くすのき学園長の指定する児童に係る医学的治療及び指導に関する<u>こと。</u>
第4条 中央児童相談所に中央児童相談所長、中央療育センターに中央療育センター所長及び中央療育センター副所長、課に課長、発達障害者支援センターに発達障害者支援センター所長、学園に園長及び副園長（くすのき学園に限る。以下同じ。）、係に係長を置く。 2 中央児童相談所長、中央療育センター所長、課長、中央療育センター副所長、発達障害者支援センター所長、園長、副園長及び係長は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督す	第4条 中央児童相談所に中央児童相談所長、中央療育センターに中央療育センター所長及び中央療育センター副所長、課に課長、発達障害者支援センターに発達障害者支援センター所長、学園に園長、係に係長を置く。 2 中央児童相談所長、中央療育センター所長、課長、中央療育センター副所長、発達障害者支援センター所長、園長及び係長は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

る。 3 (略)	3 (略)

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

緑政土木局
東山総合公園

名古屋市東山総合公園処務規程（昭和43年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第4条 前条の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 管 理 係 (1)～(3) (略) (4) 東山公園展望塔及び東山公園テニスコートに関すること。 (5)～(7) (略) (略)	第4条 前条の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 管 理 係 (1)～(3) (略) (4) 東山公園展望塔に関すること。 (5)～(7) (略) (略)

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市達第24号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市副市長担任事務規程（平成19年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（担任事務） 第 2 条 副市長は、次の区分により事務を担任する。 堀場副市長 （略） <u>市民経済局</u> <u>環 境 局</u> 住宅都市局 （略） 伊東副市長 （略） 財 政 局 健康福祉局 <u>子ども青少年局</u> <u>緑政土木局</u> （略）	（担任事務） 第 2 条 副市長は、次の区分により事務を担任する。 堀場副市長 （略） <u>経 済 局</u> 住宅都市局 <u>緑政土木局</u> <u>上下水道局</u> （略） 伊東副市長 （略） 財 政 局 <u>スポーツ市民局</u> <u>環 境 局</u> 健康福祉局 <u>交 通 局</u> （略）

廣澤副市長 観光文化交流局 <u>上下水道局</u> <u>交 通 局</u> (略) 第3条 前条の規定にかかわらず、女性の活躍推進に関する事務は伊東副市長が、<u>観光、文化、経済及びまちづくりに関する事務のうち市長が指定する事務、子ども及び親の支援に関する事務並びにICTの活用に関する事務</u>は廣澤副市長が担任する。 2 (略)	廣澤副市長 観光文化交流局 <u>子ども青少年局</u> (略) 第3条 前条の規定にかかわらず、<u>防災危機管理に関する事務及びまちづくりに関する事務及び女性の活躍推進に関する事務</u>は堀場副市長が、市民生活に関する事務は伊東副市長が、<u>子ども及び親の支援に関する事務、観光、文化、経済及びまちづくりに関する事務のうち市長が指定する事務並びにICTの活用に関する事務</u>は廣澤副市長が担任する。 2 (略)

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（用語の定義） 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 部長 第1号の局及び室に属する部（<u>市民経済局</u>人権施策推進室を含む。）<u>並びに担当部</u>の長並びにこれに相当する職にある者をいう。 (4) 課長 第1号の局及び室に属する課（<u>局、部及び担当部</u>に属する室（<u>市民経済局</u>人権施策推進室を除く。）を含む。）の長並びにこれに相当する職にある者をいう。 (5) （略） （教育次長の代決権限事項） 第13条 地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会事務局教育次長（以下「教育次長」という。）は、市長の権限に属する事務のうち次に掲げる事項を補助執行するものとする。 (1)～(6) （略） (7) <u>瑞穂公園における都市計画法第59条第1項の規定による認可を受けた都市</u>	（用語の定義） 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 部長 第1号の局及び室に属する部（<u>スポーツ市民局</u>人権施策推進室を含む。）の長並びにこれに相当する職にある者をいう。 (4) 課長 第1号の局及び室に属する課（<u>局及び部</u>に属する室（<u>スポーツ市民局</u>人権施策推進室を除く。）を含む。）の長並びにこれに相当する職にある者をいう。 (5) （略） （教育次長の代決権限事項） 第13条 地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会事務局教育次長（以下「教育次長」という。）は、市長の権限に属する事務のうち次に掲げる事項を補助執行するものとする。 (1)～(6) （略）

計画事業の施行に関すること。

(8) 瑞穂公園内における公園施設の設置及び管理の許可並びに瑞穂公園の占用の許可に関すること。

(9) 前号に定めるもののほか、瑞穂公園（有料公園施設を除く。）の管理に関すること。

(10) 瑞穂公園に係る都市公園を設置すべき区域の決定に関すること。

(11)～(13) (略)

2～4 (略)

(市民経済局長の代決権限事項)

第15条の5 市民経済局長は、区長の権限に属する事務のうち戸籍電算システムに関する事項を補助執行するものとする。

2 別表第1中局長、監、部長及び課長の代決権限事項は、市民経済局長の前項の規定に基づく事務の執行について準用する。

別表第1（局長等の共通代決権限事項）
人事・服務関係

	局長	監	部長	課長
1	(略)		(略)	

(7)～(9) (略)

2～4 (略)

(スポーツ市民局長の代決権限事項)

第15条の5 スポーツ市民局長は、区長の権限に属する事務のうち戸籍電算システムに関する事項を補助執行するものとする。

2 別表第1中局長、監、部長及び課長の代決権限事項は、スポーツ市民局長の前項の規定に基づく事務の執行について準用する。

第15条の6 地方自治法第180条の7の規定に基づき、スポーツ市民局長は、教育委員会の権限に属する事務のうち中学校施設のスポーツ開放に関する事項を補助執行するものとする。

2 教育長等専決規則の規定に基づく教育長の専決事項は、スポーツ市民局長の行う前項の規定に基づく事務の執行について準用する。

3 別表第1中部長及び課長の代決権限事項は、スポーツ市民局の部長及び課長の第1項の規定に基づく事務の執行について準用する。

別表第1（局長等の共通代決権限事項）
人事・服務関係

	局長	監	部長	課長
1	(略)		(略)	<u>職員（臨時任用職員及び会計年度任用職員</u>

									に 限 る。) の任免 に關す ること。 ただし、 臨時的 任用職 員の任 用につ いては 人事課 長に合 議しな ければ ならな い。(各 局人事 主管課 長)
2			(略)		2		(略)		職員 (臨時 的任用 職員及 び会計 年度任 用職員 に 限 る。) の給与 に關す ること。 (各局 人事主 管課長)
(略)					(略)				
5	名古屋 市非常 勤の職 員の報 酬及び 費用弁 償に				5	名古屋 市非常 勤の職 員の報 酬、費 用弁償 及び			

	<u>関する</u> <u>条例別</u> <u>表第 3</u> <u>に掲げ</u> <u>る職員</u> <u>の就業</u> <u>規則に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u>					<u>期末手</u> <u>当に関</u> <u>する条</u> <u>例別表</u> <u>第 3 に</u> <u>掲げる</u> <u>職員の</u> <u>就業に</u> <u>関する</u> <u>定め</u> <u>に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u>				
<u>6</u>				<u>臨時</u> <u>的任用</u> <u>職員の</u> <u>任用に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u> <u>ただし、</u> <u>2月を</u> <u>超える</u> <u>期間で</u> <u>任用す</u> <u>る場合</u> <u>にあつ</u> <u>ては人</u> <u>事課長</u> <u>に合議</u> <u>しなけ</u> <u>ればな</u> <u>らない。</u> <u>(各局</u> <u>人事主</u> <u>管課長)</u>	<u>6</u>	<u>会計</u> <u>年度任</u> <u>用職員</u> <u>の就業</u> <u>に</u> <u>関す</u> <u>る定め</u> <u>に</u> <u>関す</u> <u>ること。</u>				
<u>7</u>	<u>臨時</u> <u>的任用</u> <u>職員の</u> <u>就業規</u> <u>則に</u> <u>関す</u> <u>ること。</u> <u>(</u> <u>総務局</u> <u>長)</u>									

<u>8</u> ～ <u>20</u>	(略)			
<u>21</u>			職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号及び第2号並びに職務に専念する義務の免除基準に関する規則第2条第2号、第5号、第6号及び第18号から第21号までの規定による範囲、日数等の運用基準の決定に関すること。 (総務局主管部長)	
<u>22</u> ・ <u>二</u>	(略)			

<u>7</u> ～ <u>19</u>	(略)			
<u>20</u>			職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号及び第2号並びに職務に専念する義務の免除基準に関する規則第2条第1号、第5号、第6号及び第18号から第21号までの規定による範囲、日数等の運用基準の決定に関すること。 (総務局主管部長)	
<u>21</u> ・ <u>二</u>	(略)			

<u>23</u>		<u>22</u>	
<u>24</u>	(略)	<u>23</u>	(略)
		<u>24</u>	局長及び所属員（監、部長及びこれらの者の所属員を除く。）の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又 監及び所属員（部長及び部長の所属員を除く。）の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又 部長及び所属員（課長に限る。）の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の決定に関する 所属員の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の決定に関する

						は休憩時間の割振りの決定に関する <u>こと。</u>	割振りの決定に関する <u>こと。</u>		
(略)					(略)				
28	監及び所属員（監の所属員を除く。）の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに局長及び所属員（監及び部長の所属員を除く。）の部分休業の承認に関する <u>こと。</u>	所属員の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに監及び所属員（部長の所属員を除く。）の部分休業の承認に関する <u>こと。</u>	(略)	(略)	28	監及び所属員（監の所属員及び <u>会計年度任用職員</u> を除く。）の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに局長及び所属員（監及び部長の所属員を除く。）の部分休業の承認に関する <u>こと。</u>	所属員（ <u>会計年度任用職員</u> を除く。）の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに監及び所属員（部長の所属員を除く。）の部分休業の承認に関する <u>こと。</u>	(略)	(略)
					29				<u>会計年度任用職員</u> の育児休業及

									<u>び介護 休暇の 承認に 関する こと。 (各局 人事主 管課長)</u>	
<u>29</u>	(略)					<u>30</u>	(略)			
<u>30</u>		<u>部長 に關す る身分 証明に 關する こと。</u>	<u>課長 及び係 長相当 の公所 長に關 する身 分証明 に關す ること。</u>	<u>所属 員に關 する身 分証明 に關す ること。</u>		<u>31</u>			<u>職員 に關す る身分 証明に 關する こと。 (各局 人事主 管課長)</u>	
<u>31</u>				職員 (第1 号局長 の欄の 職員(退 職者を 含む。) 及び区 役所に 属する 労務職 の職員 (退職 者を含 む。)) を除く。 (退職 者を含 む。)) に關す る各種 証明(名 古屋		<u>32</u>			職員 (第1 号局長 の欄の 職員(退 職者を 含む。)) 同号課 長の欄 の職員 (退職 者を含 む。)) 及び区 役所に 属する 労務職 の職員 (退職 者を含 む。)) を除く。 (退職	

					市職員 共済組 合及び 公立学 校共済 組合提 出用の 履歴証 明を除 く。)に 関す るこ と。(総 務局 主管課 長)					者を含 む。)に 関す る各種 証明(名 古屋 市職員 共済組 合及び 公立学 校共済 組合提 出用の 履歴証 明を除 く。)に 関す ること。 (総務 局主管 課長)
	<u>32</u>				第1 号局長 の欄の 職員(退 職者を 含む。)に 関する 各種証 明(次号 に掲げ るもの を除く。)に 関すること。 (各局 人事主 管課長)		<u>33</u>			第1 号局長 の欄の 職員(退 職者を 含む。)及び同 号課長 の欄の 職員(退 職者を 含む。)に 関する 各種証 明(次号 に掲げ るもの を除く。)に 関す

									ること。 (各局 人事主 管課長)	
33	(略)					34	(略)			
34				扶養 親族の 認定、 住居手 当の支 給認定、 通勤手 当の決 定及び 改定、 単身赴 任手当 の支給 認定並 びに児 童手当 及び子 ども手 当の認 定、支 給の制 限、支 払の差 止め及 び不正 利得金 の徴収 の決定 に關す ること。 (各局 人事主 管課長)		35			扶養 親族の 認定、 住居手 当の支 給認定、 通勤手 当 <u>(こ れに相 当する 費用弁 償を含 む。)</u> の決定 及び改 定、単 身赴任 手当の 支給認 定並び に児童 手当及 び子ど も手当 の認定、 支給の 制限、 支払の 差止め 及び不 正利得 金の徴 収の決 定に關 すること。 (各局人 事主管	

財務関係				
	局長	監	部長	課長
(略)				
15		(略)	(略)	使用料の年額又は総額が60万円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。 (財政局及び緑政土木局主管課長)
(略)				
22	(略)			
23				<u>定例による職員の諸給与の支出決定に関する事。</u> (各局予算主管課長)
24				<u>臨時的任用職員及び非常勤の職員の給</u>

				課長)
財務関係				
	局長	監	部長	課長
(略)				
15		(略)	(略)	使用料の年額又は総額が60万円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。 (財政局、 <u>スポーツ市民局</u> 及び緑政土木局主管課長)
(略)				
22	(略)			
23				<u>職員及び非常勤の特別職の職員の給与</u>

				与その他の給付の支出決定に関する事 （各局 予算主 管課長）
<u>25</u> ～ <u>53</u>	(略)			

別表第 2（局長等の個別代決権限事項）

(略)			
<u>市民経 済局</u>	主管課 長	(略)	
		4	(略)

				その他の給付の支出決定に関する事 （各局 予算主 管課長）
<u>24</u> ～ <u>52</u>	(略)			

別表第 2（局長等の個別代決権限事項）

(略)			
<u>スポー ツ市民 局</u>	<u>局長</u>	<u>1</u>	<u>瑞穂公園における都市計画法第59条第1項の規定による認可を受けた都市計画事業の施行に関する事。</u>
		<u>2</u>	<u>瑞穂公園に係る都市公園を設置すべき区域の決定に関する事。</u>
	<u>主管部 長</u>	<u>1</u>	<u>瑞穂公園の占用又は使用の許可（定例的な占用又は使用の許可を除く。）及びこれらの許可に伴う占用料又は使用料の減免に関する事。</u>
	<u>主管課 長</u>	(略)	
		<u>4</u>	(略)
		<u>5</u>	<u>体育館（名古屋市体育館条例第5条の2に掲げるものに限る。）及びプール（名古屋市プール条例第3条に掲げるものに限る。）の使用料の減免に関するこ</u>

				<u>と。</u>					
				<u>20</u>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2による高額障害福祉サービス等給付費の支出決定（精神障害者等に係るものに限る。）に関する <u>こと。</u>				
				<u>21</u>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条による地域生活支援事業に係る支出決定（登録事業者及び精神障害者等に係るものに限る。）に関する <u>こと。</u>		<u>19</u>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条による地域生活支援事業に係る支出決定（登録事業者に係るものに限る。）に関する <u>こと。</u>	
				<u>22</u> <u>～</u> <u>68</u>	（略）		<u>20</u> <u>～</u> <u>66</u>	（略）	
	子ども	（略）				子ども	（略）		
	青少年	主管課	（略）			青少年	主管課	（略）	
	局	長	<u>18</u>	（略）		局	長	<u>18</u>	（略）
			<u>19</u>	児童福祉法第21条の5の12による高額障害児通所給付費の支出決定（精神障害児及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である児童に係るものに限る。）に <u>関</u>					

		すること。
	20 ～ 25	(略)
(略)		

別表第 3 (消防長等の個別代決権限事項)

(略)		
教育次長	1	<u>瑞穂公園の使用及び 占用にすること。た だし、瑞穂公園内にお ける公園施設の設置及 び管理の許可並びに瑞 穂公園の占用の許可の うち、大規模又は長期 のものについては緑政 土木局長に合議しなけ ればならない。</u>
	2	(略)
(略)		

別表第 6 (健康福祉局保健所長の権限に係る代決権限事項)

主管部長	(略)	
	3	(略)
	4	<u>墓地、埋葬等に関す る法律第 5 条による改 装の許可にすること。</u>
	5	<u>墓地、埋葬等に関す る法律第 8 条による改 装許可証の交付に関す ること。</u>
主管課長	(略)	
	3	(略)

	19 ～ 24	(略)
(略)		

別表第 3 (消防長等の個別代決権限事項)

(略)		
教育次長		
	1	(略)
(略)		

別表第 6 (健康福祉局保健所長の権限に係る代決権限事項)

主管部長	(略)	
	3	(略)
主管課長	(略)	
	3	(略)
	4	<u>墓地、埋葬等に関す る法律第 5 条による改 葬の許可にすること。</u>
	5	<u>墓地、埋葬等に関す る法律第 8 条による改 葬許可証の交付に関す ること。</u>

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

庁 中 一 般
区 役 所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前				改 正 後			
別表第 1（区役所共通代決権限事項） 人事・服務関係				別表第 1（区役所共通代決権限事項） 人事・服務関係			
	区長	部長	課長		区長	部長	課長
1	(略)			1	(略)		<u>職員（</u> <u>臨時的任</u> <u>用職員及</u> <u>び会計年</u> <u>度任用職</u> <u>員 に 限</u> <u>る。）の</u> <u>任免及び</u> <u>給与に関</u> <u>すること。</u> <u>ただし、</u> <u>臨時的任</u> <u>用職員の</u> <u>任用につ</u> <u>いては、</u> <u>人事課長</u> <u>に合議し</u> <u>なければ</u> <u>ならない。</u>

(略)			
<u>4</u>			<u>臨時的</u> <u>職員の任</u> <u>用に関す</u> <u>ること。</u> <u>ただし、</u> <u>2月を超</u> <u>える期間</u> <u>で任用す</u> <u>る場合に</u> <u>あつては、</u> <u>人事課長</u> <u>に合議し</u> <u>なければ</u> <u>ならない。</u> <u>(総務課</u> <u>長)</u>
(略)			
13	(略)		

			(総務課 長)
(略)			
<u>4</u>	<u>会計年</u> <u>度任用職</u> <u>員の就業</u> <u>に関する</u> <u>定めに関</u> <u>すること。</u>		
(略)			
13	(略)		
<u>14</u>	<u>区長の</u> <u>職員の勤</u> <u>務時間及</u> <u>び休暇に</u> <u>関する条</u> <u>例第5条</u> <u>又は職員</u> <u>の勤務時</u> <u>間及び休</u> <u>暇に関す</u> <u>る条例施</u> <u>行規則第</u> <u>1条第3</u> <u>項若しく</u> <u>は第4項</u> <u>の規定に</u> <u>よつて勤</u> <u>務時間等</u> <u>の特例が</u> <u>設けられ</u> <u>た場合に</u> <u>おける勤</u>	<u>部長及</u> <u>び所属の</u> <u>課長の職</u> <u>員の勤務</u> <u>時間及び</u> <u>休暇に関</u> <u>する条例</u> <u>第5条又</u> <u>は職員の</u> <u>勤務時間</u> <u>及び休暇</u> <u>に関する</u> <u>条例施行</u> <u>規則第1</u> <u>条第3項</u> <u>若しくは</u> <u>第4項の</u> <u>規定によ</u> <u>つて勤務</u> <u>時間等の</u> <u>特例が設</u> <u>けられた</u>	<u>所属員</u> <u>の職員の</u> <u>勤務時間</u> <u>及び休暇</u> <u>に関する</u> <u>条例第5</u> <u>条又は職</u> <u>員の勤務</u> <u>時間及び</u> <u>休暇に関</u> <u>する条例</u> <u>施行規則</u> <u>第1条第</u> <u>3項若し</u> <u>くは第4</u> <u>項の規定</u> <u>によつて</u> <u>勤務時間</u> <u>等の特例</u> <u>が設けら</u> <u>れた場合</u> <u>における</u>

					<u>勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関する</u> <u>こと。</u>	<u>場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関する</u> <u>こと。</u>	<u>勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関する</u> <u>こと。</u>
<u>14</u> ・ <u>15</u>	(略)				<u>15</u> ・ <u>16</u>	(略)	
<u>16</u>	所属員の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに区長の部分休業の承認に関すること。	(略)	(略)		<u>17</u>	所属員 (<u>会計年度任用職員を除く。</u>)の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに区長の部分休業の承認に関すること。	(略)
					<u>18</u>		<u>会計年度任用職員の育児休業及び介護休暇の承認に関する</u> <u>こと。(総務課長)</u>
<u>17</u>	(略)				<u>19</u>	(略)	
<u>18</u>	<u>部長に関する身分証明に関するこ</u>	<u>課長に関する身分証明に関するこ</u>	<u>所属員に関する身分証明に関するこ</u>		<u>20</u>		職員に関する身分証明に関するこ

	<u>と。</u>	<u>と。</u>	こと。				<u>と。（総務課長）</u>
<u>19</u>			扶養親族の認定、住居手当の支給決定、通勤手当の決定及び改定、単身赴任手当の支給認定並びに児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関すること。（総務課長）	<u>21</u>			扶養親族の認定、住居手当の支給決定、通勤手当（ <u>これに相当する費用弁償を含む。</u> ）の決定及び改定、単身赴任手当の支給認定並びに児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関すること。（総務課長）
<u>20</u>			所属の労務職の職員（退職者を含む。）に関する各種証明（次号に掲げるものを除く。）に関すること。（	<u>22</u>			所属の労務職の職員（退職者を含む。） <u>、</u> <u>臨時的任用職員（退職者を含む。）</u> 及び会計年度任用職員（退

			総務課長)
<u>21</u>	(略)		
財務関係			
	区長	部長	課長
(略)			
9	寄附の受納の決定に関する。ただし、区政課長（負担付きの寄附にあつては、 <u>市民経済局長</u> ）に合議しなければならない。	1件360万円以下の寄附の受納（負担付きの寄附を除く。）の受納の決定に関する。ただし、重要物品にあつては、区政課長に合議しなければならない。	
(略)			
事業執行関係			
	区長	部長	課長
(略)			
7	公有財産に係る用途決定、用途変更及び用途廃止並びに管理換		

			<u>職者を含む。）に関する各種証明（次号に掲げるものを除く。）に関すること。（総務課長）</u>
<u>23</u>	(略)		
財務関係			
	区長	部長	課長
(略)			
9	寄附の受納の決定に関する。ただし、区政課長（負担付きの寄附にあつては、 <u>スポーツ市民局長</u> ）に合議しなければならない。	1件360万円以下の寄附の受納（負担付きの寄附を除く。）の決定に関する。ただし、重要物品にあつては、区政課長に合議しなければならない。	
(略)			
事業執行関係			
	区長	部長	課長
(略)			
7	公有財産に係る用途決定、用途変更及び用途廃止並びに管理換		

	えに関する こと。 ただし、 <u>市民経済</u> <u>局長</u> 及び 財政局長 に合議し なければ ならない。		
(略)			

別表第 2 (個別代決権限事項)

(略)			
環境薬務 室長	(略)	17	愛知県事務処理特例 条例により本市が処理 することとされた同条 例別表第 6 <u>20の項</u> 第 1 号から第 6 号までに 掲げる法及び令に基づ く事務に関する事
	(略)	19	毒物及び劇物取締法 第 4 条第 4 項による登 録の更新に関する事
	(略)		
公害対策 室長	(略)	24	愛知県事務処理特例 条例により本市が処理 することとされた同条 例別表第 5 <u>9の項</u> 、 11の項及び13の項に掲 げる県民の生活環境の 保全等に関する条例及 び同条例の施行のため の愛知県規則に基づく 事務に関する事 (同 条例第10条、第19条第 1 項、第20条第 1 項、 第24条第 2 項、第31条 及び第34条第 1 項によ る命令並びに同条例第 102 条第 1 項による氏

	えに関する こと。 ただし、 <u>スポーツ</u> <u>市民局長</u> 及び財政 局長に合 議しなけ ればなら ない。		
(略)			

別表第 2 (個別代決権限事項)

(略)			
環境薬務 室長	(略)	17	愛知県事務処理特例 条例により本市が処理 することとされた同条 例別表第 6 <u>18の項</u> 第 1 号から第 6 号までに 掲げる法及び令に基づ く事務に関する事
	(略)	19	毒物及び劇物取締法 第 4 条第 3 項による登 録の更新に関する事
	(略)		
公害対策 室長	(略)	24	愛知県事務処理特例 条例により本市が処理 することとされた同条 例別表第 4 <u>9の項</u> 、 11の項及び13の項に掲 げる県民の生活環境の 保全等に関する条例及 び同条例の施行のため の愛知県規則に基づく 事務に関する事 (同 条例第10条、第19条第 1 項、第20条第 1 項、 第24条第 2 項、第31条 及び第34条第 1 項によ る命令並びに同条例第 102 条第 1 項による氏

		名等の公表に関するこ とを除く。) 。		名等の公表に関するこ とを除く。) 。
		(略)		(略)
保健予防 課長	1	<u>精神保健及び精神障 害者福祉に関する法律 第45条の2第1項によ る手帳の返還並びに同 法施行令第7条第2項 及び第4項による届出 の受理並びに第10条第 1項による申請の受理 に関すること。</u>		
	2	<u>障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 52条及び第54条による 自立支援医療費の支給 認定及び支給認定等（ 精神通院医療に係るも のに限る。）に関する こと（市外から転入し た者であつて、従前の 居住地において支給認 定を受けていたものに 係るものに限る。）。</u>		
	3	<u>障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 56条による支給認定の 変更（精神通院医療に 係るものに限る。）に 関すること（判定を要 するものを除く。）。</u>		
	4	<u>その他障害者の日常 生活及び社会生活を総 合的に支援するための 法律による自立支援医 療費の支給（精神通院 医療に係るものに限 る。）に係る事務処理 上の軽易な意思決定に 関すること。</u>		
		(略)		(略)

別表第３（区長及び社会福祉事務所長の権限に係る代決権限事項）

(略)		

		<u>決定の取消し（精神障害児及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である児童（以下「精神障害児等」という。）に係るものに限る。）に関すること。</u>			
		<u>6 児童福祉法第21条の5の11による障害児通所給付費等の額の特例の適用の決定（精神障害児等に係るものに限る。）に関すること。</u>			
		<u>7 児童福祉法第56条の5の5による審査請求の弁明書の提出（精神障害児等に係るものに限る。）に関すること。</u>			
	福祉部長	(略)		福祉部長	(略)
		6 児童福祉法第21条の5の9による通所給付決定の取消し（精神障害児等に係るものを除く。）に関すること。			6 児童福祉法第21条の5の9による通所給付決定の取消しに関すること。
		7 児童福祉法第21条の5の11による障害児通所給付費等の額の特例の適用の決定（精神障害児等に係るものを除く。）に関すること。			7 児童福祉法第21条の5の11による障害児通所給付費等の額の特例の適用の決定に関すること。
		(略)			(略)
		10 児童福祉法第56条の5の5による審査請求の弁明書の提出（精神障害児等に係るものを除く。）に関すること。			10 児童福祉法第56条の5の5による審査請求の弁明書の提出に関すること。
		(略)			(略)
		12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に			12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

		支援するための法律第25条による支給決定の取消し <u>（精神障害者等に係るものを除く。）</u> に関すること。			支援するための法律第25条による支給決定の取消しに関すること。
		13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条による介護給付費等の額の特例の適用の決定 <u>（精神障害者等に係るものを除く。）</u> に関すること。		13	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条による介護給付費等の額の特例の適用の決定に関すること。
		14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の10による地域相談支援給付決定の取消し <u>（精神障害者等に係るものを除く。）</u> に関すること。		14	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の10による地域相談支援給付決定の取消しに関すること。
		15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条による支給認定の取消し <u>（更生医療に係るものに限る。）</u> に関すること。		15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条による支給認定の取消しに関すること。
		16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る審査請求の弁明書の提出 <u>（精神障害者等に係るものを除く。）</u> に関すること。		16	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る審査請求の弁明書の提出に関すること。
		(略)			(略)
	支所長	(略)		支所長	(略)
		7 児童福祉法第21条の5の9による通所給付決定の取消し <u>（精神障害児等に係るものを除く。）</u> に関すること。		7	児童福祉法第21条の5の9による通所給付決定の取消しに関すること。
		8 児童福祉法第21条の		8	児童福祉法第21条の

	5の11による障害児通所給付費等の額の特例の適用の決定 <u>（精神障害児等に係るものを除く。）</u> に関すること。		5の11による障害児通所給付費等の額の特例の適用の決定に関すること。
	(略)		(略)
	11 児童福祉法第56条の5の5による審査請求の弁明書の提出 <u>（精神障害児等に係るものを除く。）</u> に関すること。		11 児童福祉法第56条の5の5による審査請求の弁明書の提出に関すること。
	(略)		(略)
	13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条による支給決定の取消し <u>（精神障害者等に係るものを除く。）</u> に関すること。		13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条による支給決定の取消しに関すること。
	14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条による介護給付費等の額の特例の適用の決定 <u>（精神障害者等に係るものを除く。）</u> に関すること。		14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条による介護給付費等の額の特例の適用の決定に関すること。
	15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の10による地域相談支援給付決定の取消し <u>（精神障害者等に係るものを除く。）</u> に関すること。		15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の10による地域相談支援給付決定の取消しに関すること。
	16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条による支給認定の取消し <u>（更生医療に係るものに限る。）</u> に関すること。		16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条による支給認定の取消しに関すること。
	17 障害者の日常生活及		17 障害者の日常生活及

		び社会生活を総合的に支援するための法律に係る審査請求の弁明書の提出（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関すること。
		(略)
	(略)	
福祉課長	(略)	
	5	児童福祉法第21条の5の5及び第21条の5の7（同条第11項、第13項及び第14項を除く。）による障害児通所給付費等の通所給付決定及び通所支給要否決定等（ <u>精神障害児等に係るものを除く。</u> ）に関すること。
	6	児童福祉法第21条の5の6第1項による申請の受理（ <u>精神障害児等に係るものを除く。</u> ）に関すること。
	7	児童福祉法第21条の5の8による通所給付決定の変更（ <u>精神障害児等に係るものを除く。</u> ）に関すること。
	8	児童福祉法第21条の5の12による高額障害児通所給付費の支給（ <u>精神障害児等に係るものを除く。</u> ）に関すること。
		(略)
	15	児童福祉法第24条の26による障害児相談支援給付費（同条第1項、第2項及び第4項に限る。）の支給（ <u>精神障害児等に係るものを除く。</u> ）に関すること（

		び社会生活を総合的に支援するための法律に係る審査請求の弁明書の提出に関すること。
		(略)
	(略)	
福祉課長	(略)	
	5	児童福祉法第21条の5の5及び第21条の5の7（同条第11項、第13項及び第14項を除く。）による障害児通所給付費等の通所給付決定及び通所支給要否決定等に関すること。
	6	児童福祉法第21条の5の6第1項による申請の受理に関すること。
	7	児童福祉法第21条の5の8による通所給付決定の変更に関すること。
	8	児童福祉法第21条の5の12による高額障害児通所給付費の支給に関すること。
		(略)
	15	児童福祉法第24条の26による障害児相談支援給付費（同条第1項、第2項及び第4項に限る。）の支給に関すること（支出決定に関するものを除く。）。

		支出決定に関することを除く。) 。		
16	児童福祉法第24条の27による特例障害児相談支援給付費の支給 (<u>精神障害児等に係るものを除く。)</u>) に関する こと (支出決定に関する ことを除く。) 。		16	児童福祉法第24条の27による特例障害児相談支援給付費の支給に関する こと (支出決定に関する ことを除く。) 。
(略)			(略)	
23	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条及び第22条による介護給付費等の支給決定及び支給要否決定等 (<u>精神障害者等に係るものを除く。)</u>) に関する こと。		23	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条及び第22条による介護給付費等の支給決定及び支給要否決定等に関する こと。
24	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項による申請の受理及び同条第6項による調査嘱託 (<u>精神障害者等に係るものを除く。)</u>) に関する こと。		24	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項による申請の受理及び同条第6項による調査嘱託に関する こと。
25	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条による障害支援区分の認定 (<u>精神障害者等に係るものを除く。)</u>) に関する こと。		25	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条による障害支援区分の認定に関する こと。
26	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条による支給決定の変更 (<u>精神障害者等に 係るものを除く。)</u>) に関する こと。		26	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条による支給決定の変更に関する こと。
27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に		27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

			支援するための法律第30条による特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関すること。				支援するための法律第30条による特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関すること。		
		28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条による特定障害者特別給付費の支給（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関すること（支出決定に関するものを除く。）。			28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条による特定障害者特別給付費の支給に関すること（支出決定に関するものを除く。）。		
		29	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第35条による特例特定障害者特別給付費の支給（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関すること。			29	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第35条による特例特定障害者特別給付費の支給に関すること。		
		30	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の5及び第51条の7による地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び給付要否決定等（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関すること。			30	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の5及び第51条の7による地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び給付要否決定等に関すること。		
		31	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9による地域相談支援給付決定の変更（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関すること。			31	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9による地域相談支援給付決定の変更に関すること。		
		32	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に			32	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に		

		支援するための法律第51条の17による計画相談支援給付費の支給（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関する こと（支出決定に関する ことを除く。）。			支援するための法律第51条の17による計画相談支援給付費の支給に関する こと（支出決定に関する ことを除く。）。
	33	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の18による特例計画相談支援給付費の支給（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関する こと（支出決定に関する ことを除く。）。		33	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の18による特例計画相談支援給付費の支給に関する こと（支出決定に関する ことを除く。）。
	34	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条及び第54条による自立支援医療費の支給認定及び支給認定等（ <u>更生医療に係るものに 限る。</u> ）に関する こと。		34	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条及び第54条による自立支援医療費の支給認定及び支給認定等に関する こと。
	35	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条による支給認定の変更（ <u>更生医療に係る ものに限る。</u> ）に関する こと。		35	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条による支給認定の変更に関する こと。
	36	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条による療養介護医療費の支給（ <u>精神障害者等に 係るものを除く。</u> ）に関する こと（支出決定に関する ことを除く。）。		36	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条による療養介護医療費の支給に関する こと（支出決定に関する ことを除く。）。
	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第		37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第

		76条による補装具費の支給（ <u>精神障害者等に 係るものを除く。</u> ）に 関すること。			76条による補装具費の 支給に関すること。
		38 障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 76条の2による高額障 害福祉サービス等給付 費の支給（ <u>精神障害者 等に係るものを除く。</u> ） に 関すること。		38	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 76条の2による高額障 害福祉サービス等給付 費の支給に関すること。
		39 障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 77条による地域生活支 援事業に係る支給（ <u>精 神障害者等に係るもの を除く。</u> ）に 関すること（登録事業者に対す る支出決定に関すること を除く。）。		39	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 77条による地域生活支 援事業に係る支給に関 すること（登録事業者 に対する支出決定に関 することを除く。）。
		40 その他障害者の日常 生活及び社会生活を総 合的に支援するための 法律に係る事務処理上 の軽易な意思決定（ <u>精 神障害者等に係るもの を除く。</u> ）に 関すること。		40	その他障害者の日常 生活及び社会生活を総 合的に支援するための 法律に係る事務処理上 の軽易な意思決定に関 すること。
		(略)			(略)
	(略)			(略)	
保健予防 課長	1	<u>障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 19条及び第22条による 介護給付費等の支給決 定及び支給要否決定等 （精神障害者等に係る ものに限る。）に 関すること。</u>		保健予防 課長	
	2	<u>障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に</u>			

		<u>ものに限る。)に関する こと。</u>				
	<u>8</u>	<u>障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 51条の5及び第51条の 7による地域相談支援 給付費等の地域相談支 援給付決定及び給付要 否決定等（精神障害者 等に係るものに限る。） に関すること。</u>				
	<u>9</u>	<u>障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 51条の9による地域相 談支援給付決定の変更 （精神障害者等に係る ものに限る。）に関す ること。</u>				
	<u>10</u>	<u>障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 51条の17による計画相 談支援給付費の支給（ 精神障害者等に係るも のに限る。）に関する こと（支出決定に関す ることを除く。）。</u>				
	<u>11</u>	<u>障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 51条の18による特例計 画相談支援給付費の支 給（精神障害者等に係 るものに限る。）に関 すること（支出決定に 関することを除く。）。</u>				
	<u>12</u>	<u>障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 70条による療養介護医 療費の支給（精神障害</u>				

		<u>者等に係るものに限る。)</u> <u>に關すること (支出決定に關することを除く。)</u> 。				
	<u>13</u>	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条による補装具費の支給 (精神障害者等に係るものに限る。)</u> <u>に關すること (支出決定に關することを除く。)</u> 。				
	<u>14</u>	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2による高額障害福祉サービス等給付費の支給 (精神障害者等に係るものに限る。)</u> <u>に關すること (支出決定に關することを除く。)</u> 。				
	<u>15</u>	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条による地域生活支援事業に係る支給 (精神障害者等に係るものに限る。)</u> <u>に關すること (支出決定に關することを除く。)</u> 。				
	<u>16</u>	<u>児童福祉法第21条の5の5及び第21条の5の7 (同条第11項、第13項及び第14項を除く。)</u> <u>による障害児通所給付費等の通所給付決定及び通所支給要否決定等 (精神障害児等に係るものに限る。)</u> <u>に關すること。</u>				
	<u>17</u>	<u>児童福祉法第21条の</u>				

		<u>5の6第1項による申請の受理（精神障害児等に係るものに限る。）に関すること。</u>			
		18 <u>児童福祉法第21条の5の8による通所給付決定の変更（精神障害児等に係るものに限る。）に関すること。</u>			
		19 <u>児童福祉法第21条の5の12による高額障害児通所給付費の支給（精神障害児等に係るものに限る。）に関すること（支出決定に関することを除く。）。</u>			
		20 <u>児童福祉法第24条の26による障害児相談支援給付費（同条第1項、第2項及び第4項に限る。）の支給（精神障害児等に係るものに限る。）に関すること（支出決定に関することを除く。）。</u>			
		21 <u>児童福祉法第24条の27による特例障害児相談支援給付費の支給（精神障害児等に係るものに限る。）に関すること（支出決定に関することを除く。）。</u>			
		22 （略）		1 （略）	
		（略）		（略）	
	区民福祉課長	（略）		区民福祉課長	（略）
		4 <u>児童福祉法第21条の5の5及び第21条の5の7（同条第11項、第13項及び第14項を除く。）による障害児通所給付費等の通所給付決定及び通所支給要否決定等（精神障害児等</u>			4 <u>児童福祉法第21条の5の5及び第21条の5の7（同条第11項、第13項及び第14項を除く。）による障害児通所給付費等の通所給付決定及び通所支給要否決定等に関すること。</u>

			<u>に係るものを除く。)</u> に關すること。
	5	児童福祉法第21条の 5の6第1項による申 請の受理 (<u>精神障害児 等に係るものを除く。)</u> に關すること。	児童福祉法第21条の 5の6第1項による申 請の受理に關すること。
	6	児童福祉法第21条の 5の8による通所給付 決定の変更 (<u>精神障害 児等に係るものを除 く。)</u> に關すること。	児童福祉法第21条の 5の8による通所給付 決定の変更に関す ること。
	7	児童福祉法第21条の 5の12による高額障害 児通所給付費の支給 (<u>精 神障害児等に係るも のを除く。)</u> に關する こと。	児童福祉法第21条の 5の12による高額障害 児通所給付費の支給に 關すること。
	(略)		(略)
	16	児童福祉法第24条の 26による障害児相談支 援給付費 (同条第1項、 第2項及び第4項に限 る。) の支給 (<u>精神障 害児等に係るものを除 く。)</u> に關すること (支 出決定に關すること を除く。) 。	児童福祉法第24条の 26による障害児相談支 援給付費 (同条第1項、 第2項及び第4項に限 る。) の支給に關する こと (支出決定に關す ることを除く。) 。
	17	児童福祉法第24条の 27による特例障害児相 談支援給付費の支給 (<u>精 神障害児等に係るも のを除く。)</u> に關する こと (支出決定に關す ることを除く。) 。	児童福祉法第24条の 27による特例障害児相 談支援給付費の支給に 關すること (支出決定 に關することを除 く。) 。
	(略)		(略)
	52	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 19条及び第22条による 介護給付費等の支給決 定及び支給要否決定等 (<u>精神障害者等に係る</u>	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に 支援するための法律第 19条及び第22条による 介護給付費等の支給決 定及び支給要否決定等 に關すること。

		<u>ものを除く。)</u> に関する こと。		
53	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項による申請の受理及び同条第6項による調査嘱託	<u>(精神障害者等に係るものを除く。)</u> に関する こと。	53	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項による申請の受理及び同条第6項による調査嘱託に関する こと。
54	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条による障害支援区分の認定	<u>(精神障害者等に係るものを除く。)</u> に関する こと。	54	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条による障害支援区分の認定に関する こと。
55	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条による支給決定の変更	<u>(精神障害者等に 係るものを除く。)</u> に 関する こと。	55	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条による支給決定の変更に関する こと。
56	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条による特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給	<u>(精神障害者等に 係るものを除く。)</u> に 関する こと。	56	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条による特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関する こと。
57	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条による特定障害者特別給付費の支給	<u>(精神障害者等に 係るものを除く。)</u> に 関する こと（支出決定に関する ことを除く。）。	57	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条による特定障害者特別給付費の支給に関する こと（支出決定に関する ことを除く。）。
58	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に		58	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

		支援するための法律第35条による特例特定障害者特別給付費の支給（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関すること。			支援するための法律第35条による特例特定障害者特別給付費の支給に関すること。
	59	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の5及び第51条の7による地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び給付要否決定等（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関すること。		59	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の5及び第51条の7による地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び給付要否決定等に関すること。
	60	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9による地域相談支援給付決定の変更（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関すること。		60	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9による地域相談支援給付決定の変更に関すること。
	61	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17による計画相談支援給付費の支給（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関すること（支出決定に関することを除く。）。		61	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17による計画相談支援給付費の支給に関すること（支出決定に関することを除く。）。
	62	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の18による特例計画相談支援給付費の支給（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関すること（支出決定に関することを除く。）。		62	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の18による特例計画相談支援給付費の支給に関すること（支出決定に関することを除く。）。
	63	障害者の日常生活及		63	障害者の日常生活及

		び社会生活を総合的に支援するための法律第52条及び第54条による自立支援医療費の支給認定及び支給認定等（更生医療に係るものに <u>限る。</u> ）に関する <u>こと。</u>			び社会生活を総合的に支援するための法律第52条及び第54条による自立支援医療費の支給認定及び支給認定等に関する <u>こと。</u>
	64	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条による支給認定の <u>変更（更生医療に係るものに限る。）</u> に関する <u>こと。</u>		64	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条による支給認定の <u>変更</u> に関する <u>こと。</u>
	65	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条による療養介護医療費の支給（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関する <u>こと（支出決定に関することを除く。）</u> 。		65	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条による療養介護医療費の支給に関する <u>こと（支出決定に関することを除く。）</u> 。
	66	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条による補装具費の支給（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>		66	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条による補装具費の支給に関する <u>こと。</u>
	67	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2による高額障害福祉サービス等給付費の支給（ <u>精神障害者等に係るものを除く。</u> ）に関する <u>こと。</u>		67	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2による高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する <u>こと。</u>
	68	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条による地域生活支援事業に係る支給（ <u>精</u>		68	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条による地域生活支援事業に係る支給に関

		<u>神障害者等に係るものを除く。)</u> に関する こと（登録事業者に対す る支出決定に関するこ とを除く。）。)			すること（登録事業者 に対する支出決定に関 することを除く。）。)
	69	その他障害者の日常 生活及び社会生活を総 合的に支援するための 法律に係る事務処理上 の軽易な意思決定（ <u>精 神障害者等に係るもの を除く。)</u> に関するこ と。		69	その他障害者の日常 生活及び社会生活を総 合的に支援するための 法律に係る事務処理上 の軽易な意思決定に関 すること。
	(略)			(略)	

別表第 4（保健所長の権限に係る代決権限
事項)

保健セン ター所長	(略)		保健セン ター所長	(略)	
	14	愛知県事務処理特例 条例により本市が処理 することとされた同条 例別表第 6 <u>45の項</u> に 掲げる愛知県ふぐ取扱 い規制条例及び同条例 の施行のための愛知県 規則に基づく事務に関 すること。		14	愛知県事務処理特例 条例により本市が処理 することとされた同条 例別表第 6 <u>38の項</u> に 掲げる愛知県ふぐ取扱 い規制条例及び同条例 の施行のための愛知県 規則に基づく事務に関 すること。
	15	食品表示法第 6 条第 1 項及び第 3 項による 指示並びに同条第 5 項 及び第 8 項による命令 に関すること。		15	食品表示法第 6 条第 1 項及び第 3 項による 指示並びに同条第 5 項 及び第 8 項による命令 に関すること（ <u>食品表 示法第15条の規定によ る権限の委任等に関す る政令第 7 条第 1 項た だし書に規定する栄養 成分の量及び熱量その 他の国民の健康の増進 を図るために必要な食 品に関する表示の事項 として内閣府令で定め るものに限る。)</u> 。
	(略)			(略)	
	38	愛知県事務処理特例		38	愛知県事務処理特例

		条例により本市が処理することとされた同条例別表第6 <u>43の項</u> に掲げる愛知県プール条例及び同条例施行のための愛知県規則に基づく事務に関すること。			条例により本市が処理することとされた同条例別表第6 <u>37の項</u> に掲げる愛知県プール条例及び同条例施行のための愛知県規則に基づく事務に関すること。
		(略)			(略)
	43	(略)		43	(略)
	44	(略)		44	<u>浄化槽法附則第11条第2項による勧告及び同条第3項による措置命令に関すること。</u>
	45	<u>墓地、埋葬等に関する法律第5条による改葬の許可に関すること。</u>		45	(略)
	46	<u>墓地、埋葬等に関する法律第8条による改葬許可証の交付に関すること。</u>		46	(略)
	47	(略)		46	(略)
	～			～	
	61			60	
		(略)			(略)
	保健管理課長及び健康安全課長	(略)		保健管理課長	(略)
	環境薬務室長	1 浄化槽法第7条の2第1項、第12条第1項及び第12条の2第1項による指導及び助言に関すること。		環境薬務室長	1 浄化槽法第7条の2第1項、第12条第1項、第12条の2第1項及び <u>附則第11条第1項による指導及び助言に関すること。</u>
		2 (略)			2 (略)
				3	<u>墓地、埋葬等に関する法律第5条による改葬の許可に関すること。</u>
				4	<u>墓地、埋葬等に関する法律第8条による改葬許可証の交付に関すること。</u>

健康安全 課長	<u>1</u>	<u>食品衛生法第52条の 規定による営業の許可 の更新に関すること。</u>
	<u>2</u>	<u>狂犬病予防法第4条 による犬の登録に関す ること。</u>
	<u>3</u>	<u>墓地、埋葬等に関す る法律第5条による改 葬の許可に関すること。</u>
	<u>4</u>	<u>墓地、埋葬等に関す る法律第8条による改 葬許可証の交付に関す ること。</u>

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市達第27号

庁 中 一 般
各 公 所

公所長以下代決規程（昭和40年名古屋市達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前			改 正 後		
（用語の定義） 第 3 条 この規程において、公所とは、次の表に掲げるものをいう。			（用語の定義） 第 3 条 この規程において、公所とは、次の表に掲げるものをいう。		
局名	公所名		局名	公所名	
（略） <u>市民経済局</u>	（略） 市民活動推進センター、なごや人権啓発センター、文化センター、 <u>消費生活センター</u>	（略） <u>中小企業振興センター、中央卸売市場本場、中央卸売市場北部市場、中央卸売市場南部市場、工業研究所</u>	（略） <u>スポーツ市民局</u>	（略） 市民活動推進センター、なごや人権啓発センター、文化センター	（略）
（略）	（略）	（略）	<u>経済局</u>		<u>中央卸売市場本場、中央卸売市場北部市場、中央卸売市場南部市場、工業研究所</u>
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

健康福祉局	知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、八事霊園・斎場管理事務所、 <u>生活衛生センター</u> 、食品衛生検査所、動物愛護センター、食肉衛生検査所	(略)
(略)	(略)	(略)
2・3 (略) (代決権限事項)		
第4条 (略)		
2・3 (略)		
4 公所長の保健所長の事務の補助執行に関する個別代決権限事項は、別表第2の2のとおりとする。		
別表第1		
公所長共通 代決権限事項	特例	
	代決権限事項	特例の適用のある公所長
(略)	(略)	(略)
6 (略)	(略)	(略)
7 <u>所属員に関する身分証明に関すること。</u>		
8 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条の規定によって勤務時間等の特例		

健康福祉局	知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、八事霊園・斎場管理事務所、食品衛生検査所、動物愛護センター、食肉衛生検査所	(略)
(略)	(略)	(略)
2・3 (略) (代決権限事項)		
第4条 (略)		
2・3 (略)		
4 公所長 <u>等</u> の保健所長の事務の補助執行に関する個別代決権限事項は、別表第2の2のとおりとする。		
別表第1		
公所長共通 代決権限事項	特例	
	代決権限事項	特例の適用のある公所長
(略)	(略)	(略)
6 (略)	(略)	(略)
7 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条 <u>又は職員</u> の勤務時間及び休暇に關		

が設けられた場合における所属員の勤務時間、週休日、 <u>休憩時間</u> 又は <u>休憩時間</u> の割振りの決定に関すること。			する条例 施行規則 第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における所属員の勤務時間、週休日又は <u>休憩時間</u> の割振りの決定に関すること。		
<u>9～21の2</u>			<u>8～21</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2

(略)	(略)	(略)
<u>市民経済局</u>	文化センター館長	(略)
	中央卸売市場本場、中央卸売市場北部市場及び中央卸売市場南部市場の長	(略)
	<u>中小企業振興センター所長</u>	<u>1 1件900万円</u> <u>以下の補助金及び負担金の支出決定に関すること。</u>
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第2

(略)	(略)	(略)
<u>スポーツ市民局</u>	文化センター館長	(略)
<u>経済局</u>	中央卸売市場本場、中央卸売市場北部市場及び中央卸売市場南部市場の長	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

健康福祉局	(略) 衛生研究所長	(略) 1 名古屋市衛生研究所条例施行細則中市長の権限（第3条、 <u>第11条及び第12条</u> に規定するものを除く。）に属すること。
(略) 緑政土木局	(略) (略) 東山総合公園長	(略) (略) 1～3 (略) 4 有料公園施設（東山公園内のものに限る。）の <u>使用許可並びにこの許可に伴う供用時間の変更（東山公園テニスコートに限る。）</u> 及び使用料の減免に関すること。 5 (略)
健康福祉局	(略) 衛生研究所長	(略) 1 名古屋市衛生研究所条例施行細則中市長の権限（第3条及び <u>第9条</u> に規定するものを除く。）に属すること。
(略) 緑政土木局	(略) (略) 東山総合公園長	(略) (略) 1～3 (略) 4 有料公園施設（東山公園内のものに限る。）の使用許可及び使用料の減免に関すること。 5 (略)

別表第2の2

健康福祉局	<u>生活衛生センター</u> 及び動物愛護センターの長	(略)

別表第2の2

健康福祉局	<u>食品衛生検査所</u> 及び動物愛護センターの長 <u>衛生研究所業務課長</u>	(略) 1 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条第1項（第50条第5項において準用する場合を含む。）による第27条第2項に規定する消毒、第28条第2項に規定する駆除及び第29条第</u>

						<u>2 項に規定する消毒に係る書面による通知に関すること。</u>
						2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条第2項（第50条第5項において準用する場合を含む。）による第27条第2項に規定する消毒、第28条第2項に規定する駆除及び第29条第2項に規定する消毒に係る書面の交付に関すること。
		(略)	(略)		(略)	(略)

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職名及び補職名規程（昭和49年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

第1条中「名古屋市職員定数条例施行細則（昭和33年名古屋市規則第73号）第4条の規定に基づき、」を「職員（」に、「（以下「職員」という。）」を「並びに市長の事務部局に勤務する臨時的に任用される職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。附則第2項を除き、以下同じ。）」に改める。

第2条中「及び技術職員」を「、技術職員、臨時的任用職員及び再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項中「、担当部」を削り、同条第3項中「及び技術職員」を「、技術職員、臨時的任用職員及び再任用短時間勤務職員」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（会計年度任用職員の職名及び補職名）

- 2 地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、任命権者が必要と認めるときは、当該会計年度任用職員が職員（第1条に規定する職員をいう。）としてこの達の規定の適用を受けるものとした場合において用いられる職名及び補職名が発せられた

ものとみなすことができる。

別表中「事務職員」及び「技術職員」の次に「、臨時的任用職員又は再任用短時間勤務職員」を加える。

附 則

この達は、令和２年４月１日から施行する。

名古屋市達第29号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市職員証規程（平成16年名古屋市達第6号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

第2条中「次に掲げる職員」を「非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」に改め、同条各号を削る。

第6条中「場合」の次に「（総務局長が別に定める場合を除く。）」を加え、同条第3号中「き損」を「毀損」に改める。

別記様式備考中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同様式備考に第1項として次の1項を加える。

- 1 職員証の氏名には、総務局長が別に定める手続により旧姓を併せて記載することができる。

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市達第30号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職員き章規程（昭和40年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

第2条第1項中「別記第1」を「別記」に改め、同条第2項を削る。

第4条第3項を削る。

別記第2を削り、別記第1を別記とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この達は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の職員き章規程の規定に基づいて貸与しているき章の取扱いについては、なお従前の例による。

名古屋市達第31号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第8号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

第1条中「第1条第3項」を「第1条第5項」に、「又は第2項」を「から第4項まで」に改める。

第1条の2の見出し中「の特例」を削る。

第2条第1項を削り、同条第2項中「若しくは第2項又は前項」を「から第4項まで」に改め、「規定により」の次に「所属長（局区室（局又は区に属する室を除く。）の長をいう。以下同じ。）が勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日を定める者並びに第3項の規定により」を加え、「別表」を「別表第1（再任用短時間勤務職員にあっては、別表第2）」に改め、同項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 業務の性質により条例第2条第3項又は第4条第1項及び規則第1条第1項、第2項又は第4項の規定によることができない再任用短時間勤務職員のうち、その者の勤務時間の割振りのいずれもが、午前8時45分から午後5時30分までの間にある者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に所属長が定めるところによる。

第2条第3項中「又は第2項」を「から第4項まで」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

職員（次項から第5項までに規定する職員を除く。）の休憩時間の時限

は、正午から午後 1 時までとする。

第 3 条第 4 項中「及び前項」を「から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を削り、同条第 2 項中「第 2 項又は第 3 項」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 規則第 1 条第 3 項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表第 3 に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。

3 規則第 1 条第 4 項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の休憩時間の時限は、その者の勤務時間の割振りが午前 8 時 45 分から午後 3 時 30 分までの場合にあつては正午から午後 0 時 45 分まで、午前 9 時から午後 3 時 45 分までの場合にあつては午後 0 時 15 分から午後 1 時までとする。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 1 項」に改め、「いる職員」の次に「又は条例第 3 条第 1 項ただし書の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員」を加える。

別表を次のように改める。

別表第 1 の次に次の 2 表を加える。

別表第 3

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間の時限
A	午前 7 時45分から 午後 4 時15分まで	正午から 午後 0 時45分まで
B	午前 8 時15分から 午後 4 時45分まで	正午から 午後 0 時45分まで
C	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	正午から 午後 0 時45分まで
D	午前 9 時から 午後 5 時30分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
E	午前 9 時30分から 午後 6 時まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
F	午前10時から 午後 6 時30分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
G	午前 7 時45分から 午後 4 時30分まで	正午から 午後 1 時まで
H	午前 8 時15分から 午後 5 時まで	正午から 午後 1 時まで
I	午前 9 時15分から 午後 6 時まで	正午から 午後 1 時まで
J	午前 9 時45分から 午後 6 時30分まで	正午から 午後 1 時まで

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市会計管理者達第1号

会 計 室

名古屋市会計管理者事務代決規程（平成27年会計管理者達第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月30日

名古屋市会計管理者 渡邊 正則

別表審査課長の項第29号中「支出命令等取消通知書」の次に「又は戻入通知取消書」を加え、同表第29号中「第2項」を「第4項」に改め、「第5項」を「第6項」に改める。

附 則

- 1 この達は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この達による改正後の名古屋市会計管理者事務代決規程は、令和2年度に係る会計手続から適用し、令和元年度に係る会計手続については、なお従前の例による。

名古屋市会達第 2 号

市会事務局職員の休憩時間の時限に関する規程（平成 5 年名古屋市会達第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市会議長 丹 羽 ひ ろ し

第 2 条中「職員の」を「職員（次項及び第 3 項に規定する職員を除く。）の」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和 26 年名古屋市人事委員会規則第 11 号）第 1 条第 3 項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。
- 3 再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）の休憩時間の時限は、事務局長が定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間の時限
A	午前 7 時45分から午後 4 時15分 まで	正午から午後 0 時45分まで
B	午前 8 時15分から午後 4 時45分 まで	正午から午後 0 時45分まで
C	午前 8 時45分から午後 5 時15分 まで	正午から午後 0 時45分まで
D	午前 9 時から午後 5 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
E	午前 9 時30分から午後 6 時まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
F	午前10時から午後 6 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
G	午前 7 時45分から午後 4 時30分 まで	正午から午後 1 時まで
H	午前 8 時15分から午後 5 時まで	正午から午後 1 時まで
I	午前 9 時15分から午後 6 時まで	正午から午後 1 時まで
J	午前 9 時45分から午後 6 時30分 まで	正午から午後 1 時まで

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市会達第 3 号

市会事務局事務局長以下代決規程（平成12年名古屋市会達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市会議長 丹 羽 ひ ろ し

別表第 1 第 1 号中「以上」の次に「の職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員」を加え、同表第 2 号を次のように改める。

2	会計年度任用職員の就業に関する定めに関すること。		

別表第 1 中第18号を削り、第17号を第18号とし、同表第16号事務局長の欄中「所属員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同号を同表第17号とし、同表中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

14	事務局長の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第 5 条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第 1 条第 3 項若しくは第 4 項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの	次長及び課長の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第 5 条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第 1 条第 3 項若しくは第 4 項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振	所属員の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第 5 条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第 1 条第 3 項若しくは第 4 項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決

	決定に関すること。	りの決定に関するこ と。	定に関すること。

別表第2 総務課長の項第1号中「臨時的任用職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加え、「任用」を「任免及び給与」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「通勤手当」の次に「（これに相当する費用弁償を含む。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4	会計年度任用職員の育児休業及び介護休暇の承認 に関すること。

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会規程第 5 号

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程（昭和37年名古屋市選挙管理委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「係長及び主査以上」の次に「、臨時的任用職員並びに会計年度任用職員」を加え、同項第 2 号中「所属職員」の次に「（臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）」を加え、同項第 4 号中「名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改め、「別表第 3 に掲げる職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加え、「就業規則」を「就業に関する定め」に改め、同項中第16号を削り、第15号を第16号とし、同項第14号中「所属職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同号を同項第15号とし、同項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の 1 号を加える。

- (13) 局長及び次長の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第 5 条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第 1 条第 3 項若しくは第 4 項の

規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。

第3条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 所属職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員に限る。）の任免に関すること。

第3条第2項中第16号を第19号とし、第11号から第15号までを3号ずつ繰り下げ、同項第10号中「通勤手当」の次に「（これに相当する費用弁償を含む。）」を加え、同号を同項第13号とし、同項中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (10) 所属職員（会計年度任用職員に限る。）の育児休業及び介護休暇の承認に関すること。

第3条第2項中第7号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (8) 所属職員の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。

第3条第2項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所属職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員に限る。）の給与に関すること。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市監査委員規程第1号

名古屋市監査委員監査基準を次のとおり定める。

令和2年4月1日

名古屋市監査委員	中	里	高	之
同	橋	本	ひろ	き
同	黒	川	和	博
同	小	川	令	持

名古屋市監査委員監査基準

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 一般基準（第2条—第7条）
- 第3章 実施基準（第8条—第15条）
- 第4章 報告基準（第16条—第20条）
- 第5章 委任（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4の規定に基づき、名古屋市監査委員（以下「監査委員」という。）が行う監査の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第2条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、

名古屋市（以下「本市」という。）の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

- 2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会並びに市長及び関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員（以下「市長等」という。）に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- (5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
- (6) 基金運用状況審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確である

か審査すること

(8) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第5条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第6条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

（質の管理）

第7条 監査委員は、この基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、第3条第1項第1号から第3号に定める監査の実施に当たっては、別に定めるところにより、監査計画、監査の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項について、監査調書として編

てつし、保存するものとする。

第3章 実施基準

(監査等の基本方針)

第8条 監査委員は、監査等の実施に関し基本方針を策定するものとする。

(監査計画)

第9条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、別に定めるところにより、監査計画を策定するものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第10条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。この条、次条第2項並びに第17条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第11条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第12条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 監査委員は、監査の実施に当たり、市長等又は監査の対象とする団体の長に対し、監査の種類、対象、実施時期、実施担当課室等をあらかじめ通知するものとする。

(監査等の証拠入手)

第13条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第14条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(外部監査人等との連携)

第15条 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、外部監査人等との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第16条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を決定しようとするときは、別に定める場合を除き、市長等又は監査の対象となった団体の長から見解を聴取するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告を作成したときは、市長等又は監査の対象となった団体の長に対し講評を実施した上で、議会及び市長等に提出するものとする。ただし、別に定める場合にあつては、講評を実施しないことができる。

3 監査委員は、第1項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

4 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

5 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、市長に対し講評を実施し、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第17条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他

監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
- (6) 基金運用状況審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること

- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (8) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること
- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第18条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定

(6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

(7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第19条 監査委員は、監査を実施した監査委員全員の連名で次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

- 2 前項の公表は、本市公報への登載及び本市公式ウェブサイトへの掲載により実施するものとする。

(措置状況の公表等)

第20条 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者に、期限を定めて、措置状況の報告を求めるものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者から、措置の内容の通知があった場合は当該措置の内容を公表するものとする。

第5章 委任

(委任)

第21条 この基準に定めるもののほか、監査等の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(適用の特例)

- 2 この規程は、令和2年度以降の監査計画に基づき実施する監査の実施に係

る手続き等について適用する。

- 3 この規程の施行の際、現に策定されている令和 2 年度の監査計画については、この基準により策定されたものとみなす。

(名古屋市監査事務処理規程の廃止)

- 4 名古屋市監査事務処理規程（平成28年監査委員規程第 3 号）は廃止する。

名古屋市監査委員規程第 2 号

名古屋市監査事務局規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市監査委員	中	里	高	之
同	橋	本	ひろ	き
同	黒	川	和	博
同	小	川	令	持

名古屋市監査事務局規程の一部を改正する規程

名古屋市監査事務局規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

監査第一課

庶務係

- (1) 監査委員に関すること。
- (2) 局の人事に関すること。
- (3) 局の予算及び決算並びに会計経理に関すること。
- (4) 文書の収受、発送及び公印の管守に関すること。
- (5) 監査の総括事務に関すること。
- (6) 局内事務の連絡調整に関すること。
- (7) 局内他課室係の主管に属しないこと。

監査係

- (1) 防災危機管理局、上下水道局、交通局、病院局及び消防局の分掌する

事務事業（所管に係る区役所の事務事業に関するものを含む。）の監査に関すること。

- (2) 一般会計の決算審査（事務局長の指定するものに限る。）に関すること。
- (3) 公営企業会計の決算審査に関すること。
- (4) 企業管理者の権限に属する現金に係る例月出納検査に関すること。
- (5) 資金不足比率審査（公営企業会計に係るものに限る。）に関すること。

監査第二課

監査第一係

- (1) 会計室、市長室、総務局、財政局、スポーツ市民局、経済局、観光文化交流局、環境局、市会事務局、教育委員会事務局その他の行政委員会等事務局（農業委員会事務局を除く。）の分掌する事務事業（所管に係る区役所の事務事業に関するものを含む。）の監査に関すること。
- (2) 一般会計及び特別会計の決算審査（事務局長の指定するものに限る。）に関すること。
- (3) 市会計管理者の権限に属する現金に係る例月出納検査（事務局長の指定するものに限る。）に関すること。
- (4) 基金運用状況審査に関すること。
- (5) 健全化判断比率審査に関すること。
- (6) 資金不足比率審査（公営企業会計に係るものを除く。）に関すること。
- (7) 内部統制評価報告書審査に関すること。
- (8) 他係の主管に属しないこと。

監査第二係

- (1) 健康福祉局、子ども青少年局、住宅都市局、緑政土木局及び農業委員会事務局の分掌する事務事業（所管に係る区役所の事務事業に関するものを含む。）の監査に関すること。
- (2) 一般会計及び特別会計の決算審査（事務局長の指定するものに限る。）に関すること。
- (3) 市会計管理者の権限に属する現金に係る例月出納検査（事務局長の指定するものに限る。）に関すること。

特別監査室

主査（特別監査）

- (1) 区役所の分掌する事務事業の監査（事務局長の指定するものに限る。）に関すること。
- (2) 区会計管理者の権限に属する現金に係る例月出納検査に関すること。
- (3) 財政援助団体等監査に関すること。
- (4) 住民監査請求に基づく監査に関すること。
- (5) 外部監査に関すること。
- (6) 実地検査当日に通知して実施する監査に関すること。
- (7) 特定のテーマを定めて実施する監査に関すること。

工事監査室

工事監査係

主査（工事監査）

- (1) 各種工事の施行の監査に関すること。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市監査委員規程第 3 号

事務局長以下代決規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市監査委員	中	里	高	之
同	橋	本	ひろ	き
同	黒	川	和	博
同	小	川	令	持

事務局長以下代決規程の一部を改正する規程

名古屋市監査事務局規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第12号の次に次の 1 号を加える。

（12）の 2 局長の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第 5 条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第 1 条第 3 項若しくは第 4 項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。

第 2 条の 2 中第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（5）の 2 次長及び課長の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第 5 条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第 1 条第 3 項若しくは第 4 項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。

第 3 条中第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（3）の 2 所属員の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第 5 条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第 1 条第 3 項若しくは第 4 項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、

週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 5 号

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則

（名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部改正）

第 1 条 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 条第 3 項」を「第 1 条第 5 項」に改める。

第 2 条第 1 項から第 3 項までを削り、同条第 4 項中「若しくは第 2 項又は前 3 項」を「から第 4 項まで」に、「別表」を「別表第 1（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、別表第 2）」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 5 項を同条第 2 項とし、同項の次に次の 3 項を加える。

- 3 規則第1条第2項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、正午から午後1時までとする。
- 4 規則第1条第3項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表第3に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。
- 5 規則第1条第4項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の休憩時間の時限は、その者の勤務時間の割振りが午前8時45分から午後3時30分までの場合にあっては正午から午後0時45分まで、午前9時から午後3時45分までの場合にあっては午後0時15分から午後1時までとする。

別表中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同表職員の範囲の欄中「子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する一般職の任期付職員」を「子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する指導主事（中学校に勤務することがある者に限る。）」に改め、同表中

「

指導部指導室に所属する職員のうち、個別最適化された学びの推進に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は指導室長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	
指導部指導室に所属する一般職の任期付職員	A	1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は正午から午後0時45分までとする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	

」

を

子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する指導主事（高等学校に勤務することがある者に限る。）	A	1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は正午から午後0時45分までとする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	
指導部指導室に所属する職員のうち、個別最適化された学びの推進に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は指導室長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	

に改め、同表備考中「一般職の任期付職員」を「指導主事（中学校に勤務することがある者に限る。）」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第2条第1項関係）

職員の範囲	勤務時間の割振り		休憩時間及びその時限	週休日
総務部総務課に所属する職員のうち、ワークステーションに関する業務に従事する者	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	日曜日及び土曜日とする。
総務部人権教育室に所属する職員のうち、西文化センターにおいて	A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は人権教育室長が定める。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時15分までの間において6時間とする。		

学習相談に関する業務に従事する者	C	1日について午後2時15分から午後9時までの間において6時間とする。		
総務部人権教育室に所属する職員のうち、中文化センターにおいて学習相談に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は人権教育室長が定める。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前9時30分から午後4時15分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午前10時30分から午後5時15分までの間において6時間とする。		
	D	1日について午後2時15分から午後9時までの間において6時間とする。		
総務部人権教育室に所属する職員のうち、西文化センターにおいて人権教育指導に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は人権教育室長が定める。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時15分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午後2時15分から午後9時までの間において6時間とする。		
総務部人権教育室に所属する職員のうち、中文化センターにおいて人権教育指導に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について45分とし、その時限は人権教育室長が定める。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前9時30分から午後4時15分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午前10時30分から午後5時15分までの間において6時間とする。		
	D	1日について午後2時15分から午後9時までの間において6時間とする。		
総務部学校整備課に所属する職員のうち、学校施設の環境整備の推進に関する業務に従事する者		1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	日曜日及び土曜日とする。
総務部学校整備課に所属する職員	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、	日曜日及び土曜日とする。

のうち、旧 学校施設に おける管理 運営に関す る業務に従 事する者	B	1 日について午後 2 時から午 後 9 時までの間において 6 時間 とする。	その時限は学 校整備課長が 定める。	
教務部教職 員課に所属 する職員の うち、施設 管理に関す る業務に従 事する者		1 日について午前 8 時から午後 2 時45分までの間において 6 時間とす る。	休憩時間は 1 日について 45分とし、そ の時限は午後 0 時15分から 午後 1 時まで とする。	日曜日及び土 曜日とする。
教務部教職 員課に所属 する職員の うち、給食 調理に関す る業務に従 事する者	A	1 日について午前 8 時15分か ら午後 3 時までの間において 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 45分とし、そ の時限は午後 0 時15分から 午後 1 時まで とする。	日曜日及び土 曜日とする。
	B	1 日について午前 8 時30分か ら午後 3 時15分までの間におい て 6 時間とする。		
	C	1 日について午前 8 時45分か ら午後 3 時30分までの間におい て 6 時間とする。		
	D	1 日について午前 9 時から午 後 3 時45分までの間において 6 時間とする。		
教務部教職 員課に所属 する職員の うち、介助 に関する業 務に従事す る者		1 日について午前 7 時45分から午 後 2 時30分までの間において 6 時間 とする。	休憩時間は 1 日について 45分とし、そ の時限は午後 0 時15分から 午後 1 時まで とする。	日曜日及び土 曜日とする。
教務部学事 課に所属す る職員のう ち、就学援 助及び就学 奨励に関す る業務に従 事する者		1 日について午前10時から午後 5 時までの間において 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は正 午から午後 1 時までとする。	日曜日及び土 曜日とする。
子ども応援 委員会制度 担当部子ど も応援室に 所属する職 員のうち、 子ども応援 委員会の運 営に関する 業務に従事 する者	A	1 日について午前 8 時45分か ら午後 3 時45分までの間におい て 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は子 ども応援室長 が定める。	日曜日及び土 曜日とする。
	B	1 日について午前10時30分か ら午後 5 時30分までの間におい て 6 時間とする。		
	C	1 日について午後 2 時から午 後 9 時までの間において 6 時間 とする。		

指導部指導室に所属する職員のうち、グローバル・エデュケーション・センターに係る運営事業者の指導、監督、企画運営等に関する業務に従事する者	1日について午前8時45分から午後5時までの間において7時間30分とする。		休憩時間は1日について45分とし、その時限は指導室長が定める。	4週間を通じて12日とする。
指導部指導室に所属する職員のうち、幼児の言語発達に係る個別指導等に関する業務に従事する者	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。		休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	日曜日及び土曜日とする。
指導部指導室に所属する職員のうち、日本語教育及び国際理解教育の指導に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は指導室長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
指導部指導室に所属する職員のうち、初期日本語集中教室における指導及び企画に関する業務に従事する者	1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。		休憩時間は1日について1時間とし、その時限は指導室長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
指導部学校保健課に所属する職員のうち、中学校スクールランチの衛生及び管理に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は学校保健課長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		

指導部学校保健課に所属する職員のうち、学校給食費の未納徴収事務及び未納整理に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は学校保健課長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午後1時から午後8時までの間において6時間とする。		
生涯学習部生涯学習課に所属する職員のうち児童生徒の学校外スポーツ活動及び部活動についての専門的な指導、助言等に関する業務に従事する者		1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	日曜日及び土曜日並びに4週間を通じて4日とする。
生涯学習部生涯学習課に所属する職員のうち、部活動振興に関する業務に従事する者		1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	日曜日及び土曜日とする。

別表第3（第2条第4項関係）

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間の時限
A	午前7時45分から午後4時30分まで	正午から午後1時まで
B	午前8時15分から午後5時まで	正午から午後1時まで
C	午前9時15分から午後6時まで	正午から午後1時まで
D	午前9時45分から午後6時30分まで	正午から午後1時まで
E	午前7時45分から午後4時15分まで	正午から午後0時45分まで
F	午前8時15分から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
G	午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで
H	午前9時から午後5時30分まで	午後0時15分から午後1時まで
I	午前9時30分から午後6時まで	午後0時15分から午後1時まで

J	午前10時から午後 6 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

(名古屋市野外教育センター処務規則の一部改正)

第 2 条 名古屋市野外教育センター処務規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「次」を「別表第 1（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第 2）」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の 2 表を加える。

別表第 1（第 3 条関係）

職 員 の 団 体	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
副所長	A	1 日について午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 1 時間とする。	8 週間を通じて16日とする。
	B	1 日について午前 8 時30分から午後 5 時までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 45分とする。	
その他の職員	A	1 日について午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 1 時間とする。	8 週間を通じて16日とする。
	B	1 日について午後 0 時30分から午後 9 時15分までの間において 7 時間45分とする。		
	C	1 日について午前 8 時30分から午後 5 時までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 45分とする。	
	D	1 日について午後 0 時45分から午後 9 時15分までの間において 7 時間45分とする。		

別表第 2（第 3 条関係）

職 員 の 範 囲	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
稲武野外教育センター所長	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時30分までの間において 6 時間とする。		1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。
中津川野外教育センター所長	A	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時30分までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。
	B	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時15分までの間において 6 時間とする。	1 日について 45 分とする。	
稲武野外教育センター	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時30分までの間において 6 時間		1 日について 1 時間とす	4 週間を通じて 8 日とする。

に所属する職員のうち、 野外教育施設管理運営、 野外教育活動及び教科 に関する補助の業務に 従事する者	とする。	る。	

(名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部改正)

第 3 条 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項を次のように改める。

業務の性質上、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第 2 条第 3 項、第 3 条又は第 4 条第 1 項及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第 1 条第 1 項から第 4 項までの規定によることのできない再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。以下同じ。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限は、別表第 1 のとおりとする。

第 4 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項に規定する職員以外の」を「規則第 1 条第 2 項の規定の適用を受ける」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に次の 2 項を加える。

3 規則第 1 条第 3 項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表第 2 に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。

4 規則第 1 条第 4 項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の休憩時間の時限は、その者の勤務時間の割振りが午前 8 時45分から午後 3 時30分までの場合にあつては正午から午後 0 時45分まで、午前 9 時から午後 3 時45分までの場合にあつては午後 0 時15分から午後 1 時までとする。

附則の次に次の 2 表を加える。

別表第 1（第 4 条の 2 第 1 項関係）

職 員 の 範 囲	勤 務 時 間 の 割 振 り	休 憩 時 間 及びその時限	週 休 日
児童生徒及び保護者に対する教育相談及び集団適応指導に関する主任の業務に従事する者	1 日について午前 9 時 20 分から午後 4 時 5 分までの間において 6 時間とする。	1 日について 45 分とし、その時限は所長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
児童生徒及び保護者に対する教育相談及び集団適応指導に関する業務に従事する者	1 日について午前 9 時 20 分から午後 4 時 5 分までの間において 6 時間とする。	1 日について 45 分とし、その時限は所長が定める。	日曜日及び土曜日とする。
センターの管理運営に関する業務に従事する者	1 日について午前 8 時 45 分から午後 3 時 30 分までの間において 6 時間とする。	1 日について 45 分とし、その時限は所長が定める。	日曜日及び土曜日とする。

別表第 2（第 4 条の 2 第 3 項関係）

勤務 区分	勤 務 時 間 の 割 振 り	休 憩 時 間 の 時 限
A	午前 7 時 45 分から午後 4 時 30 分まで	正午から午後 1 時まで
B	午前 8 時 15 分から午後 5 時まで	正午から午後 1 時まで
C	午前 9 時 15 分から午後 6 時まで	正午から午後 1 時まで
D	午前 9 時 45 分から午後 6 時 30 分まで	正午から午後 1 時まで
E	午前 7 時 45 分から午後 4 時 15 分まで	正午から午後 0 時 45 分まで
F	午前 8 時 15 分から午後 4 時 45 分まで	正午から午後 0 時 45 分まで
G	午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで	正午から午後 0 時 45 分まで
H	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
I	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで
J	午前 10 時から午後 6 時 30 分まで	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで

(名古屋市学校事務センター規則の一部改正)

第 4 条 名古屋市学校事務センター規則（平成 29 年名古屋市教育委員会規則第

3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次」を「別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第5条関係）

職 員 の 団	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
所長、事務 支援係及び 給与係の職 員	A	1 日について午前 7 時45分 から午後 4 時15分までの間 において 7 時間45分とする。	1 日につい て45分とする。	日曜日及び土 曜日とする。
	B	1 日について午前 8 時15分 から午後 4 時45分までの間 において 7 時間45分とする。		
	C	1 日について午前 8 時45分 から午後 5 時15分までの間 において 7 時間45分とする。		
	D	1 日について午前 7 時45分 から午後 4 時30分までの間 において 7 時間45分とする。	1 日につい て1 時間とす る。	
	E	1 日について午前 8 時15分 から午後 5 時までの間にお いて 7 時間45分とする。		
	F	1 日について午前 8 時45分 から午後 5 時30分までの間 において 7 時間45分とする。		
	G	1 日について午前 9 時15分 から午後 6 時までの間にお いて 7 時間45分とする。		
	H	1 日について午前 9 時45分 から午後 6 時30分までの間 において 7 時間45分とする。		
主査（学校 事務改善）	1 日について午前 8 時15分 から午後 4 時45分までの間 において 7 時間45分とする。		1 日につい て45分とする。	日曜日及び土 曜日とする。

別表第2（第5条関係）

職 員 の 範 囲	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
学校事務に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時15分から午後4時30分までの間において7時間30分とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日並びに4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前8時30分から午後4時45分までの間において7時間30分とする。		

C	1日について午前8時45分から午後5時までの間において7時間30分とする。		
D	1日について午前9時から午後5時15分までの間において7時間30分とする。		
E	1日について午前8時15分から午後3時までの間において6時間とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
F	1日について午前8時30分から午後3時15分までの間において6時間とする。		
G	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。		
H	1日について午前9時から午後3時45分までの間において6時間とする。		

（上汐田教育集会所処務規則の一部改正）

第5条 上汐田教育集会所処務規則（平成30年名古屋市教育局規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「主査（上汐田教育集会所）」の次に「その他必要な職員」を加える。

第3条第1項中「主査」を「職員」に、「次」を「別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）」に改め、同項の表を削り、同条第2項及び第3項中「主査」を「職員」に改める。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

職員の 範囲	勤務時間		休憩時間	週休日
主査	A	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	月曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	

別表第2（第3条関係）

職員の 範囲	勤務時間		休憩時間	週休日

地域住民の教育・文化の向上に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について45分とする。	月曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午後2時15分から午後9時までの間において6時間とする。		

(名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部改正)

第6条 名古屋市見晴台考古資料館処務規則（昭和54年名古屋市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次」を「別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

職員の 範囲	勤務時間		休憩時間	週休日
全職員	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	

別表第2（第3条関係）

職員の 範囲	勤務時間		休憩時間	週休日
館長	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		

(名古屋市図書館処務規則の一部改正)

第7条 名古屋市図書館処務規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次」を「別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の2表を加える。

別表第 1 (第 6 条関係)

名 称	職員の 範 囲	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
中央 図 書 館	館長	A	1 日について午前 8 時45分 から午後 5 時30分までの間におい て 7 時間45分とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	日曜日及び 4 週間を通じ て 4 日とする。
		B	1 日について午前 9 時から午 後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日につい て45分とする。	
	副館長、 整理課長 及び庶務 係に勤務 する職員	A	1 日について午前 8 時45分 から午後 5 時30分までの間におい て 7 時間45分とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	1 週間につ いて 1 日及び 4 週間を通じ て 4 日とする。
		B	1 日について午前 9 時から午 後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日につい て45分とする。	
	奉仕課及 び整理課 情報シス テム係に 勤務する 職員	A	1 日について午前 8 時45分 から午後 5 時30分までの間におい て 7 時間45分とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	1 週間につ いて 1 日及び 4 週間を通じ て 4 日とする。
		B	1 日について午前10時30分 から午後 7 時15分までの間におい て 7 時間45分とする。		
		C	1 日について午前11時30分 から午後 8 時15分までの間におい て 7 時間45分とする。		
		D	1 日について午前 9 時から午 後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日につい て45分とする。	
		E	1 日について午前10時45分 から午後 7 時15分までの間におい て 7 時間45分とする。		
		F	1 日について午前11時45分 から午後 8 時15分までの間におい て 7 時間45分とする。		
	整理課収 集整理係 に勤務す る職員	A	1 日について午前 7 時45分 から午後 4 時30分までの間におい て 7 時間45分とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	日曜日及び 土曜日とする。
		B	1 日について午前 8 時15分 から午後 5 時までの間において 7 時間45分とする。		
		C	1 日について午前 8 時45分 から午後 5 時30分までの間におい て 7 時間45分とする。		
		D	1 日について午前 9 時15分 から午後 6 時までの間において 7 時間45分とする。		
		E	1 日について午前 9 時45分 から午後 6 時30分までの間におい て 7 時間45分とする。		

		F	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
		G	1日について午前9時30分から午後6時までの間において7時間45分とする。		
		H	1日について午前10時から午後6時30分までの間において7時間45分とする。		
分館	全職員	A	1日について午前8時30分から午後5時15分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	1週間について1日及び4週間を通じて4日とする。
		B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。		
		C	1日について午前10時30分から午後7時15分までの間において7時間45分とする。		
		D	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
		E	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。		
		F	1日について午前10時45分から午後7時15分までの間において7時間45分とする。		

別表第2（第6条関係）

名称	職員の範囲	勤務時間		休憩時間	週休日
中央図書館	図書館に配置されている知的障害者へのサポート等に関する業務に従事する者	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。		1日について1時間とする。	日曜日及び月曜日とする。
	中央図書館における奉仕調査に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
		B	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。		
		C	1日について午前10時15分から午後5時15分までの間において6時間とする。		

		D	1日について午後0時15分から午後7時15分までの間において6時間とする。		
		E	1日について午後1時15分から午後8時15分までの間において6時間とする。		
	中央図書館の管理運営に関する業務に従事する者		1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
分館	分館における奉仕調査に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
		B	1日について午前10時15分から午後5時15分までの間において6時間とする。		
		C	1日について午後0時15分から午後7時15分までの間において6時間とする。		
	分館の管理運営に関する業務に従事する者		1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。

(名古屋市博物館処務規則の一部改正)

第8条 名古屋市博物館処務規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次」を「別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第6条関係）

名 称	職員の 範 囲	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
博物館（分館を除く。）	副館長	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	1週間について1日及び4週間を通じて4日とする。
		B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
	その他の職員	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。

		B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
蓬左文庫	全職員	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
		B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
秀吉清正記念館	全職員 (第2条第4項の館長を除く。)	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
		B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	

別表第2 (第6条関係)

名称	職員の範囲	勤務時間	休憩時間	週休日
博物館（分館を除く。）	博物館に関する普及に関する業務に従事する者	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	日曜日、月曜日及び土曜日とする。
	博物館に関する調査研究に関する業務に従事する者	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて12日とする。
蓬左文庫	蓬左文庫資料の保存及び活用に関する業務に従事する者	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて12日とする。
	蓬左文庫の管理運営に関する業務に従事する者	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて12日とする。
秀吉清正記念館	秀吉清正記念館に関する調査研究に関する業務に従事する者	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて12日とする。

秀吉清正 記念館の 管理運営 に関する 業務に従 事する者	1 日について午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 7 時間30分とする。	1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて12日とする。

(名古屋市美術館処務規則の一部改正)

第 9 条 名古屋市美術館処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「次」を「別表第 1（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第 2）」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の 2 表を加える。

別表第 1（第 5 条関係）

職 員 の 団 体	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
副館長	A	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 1 時間とする。	1 週間について 1 日及び 4 週間を通じて 4 日とする。
	B	1 日について午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 45分とする。	
その他の職員	A	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。
	B	1 日について午前11時30分から午後 8 時15分までの間において 7 時間45分とする。		
	C	1 日について午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 45分とする。	
	D	1 日について午前11時45分から午後 8 時15分までの間において 7 時間45分とする。		

別表第 2（第 5 条関係）

職 員 の 団 体	勤 務 時 間	休 憩 時 間	週 休 日
美術館に関する調査研究及び情報提供に関する業務に従事する者	1 日について午前 8 時45分から午後 3 時45分までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。

(名古屋市科学館処務規則の一部改正)

第10条 名古屋市科学館処務規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次」を「別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第2）」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第6条関係）

職員の 範囲	勤務時間		休憩時間	週休日
副館長	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	1週間について1日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
	C	1日について午前11時15分から午後8時までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	
	D	1日について午前11時15分から午後7時45分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
	E	1日について午後0時15分から午後9時までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	
	F	1日について午後0時15分から午後8時45分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
その他の職員	A	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前9時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
	C	1日について午前11時15分から午後8時までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	
	D	1日について午前11時15分から午後7時45分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	
	E	1日について午後0時15分から午後9時までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	

	F	1 日について午後 0 時15分から午後 8 時45分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について45分とする。

別表第 2（第 6 条関係）

職 員 の 範 囲	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
科学館の管理運営に関する業務に従事する者	1 日について午前 9 時30分から午後 4 時30分までの間において 6 時間とする。		1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。
科学教育の普及及び振興のための指導、相談、助言等に関する業務に従事する者	1 日について午前 9 時30分から午後 4 時30分までの間において 6 時間とする。		1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。
科学館に関する調査研究及び情報提供に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 9 時30分から午後 4 時30分までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。
	B	1 日について午前10時から午後 5 時までの間において 6 時間とする。		
科学館における展示運営等に関する統括の業務に従事する者	1 日について午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 7 時間30分とする。		1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて12日とする。
科学館における展示運営等に関する補助の業務に従事する者	A	1 日について午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 7 時間30分とする。	1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて12日とする。
	B	1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	4 週間を通じて 8 日とする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 6 号

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則

名古屋市教育センター処務規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中 「学校情報化支援部」 を 「学校情報化支援部
事務係」 に改め、同条
主 査 (1) 」

第 2 項研修部の項第 1 号中「研究調査部」の次に「、学校情報化支援部」を加え、同項学校情報化支援部の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 情報教育等に関する研修の実施に関すること。

第 2 条第 2 項学校情報化支援部の項に次のように加える。

主査（個別最適化された学びに係る ICT 環境整備の推進）

(1) 個別最適化された学びに係る ICT 環境整備の推進に関すること。

第 3 条の 2 第 1 項を次のように改める。

業務の性質上、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第1条第1項から第4項までの規定によることができない再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。以下同じ。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限は、別表第1のとおりとする。

第3条の2第2項を削り、同条第3項中「前2項に規定する職員以外の」を「規則第1条第2項の規定の適用を受ける」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の2項を加える。

- 3 規則第1条第3項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表第2に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。
- 4 規則第1条第4項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の休憩時間の時限は、その者の勤務時間の割振りが午前8時45分から午後3時30分までの場合にあっては正午から午後0時45分まで、午前9時から午後3時45分までの場合にあっては午後0時15分から午後1時までとする。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第3条の2第1項関係）

職員の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間及びその時限	週休日
センター（分館を除く。）における庶務に関する業務に従事する者	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	日曜日及び土曜日とする。
学校復帰に係る教育相談及び家庭への支援に関する主任の業務に従事する者	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	日曜日及び土曜日とする。
学校復帰に	1日について午前9時から午後4時	休憩時間は	日曜日及び土

係る教育相談及び家庭への支援に関する業務に従事する者	までの間において6時間とする。		1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	曜日とする。
教職員並びに幼児、児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談に関する主任の業務に従事する者	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は午後1時から午後2時までとする。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	
	C	1日について午後1時から午後7時までの間において6時間とする。		
	D	1日について午前9時から午後5時までの間において7時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は午後1時から午後2時までとする。	
	E	1日について午前9時から午後5時までの間において7時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	
	F	1日について午前11時から午後7時までの間において7時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	
	G	1日について午前9時15分から午後0時15分までの間において3時間とする。		
教職員並びに幼児、児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談に関する	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は午後1時から午後2時までとする。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。

業務に従事する者	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。
	C	1日について午後1時から午後7時までの間において6時間とする。	
	D	1日について午前9時から午後5時までの間において7時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は午後1時から午後2時までとする。
	E	1日について午前9時から午後5時までの間において7時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。
	F	1日について午前11時から午後7時までの間において7時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。
	G	1日について午前9時15分から午後0時15分までの間において3時間とする。	
指導力向上を要する教員に対する指導に関する業務に従事する者		1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間30分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。 日曜日、月曜日及び土曜日とする。
教員免許状更新講習の企画、運営及び指導に関する主任の業務に従事する者	A	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。 4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間30分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。
	C	1日について午前9時から正午までの間において3時間とす	

		る。		
教員免許状更新講習の企画、運営及び指導に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 9 時30分から午後 4 時30分までの間において 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。	4 週間を通じて 8 日とする。
	B	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時45分までの間において 7 時間30分とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。	
	C	1 日について午前 9 時から正午までの間において 3 時間とする。		
特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談及び専門的な支援に関する主任の業務に従事する者		1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。	日曜日及び土曜日とする。
特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談及び専門的な支援の業務に従事する者		1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。	日曜日及び土曜日とする。
センターにおける技術的及び専門的な管理運営に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 8 時45分から午後 2 時45分までの間において 5 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。	4 週間を通じて 8 日とする。
	B	1 日について午後 0 時30分から午後 5 時30分までの間において 5 時間とする。		
	C	1 日について午後 4 時15分から午後 9 時15分までの間において 5 時間とする。		

	D	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時15分までの間において 7 時間30分とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。	
	E	1 日について午後 0 時45分から午後 9 時15分までの間において 7 時間30分とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は午後 4 時45分から午後 5 時45分までとする。	
	F	1 日について午前 8 時45分から午後 3 時45分までの間において 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。	
	G	1 日について午前10時から午後 5 時までの間において 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。	
名古屋市の教育資料及び教育に関わる事項の調査研究に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午前10時から午後 5 時までの間において 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は午後 1 時から午後 2 時までとする。	
図書の整備計画、管理及びレファレンスサービス並びに教育に関する情報の調査、収集及びデータベース作成に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午前10時から午後 5 時までの間において 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は午後 1 時から午後 2 時までとする。	

教師力フォローアップにおける教員に対する指導助言に関する主任の業務に従事する者		1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間30分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	日曜日、土曜日及び4週間を通じて4日とする。
教師力フォローアップにおける教員に対する指導助言に関する業務に従事する者		1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間30分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	日曜日、土曜日及び4週間を通じて4日とする。
センター（分館を除く。）における管理運営に関する業務に従事する者（主たる業務が施設の警守である者に限る。）	A	1日について午前8時15分から午後2時15分までの間において5時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後2時45分までの間において5時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	
	C	1日について午前11時15分から午後5時15分までの間において5時間とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は正午から午後1時までとする。	
	D	1日について午後1時から午後6時までの間において5時間とする。		
	E	1日について午後3時15分から午後8時15分までの間において5時間とする。		
	F	1日について午後4時15分から午後9時15分までの間において5時間とする。		
	G	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間30分とする。	休憩時間は1日について1時間とし、その時限は午前11時45分から午後0時45分までとする。	
		1日について午前8時45分か	休憩時間は	

	H	ら午後 5 時15分までの間において 7 時間30分とする。	1 日について 1 時間とし、 その時限は正 午から午後 1 時までとする。	
	I	1 日について午前 9 時30分 から午後 6 時までの間において 7 時間30分とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は正 午から午後 1 時までとする。	
	J	1 日について午前11時45分 から午後 8 時15分までの間におい て 7 時間30分とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は午 後 4 時から午 後 5 時までと する。	
	K	1 日について午後 0 時45分 から午後 9 時15分までの間におい て 7 時間30分とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は午 後 4 時から午 後 5 時までと する。	
	L	1 日について午後 1 時から午 後 9 時30分までの間において 7 時間30分とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は午 後 4 時15分 から午後 5 時15 分までとする。	
	M	1 日について午前 8 時45分 から午後 3 時45分までの間におい て 6 時間とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は正 午から午後 1 時までとする。	
センター （分館に限 る。）にお ける管理運 営に関する 業務に従事 する者	A	1 日について午前 8 時15分 から午後 1 時15分までの間におい て 5 時間とする。		4 週間を通じ て 8 日とする。
	B	1 日について午前 8 時45分 から午後 1 時45分までの間におい て 5 時間とする。		
	C	1 日について午後 0 時40分 から午後 5 時40分までの間におい て 5 時間とする。		
	D	1 日について午後 4 時20分 から午後 9 時20分までの間におい て 5 時間とする。		
		1 日について午前 8 時15分	休憩時間は	

	E	ら午後 4 時45分までの間において 7 時間30分とする。	1 日について 1 時間とし、 その時限は正 午から午後 1 時までとする。	
	F	1 日について午前 8 時45分か ら午後 5 時15分までの間におい て 7 時間30分とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は正 午から午後 1 時までとする。	
	G	1 日について午後 0 時50分か ら午後 9 時20分までの間におい て 7 時間30分とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は午 後 4 時 5 分か ら午後 5 時 5 分までとする。	
	H	1 日について午前 9 時から午 後 4 時までの間において 6 時間 とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は正 午から午後 1 時までとする。	
	I	1 日について午前10時から午 後 5 時までの間において 6 時間 とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は正 午から午後 1 時までとする。	
セン ター (分館を除く。)にお ける管理運 営に関する 業務に従事 する者(主 たる業務が 施設の警守 である者を 除く。)		1 日について午前 8 時45分から午後 3 時45分までの間において 6 時間とす る。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は正 午から午後 1 時までとする。	日曜日及び土 曜日とする。
情報教育の 推進に関す る事項の検 討、情報収 集、調査研 究、指導及 び助言に関 する業務に 従事する者		1 日について午前 8 時45分から午後 3 時45分までの間において 6 時間とす る。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、 その時限は正 午から午後 1 時までとする。	日曜日及び土 曜日とする。

別表第 2 (第 3 条の 2 第 3 項関係)

勤務 区分	勤 務 時 間 の 割 振 り	休 憩 時 間 の 時 限
A	午前 7 時45分から午後 4 時30分まで	正午から午後 1 時まで
B	午前 8 時15分から午後 5 時まで	正午から午後 1 時まで
C	午前 9 時15分から午後 6 時まで	正午から午後 1 時まで
D	午前 9 時45分から午後 6 時30分まで	正午から午後 1 時まで
E	午前 7 時45分から午後 4 時15分まで	正午から午後 0 時45分まで
F	午前 8 時15分から午後 4 時45分まで	正午から午後 0 時45分まで
G	午前 8 時45分から午後 5 時15分まで	正午から午後 0 時45分まで
H	午前 9 時から午後 5 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
I	午前 9 時30分から午後 6 時まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
J	午前10時から午後 6 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 7 号

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 2 号中「（スポーツ及びレクリエーションの振興のための事業を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 8 号

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会表彰規則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 4 号を削り、同条第 5 号を同条第 4 号とする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

教育長等専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 9 号

教育長等専決規則の一部を改正する規則

教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「基づき」の次に「スポーツ市民局長、」を加え、同項第13号を次のように改める。

(13) 教育委員会の附属機関及びこれに準ずる機関の委員を任命し、又は委嘱すること。

第 1 条第 1 項第15号中「請願」を「重要な請願」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第10号

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会会議規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「者は」の次に「、特に必要があると認められる場合には」を加える。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第11号

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立高等学校学則（平成11年名古屋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第20条第 1 項中「毎月」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月の」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、教育長が特別の事由があると認めるときは、別に定める日までに納付させることができるものとする。

第20条第 1 項に次の各号を加える。

- (1) 4 月から 6 月までの各月分の合計額 9 月
- (2) 7 月から 9 月までの各月分の合計額 10 月
- (3) 10 月から 12 月までの各月分の合計額 12 月
- (4) 1 月から 3 月までの各月分の合計額 1 月

第20条第 3 項中「中途入学者の授業料は入学許可と同時にその月分を納付し」を「5 月から翌年 1 月までの中途入学者の授業料は、第 1 項の規定により

納付するものとし、２月の中途入学者の授業料は、２月分及び３月分の合計額を、３月の中途入学者の授業料は、３月分を、それぞれ入学許可と同時に納付するものとし」に改め、同項ただし書を削る。

第24条中「ただし書」を削る。

別表名古屋市立北高等学校の項中「880 人」を「840 人」に改め、同表名古屋市立緑高等学校の項中「1,040 人」を「1,000 人」に改め、同表名古屋市立若宮商業高等学校の項中「160 人」を「120 人」に改める。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第12号

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋市立南養護学校の項中「259人」を「267人」に改め、同表名古屋市立天白養護学校の項中「94人」を「97人」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第13号

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則

名古屋市立幼稚園園則（平成14年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第20条中「に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる」を「の」に改める。

第21条第 1 項中「及び中欄」及び「それぞれ」を削る。

別表第 1 中

「

名古屋市立報徳幼稚園	85人	3	を

」

「

名古屋市立報徳幼稚園	60人	2	に、

」

「

名古屋市立はとり幼稚園	85人	3

を
」

「

名古屋市立はとり幼稚園	60人	2

に改
」

める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 （第20条、第21条関係）

預かり時間	利用料（日額）
3 時間まで	2 5 0円
6 時間まで	5 0 0円
8 時間まで	7 0 0円

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市学校施設使用規則及び名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第14号

名古屋市学校施設使用規則及び名古屋市学校施設開放に関する規
則の一部を改正する規則

(名古屋市学校施設使用規則の一部改正)

第 1 条 名古屋市学校施設使用規則（昭和25年名古屋市教育委員会規則第 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「格技場」を「武道場」に改める。

(名古屋市学校施設開放に関する規則の一部改正)

第 2 条 名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規
則第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「格技場」を「武道場」に改める。

別表第 1 スポーツ開放の表、別表第 2 スポーツ開放の表及び別表第 3 スポ
ーツ開放の表中「格技場」を「武道場」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市学校施設使用規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市学校施設使用規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第15号

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の
確保を図るための措置に関する規則

- 1 教育委員会は、教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号。以下「条例」という。）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）第3第1号に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第9条に定める日（代日休暇が与えられた日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）をいう。以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管

理を行う。

(1) 1 箇月について45時間

(2) 1 年について 360 時間

2 教育委員会は、教育職員が児童、生徒又は幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 箇月について 100 時間未満

(2) 1 年について 720 時間

(3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の 1 箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1 年のうち 1 箇月において時間外在校等時間が45時間を超える月数について 6 箇月

3 前 2 項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名教委訓令第2号

事 務 局
各 公 所

名古屋市教育委員会職員き章規程（昭和51年名教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

第3条第1項中「別記第1」を「別記」に改め、同条第2項を削る。

第5条第3項を削る。

別記第2を削り、別記第1を別記とし、同別記中「わく」を「枠」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市教育委員会職員き章規程の規定に基づいて貸与しているき章の取扱いについては、なお従前の例による。

名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成14年
名教委訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

第 1 条中「第 1 条第 3 項」を「第 1 条第 5 項」に、「及び休憩時間の時限」
を「、休憩時間の時限及び週休日」に改める。

第 2 条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条中「割振り」の次に
「及び週休日の特例」を加え、「別表」を「別表第 1（地方公務員法（昭和25
年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者にあ
っては、別表第 2）」に改める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 2 条関係）

学 校	職員の範囲	勤 務 時 間 の 割 振 り		週休日
小学校、中学 校及び特別支 援学校	教諭等	A	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時30 分までの間において 7 時間30分とする。	日曜日及 び土曜日並 びに 1 週間 について 2 日とする。
		B	1 日について午前 8 時から午後 4 時15分ま での間において 7 時間 30分とする。	

				C	1 日について午前 8 時30分から午後 4 時45 分までの間において 7 時間30分とする。	
事務職員				A	1 日について午前 8 時15分から午後 3 時までの間において 6 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
				B	1 日について午前 8 時から午後 2 時45分までの間において 6 時間とする。	
				C	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時15 分までの間において 6 時間とする。	
				D	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時30 分までの間において 7 時間30分とする。	日曜日及び土曜日並びに 1 週間について 1 日とする。
				E	1 日について午前 8 時から午後 4 時15分までの間において 7 時間 30分とする。	
				F	1 日について午前 8 時30分から午後 4 時45 分までの間において 7 時間30分とする。	
高 等	工業高等 学校及び	教 諭	全日制課 程及び定	A	1 日について午前 8 時30分から午後 4 時45	日曜日及び土曜日並

学 校	中央高等 学校	等	時制課程 (昼間)		分までの間において 7 時間30分とする。	びに 1 週間 について 2 日とする。
			に勤務す る者	B	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時ま での間において 7 時間 30分とする。	
			定時制課 程 (夜間) に勤務す る者	A	1 日について午後 1 時から午後 9 時15分ま での間において 7 時間 30分とする。	日曜日及 び土曜日並 びに 1 週間 について 2 日とする。
				B	1 日について午後 1 時15分から午後 9 時30 分までの間において 7 時間30分とする。	
			事務職員	A	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時15 分までの間において 6 時間とする。	日曜日及 び土曜日と する。
				B	1 日について午前 9 時から午後 3 時45分ま での間において 6 時間 とする。	
				C	1 日について午前 9 時45分から午後 4 時30 分までの間において 6 時間とする。	
				D	1 日について午前10 時15分から午後 5 時ま での間において 6 時間 とする。	

			E	1 日について午後 2 時20分から午後 9 時 5 分までの間において 6 時間とする。	
その他の 高等学校	教諭等		A	1 日について午前 8 時30分から午後 4 時45 分までの間において 7 時間30分とする。	日曜日及 び土曜日並 びに 1 週間 について 2 日とする。
			B	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時ま での間において 7 時間 30分とする。	
	事務職員		A	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時15 分までの間において 6 時間とする。	日曜日及 び土曜日と する。
			B	1 日について午前 9 時から午後 3 時45分ま での間において 6 時間 とする。	
			C	1 日について午前 9 時45分から午後 4 時30 分までの間において 6 時間とする。	
			D	1 日について午前10 時15分から午後 5 時ま での間において 6 時間 とする。	
幼稚園	教諭等			1 日について午前 8 時30 分から午後 3 時15分までの	日曜日及 び土曜日と

		間において6時間とする。	する。
備考			
1 教諭等とは、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び学校栄養職員をいう。 2 高等学校の教諭等が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振りは、この表にかかわらず、各職員について校長が定める。			

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

事 務 局
各 公 所

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

第 3 条に次の 1 号を加える。

(6) 学校職員 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園に勤務する職員（教職員を除き、臨時的任用職員及び非常勤の職員に限る。）をいう。

別表第 1 人事・服務関係の表中第12号を削り、同表第11号教育次長の欄中「所属員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同号を同表第12号とし、第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

9	教育次長等の職員 の勤務時間及び休暇に関する 条例第 5 条又は職員の勤務時間 及び休暇に関する条例施行規則 第 1 条第 3 項若しくは第 4 項	部長、鶴舞中央図書館長及び 所属課長等の職員の勤務時間 及び休暇に関する条例第 5 条 又は職員の勤務時間及び休暇に 関する条例施行規則	所属員（博物館副館長にあつ ては課長以上及び蓬左文庫長に 限り、美術館副館長等にあつて は課長以上に限る。）の職員の 勤務時間及び休	所属員の職員の勤務時間及び 休暇に関する条例第 5 条又は職 員の勤務時間及び休暇に関する 条例施行規則第 1 条第 3 項若し くは第 4 項の規

	の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。	第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。	暇に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。	定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。

別表第1 事業執行関係の表第4号課長の欄ただし書中「ただし、」の次に「別に定める場合を除き、」を加える。

別表第2 総務部長の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1	職員（再任用短時間勤務職員に限る。）の任免及び給与に関すること。ただし、教職員課長及び学校事務センター所長の代決権限に属するものを除く。

別表第2 総務課長の項を次のように改める。

総務課長	1	職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員に限る。）の任免及び給与に関すること。ただし、教職員課長及び学校事務センター所長の代決権限に属するものを除く。
	2	公務災害補償の手続に関すること。ただし、教職員並びに非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係るものを除く。
	3	職員（会計年度任用職員に限る。）の育児休業及び介

		護休暇の承認に関すること。ただし、教職員課長の代決権限に属するものを除く。
	4	職員に関する身分証明に関すること。ただし、教職員課長の代決権限に属するものを除く。
	5	職員及び職員であった者に関する各種証明に関すること。ただし、教職員課長の代決権限に属するものを除く。
	6	職員の扶養親族の認定、住居手当の支給認定、通勤手当（これに相当する費用弁償を含む。）の決定及び改定、単身赴任手当の支給認定並びに職員に対する児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関すること。ただし、学校事務センター所長の代決権限に属するものを除く。
	7	名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（平成16年名古屋市条例第22号）第7条第1項による職員の贈与等報告書の受理に関すること。

別表第2 教職員課長の項を次のように改める。

教職員課長	1	教職員（高等学校の事務職員を除き、臨時的任用の教職員及び非常勤の教職員に限る。）及び学校職員の任免及び給与（学校事務センター所長の代決権限に属するものを除く。）に関すること。
	2	教職員（高等学校の事務職員を除く。次号から第5号までにおいて同じ。）に係る公務災害補償の手続に関すること。
	3	教職員及び学校職員の育児休業及び介護休暇の承認に関すること。（会計年度任用職員に限る。）
	4	教職員及び学校職員に関する身分証明に関すること。
	5	教職員及び学校職員並びに教職員であった者及び学校職員であった者に関する各種証明に関すること。
	6	教職員の上級学校への受験及び入学の許可に関すること。

	7	名古屋市職員の倫理の保持に関する条例第7条第1項による教職員の贈与等報告書の受理に関すること。

別表第2 生涯学習課長の項第1号ただし書及びスポーツ振興課長の項を削り、同表学校事務センター所長の項第4号中「教職員の」を「教職員（高等学校の事務職員を除く。以下この項において同じ。）及び学校職員の」に改め、「通勤手当」の次に「（これに相当する費用弁償を含む。）」を加え、「教職員に」を「教職員及び学校職員に」に改め、同項第6号中「非常勤の教職員」の次に「並びに学校職員」を加える。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の教育次長以下代決規程の規定に基づく再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員の任用を行うために必要な手続その他の行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

名古屋市人事委員会達第2号

人事委員会事務局

事務局職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成23年名古屋市人事委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

名古屋市人事委員会委員長 細井 土夫

第1条中「第1条第3項」を「第1条第5項」に改める。

第2条第1項を削り、同条第2項中「第1条第1項又は第2項」を「第1条第1項から第3項まで」に改め、同項を同条とする。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

職員（次項及び第3項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、正午から午後1時までとする。

- 2 規則第1条第3項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。附則の次に次の別表を加える。

別表

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間の時限
A	午前 7 時45分から 午後 4 時15分まで	正午から 午後 0 時45分まで
B	午前 8 時15分から 午後 4 時45分まで	正午から 午後 0 時45分まで
C	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	正午から 午後 0 時45分まで
D	午前 9 時から 午後 5 時30分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
E	午前 9 時30分から 午後 6 時まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
F	午前10時から 午後 6 時30分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
G	午前 7 時45分から 午後 4 時30分まで	正午から 午後 1 時まで
H	午前 8 時15分から 午後 5 時まで	正午から 午後 1 時まで
I	午前 9 時15分から 午後 6 時まで	正午から 午後 1 時まで
J	午前 9 時45分から 午後 6 時30分まで	正午から 午後 1 時まで

附 則

この達は、公布の日から施行する。

名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 2年 3月30日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

名古屋市農業委員会規程第 1号

名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部を改正する規程

第 6条第 1項第 3号中「第 7号」を「第 8号」に、「第 6号」を「第 7号」に改め、同項第 6号を第 7号とし、第 7号を第 8号とし、同項第 5号の次に次の 1号を加える。

(6) 農地法施行規則第53条各号に関する通知書に関すること。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第9号

名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成12年名古屋市上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第2項収納取扱金融機関中「株式会社商工組合中央金庫」を削る。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 指定代理納付者の名称

- (1) イオンクレジットサービス株式会社
- (2) 株式会社クレディセゾン
- (3) 株式会社ジェーシービー
- (4) 株式会社ジャックス
- (5) 株式会社セディナ
- (6) トヨタファイナンス株式会社
- (7) 三井住友カード株式会社
- (8) 三菱UFJニコス株式会社
- (9) ユーシーカード株式会社

2 指定代理納付者に納入させる歳入

- (1) 名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号。以下「給水条例」という。）第23条に定める給水料
- (2) 名古屋市及び給水条例第1条各号に掲げる区域における公共下水道の使用料

3 指定代理納付者による納付の開始年月日

令和2年4月1日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第7号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

別表第1人事・服務関係の表第2号を次のように改める。

2	次長及び局に置く参事の旅行命令（海外旅行命令並びに在勤地及び附近地の出張命令を除く。以下同じ。）に関する事	本部長等の旅行命令に関する事。ただし、総務部安全衛生課（以下「安全衛生課」という。）又は総務部人材育成推進室（以下「人材育成推進室」という。）が所管する研修に係るものにあつては総務部長に、企画経理部情報システム課（以下「情報システム課」という。）が所管する研修に係るものにあ	課長等の旅行命令に関する事。ただし、安全衛生課又は人材育成推進室が所管する研修に係るものにあつては総務部長に、情報システム課が所管する研修に係るものにあつては企画経理部長に合議しなければならない。	所属員の旅行命令に関する事。ただし、安全衛生課が所管する研修に係るものにあつては総務部安全衛生課長（以下「安全衛生課長」という。）に、人材育成推進室が所管する研修に係るものにあつては総務部人材育成推進室長（以下「人材育成推進室長」という。）に、情報システム課が所管する研修に係

		っては企画経理部長に合議しなければならない。	るものにあつては企画経理部情報システム課長（以下「情報システム課長」という。）に合議しなければならない。

別表第1 財務関係の表本部長の欄第4号ただし書中「高度情報処理機器に係るものにあつては総務部長及び企画経理部長、」を削り、「企画経理部長及び」を「、企画経理部長及び」に改め、同表部長の欄第4号ただし書中「高度情報処理機器に係るものにあつては総務部長及び企画経理部長、」を削り、「企画経理部長及び」を「、企画経理部長及び」に改め、同表課公所長の欄第4号ただし書中「あつては情報システム課長及び経理課長」を「つては経理課長及び情報システム課長」に改め、同表第8号の2の2ただし書中「参事（契約監理）」を「参事（契約監理・内部統制担当）」に改め、別表第1 事業執行関係の表中

「

4 の 3		要綱等の改正に関すること。ただし、調査課長に合議しなければならない。	
4 の 4		行政手続法（平成5年法律第88号）及び行政手続条例（平成7年名古屋市条例第17号）に規定する審査基準、処分基準及び行政指導指針の改正に関すること。	

」

を

「

4 の 3		要綱及び要領並び に行政手続法（平成 5 年法律第88号）及 び名古屋市行政手続 条例（平成 7 年名古 屋市条例第17号）に 規定する審査基準、 処分基準及び行政指 導指針の制定及び改 廃に関すること。た だし、調査課長に合 議しなければならない。	
4 の 4	削除		

」

に改める。

別表第 3 主管課の欄第 1 号中「総務部安全衛生課（以下「安全衛生課」とい
う。）」を「安全衛生課」に改める。

別表第 4 人事・服務関係の表中

「

5		名古屋市上下水道 局電気主任技術者等 設置規程（平成29年 名古屋市上下水道局 管理規程第 2 号）第	

		3条第1項の規定による電気主任技術者の選任に関する事。 (総務部長)	
6		消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条第1項の規定による危険物保安監督者の選任に関する事。 (総務部長)	

」

を

「

5		名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程 (平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号) 第22条第1項各号のいずれかに掲げる職務に従事する職員の選任に関する事。 (総務部長)	
6	削除		

」

に改め、別表第4財務関係の表第9号ただし書を削り、同表第11号ただし書及び第12号ただし書中「情報システム課長及び経理課長」を「経理課長及び情報システム課長」に改め、同表第13号の2中「普通財産」を「公有財産」に改め、別表第4事業執行関係の表中

「

10 の 2		職員の服務及び給与に係る達、通達等の改正に関すること。（総務部長）	

」

を

「

10 の 2		MCA方式による業務用無線の免許の更新に関すること。（総務部長）	

」

に改め、同表第55号の2を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第8号

名古屋市上下水道局職員の名札着用に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第3条第2項中「前項」の次に「及び次項」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 職員は、第1項の規定にかかわらず、概ね縦56ミリメートル、横90ミリメートルの木片に、所属名及び姓名を表示した名札を使用することができる。

第5条第1項中「名札」の次に「(第3条第3項の名札を除く。以下同じ。)」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(購入等)

第8条 第3条第3項の名札は、その使用を希望する職員が、自己の負担で購入する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第9号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程及び名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

(名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条第3項中「前項本文」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間につき30時間又は33時間45分とする。

第3条に次の3項を加える。

5 第2項の規定により割り振られる勤務時間は午前8時45分から午後5時15分までの間における1日7時間30分、午前8時45分から午後4時30分までの間における1日6時間45分又は午前8時45分から午後3時45分まで若しくは午前9時から午後4時までの間における1日6時間とする。

6 局長は、次に掲げる事由に該当する職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間の割振りについて、始業及び終業の時刻について職員の申出を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第4項の規定にかかわらず、職員の申出を経て、

別表第1に定める勤務時間の割振りの間において1日7時間45分とすることができる。

(1) 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する場合

(2) 小学校に就学している子（前号に規定する子を除く。）のある職員が当該子を送迎するため、その住居以外の場所に赴く場合

(3) 職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母、父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子その他の2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護する場合

(4) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師等の指導を受けた場合

(5) 障害のある職員が勤務時間の割振りについて配慮を必要とする場合

(6) 傷病の治療等のため通院する場合で、勤務時間の割振りを変更することが相当であると認められる場合

(7) 前各号に掲げる場合のほか、局長が必要と認める場合

7 局長は、前項各号に掲げる事由に該当する再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りについて、始業及び終業の時刻について当該職員の申出を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第5項の規定にかかわらず、当該職員の申出を経て、別表第2に定める勤務時間のとおりとすることができる。

第5条第1項中「第3条第3項本文の規定の適用を受ける」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 第3条第6項の規定の適用を受ける職員及び同条第7項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の休憩時間は、前項の規定にかかわらず、それぞれ別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

第5条第3項を削る。

第9条の2第4項中「（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母、父母の配偶

者、子の配偶者、配偶者の子その他の２親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第13条中「１年」を「１年度」に、「５月以降」を「年度の途中」に、「なった」を「なり、又は任期が満了することにより退職することとなる」に、「その年」を「その年度」に改め、同条の表を次のように改める。

その者の当該年度における在職期間	日数
１月に達するまでの期間	２日
１月を超え２月に達するまでの期間	３日
２月を超え３月に達するまでの期間	６日
３月を超え４月に達するまでの期間	７日
４月を超え５月に達するまでの期間	８日
５月を超え６月に達するまでの期間	１１日
６月を超え７月に達するまでの期間	１２日
７月を超え８月に達するまでの期間	１３日
８月を超え９月に達するまでの期間	１６日
９月を超え１０月に達するまでの期間	１７日
１０月を超え１１月に達するまでの期間	１８日
１１月を超え１年未満の期間	２０日

第14条第１項中「その年次」を「その年度」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「第１項の」を「前項の」に、「第１項又は」を「同項又は」に、「第１項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「一の年次」を「当該年度（以下「当年度」という。）」に、「その年次」を「当年度」に改め、「利用しなかった日数」の次に「及び時間数」を、「ある」の次に「場合において、当年度から継続してその次の年度も在職する」を、「その日数」の次に「及びその時間数（１日当たりの正規の勤務時間数（以下「当年度時間数」という。）が次の年度と異なる場合においては、当年度時間数に次年度の正規の勤務時間数（１時間に満たない端数があるときは、１時間に切り上げる。第６項、次条第３項において同じ。）を当年度時間数で除して得た数を乗じて得た時間数（１時間未満の端数は、１時間に切り上げる。））」を加え、「当該年次」を「当年度」に、

「次の年次」を「次の年度」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「一の年次に」を「当該年度（以下「当年度」という。）に」に、「その年次」を「当年度」に、「一の年次を」を「当年度を」に、「当該年次」を「当年度」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項の「継続」には、退職した職員が、退職の日の属する月の翌月の末日までに再び職員となった場合を含むものとする。

第14条第6項中「前の年次」を「前の年度」に、「8時間」を「当該職員の1日当たりの正規の勤務時間」に改め、同条第7項中「前の年次」を「前の年度」に、「当該年次」を「当年度」に改める。

第15条第1項第5号中「別表」を「別表第3」に改め、同条第3項中「8時間」を「当該職員の1日当たりの正規の勤務時間」に改める。

第18条第2項中「1年」を「1年度」に改め、「年次及び」及び「、第2項」を削り、「前の年次」を「前の年度」に改める。

第19条第1項中「第14条第3項及び第4項」を「第14条第2項及び第3項」に改め、同条第2項中「年次の」を「年度の」に改める。

第20条第1項中「課」の次に「（室を含む。）」を加える。

附則第7項第1号中「出張」を「登庁時限を含めて出張」に改める。

附則に次の1項を加える。

9 第13条から第16条まで及び第18条の規定（以下「特定規定」という。）の適用については、この規程の適用を受けない者が本市に任用されていた期間に特定規定による休暇に相当する休暇がある場合は、当該休暇を特定規定により利用した休暇とみなす。

別表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間
1	午前7時45分から午後4時30分まで	正午から午後1時まで
2	午前8時15分から午後5時まで	正午から午後1時まで
3	午前9時15分から午後6時まで	正午から午後1時

		まで
4	午前 9 時45分から午後 6 時30分まで	正午から午後 1 時 まで
5	午前 7 時45分から午後 4 時15分まで	正午から午後 0 時 45分まで
6	午前 8 時15分から午後 4 時45分まで	正午から午後 0 時 45分まで
7	午前 8 時45分から午後 5 時15分まで	正午から午後 0 時 45分まで
8	午前 9 時から午後 5 時30分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
9	午前 9 時30分から午後 6 時まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
10	午前10時から午後 6 時30分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで

別表第 2（第 3 条関係）

勤務区分	正規の勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間
11	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	午前 8 時45分から 午後 5 時まで	正午から午後 0 時 45分まで
12	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	午前 9 時から午後 5 時15分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
13	午前 8 時45分から 午後 4 時30分まで	午前 8 時45分から 午後 4 時15分まで	正午から午後 0 時 45分まで
14	午前 8 時45分から 午後 4 時30分まで	午前 9 時から午後 4 時30分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
15	午前 8 時45分から 午後 3 時45分まで	午前 8 時45分から 午後 3 時30分まで	正午から午後 0 時 45分まで
16	午前 8 時45分から 午後 3 時45分まで	午前 9 時から午後 3 時45分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
17	午前 9 時から午後	午前 9 時から午後	正午から午後 0 時

	4 時まで	3 時45分まで	45分まで
18	午前 9 時から午後 4 時まで	午前 9 時15分から 午後 4 時まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで

(名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正)

第 2 条 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

- (1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難
- (2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避
- (3) 削除

第 2 条第10号中「第 9 条の 2 第 4 項」を「第 3 条第 6 項第 3 号」に改める。

第 3 条第 1 項第 4 号の 2 中「8 時間」を「当該職員の 1 日当たりの正規の勤務時間（1 時間に満たない端数があるときは、1 時間に切り上げる。以下同じ。）」に改め、同項第 5 号及び第 5 号の 3 中「8 時間」を「当該職員の 1 日当たりの正規の勤務時間」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 6 第 2 条各号の規定の適用については、勤務時間規程の適用を受けない者が本市に任用されていた期間に利用した同条各号の規定による職務に専念する義務の免除に相当する休暇又は職務に専念する義務を免除された期間（以下「休暇等の期間」という。）がある場合は、休暇等の期間を同条各号の規定により職務に専念する義務を免除された期間とみなす。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第10号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 任用及び任用期間（第3条—第8条）
- 第3章 勤務時間及び休暇等（第9条—第25条）
- 第4章 福利厚生（第26条—第31条）
- 第5章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務時間及び休暇その他就業に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規職員 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号。以下「勤務時間規程」とい

う。)第3条第1項の適用を受ける職員をいう。

(2) フルタイム勤務職員 会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第2号に規定する者をいう。

(3) 短時間勤務職員 会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第1号に規定する者をいう。

第2章 任用及び任用期間

(任用)

第3条 会計年度任用職員は、選考により上下水道局長（以下「局長」という。）が任用する。

(名称)

第4条 会計年度任用職員の個々の職の名称は、会計年度の文字を冠するものとし、別に定める。

(勤務条件の明示)

第5条 局長は、会計年度任用職員を採用するときは、勤務条件通知書（別記様式第1）を当該採用しようとする者に交付することにより勤務条件を明示しなければならない。

2 前項の交付を受けた者は、勤務条件確認書（別記様式第2）に署名押印をし、当該書類を遅滞なく局長に提出しなければならない。

第6条 法第22条の2第4項の規定により、会計年度任用職員の任期がその採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間に満たない場合に、当該期間の範囲内において、その任期を更新するときの勤務条件の明示については、前条の規定を準用する。

第7条 会計年度任用職員の勤務条件をやむを得ず任期中に変更する場合の勤務条件の明示については、当該職員の同意を得た上で、第5条の規定を準用する。

(任期)

第8条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で、当該職員に従事させようとする業務の遂行に必要な期間を考慮して適切に定めなければならない。

2 任期を更新するときの任期については、前項の規定を準用する。

第3章 勤務時間及び休暇等

(勤務時間)

第9条 フルタイム勤務職員の勤務時間及びその割振りについては、正規職員の例による。

- 2 短時間勤務職員の勤務時間及びその割振りについては、休憩時間を除き、1日当たり7時間30分及び1週間当たり37時間30分を超えない範囲内で、別に定める。

(週休日)

第10条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

(週休日の振替え)

第11条 局長は、会計年度任用職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第9条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること又は勤務日のうち半日勤務時間（同条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として別に定める半日に相当する勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 勤務時間規程第4条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「振替命令簿（当該様式に記載すべき事項を記録した電子情報（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）」とあるのは「振替命令簿」と読み替えるものとする。

(休憩時間)

第12条 1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8

時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に与える。

(時間外勤務)

第13条 公務のため臨時又は緊急の必要があるときは、局長は、正規の勤務時間を超えて、又は週休日に勤務させることができる。

(深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第14条 勤務時間規程第9条の2の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(休日)

第15条 勤務時間規程第10条の規定は、会計年度任用職員の休日について準用する。

(休暇)

第16条 会計年度任用職員の休暇は、代日休暇、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び臨時休暇とし、休暇を与えられた会計年度任用職員は、その勤務を免除される。

(代日休暇)

第17条 局長は、会計年度任用職員に対して、正規職員の例により代日休暇を与えることができる。

(年次休暇)

第18条 会計年度任用職員の年次休暇は、次の各号のいずれかに該当する者に限り与えるものとする。

(1) 1月以上の任期が定められている者

(2) 1月以上継続勤務した者（週以外の期間によって勤務日数が定められている短時間勤務職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。）

2 前項の規定により付与される会計年度任用職員の年次休暇の日数は、その者の任期及び1週間当たりの勤務日数に応じて次表のとおりとする。

任期	週の勤務 日数	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
	1 年間の 勤務日数	217日 以上	169日以上 216日以下	121日以上 168日以下	73日以上 120日以下	48日以上 72日以下

11月超12月以下	20日	16日	12日	8日	4日
10月超11月以下	18日	15日	11日	7日	4日
9月超10月以下	17日	13日	10日	7日	3日
8月超9月以下	15日	12日	9日	6日	3日
7月超8月以下	13日	11日	8日	5日	3日
6月超7月以下	12日	10日	7日	5日	2日
5月超6月以下	10日	8日	6日	4日	2日
4月超5月以下	8日	7日	5日	3日	2日
3月超4月以下	7日	5日	4日	3日	1日
2月超3月以下	5日	4日	3日	2日	1日
1月超2月以下	3日	3日	2日	1日	1日
1月	2日	1日	1日	1日	0日

3 前項の規定により与える年次休暇の日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定による年次有給休暇の日数に達しないときは、当該年次有給休暇の日数を、その者の年次休暇の日数とする。

4 勤務時間規程第14条の規定は、会計年度任用職員の年次休暇について準用する。

（特別休暇）

第19条 会計年度任用職員は、次に掲げる場合においては、局長の承認を得て、それぞれの場合について定める期間の特別休暇を受けることができる。

(1) 女性職員の出産の場合 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産後8週間を経過する日までの期間

(2) 女性職員が生理のため勤務が著しく困難である場合 1回につき2日以内

(3) 職員の結婚の場合 5日以内

(4) 忌引の場合 勤務時間規程別表第3に定める期間内において必要と認める期間

2 勤務時間規程第15条第2項から第5項までの規定は、会計年度任用職員の特別休暇について準用する。

（介護休暇）

第20条 会計年度任用職員は、次の各号のいずれにも該当する場合においては、要介護者（勤務時間規程第3条第6項第3号に規定する日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため局長が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合に、介護休暇を受けることができる。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である者

(2) 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない者

(3) 申出の時点において1週間当たりの勤務日数が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

（臨時休暇）

第21条 局長は、会計年度任用職員に対して、別に定めるところにより臨時休暇を与えることができる。

（職務に専念する義務の免除）

第22条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年名古屋市条例第8号）第2条第1号又は第2号に該当する場合のほか、同条第3号の規定により会計年度任用職員が職務に専念する義務を免除されることができる場合は、次の各号（会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日数が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、引き続き在職した期間が1年以上であるもの以外のものにあつては第8号を除く。）に掲げる場合とする。

(1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難

(2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上に

おける身体の危険の回避

- (3) 風水害、地震、火災その他の非常災害による会計年度任用職員の現住居の滅失、破壊又は浸水（これらの災害発生のおそれのある場合を含む。）
- (4) 子の保育
- (5) 傷病の療養
- (6) 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話
- (7) 要介護者の介護その他の世話
- (8) 要介護者の介護
- (9) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条又は第13条に規定する保健指導又は健康診査の受診
- (10) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師等の指導を受けた場合の通勤
- (11) 医師等の指導に基づき、妊娠中の女性職員が母体又は胎児の健康保持のため休養する場合の業務の一部休止
- (12) 選挙権その他公民としての権利の行使
- (13) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての国会、地方公共団体の議会、裁判所その他の官公署への出頭
- (14) その他局長が承認した事項

第23条 前条各号に規定する職務に専念する義務の免除の日数又は時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第3号の場合 引き続いて7日以内
- (2) 前条第4号の場合 子が生後満1年に達する日までの間において、1日を通じてそれぞれ30分以内の2回又は60分以内の1回で必要と認められる時間
- (3) 前条第5号の場合（公務傷病の療養の場合を除く。） 6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者のうち1週間の勤務日数が5日（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては1年間の勤務日数が217日以上）である者については一の年度につき75日以内、1週間の勤務日数が4日（週以外の期間によって勤務日数が定め

られている職員にあっては1年間の勤務日数が169日以上216日以下)である者については一の年度につき60日以内、1週間の勤務日数が3日(週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては1年間の勤務日数が121日以上168日以下)である者については一の年度につき45日以内、1週間の勤務日数が2日(週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては1年間の勤務日数が73日以上120日以下)である者については一の年度につき30日以内、1週間の勤務日数が1日(週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては1年間の勤務日数が48日以上72日以下)である者については一の年度につき15日以内、その他の会計年度任用職員のうち一の年度の勤務日数が121日以上である者については一の年度につき45日以内、一の年度の勤務日数が73日以上120日以下である者については一の年度につき30日以内、一の年度の勤務日数が48日以上72日以下である者については一の年度につき15日以内

- (4) 前条第5号の場合(公務傷病の場合に限る。) 局長が別に定める日数(1日の勤務時間の一部について職務に専念する義務を免除される場合にあっては、1日の職務に専念する義務を免除されるものとみなす。)
- (5) 前条第6号の場合 一の年度につき5日(養育する満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)以内(半日又は時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることが出来るものとし、時間単位で免除される場合にあっては、1日をもって当該職員の1日当たりの正規の勤務時間とする。)
- (6) 前条第7号の場合 一の年度につき5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)以内(半日又は時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることが出来るものとし、時間単位で免除される場合にあっては、1日をもって当該職員の1日当たりの正規の勤務時間とする。)
- (7) 前条第8号の場合 介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間又は要介護者のうち特別支援学校の小学部及び中学部(学校教育法(昭和22年法律第26号)第72条に規定する障害がある者で特別支援学校に在学しないもの)にあっては、小学校及び中学校)に在学する者の当該学校に在学する期間(当該要介護者に係る勤務時間規程第16条に規定する

介護休暇の期間と重複する期間を除く。) 内において、正規の勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間(1日の正規の勤務時間から5時間45分を減じて得た時間数が2時間を下回る場合は、当該減じて得た時間数(当該減じて得た時間数が負となる場合は、0))以内でそれぞれ必要とされる時間

(8) 前条第9号の場合 妊娠6月(1月は28日として計算する。以下この号において同じ。)までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)各々1回につき必要と認められる時間

(9) 前条第10号の場合 正規の勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて1時間以内でそれぞれ必要とされる時間

2 局長が特に必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、職務に専念する義務の免除の日数を延長し、又は一定の期限でこれを分割することができる。

3 前2項に規定する日数には、週休日を含まないものとし、休日、休暇及び他の事由による職務に専念する義務の免除の日を含むものとする。ただし、前条第5号の場合は休暇及び他の事由による職務に専念する義務の免除の日を含まないものとする。

4 職務に専念する義務を免除される日の直前に引き続いて休日、休暇及び他の事由による職務に専念する義務の免除の日がある場合には、前項の規定にかかわらず、これらの日は、第1項に規定する日数に含めないものとする。

(出勤簿)

第24条 会計年度任用職員は、勤務場所に出勤した場合には、直ちに所属する課(室を含む。)又は公所の長が指示する場所において備付けの出勤簿に自ら印を押さなければならない。

2 勤務時間規程第20条、第21条及び附則第7項の規定は、前項の場合について準用する。

(休暇等の請求手続)

第25条 勤務時間規程第22条第1項第1号から第3号まで、第3項及び第4項

並びに名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号。以下「職免規程」という。）第4条から第7条までの規定は、会計年度任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について準用する。この場合において、勤務時間規程第22条第1項第1号から第3号まで及び第3項中「休暇簿（当該様式に記載すべき事項を記録した電子情報を含む。）」とあるのは「休暇簿」と、職免規程第4条中「職務専念義務免除承認簿（当該様式に記載すべき事項を記録した電子情報（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる情報であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」とあるのは「職務専念義務免除承認簿（）」と読み替えるものとする。

第4章 福利厚生

（被服の貸与）

第26条 会計年度任用職員に対する被服の貸与については、別に定めるところによる。

（公務災害補償及び休業補償）

第27条 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

2 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合における給与の全部又は一部を得ることのできない期間のうち、前項の補償を受けることができる期間以外の期間については、別に定めるところにより休業補償を行う。

3 前2項の規定にかかわらず、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の適用を受ける会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害の補償については、同法の定めるところによる。

（健康保険）

第28条 会計年度任用職員の健康保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152

号)の適用を受ける会計年度任用職員については、同法の定めるところにより共済組合に加入するものとする。

(雇用保険)

第29条 会計年度任用職員の雇用保険の適用については、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、職員退職手当条例(昭和31年名古屋市条例第20号)の適用を受ける会計年度任用職員については、雇用保険に加入しないものとする。

(厚生年金保険)

第30条 会計年度任用職員の厚生年金保険の適用については、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員等共済組合法の適用を受ける会計年度任用職員については、同法の定めるところにより共済組合に加入するものとする。

(安全衛生管理)

第31条 会計年度任用職員の安全及び衛生の管理については、正規職員の例による。

第5章 雑則

(委任)

第32条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(名古屋市上下水道局非常勤職員就業規程及び育児休業職員の代替として雇用する臨時的任用職員の雇用期間等に係る名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の特例を定める規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 名古屋市上下水道局非常勤職員就業規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第26号)

(2) 育児休業職員の代替として雇用する臨時的任用職員の雇用期間等に係る
名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の特例を定める規程（平成12
年名古屋市上下水道局管理規程第28号）

（本市に任用されていた期間の休暇等の取扱い）

- 3 第17条から第23条までの規定（以下「特定規定」という。）の適用については、この規程の適用を受けない職員が本市に任用されていた期間に利用した特定規定に相当する休暇又は職務に専念する義務を免除された期間（以下「休暇等」という。）がある場合は、休暇等をこの規程に基づく休暇又は職務に専念する義務の免除とみなす。

（職員分限条例の施行に関する規程の一部改正）

- 4 職員分限条例の施行に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「休職した職員」の次に「（同法第22条の2第1項各号に掲げる者を除く。）」を加える。

第3条中「第2条第1項第8号」を「第2条第8号」に改める。

勤務条件通知書

			年 月 日
様			名古屋市上下水道局長
職名	(会計年度)		
任用期間	(年 月 日～ 年 月 日, 又は被代替職員が復職するとき) ※ 任用の更新はありません。		
勤務場所			
従事すべき業務の内容			
勤務時間、休憩時間、超過勤務の有無に関する事項	週あたりの勤務時間	(時間 分)	
	勤務時間	(時 分～ 時 分)	
	休憩時間	(時 分～ 時 分 (分), 無)	
	超過勤務の有無	(有, 無)	
週休日・休日	週休日	(毎週 曜日, 月 日)	
	休日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（ただし、当該休日が週休日に当たるときは、別に定める日）	
休暇・職免	年次休暇	付与時期	(任用されたとき, 1月以上継続勤務したとき)
		付与日数	(日, 任期及び週あたりの勤務時間による)
		時間単位休暇	(5日分を上限として、1日を 時間に分割)
	代日休暇		有
	その他の休暇	有給	生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇
		無給	産前産後休暇、介護休暇
	職務に専念する義務の免除	有給	- 風水震災火災その他の非常災害による交通途絶の場合 - その他の事由による交通機関等の途絶の場合 - 風水震災火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 - 公務外傷病の療養の場合 - 満9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合 - 要介護者の介護その他の世話の場合 - 妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 - 選挙権その他公民としての権利の行使の場合 - 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合
		無給	- 満1歳までの子の保育の場合 - 公務上傷病の療養の場合 - 要介護者の介護の場合 - 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 - 妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 - 骨髄バンク事業への協力の場合

給与（給料・手当）	給料	（月額，月額，時間給 円）
	地域手当	（月額，月額，時間給 円）
	通勤手当	通勤経路及び通勤方法による （※通勤経路及び通勤方法により、6か月定期券代の支給となる場合があります。）
	特殊勤務手当	対象業務に従事した場合に1回60円～1,500円
	夜勤手当の支給割合	100分の25
	超過勤務手当の支給割合	週休日・休日 100分の135
		それ以外 100分の125（正規の勤務時間と合わせて7時間45分までは、100分の100）
		※ 午後10時～翌日の午前5時の間は、それぞれの割合に100分の25を加算
	締切日	毎月末日
	支給日	（当月17日。ただし、超過勤務手当（、特殊勤務手当）の支給日は、翌月17日，翌月17日） ※ 当該日が休日等であるときは、16日～19日。
	支払方法	銀行振込
	支払時の控除	（有（厚生会費，親睦会費，組合費），無）
	昇給	無
	期末手当	（有（6月，12月），無）
	退職手当	（有，無）
退職に関する事項	自己都合退職の手続き	退職する14日以上前に届け出ること
	懲戒免職	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項による
社会保険等	社会保険の適用	（全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）・厚生年金，共済組合，無）
	雇用保険の適用	（有，無）

※ 以上のほかは、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の運用について（令和2年局長通達第17号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の運用について（令和2年局長通達第19号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の運用について（平成12年局長通達第36号）その他関係規程のとおりとする。

なお、勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、改正後の条例等の勤務条件が適用される。

勤務条件確認書

			年 月 日
様 名古屋市上下水道局長			
職名	(会計年度)		
任用期間	(年 月 日～ 年 月 日, 又は被代替職員が復職するとき) ※ 任用の更新はありません。		
勤務場所			
従事すべき業務の内容			
勤務時間、休憩時間、超過勤務の有無に関する事項	週あたりの勤務時間	(時間 分)	
	勤務時間	(時 分～ 時 分)	
	休憩時間	(時 分～ 時 分 (分), 無)	
	超過勤務の有無	(有, 無)	
週休日・休日	週休日	(毎週 曜日, 月 日)	
	休 日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（ただし、当該休日が週休日に当たるときは、別に定める日）	
休暇・職免	年次休暇	付与時期	(任用されたとき, 1月以上継続勤務したとき)
		付与日数	(日, 任期及び週あたりの勤務時間による)
		時間単位休暇	(5日分を上限として、1日を 時間に分割)
	代日休暇		有
	その他の休暇	有給	生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇
		無給	産前産後休暇、介護休暇
	職務に専念する義務の免除	有給	- 風水震災火災その他の非常災害による交通途絶の場合 - その他の事由による交通機関等の途絶の場合 - 風水震災火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 - 公務外傷病の療養の場合 - 満9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合 - 要介護者の介護その他の世話の場合 - 妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 - 選挙権その他公民としての権利の行使の場合 - 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合
		無給	- 満1歳までの子の保育の場合 - 公務上傷病の療養の場合 - 要介護者の介護の場合 - 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 - 妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 - 骨髄バンク事業への協力の場合

給与（給料・手当）	給料	（月額，月額，時間給 円）
	地域手当	（月額，月額，時間給 円）
	通勤手当	通勤経路及び通勤方法による （※通勤経路及び通勤方法により、6か月定期券代の支給となる場合があります。）
	特殊勤務手当	対象業務に従事した場合に1回60円～1,500円
	夜勤手当の支給割合	100分の25
	超過勤務手当の支給割合	週休日・休日 100分の135
		それ以外 100分の125（正規の勤務時間と合わせて7時間45分までは、100分の100）
		※ 午後10時～翌日の午前5時の間は、それぞれの割合に100分の25を加算
	締切日	毎月末日
	支給日	（当月17日。ただし、超過勤務手当（、特殊勤務手当）の支給日は、翌月17日，翌月17日） ※ 当該日が休日等であるときは、16日～19日。
	支払方法	銀行振込
	支払時の控除	（有（厚生会費，親睦会費，組合費），無）
	昇給	無
	期末手当	（有（6月，12月），無）
	退職手当	（有，無）
退職に関する事項	自己都合退職の手続き	退職する14日以上前に届け出ること
	懲戒免職	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項による
社会保険等	社会保険の適用	（全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）・厚生年金，共済組合，無）
	雇用保険の適用	（有，無）

※ 以上のほかは、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の運用について（令和2年局長通達第17号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の運用について（令和2年局長通達第19号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の運用について（平成12年局長通達第36号）その他関係規程のとおりとする。

なお、勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、改正後の条例等の勤務条件が適用される。

上記勤務条件について確認しました。

年 月 日

署名（自署）

印

名古屋市上下水道局管理規程第11号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市上下水道局に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給料及び手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規職員 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号。以下「会計年度勤務時間規程」という。）第2条第1号に規定する者
- (2) フルタイム勤務職員 会計年度勤務時間規程第2条第2号に規定する者
- (3) 短時間勤務職員 会計年度勤務時間規程第2条第3号に規定する者
- (4) 月額制短時間勤務職員 給料を月額で定める短時間勤務職員
- (5) 時給制短時間勤務職員 給料を時給で定める短時間勤務職員
- (6) 企業職給料表（保健師） 別表第1で定める給料表

(フルタイム勤務職員の初任給)

第3条 新たにフルタイム勤務職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の直近上位の額の号給（第5

号に掲げる職員にあっては、同号に掲げる号給) を超えない範囲内において、次条の規定により決定する。

- (1) 企画調整等又は組織管理運営を伴う補助的業務を行う者 224,310円
- (2) 市民対応業務等の補助的業務又は専門資格を要する補助的業務を行う者 210,750円
- (3) 内部事務等の補助的業務を行う者 186,980円
- (4) 技能労務業務の補助的業務を行う者 173,583円
- (5) 簡易な補助的業務を行う者 1号給

第4条 フルタイム勤務職員は別表第2に掲げる職にある者とし、その者の初任給は、同表に掲げる職欄に対応する号給欄に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる職欄に対応する学歴欄に定める学歴を取得したとき（当該学歴を取得していない者にあっては、当該学歴を取得したと上下水道局長（以下「局長」という。）がみなすとき）からフルタイム勤務職員として採用されるまでの経過年数（以下「経験年数」という。）を有するフルタイム勤務職員（前条第5号に規定する者を除く。）については、その者の受けるべき別表第2に掲げる号給の号数に経験年数（その年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって同表の号給欄の号給とする。

（短時間勤務職員の初任給）

第5条 月額制短時間勤務職員の初任給は、その者が新たにフルタイム勤務職員となったとしたならば決定される初任給に相当する額に算出率（当該月額制短時間勤務職員の正規の勤務時間を、正規職員の正規の勤務時間で除して得た数をいう。）を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、局長は、職務の性質その他の理由により同項の規定による方法で定める初任給により難しい月額制短時間勤務職員を採用する場合には、勤務1時間当たり4,348円を超えない範囲内で、初任給を定めることができる。

- 3 時給制短時間勤務職員の給料は、当該時給制短時間勤務職員が現に勤務した時間数に応じて支給するものとし、その1時間当たりの給料は、873円と

する。

（手当の支給）

第6条 会計年度任用職員には、前条までに定める給料に加え、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当を支給する。

2 前項の規定により支給する手当の額は、正規職員の例により支給する。ただし、短時間勤務職員に通勤手当及び超過勤務手当を支給する場合は、短時間勤務職員の正規の勤務時間を考慮して、別に定める。

（期末手当）

第7条 会計年度任用職員（別に定める者に限る。）には、期末手当を支給する。

2 前項の規定により支給する期末手当の額は、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）第36条、第39条及び第40条の規定を準用して算定する。

（給与の支給）

第8条 月の初日以外の日には会計年度任用職員となった者には、その日から給与（期末手当を除く。以下この条及び次条において同じ。）を支給する。

2 会計年度任用職員が退職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日までの給与を支給する。

3 前2項の規定により給与を支給する場合（時給制短時間勤務職員に支給する場合を除く。）における給与の支給額は、その月の現日数から勤務時間を割り振らない日の日数を減じて得た日数を基礎として日割によって計算した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（給与の減額）

第9条 会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて特に承認があった場合（別に定める場合を除く。）を除くほか、別に定めるところにより、その勤務しない期間につき給与を減額するものとする。

（旅費）

第10条 会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、

旅費を支給するものとする。

- 2 前項の規定により短時間勤務職員に旅費を支給する場合は、支給する旅費の額を名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を準用して算定する。
- 3 会計年度任用職員の旅費を支給する際の職務の級は、1級（第3条第1号に規定する者にあつては、2級）とする。

（給与の支払）

第11条 この規程に基づく給与は、現金で支払うものとする。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、給与の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

- 2 給与の計算期間及び当該期間ごとの給与の支給日は、別に定める。

（災害補償との関係）

第12条 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない会計年度任用職員には、その勤務することができない期間中、期末手当を除き、この規程に定める給与は支給しない。

（委任）

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日から令和3年3月31日までの間における第4条第1項の規定の適用については、別表第2中「企業職給料表（保健師）」とあるのは、「附則別表」と読み替えるものとする。
- 3 施行日から令和5年3月31日までの間における会計年度任用職員（第3条第5号に規定する者を除く。）の給料の額については、第3条、第4条及び

第5条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、給料及びこれに対する地域手当に施行日から令和3年3月31日までの間は10分の22、同年4月1日から令和5年3月31日までの間は10分の19を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額とする。ただし、第6条第1項に規定する手当（超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当を除く。）及び第7条第1項に規定する期末手当の額の算定の基礎となる給料の額は、第3条、第4条及び第5条の規定により定められる額とする。

- 4 第3条第5号に規定する者には、第7条の規定にかかわらず、令和2年6月1日に在職する者に対して支給される期末手当を支給しない。

（会計年度任用勤務職員の給料及び地域手当の額の特例）

- 5 会計年度任用職員のうち、勤務1時間当たりの給料及び地域手当の合計額（以下「合計額」という。）が当該職員に適用される最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に達しない者の給料は、当分の間、第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を合計額が下回らないよう、調整することができる。

- 6 別表第2第1号の職にある者の初任給（令和2年度に限る。）は、第3条及び第4条の規定にかかわらず別に定める。

附則別表

企業職給料表（保健師）

号	職務の級	1 級	2 級
	給	給料月額	給料月額
		円	円
1		150,900	157,300
2		152,100	158,500
3		153,200	159,700
4		154,300	160,900
5		155,400	162,000
6		156,900	163,700
7		158,400	165,300
8		159,900	166,900
9		161,300	168,500
10		163,100	171,500
11		164,900	174,500
12		166,700	177,400
13		168,500	180,300
14		171,500	182,000
15		174,500	183,600
16		177,400	185,200
17		180,300	186,800
18		181,900	188,400
19		183,500	190,000
20		185,000	191,600
21		186,500	193,200
22		187,500	194,800
23		188,500	196,400
24		189,500	198,000
25		190,400	199,600

26	191,400	201,200
27	192,400	202,800
28	193,400	204,400
29	194,300	206,000
30	195,300	207,600
31	196,300	209,200
32	197,300	210,800
33	198,200	212,400
34	199,200	214,000
35	200,200	215,600
36	201,200	217,200
37	202,100	218,800
38	203,100	220,400
39	204,100	222,000
40	205,100	223,600
41	206,000	225,200
42	207,000	226,800
43	208,000	228,400
44	208,900	230,000
45	209,800	231,600
46	210,800	233,200
47	211,800	234,800
48	212,700	236,400
49	213,600	238,000
50	214,600	239,600
51	215,600	241,200
52	216,500	242,800
53	217,400	244,400

54	218,300	246,000
55	219,100	247,600
56	219,900	249,200
57	220,700	250,800
58	221,500	252,400
59	222,300	254,000
60	223,100	255,600
61	223,900	257,200
62	224,700	258,800
63	225,500	260,400
64	226,300	262,000
65	227,100	263,500
66	227,900	264,500
67	228,700	265,500
68	229,500	266,500
69	230,200	267,400
70	231,000	268,400
71	231,800	269,400
72	232,600	270,400
73	233,300	271,300
74	233,900	272,200
75	234,500	273,100
76	235,000	274,000
77	235,500	274,900
78	236,000	275,800
79	236,500	276,700
80	236,900	277,500
81	237,300	278,300

82	237,800	279,200
83	238,200	280,100
84	238,600	280,900
85	239,000	281,700
86	239,500	282,500
87	239,900	283,300
88	240,300	284,100
89	240,700	284,800
90		285,500
91		286,200
92		286,900
93		287,500
94		288,200
95		288,900
96		289,600
97		290,200
98		290,900
99		291,600
100		292,200
101		292,800
102		293,300
103		293,800
104		294,300
105		294,700
106		295,100
107		295,500
108		295,900
109		296,300

110	296,700
111	297,100
112	297,500
113	297,900
114	298,300
115	298,700
116	299,100
117	299,500
118	299,900
119	300,300
120	300,700
121	301,100
122	301,500
123	301,900
124	302,300
125	302,600
126	303,000
127	303,400
128	303,700
129	304,000
130	304,400
131	304,800
132	305,200
133	305,500
134	305,900
135	306,300
136	306,600
137	306,900

別表第1（第2条関係）

企業職給料表（保健師）

号	職務の級	1 級	2 級
	給	給料月額	給料月額
		円	円
1		148,000	154,500
2		149,200	155,700
3		150,400	156,900
4		151,500	158,100
5		152,600	159,200
6		154,100	160,900
7		155,600	162,500
8		157,100	164,100
9		158,500	165,700
10		160,300	167,400
11		162,100	169,100
12		163,900	170,800
13		165,700	172,500
14		167,400	174,200
15		169,100	175,900
16		170,800	177,600
17		172,500	179,300
18		174,100	181,100
19		175,600	182,900
20		177,100	184,700
21		178,600	186,400
22		180,100	188,400
23		181,600	190,300
24		183,000	192,200
25		184,400	194,100

26	185,900	196,100
27	187,300	198,100
28	188,700	200,100
29	190,100	202,100
30	191,500	203,900
31	192,900	205,700
32	194,300	207,500
33	195,600	209,200
34	196,900	211,000
35	198,200	212,700
36	199,400	214,400
37	200,600	216,100
38	201,900	217,900
39	203,100	219,600
40	204,300	221,300
41	205,500	223,000
42	206,600	224,800
43	207,700	226,500
44	208,700	228,200
45	209,700	229,900
46	210,800	231,700
47	211,800	233,400
48	212,800	235,100
49	213,800	236,800
50	214,800	238,600
51	215,800	240,300
52	216,800	242,000
53	217,800	243,700

54	218,700	245,500
55	219,500	247,200
56	220,300	248,900
57	221,100	250,600
58	221,900	252,400
59	222,700	254,100
60	223,500	255,800
61	224,300	257,500
62	225,100	259,200
63	225,900	260,800
64	226,700	262,400
65	227,500	264,000
66	228,300	265,000
67	229,100	266,000
68	229,900	267,000
69	230,600	267,900
70	231,400	268,900
71	232,200	269,900
72	233,000	270,900
73	233,700	271,800
74	234,300	272,700
75	234,900	273,600
76	235,400	274,500
77	235,900	275,400
78	236,400	276,300
79	236,900	277,200
80	237,300	278,000
81	237,700	278,800

82	238,200	279,700
83	238,600	280,600
84	239,000	281,400
85	239,400	282,200
86	239,900	283,000
87	240,300	283,800
88	240,700	284,600
89	241,100	285,300
90		286,000
91		286,700
92		287,400
93		288,000
94		288,700
95		289,400
96		290,100
97		290,700
98		291,400
99		292,100
100		292,700
101		293,300
102		293,800
103		294,300
104		294,800
105		295,200
106		295,600
107		296,000
108		296,400
109		296,800

110	297,200
111	297,600
112	298,000
113	298,400
114	298,800
115	299,200
116	299,600
117	300,000
118	300,400
119	300,800
120	301,200
121	301,600
122	302,000
123	302,400
124	302,800
125	303,100
126	303,500
127	303,900
128	304,300
129	304,600
130	305,000
131	305,400
132	305,800
133	306,100
134	306,500
135	306,900
136	307,200
137	307,500

別表第 2（第 3 条関係）

番号	職	区分	学歴	号給
1	会計年度衛生 管理保健師	第 3 条第 2 号	短大 3 卒	企業職給料表（保健師）・ 1 級 3 号給

名古屋市上下水道局管理規程第12号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程及び名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

(名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第11項中「10分の8を乗じて得た額」を「当該再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第10条第2項中「いずれかに該当する扶養親族」の次に「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を、「6,500円」の次に「（企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの（以下「企8級以上職員」という。））にあつては、3,500円）」を加える。

第13条第1項及び第2項中「受けている職員」を「支給されている職員」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。ただし、第1号の場合は、第1項ただし書の規定を準用して改定する。

- (1) 扶養手当を支給されている職員に更に第11条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を支給されている職員の扶養親族で第11条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第11条第1項の規定による届出に係る

ものがある企 8 級以上職員が企 8 級以上職員以外の職員となった場合
(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第11条第 1 項の規定による届出に係る
ものがある職員で企 8 級以上職員以外のものが企 8 級以上職員となった
場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第11条第 1 項の規定による届出に係るものの
うち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

別表第 4 企業職給料表(3)級別基準職務表 6 級の項中「係長」の次に「又
は主査」を加える。

(名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改
正)

第 2 条 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平
成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第18条に見出しとして「（特別の場合の昇給等）」を付する。

第19条第 1 項中「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 施行日の前日に名古屋市上下水道局非常勤職員就業規程（平成12年名古屋
市上下水道局管理規程第26号）の適用を受ける非常勤職員として委嘱されて
いた者が、施行日に再任用職員に採用された場合においては、名古屋市上下
水道局職員の給与に関する規程別表第 3 中「213,300」とあるのは「
252,100」と、「264,200」とあるのは「269,200」と、「271,400」とある
のは「285,500」とし、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部
を改正する規程（平成26年名古屋市上下水道局管理規程第18号）附則別表中
「200,200」とあるのは「239,400」と、「251,200」とあるのは「256,500」
と、「258,000」とあるのは「272,800」と読み替えてこれらの規定を適用

する。

（名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

- 3 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第6条の2」を「第6条の2の2」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第13号

名古屋市上下水道局被服貸与規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第2条第1項ただし書中「当該貸与被服を着用し難いやむを得ない事由のある」を「別に定める」に改める。

第3条第2項を削る。

第5条の2中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第6条第1項及び第8条第2項中「第3条第2項、」を削る。

別表第1中

「

事務服	上衣	夏	2	3	3	6月1 日から 9月30 日まで	
		合	2	3	3	4月1 日から 5月31 日まで 及び10 月1日 から11 月30日 まで	

		冬	2	6 (4)	9	12月1 日から 翌年の 3月31 日まで	括弧書き は、業務 士の職に ある者に 適用す る。
	スカート	夏・ 合	2	4	3	4月1 日から 11月30 日まで	ズボン（ 夏・合） の貸与を 受ける者 を除く。
		冬	2	6	9	12月1 日から 翌年の 3月31 日まで	ズボン（ 冬）の貸 与を受け る者を除 く。
	ズボン	夏・ 合	2	4	3	4月1 日から 11月30 日まで	スカート （夏・ 合）の貸 与を受け る者を除 く。
		冬	2	6	9	12月1 日から 翌年の 3月31 日まで	スカート （冬）の 貸与を受 ける者を 除く。
作業服	上衣		1	4	3	10月1 日から 翌年の	料金課（ 利用促進 係に限

					5月31 日まで	る。)に 勤務する 者及び料 金課主査 (普及促 進担当) に限る。
	ズボン	1	4	3	10月1 日から 翌年の 5月31 日まで	
	ズボン (夏)	1	4	3	6月1 日から 9月30 日まで	
作業用 シャツ	半袖	1	4	3	7月1 日から 8月31 日まで	
	長袖 (甲)	2	4	3	5月1 日から 6月30 日まで 及び9 月1日 から10 月31日 まで	
	半外とう	1	6	9	12月1 日から 翌年の 3月31 日まで	

」

を
「

事務服	上衣	夏	2	3	3	6月1 日から 9月30 日まで	業務士の 職にある 者に限 る。
		合	2	3	3	4月1 日から 5月31 日まで 及び10 月1日 から11 月30日 まで	
		冬	2	4	9	12月1 日から 翌年の 3月31 日まで	
	スカート	夏・ 合	2	4	3	4月1 日から 11月30 日まで	業務士の 職にある 者に限 る。ただ し、ズボ ン（夏・ 合）の貸 与を受け る者を除 く。

		冬	2	6	9	12月1 日から 翌年の 3月31 日まで	業務士の 職にある 者に限 る。ただ し、ズボ ン（冬） の貸与を 受ける者 を除く。
	ズボン	夏・ 合	2	4	3	4月1 日から 11月30 日まで	業務士の 職にある 者に限 る。ただ し、スカ ート（夏 ・合）の 貸与を受 ける者を 除く。
		冬	2	6	9	12月1 日から 翌年の 3月31 日まで	業務士の 職にある 者に限 る。ただ し、スカ ート（ 冬）の貸 与を受け る者を除 く。
作業服	上衣		2	4	3	10月1	

					日から 翌年の 5月31 日まで	
	ズボン	2	4	3	10月1 日から 翌年の 5月31 日まで	
ズボン（夏）		2	4	3	6月1 日から 9月30 日まで	
作業用 シャツ	半袖	2	4	3	7月1 日から 8月31 日まで	
	長袖（甲）	2	3	3	5月1 日から 6月30 日まで 及び9 月1日 から10 月31日 まで	
半外とう		1	6	9	12月1 日から 翌年の 3月31	料金課（ 利用促進 係に限 る。）に

				日まで	勤務する 者及び料 金課主査 (普及促 進担当) に限る。

」

に、

「

ベルト	1	3	3		料金課（ 利用促進 係に限 る。）に 勤務する 者及び料 金課主査 (普及促 進担当) に限る。

」

を

「

ベルト	1	3	3		

」

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

種類		制式		
		地質	地色	形式
作業服	上衣	綿と合成繊維	紺色	ジャンパー型

			地		
		ズボン	綿と合成繊維 地	紺色	
		ズボン（夏）	綿と合成繊維 地	紺色	
事務服	上衣	夏	綿と合成繊維 地	空色	開襟型
		合	綿と合成繊維 地	空色	開襟型
		冬	合成繊維地	濃紺色	開襟型（ラグ ラン袖）
	スカー ト	夏 ・ 合	合成繊維地	濃紺色	ボックス型
		冬	合成繊維地	濃紺色	ボックス型
	ズボン	夏 ・ 合	合成繊維地	濃紺色	
		冬	合成繊維地	濃紺色	
	作業用シ ャツ	半袖	綿と合成繊維 維	空色	ジャンパー型
	長袖	甲	綿と合成繊維 地	紺色	カッター型
		甲 （ 不 燃 ）	綿	紺色	カッター型
		乙	綿と合成繊維 地	紺色	ハイネック型

布靴		白色	ひも付短靴
半外とう	合成繊維地	紺色	
防寒着	合成繊維地	青色	
作業靴下	綿	未ざらし	かかと付指なし
地下たび		黒色	
ベルト	布地	ねずみ色	バックル付サランバンド

備考

女性職員に貸与する作業服・上衣、作業服・ズボン、ズボン（夏）、作業用シャツ・半袖及び作業用シャツ・長袖（甲）に係る形式については、企画経理部長が別に指定するところに従い、女性用に仕立てられたものとする。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局被服貸与規程別表第１及び別表第２の規定は、同年３月以降に貸与される被服について適用する。

名古屋市上下水道局管理規程第14号

名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第44条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者の納付による収納）

第44条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者の納付による収納については、別に定めるところによる。
第45条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（名古屋市上下水道局公印規程の一部改正）

- 2 名古屋市上下水道局公印規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

別表出納員印・楷書の項を削る。

第1号様式から第4号様式までの様式備考を削る。

名古屋市上下水道局管理規程第15号

名古屋市上下水道局契約規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第12条第2項中「納付」の次に「し、入札保証金を納付したことを証する書面を受領」を加える。

第18条第1項中「に係る領収書」を「を納付したことを証する書面」に改める。

第46条を次のように改める。

（物件の売払いの場合の目的物の種類、品質又は数量に関する担保）

第46条 物件の売払いの契約にあっては、目的物の引渡し後は、当該目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合について、担保の責任を負わないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市上下水道局契約規程の規定は、施行日以後に締結される契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

名古屋市上下水道局管理規程第16号

名古屋市上下水道局公有財産規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第49号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第25条第1項中「普通財産借受申請書」を「公有財産借受申請書」に改める。
別記様式第1及び別記様式第3を次のように改める。

別記様式第 1 （第 9 条関係）

行政財産使用許可申請書 新規 変更 更新	
年 月 日	
(宛先) 名古屋市上下水道局長	
申請者 住 所	
フリガナ 氏 名 印 生年月日(年 月 日) (法人の場合は所在地、名称並びに代表者の氏名及び生年月日)	
裏面記載の事項を誓約し、下記のとおり行政財産の使用許可を申請します。	
記	
使用財産の種類又は名称	
所 在 地	
使 用 面 積 又 は 数 量	
使 用 期 間	
使用目的及び使用の態様	
そ の 他	
(連絡先)	

備考 1 この申請書は、3 部提出してください。

備考 2 位置図、平面図、構造図等の使用の概要がわかる図面をそれぞれに添えてください。

注) 使用許可により暴力団を利することとなると認めるときは、使用許可をせず、又は既になした使用許可の取消しをします。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

(裏面)

誓 約 事 項

申請にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴局が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

別記様式第3（第25条関係）

公有財産借受申請書 (新規) (変更) (更新)	
年 月 日	
(宛先) 名古屋市上下水道局長	
申請者 住 所	
フリガナ	
氏 名 ㊟	
生年月日 (年 月 日)	
(法人の場合は所在地、名称並びに代表者の氏名及び生年月日)	
裏面記載の事項を誓約し、下記のとおり公有財産の借受けを申し込みます。	
記	
借受財産の種類又は名称	
所 在 地	
使 用 面 積 又 は 数 量	
借 受 期 間	
使用目的及び使用の態様	
そ の 他	

注) 使用許可により暴力団を利することとなると認めるときは、使用許可をせず、又は既になした使用許可の取消しをします。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

(裏面)

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴局が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和２年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局公有財産規程の規定に基づき調製されている様式でなお残量のあるものは、改正後の名古屋市上下水道局公有財産規程（以下「改正後規程」という。）の規定にかかわらず、当分の間、改正後規程の様式の要件を満たすよう修正して使用することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第17号

名古屋市水道給水条例施行規程及び名古屋市下水道条例施行規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

(名古屋市水道給水条例施行規程の一部改正)

第1条 名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「方法」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法」を加える。

附則第1項中「（以下「発布日」という。）」を削る。

附則第4項中「名古屋市水道給水条例第28条」を「条例第28条」に改める。

附則第6項中「別に定める」を「自月の料金を名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例（平成25年名古屋市条例第67号）又は名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第17号）（以下「改正給水条例」という。）による改正前の条例の規定により計算し、至月の料金を改正給水条例による改正後の条例により計算する」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（その1）（第2条関係）

給水装置工事申込書（一般用）

年 月 日

（宛先）名古屋市上下水道局長

私（申込者）は、次に掲げる事項を誓約した上で、給水装置工事を申し込みます。

- （1） 本件工事及び本件給水装置に係る事項につき、利害関係人その他第三者から異議が発生した場合は、私（申込者）の責任で一切解決します。
- （2） 納期限を経過しても工事費が納入されない場合には、本件申込みを取り消されても異議を申し立てません。

装 置 種 別		専 ・ 共 ・ 消	受 付	年 月 日
水 栓 番 号		第 号		第 号
工 事 種 別		新設 ・ 改造 ・ 増設 ・ 撤去	摘 要	
装 置 住 所				
申 込 者	住所・電話	電話（ ） —		
	ふりがな			
	氏 名	㊞		

私（申込者）は、次の者を、本件工事に関する代理人として選任します。

※ 代理人を選任しない場合には、記入しないでください。

代 理 人	住所・電話	電話（ ） —
	ふりがな	
	氏 名	㊞
本件工事に係る費用の納入及び返還については、次の1又は2のうち、○を付したとおりとします。		
1 私（申込者）が処理します（代理人には処理させません。）。		
2 代理人に処理させます。ただし、次の各費用のうち、○を付したものに限りします。		
(1) 設計審査手数料 (2) 基本工事費 (3) 直接工事費 (4) メータ負担金		

（注） 1. 太枠内を記入してください。

2. この申込による給水装置工事には、名古屋市水道給水条例の適用があります。

第1号様式（その2）（第2条関係）

給水装置工事申込書(支管分岐新設用)

年 月 日

(宛先)名古屋市上下水道局長

私(申込者)は、次に掲げる事項を誓約した上で、給水装置工事(支管分岐工事)を申し込みます。

- (1) 本件工事及び本件給水装置に係る事項につき、利害関係人その他第三者から異議が発生した場合は、私(申込者)の責任で一切解決します。
- (2) 納期限を経過しても工事費が納入されない場合には、本件申込みを取り消されても異議を申し立てません。

装 置 種 別		専 ・ 共	受 付	年 月 日		
水 栓 番 号		第 号		第 号		
装 置 住 所		摘 要				
申 込 者	住所・電話				電話() —	
	ふりがな					
	氏 名				㊞	

私(申込者)は、次のとおり本管所有者の承諾を得ました。

承 諾 書	私(本管所有者)が所有する給水装置(専・共第 号)からの本件支管分岐工事を承諾します。	
	年 月 日	
	住 所 氏 名	㊞

私(申込者)は、次の者を、本件工事に関する代理人として選任します。

※ 代理人を選任しない場合には、記入しないでください。

代 理 人	住所・電話	電話() —
	ふりがな	
	氏 名	㊞
本件工事に係る費用の納入及び返還については、次の1又は2のうち、○を付したとおりとします。 1 私(申込者)が処理します(代理人には処理させません。) 2 代理人に処理させます。ただし、次の各費用のうち、○を付したものに限りです。 (1) 設計審査手数料 (2) 基本工事費 (3) 直接工事費		

(注) 1. 太枠内を記入してください。

2. この申込による給水装置工事には、名古屋市水道給水条例の適用があります。

第11号様式に注として次のように加える。

注 名古屋市水道給水条例が契約の内容となります。

(名古屋市下水道条例施行規程の一部改正)

第2条 名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

第30条に次の1項を加える。

6 前2項の規定にかかわらず、条例第17条第1項第2号に定める汚水排出量の算定に係る端数処理については、別に定めるところによる。

第36条第2項中「方法」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法」を加える。

第42条第2項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

附則第4条中「名古屋市下水道条例第19条」を「条例第19条」に改める。

附則第5条中「別に定める」を「算定期間の始めの月の下水道使用料を名古屋市下水道条例の一部を改正する条例（平成25年名古屋市条例第69号）又は名古屋市下水道条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第19号）（以下「改正下水道条例」という。）による改正前の条例の規定により計算し、算定期間の終わり月の下水道使用料を改正下水道条例による改正後の条例により計算する」に改める。

第7号様式注中「8 納期限が経過しても工事費が納入されない場合は、申請の取消しがなされたものとみなすことがあります。」を「8 納期限が経過しても工事費が納入されない場合は、申請の取消しがなされたものとみなすことがあります。 9 この申請による取付管築造工事には、名古屋市下水道条例の適用があります。」に改める。

第8号様式に注として次のように加える。

注 この申請による工事には、名古屋市下水道条例の適用があります。

第9号様式注に次のように加える。

注3 この申請による取付管築造工事には、名古屋市下水道条例の適用があります。

第12号様式を次のように改める。

[illegible]

注 複数の水栓番号が存在する場合には、すべて記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和２年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市水道給水条例施行規程又は名古屋市下水道条例施行規程の規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものは、この規程による改正後の名古屋市水道給水条例施行規程又は名古屋市下水道条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第18号

名古屋市上下水道局配水管施工士規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第3条第2項第1号中「実施する配水管技能者」を「主催する配水管工技能講習会（小口径管）又は配水管工技能講習会Ⅰを修了し、協会の耐震継手配水管技能者」に改め、同条第3項を削る。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

配水管技能者登録済報告書兼
配水管施工士登録申請書

登録証番号	
(フリガナ)	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	〒 自宅TEL ()
勤 務 先	
勤務先住所	〒 勤務先TEL ()

公益社団法人日本水道協会に耐震継手配水管技能者として、上記により登録したことを報告し、配水管施工士としての登録を申請します。また、これに併せて、配水管施工士登録講習の受講を申し込みます。

年 月 日

申請者 印

(宛先) 名古屋市上下水道局長

注 公益社団法人日本水道協会発行の配水管技能者登録証の写しを添付してください。

第2号様式（第8条関係）

配水管施工士登録事項変更届出書			
登録証番号			
(フリガナ)			
氏 名			
(フリガナ)		(フリガナ)	
新 氏 名		旧 氏 名	
新 住 所	〒 _____ 自宅TEL ()		
旧 住 所	〒 _____ 自宅TEL ()		
勤 務 先	前所属	退 社 年 月 日	
		商号又は名称 代表者名	
	新所属	入 社 年 月 日	
		商号又は名称 代表者名	
変 更 の 事 由			
配水管施工士の登録の際、申請した事項に上記のとおり変更が生じたので、 届け出ます。 年 月 日 申請者 _____ 印 (宛先) 名古屋市上下水道局長			

注 不要な語句・欄は、斜線で抹消してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和２年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局配水管施工士規程の規定に基づき調製されている様式でなお残量のあるものは、改正後の名古屋市上下水道局配水管施工士規程（以下「改正後規程」という。）の規定にかかわらず、当分の間、改正後規程の様式の要件を満たすよう修正して使用することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第19号

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第2条第3号中「本市に登録された」を「協会に登録され責任技術者証の交付を受けた」に改める。

第3条第4号エ中「第18条の規定」を「協会」に改める。

第4条第2項第3号中「（第3号様式）」の次に「及び協会から交付された責任技術者証の写し」を加える。

第12条から第14条までを次のように改める。

第12条から第14条まで 削除

第15条の見出しを「（責任技術者証の掲示）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条第3項から第5項までを削る。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第18条の見出しを「（協会への報告）」に改め、同条中「責任技術者の登録を取り消すことができる」を「協会に対しその事実を報告するものとする」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 協会の定める責任技術者の欠格条項に該当することが判明したとき。
- (2) 不正の手段により責任技術者として登録された又は責任技術者登録を受ける資格を得ていたことが判明したとき。
- (3) 第16条第2項の規定に違反したとき。
- (4) 排水設備工事上の行為について不正があったとき。

第19条から第21条までを次のように改める。

第19条から第21条まで 削除

第23条第3号を削る。

第8号様式注2中「、登記事項証明書及び指定排水設備工事店証（代表者の異動があった場合に限りです。）」を「及び登記事項証明書」に改め、「責任技術者名簿（第3号様式）」の次に「及び責任技術者証の写し（責任技術者証の写しは責任技術者を採用した場合に限りです。）」を加える。

第10号様式から第14号様式までを次のように改める。

第10号様式から第14号様式まで 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（以下「改正前規程」という。）第2条第3号の責任技術者である者（以下「旧責任技術者」という。）又は愛知県内のいずれかの市町村（本市を除く。）から責任技術者に相当する者として登録を受けている者（以下「市外責任技術者」という。）は、この規程による改正後の名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（以下「改正後規程」という。）第2条第3号に規定する責任技術者とみなす。
- 3 この規程の施行の際、旧責任技術者又は市外責任技術者に交付されている責任技術者証は、協会より交付された責任技術者証とみなす。
- 4 指定排水設備工事店に専属する責任技術者が旧責任技術者又は市外責任技術者である場合において、次に掲げる申請又は届出をするときにあっては、試験の合格証又は更新講習の修了証の写しを局長に提出しなければならないものとする。
 - (1) 改正後規程第4条第1項の規定に基づく申請
 - (2) 規程第7条第1項第4号の規定に基づく届出（旧責任技術者又は市外責任技術者を採用する場合に限る。）
- 5 改正後規程第15条及び第17条の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる場合における手続については、なお従前の例による。

- (1) 旧責任技術者が改正前規程第15条第1項に定める責任技術者証を汚損又は紛失したとき。
 - (2) 改正前規程第14条又は第20条に規定する申請書の内容に変更が生じたとき。
- 6 前項第2号に該当し、旧責任技術者から届出を受けた場合にあっては、局長は速やかにその旨を協会に報告するものとする。

名古屋市交通局管理規程第 5 号

名古屋市交通局事務分掌規程（昭和 3 2 年名古屋市交通局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第 2 条中「ＩＣカード推進係」を「事業推進係」に改める。

第 3 条営業本部総務部広報広聴課お客さまご意見係の項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) テレホンセンターの管理運営に関すること。

第 3 条営業本部企画財務部財務課主計第一係の項第 4 号中「及び健全化収支計画」を削り、同本部営業統括部営業課営業係の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、同課審査統計係の項第 3 号を削り、同課ＩＣカード推進係の項を次のように改める。

事業推進係

(1) ＩＣカードシステムに関すること。

(2) マナカ電子マネー事業及びこれに関連する事項に関すること。

(3) 乗車券機器等の開発及び維持管理に関すること。

第 3 条営業本部電車部運輸課管理係の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同部駅務課の項を次のように改める。

駅 務 課

計 画 係

(1) 駅業務の計画に関すること。

(2) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備計画及び維持管理に関すること。

(3) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備に係る駅務区及び

運転区との連絡調整に関すること。

- (4) 駅の案内表示に関すること。
- (5) 料金及び乗車券機器等の使用方法の案内表示に関すること。
- (6) 課内他係に属しないこと。

指 導 係

- (1) 駅務現業職員の業務指導に関すること。
- (2) 乗客の接遇に関すること。
- (3) 高速電車の営業事故の調査及び防止対策に関すること。
- (4) 高速電車の運輸統計に関すること。
- (5) 駅務区の事務の連絡調整に関すること。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(高速電車安全管理規程の一部改正)

第2条 高速電車安全管理規程（平成18年名古屋市交通局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「、運輸現業部門の人事調整及び駅施設」を「及び運輸現業部門の人事調整」に改める。

第11条の2中「及び駅施設（特に重要な整備又は工事を伴う整備に係るもの）」を削る。

第11条の3第1項中「（運輸課長の責務に属するものを除く。）」を削る。

名古屋市交通局管理規程第 6 号

交通局次長以下代決規程（昭和 4 0 年名古屋市交通局管理規程第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

別表第 1 次長の欄第 3 号、同表部長の欄第 3 号及び同表課長の欄第 2 号中「、介護休暇」を削り、同表主管課長の欄第 1 5 号中「臨時的任用」の次に「職員及び会計年度任用職員の任用」を加える。

別表第 2 第 3 号中「職務に専念する義務の免除」の次に「、配偶者同行休業、育児休業」を加える。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第 7 号

交通局職員き章規程（昭和 6 1 年 3 月 3 1 日交通局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第 2 条第 1 項中「別記第 1」を「別記」に改め、同条第 2 項を削る。

第 4 条第 3 項を削る。

別記第 2 を削り、別記第 1 を別記とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日現に改正前の規定により貸与されたき章の取扱いについては、なお従前のおりとする。

名古屋市交通局管理規程第8号

名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程等の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市交通局長 河野和彦

(名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程の一部改正)

第1条 名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程(昭和49年名古屋市交通局管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「掲げる職員」の次に「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

(職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部改正)

第2条 職務に専念する義務の免除基準に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「名古屋市交通局職員」を「名古屋市交通局に常時勤務する企業職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)(以下「職員」という。)」に改める。

第2条中「掲げるとおり」の次に「(法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)のうち、再任用短時間勤務職員にあつては第8号の2に規定する場合及び別に定める場合を除く。)」を加え、同条第1号中「感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通の制限又はしゃ断」を「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難」に改め、同条第2号中「風水震火災その他の非常災害による交通途絶」を「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避」に改め、同条第3号中「前2号のほ

か、交通機関等の事故　その都度必要と認められる時間又は日数」を「削除」に改め、同条第４号中「風水震火災その他」を「地震、水害、火災その他の」に改め、同条第８号中「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条の４第１項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「再任用短時間勤務職員のうち１週間の勤務日数が４日である者については１年につき６０日以内、その他の再任用職員」に改める。

別記様式第１備考中「それぞれの官公所の証明書」を「その交通機関を所管する会社の証明書」に改め、

「Ⅱ　第３号　　　　　　　　　その交通機関を所管する会社の証明書」を削る。

（職務に専念する義務の免除基準に関する規程等の一部を改正する規程の一部改正）

第３条　職務に専念する義務の免除基準に関する規程等の一部を改正する規程（平成３１年名古屋市交通局管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

第３条　勤務時間及び休暇に関する規程（昭和５５年名古屋市交通局管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号を次のように改める。

（１）職員　名古屋市交通局に常時勤務する企業職員及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）をいう。

第３条に次の１項を加える。

２　再任用短時間勤務職員の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を平均し１週間について３０時間又は３１時間とする。

第４条に次の１項を加える。

３　前２項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の週休日は別に定める。

第１４条第１項を削り、同条第２項中「その年次」を「その年度」に改め、同項を同条第１項とし、同条第３項を同条第２項とする。

第15条を次のように改める。

第15条 職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の年次休暇は、1年度につき、20日とする。ただし、年度の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる者のその年度の年次休暇は、次のとおりとする。

その者の当該年度における在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	6日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	11日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	16日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

- 2 再任用短時間勤務職員の年次休暇は、その者の勤務時間等を考慮し、1年度につき20日を超えない範囲内で別に定める日数とする。
- 3 前2項の規定により付与された年次休暇のうち当該年度に利用しなかった日数がある場合において、その年度から継続してその次の年度も在職するときは、その日数を次の年度に限って利用することができる。

第16条の3第2項中「1年」を「1年度」に改め、「年次及び」を削る。

第17条中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正）

第4条 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の4中「第3項」を「第2項」に改める。

第3条の2第2項第1号中「第3項」を「第2項」に改める。

第5条第1項中「第3項」を「第2項」に改め、同条第2項中「第2項」を「第1項」に、「第4項」を「第3項」に、「8時間」を「当該職員の1日あたりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、時間に切り上げる。）」に改め、同条第9項中「第3項」を「第2項」に、「から第3項まで」を「及び第2項」に改める。

第5条の2第2項中「第4項」を「第3項」に改める。

第5条の3第1項中「第4項」を「第3項」に改め、「第3項」を「第2項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 2 規程第13条第2項に規定する「継続」は、退職した職員が、退職の日の属する月の翌月の末日までに再び職員となった場合を含むものとする。

第6条第1項中「8時間」を「当該職員の1日あたりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。）」に改める。

第6条の3第1項中「第3項」を「第2項」に改める。

第6条の7第2項中「第4項」を「第3項」に改め、「及び第5項」を削る。

附則に次の1項を加える。

（年次休暇等の特例）

- 3 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第14条から第16条の3までの規定（以下「特定規定」という。）の適用については、非常勤職員又は当該条例の適用を受けない職員が当該職員として勤務していた期間に本市の条例、規則その他の規程により利用した特定規定による休暇に相当する休暇がある場合は、当該休暇を特定規定により利用した休暇とみなす。

（職員の育児休業等に関する条例施行規程の一部改正）

第5条 職員の育児休業等に関する条例施行規程（平成4年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第3条を以下のように改める。

（育児休業をすることができる非常勤職員）

第3条 条例第2条第4号ア(ウ)に規定する非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員とする。

同条の次に次の２条を加える。

(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)
第３条の２ 条例第２条の３第３号イに規定する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第２条の３第３号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の１歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第２条の３第３号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第２７条第１項第３号の規定により当該子を委託されている同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第１号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子の１歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
 - ウ 当該子と同居しないこととなった場合
 - エ ６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である場合又は産後８週間を経過しない場合

- 2 前項の規定は、条例第2条の4第2号に規定する場合について準用する。
この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。

(部分休業をすることができる非常勤職員)

- 第3条の4 条例第6条第2号に規定する非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

第4条第3項中「第11号」の次に「。以下「職免規程」という。」を加え、「受けている」を「得ている」に改め、「職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を加え、「前項の規定の適用」を「部分休業の承認」に改め、「同項中「2時間」とあるのは「2時間(専念義務免除の承認を得ている職員については、2時間から当該専念義務免除の時間を減じた時間)」」を「1日を通じて2時間から当該専念義務免除の承認を得ている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うもの」に改め、同項の次に次の2項を加える。

- 4 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日を通じて当該職員の1日当たりの正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該職員が専念義務免除の承認を得ている場合は、当該時間から当該専念義務免除の承認を得た時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。
- 5 職免規程第2条第7号、第7号の2、第9号の2の2又は第12号に掲げる事由により職務に専念する義務の免除の承認を得ている会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日を通じて当該職員の1日当たりの正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該職員が当該職務に専念する義務の免除の承認を得ている場合は、当該時間から当該職務に専念する義務の免除の承認を得た時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

(名古屋市交通局職員就業規程の一部改正)

- 第6条 名古屋市交通局職員就業規程(平成17年名古屋市交通局管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」を「名古屋市交通局に常時勤務する企業職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「職員」という。）」に改める。

第11条を第12条とし、第12条を第13条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（条件付採用期間中の職員の特例）

第11条 条件付採用期間中の職員は、次に掲げる場合には、いつでも免職することができる。

- (1) 法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当する場合
- (2) 勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、その職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき。
- (3) 心身の故障がある場合において、その職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき。
- (4) 別に定める養成研修等を修了できないとき。
- (5) 前3号に規定する場合のほか、客観的事実に基づいてその職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき。

（乗務員等組長規程の一部改正）

第7条 乗務員等組長規程（平成6年3月25日交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「運転士の業務に従事する者に限る」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日において新再雇用職員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第23号。以下「新再雇用規程」という。）、新嘱託員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第19号。以下「新嘱託員規程」という。）及び若年嘱託職員就業規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第33号。以下「若年嘱託規程」という。）の適用を受けていた職員のうち、引き続きこの規程による改正後の勤務時間及び休暇に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号）の適用を受けることとなった職員が、令和元年度において新再雇用規程、新嘱託員規程及び若年嘱託規程の規定により与えられた年次休暇のうち、同年度に利用しなかった日数は、令和2年度に限って利用することができるものとする。

（職務に専念する義務の免除基準に関する規程等の一部を改正する規程の一部改正）

3 職務に専念する義務の免除基準に関する規程等の一部を改正する規程（平成31年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成32年」を「令和2年」に改める。

名古屋市交通局管理規程第9号

交通局被服規程（昭和46年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

別表第2(2)備考中「営業課主査（乗車券機器）」の次に「、駅務課主査（施設管理）」を加え、「営業課審査統計係（審査統計係長を除く。）・運輸課」を「営業課事業推進係（乗車券機器業務に従事する係員に限る。）」に改める。

別表第3(2)作業衣1種の項中「営業課審査統計係（審査統計係長を除く。）・運輸課」を「営業課事業推進係（乗車券機器業務に従事する係員に限る。）」に改め、同表作業衣2種の項中「駅務課計画係長」の次に「、駅務課主査（施設管理）」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第10号

短時間嘱託職員就業規程等の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市交通局長 河野和彦

(短時間嘱託職員就業規程の一部改正)

第1条 短時間嘱託職員就業規程（平成15年5月30日名古屋市交通局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「第1項」の次に「第2号及び」を加える。

(若年嘱託職員就業規程の一部改正)

第2条 若年嘱託職員就業規程（平成16年10月8日名古屋市交通局管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号エ中「第1項」の次に「第2号及び」を加える。

第25条第1項第3号中「第1項」の次に「第2号及び」を加える。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、令和2年3月2日から適用する。

名古屋市交通局管理規程第11号

会計年度任用職員就業規程を次のように定める。

令和2年3月31日

名古屋市交通局長 河野和彦

会計年度任用職員就業規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）第14条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち、次の各号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務時間、給与その他就業に関して必要な事項を定めるものとする。

- (1) 乗合自動車の運転に関する業務に従事する職員（以下「バス運転士」という。）
- (2) 駅務に関する業務に従事する職員（以下「駅務員」という。）
- (3) 乗合自動車のターミナル等における乗客整理等に関する業務に従事する職員（以下「整理員」という。）
- (4) バスレーンの監視に関する業務に従事する職員（以下「監視員」という。）
- (5) 保健指導等に関する業務に従事する職員（以下「保健指導員」という。）
- (6) 事務補助業務又は事務業務に従事する職員（以下「庶務事務職員」という。）

(7) 簡易な補助的業務に従事する職員（以下「業務補助員」という。）

第2章 任用、任期及び再度の任用

（任用）

第2条 バス運転士、駅務員、整理員、監視員及び保健指導員は、地公法第16条各号のいずれにも該当しない者から、選考により、交通局長が任用する。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ各号に掲げる要件を満たす者に限る。

(1) バス運転士 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第84条第4項に規定する大型自動車第2種免許を有し、大型自動車の運転業務の経験を有する者

(2) 駅務員 駅務業務の経験を有する者

(3) 整理員 大型自動車の運転業務の経験を有する者

(4) 監視員 道交法第84条第3項に規定する普通自動車免許を有する者

(5) 保健指導員 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条に規定する免許を有する者

2 庶務事務職員及び業務補助員については、別に定めるところにより実施する採用選考試験に合格した者から交通局長が任用する。

（任期）

第3条 会計年度任用職員の任期は、採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で、当該会計年度任用職員に従事させようとする業務の遂行に必要な期間を考慮して適切に定めるものとする。

2 任期を更新するときの任期については、前項の規定を準用する。

（再度の任用）

第4条 会計年度任用職員（業務補助員を除く。以下この条において同じ。）

として任用していた者を、任用していた任期において勤務成績が良好であり、かつ、名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第3号。以下「安全衛生規程」という。）第31条に規定する健康診断の結果が良好である者については、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、その任期の終了後に再度同一の職務内容の職に採用（以下「再度の任用」という。）することができることとする。ただし、本条の規定の適用

は、同一の職務内容の職につき連続して2回までとする。

- (1) 再度の任用を行う前年度の3月に休職している場合。ただし、傷病の状況から判断して、再度の任用を行う年度の4月1日までに職務に復帰することが見込まれる場合又は一定期間の療養の後に確実に職務に復帰することが見込まれる場合（以下「職務に復帰することが見込まれる場合」という。）はこの限りでない。
- (2) 会計年度任用職員の任期を通算して、職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号。以下「職免規程」という。）第2条第8号に掲げる場合に職務に専念する義務を免除された期間が、別に定める当該会計年度任用職員が1年度に免除されることのできる期間を超える場合。ただし、傷病の状況から判断して、職務に復帰することが見込まれる場合はこの限りでない。この場合において、職免規程第2条第8号に掲げる場合に職務に専念する義務を免除された後、1年を超えて再び同号に掲げる場合に勤務を免除されたときは、前後の勤務を免除された期間を通算しない。
- (3) 一定期間傷病の治療を行っても、治癒する見込みがない場合その他就労意欲が減退し、必要とされる職務遂行に耐えられない状態であると認められる場合
- (4) 前各号に規定するもののほか、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合

第3章 勤務時間、休憩時間及び休暇等

（勤務時間）

第5条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

- (1) バス運転士 1日4時間（別に定める場合は、別に定める時間）・1週間平均20時間
- (2) 駅務員 1日4時間・1週間平均20時間
- (3) 整理員 1日3時間・1週間平均12時間
- (4) 監視員 1日3時間・1週間平均12時間
- (5) 保健指導員 1日6時間・1週間平均30時間

(6) 庶務事務職員 1日6時間・1週間平均30時間

(7) 業務補助員 1日7時間30分以内で別に定める時間・1週間平均37時間30分以内で別に定める時間
(週休日)

第6条 次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

(1) バス運転士 4週を通じ8日（別に定める場合は、別に定める8日以上の日数）

(2) 駅務員 4週を通じ8日（別に定める場合は、別に定める8日以上の日数）

(3) 整理員 4週を通じ12日

(4) 監視員 4週を通じ12日

(5) 保健指導員 4週を通じ8日

(6) 庶務事務職員 4週を通じ8日

(7) 業務補助員 4週を通じ8日又は12日

(休憩時間)

第7条 休憩時間は、勤務を要しない時間とし、1日の勤務時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上を勤務時間の途中に設ける。ただし、1日の勤務時間が6時間を超えない場合においても、必要な時間を設けることができる。

(正規の勤務時間)

第8条 前3条の規定によって定められた勤務時間を正規の勤務時間とする。

(勤務時間の割振り)

第9条 正規の勤務時間の割振りについては、前4条の規定に基づき、勤務時間及び休暇に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号。以下「勤務時間規程」という。）第9条に定める方法に準じ決定する。

(週休日の振替え)

第10条 週休日の振替えについては、勤務時間規程第9条の2に定める方法に準じ決定する。

(超過勤務)

第 1 1 条 業務のため必要があるときは、正規の勤務時間を超えて、又は週休日に勤務させることができる。

(休日)

第 1 2 条 休日における勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) バス運転士、整理員、監視員、保健指導員、庶務事務職員及び業務補助員 別に勤務を命ぜられた場合を除き、勤務を免除する。

(2) 駅務員 原則として、勤務を免除しない。ただし、勤務を命じられなかった場合は、勤務を免除する。

2 前項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（1 月 1 日が日曜日に当たる場合の 1 月 2 日及び日曜日に当たらない場合の 1 月 1 日を除く。）及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。

(週休日の取扱い)

第 1 3 条 週休日の取扱いについては、勤務時間規程第 4 条、第 9 条、第 9 条の 2 及び第 1 1 条に定める方法に準じ決定する。

(休暇)

第 1 4 条 休暇の種類は、代日休暇、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び臨時休暇とする。

2 休暇を与えられた会計年度任用職員は、その勤務を免除される。

(代日休暇)

第 1 5 条 代日休暇については、勤務時間規程第 1 3 条に定める方法に準じ決定する。

(年次休暇)

第 1 6 条 年次休暇は、次のいずれかに該当する者に限り与えるものとする。

(1) 1 月以上の任期が定められている者

(2) 1 月以上継続勤務した者

2 年次休暇の取扱いについては、前項に定めるもののほか、勤務時間規程第 1 4 条及び第 1 5 条に定める方法に準じ決定する。この場合において、年次

休暇の日数は、その者の任期及び1週間当たりの勤務日数に応じて次のとおりとする。

任期	1週間当たりの勤務日数	
	5日	4日
1 1月超 1 2月以下	20日	16日
1 0月超 1 1月以下	18日	15日
9月超 1 0月以下	17日	13日
8月超 9月以下	15日	12日
7月超 8月以下	13日	11日
6月超 7月以下	12日	10日
5月超 6月以下	10日	8日
4月超 5月以下	8日	7日
3月超 4月以下	7日	5日
2月超 3月以下	5日	4日
1月超 2月以下	3日	3日
1月	2日	1日

- 3 前項の規定による日数が、労基法第39条の規定により与えなければならないものとされている日数を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、当該日数の年次休暇を与えるものとする。

(特別休暇)

第17条 特別休暇については、勤務時間規程第16条第2号から第5号までの規定を準用する。この場合において、同条第2号中「出産予定日の8週間」とあるのは「出産予定日の6週間」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第18条 介護休暇は、次のいずれにも該当する者に限り承認を受けることができるものとする。

- (1) 引き続き在職した期間が1年以上である者
- (2) 勤務時間規程第16条の2第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過す

る日から6月を経過する日までに、その任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない者

- 2 介護休暇の取扱いについては、前項に定めるもののほか、勤務時間規程第16条の2に定める方法に準じ決定する。この場合において、指定期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して93日を超えない範囲内とする。

(臨時休暇)

第19条 臨時休暇は、別に定めるところにより与えるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第20条 会計年度任用職員は、別に定める場合には、所属長の承認を得て、別に定める時間又は日数の範囲内において、職務に専念する義務を免除されることができる。

- 2 この規程による任用前に、職免規程第2条各号の規定により利用した職務に専念する義務の免除の期間（以下「職免期間」という。）がある場合は、職免期間を前項の規定により職務に専念する義務を免除された期間とみなす。
- 3 第1項に規定する職務に専念する義務の免除の申請手続については、職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号）第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

(育児休業等)

第21条 会計年度任用職員の育児休業及び部分休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）、職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規程（平成4年名古屋市交通局管理規程第9号）の定めるところによる。

第4章 給与及び旅費

(給与の種類)

第22条 会計年度任用職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

(給料)

第23条 会計年度任用職員に支給する給料の額は、別表第1に掲げる額とする。

(手当)

第24条 手当の種類は、地域手当、通勤手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、超過勤務手当及び期末手当とする。

(地域手当)

第25条 会計年度任用職員に支給する地域手当の額は、当該会計年度任用職員が給与規程第13条の2の規定の適用を受けるものとした場合において支給される地域手当の額とする。

(通勤手当)

第26条 会計年度任用職員に支給する通勤手当に関しては、給与規程第14条に定める方法に準じ決定する。

(初任給調整手当)

第27条 会計年度任用職員に支給する初任給調整手当に関しては、給与規程第15条から第20条までに定める方法に準じ決定する。この場合において、初任給調整手当の額は、当該会計年度任用職員が給与規程第15条から第20条までの規定の適用を受けるものとした場合において支給される初任給調整手当の額に、当該会計年度任用職員の正規の勤務時間を常勤職員の正規の勤務時間（1週間について38時間45分）で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

(特殊勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当)

第28条 会計年度任用職員に支給する特殊勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当に関しては、給与規程第21条、第24条及び第25条に定める方法に準じ決定する。

(超過勤務手当)

第29条 会計年度任用職員に支給する超過勤務手当に関しては、給与規程第22条に定める方法に準じ決定する。この場合において、正規の勤務時間が割り振られた日（前条の規定により正規の勤務時間中に勤務した会計年度任用職員に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する勤務1時間当たりの給与額に乘じる割合は、100分の

100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）とする。

（勤務1時間当たりの給与額）

第30条 勤務1時間当たりの給与額は、第23条に規定する給料の額、第25条に規定する地域手当の額及び第27条に規定する初任給調整手当の額との合計額を163時間に算出率を乗じて得た時間で除して得た額とする。

（期末手当）

第31条 期末手当は、次のいずれにも該当しない者に限り支給するものとする。

(1) 一会計年度内における任期が6月未満である者

(2) 第5条に規定する1週間平均の勤務時間が15時間30分未満である者

2 会計年度任用職員に支給する期末手当に関しては、前項に定めるもののほか、給与規程第35条、第37条の2及び第37条の3に定める方法に準じ決定する。

（給与の日割）

第32条 月の初日以外の日には会計年度任用職員となった者には、その日から給与（第31条に規定する期末手当を除く。以下、この条及び次条において同じ。）を支給する。

2 会計年度任用職員が退職したときはその日まで、死亡したときはその月の末日まで給与を支給する。

3 前2項の規定により給与を支給する場合における給与の支給額は、その月の現日数から勤務時間を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 給料の支給額を日割計算する場合は、第1項及び第2項に規定するもののほか、給与規程第7条に定める方法に準じ決定する。

（給与の減額）

第33条 会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて特に承認があった場合（別に定める場合を除く。）を除くほか、別に定めるところにより、その勤務しない期間につき給与を減額するものとする。

（給与の支払）

第34条 給与の計算期間は、月の初日から末日までとし、当該給与期間につき給与を支給する。ただし、休職の期間については、給与は支給しない。

2 給与は、現金で支払うものとする。ただし、会計年度任用職員からの申出のあるときは、給与の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

3 前項ただし書に規定する給与の口座振替の取扱いに関しては、別に定める。
(給与の支給日)

第35条 給与（第31条に規定する期末手当を除く。）の支給日は、名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号）第8条に規定する常勤職員の例による。

(旅費)

第36条 会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、会計年度任用職員の職がそれぞれ別表第1に規定する旅費の欄に掲げる級等に相当するものとして、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号。以下「旅費条例」という。）に定める方法に準じ算定する。

第5章 服務その他就業に関すること

第37条 会計年度任用職員の服務その他就業に関しては、名古屋市交通局職員就業規程（平成17年5月30日名古屋市交通局管理規程第27号）の定めるところによる。

第6章 福利厚生及び労働災害補償

(厚生年金及び雇用保険)

第38条 別に定める会計年度任用職員は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定に基づく厚生年金保険の被保険者となる。

2 別に定める会計年度任用職員は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定に基づく雇用保険の被保険者となる。

(健康保険)

第39条 別に定める会計年度任用職員は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定に基づく全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者とな

る。

(労働災害補償)

第40条 会計年度任用職員は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第1項に規定する保険給付及び同法第29条第1項に規定する労働福祉事業による援護等を受けることができる。

2 会計年度任用職員が業務上の傷病のため休業したときは、労基法第76条第1項の規定による休業補償及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条に規定する休業特別支給金相当額の補償を行う。ただし、労災保険法第14条第1項に規定する休業補償給付を受けた期間は、この限りでない。

第7章 雑則

(補職名)

第41条 会計年度任用職員の補職名は、会計年度任用職員とする。

(委任)

第42条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 第16条から第18条までの規定（以下「特定規定」という。）の適用については、この規程による任用前に、勤務時間規程により利用した特定規定による休暇に相当する休暇がある場合は、当該休暇を特定規定により利用した休暇とみなす。

(経過措置)

3 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）における第23条に規定する給料（以下「給料」という。）の額については、第23条及び別表第1にかかわらず、これらの規定により定められる額に、給料及びこれに対する地域手当に、100分の190（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間にあっては、100分の220）

を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。ただし、第25条に規定する手当（第28条に規定する休日勤務手当及び夜勤手当並びに第29条に規定する超過勤務手当を除く。）の額の算定の基礎となる給料の額は、第23条及び別表第1により定められる額とする。

4 令和2年6月の期末手当の支給において給与規程第35条を準用する場合は、期末手当基礎額に乘じる割合（以下「支給割合」という。）を100分の100とする。

5 前項の規定にかかわらず、庶務事務職員及び業務補助員の期末手当の支給において給与規程第35条を準用する場合は、次の各号に掲げる支給時期の区分に応じ、当該各号に定める支給割合とする。

- (1) 令和2年6月 100分の0
- (2) 令和2年12月 100分の39
- (3) 令和3年度 100分の78
- (4) 令和4年度 100分の104

6 常勤職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。この項において同じ。）を退職し、引き続き職員（別に定める者に限る。）として在職した後、引き続いて会計年度任用職員となった者に対する令和2年6月に期末手当を支給する場合における第31条の規定の適用については、基準日以前6箇月以内の期間を、基準日前6箇月以内の期間及び常勤職員を退職した日のうち最も遅い日の属する年度の12月2日から翌年3月31日までの期間とする。

7 令和2年3月31日に名古屋市交通局の非常勤職員（以下「令和元年度末在籍者」という。）として在籍し、この規程により、引き続き令和2年4月1日に同一の職務内容の職に任用された会計年度任用職員の第4条の適用については、「連続して2回まで」とあるのは「令和2年3月31日において任用されていた職の更新の限度に達するまで」とする。

8 平成31年3月31日までに別に定める早期退職特例により常勤職員を退職（以下「早期退職」という。）した者のうち、令和元年度末在籍者として在籍し、かつ、年齢が60歳未満である者又は早期退職後の期間が5年を超

えている者（年齢が65歳未満である者に限る。）は、この規程により、引き続き令和2年4月1日に第1条第2号に規定する駅務員とみなして任用することができるものとする。

- 9 前項に掲げる者の勤務時間は、第5条の規定にかかわらず、1日8時間・1週間平均32時間又は1日7時間30分・1週間平均30時間とする。

- 10 前2項に掲げる者のこの規程の適用については、第6条第2号中「4週を通じ8日（別に定める場合は、別に定める8日以上の日数）」とあるのは「4週を通じ12日」とし、駅務に関する業務に従事する者以外の者については、第12条第1項第2号中「原則として、勤務を免除しない。ただし、勤務を命じられなかった場合は、勤務を免除する。」とあるのは「別に勤務を命ぜられた場合を除き、勤務を免除する。」とする。

（新嘱託員就業規程等の廃止）

- 11 新嘱託員就業規程（平成15年5月30日名古屋市交通局管理規程第19号）、新再雇用職員就業規程（平成15年5月30日名古屋市交通局管理規程第23号）、短時間嘱託職員就業規程（平成15年5月30日名古屋市交通局管理規程第25号）、若年嘱託職員就業規程（平成16年10月8日名古屋市交通局管理規程第33号）、事務補助嘱託員就業規程（平成19年3月30日名古屋市交通局管理規程第18号）、保健指導嘱託員就業規程（平成21年3月31日名古屋市交通局管理規程第13号）及び事務嘱託員就業規程（平成25年3月29日名古屋市交通局管理規程第12号）は、廃止する。

別表第 1

区分	給料の額	旅費
バス運転士 駅務員 整理員 監視員	当該会計年度任用職員が給与規程第 4 条第 1 項第 1 号ウに規定する企業職給料表(3)（以下「企業職給料表(3)」という。）の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額（1 7 3, 5 8 3 円の直近上位の額の号給を超えない範囲内とする。）に、算出率を乗じて得た額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）	1 級
保健指導員	当該会計年度任用職員が別表第 2 に規定する保健指導員給料表（以下「保健指導員給料表」という。）の適用を受けるものとした場合において決定される号給の給料月額（2 1 0, 7 5 0 円の直近上位の額の号給を超えない範囲内とする。）に、算出率を乗じて得た額	1 級
庶務事務職員 業務補助員	当該会計年度任用職員が給与規程第 4 条第 1 項第 1 号アに規定する企業職給料表(1)の 1 号給又は同号ウに規定する企業職給料表(3)の 3 号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1 級

備考

- 1 旅費の欄中「級」は、給与規程別表第 1 企業職給料表(1)の職務の級をいう。
- 2 バス運転士が企業職給料表(3)の適用を受けるものとした場合において決定される号給については、初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和 4 2 年名古屋市交通局管理規程第 4 号。以下「初任給規程」という。）別表第 2 初任給表中 3 企業職給料表(3)（以下「初任給表中 3 企業職給料表(3)」という。）の職務欄の運転業務の区分によるものとした場合の号給に、経験年数による号給を加えたものとする。ただし、適用する経験年数による号給については、経験年数の月数を 1 2 月で除して得た数（以下「経験調整数」と

いい、1に満たない端数は、切り捨てる。)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。

- 3 駅務員、整理員及び監視員が企業職給料表(3)の適用を受けるものとした場合において決定される号給については、初任給表中3 企業職給料表(3)の職務欄の駅務業務の区分によるものとした場合の号給に、経験年数による号給を加えたものとする。ただし、適用する経験年数による号給については、経験調整数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。
- 4 保健指導員が保健指導員給料表の適用を受けるものとした場合において決定される号給については、保健指導員給料表1級21号給に、経験年数による号給を加えたものとする。ただし、経験年数については、初任給規程別表第3学歴免許等資格区分表の基準学歴区分欄の短大3卒の区分によるものとした場合の基準学歴を取得したとき以降の月数とし、適用する経験年数による号給については、経験調整数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。

別表第2 保健指導員給料表

号 給	職務の級	1 級
		給料月額
		円
1		150,900
2		152,100
3		153,200
4		154,300
5		155,400
6		156,900
7		158,400
8		159,900
9		161,300
10		163,100
11		164,900
12		166,700
13		168,500
14		171,500
15		174,500
16		177,400
17		180,300
18		181,900
19		183,500
20		185,000
21		186,500
22		187,500
23		188,500
24		189,500
25		190,400
26		191,400
27		192,400
28		193,400
29		194,300
30		195,300
31		196,300
32		197,300
33		198,200
34		199,200
35		200,200
36		201,200
37		202,100
38		203,100
39		204,100
40		205,100
41		206,000
42		207,000
43		208,000
44		208,900

45	209,800
46	210,800
47	211,800
48	212,700
49	213,600
50	214,600
51	215,600
52	216,500
53	217,400
54	218,300
55	219,100
56	219,900
57	220,700
58	221,500
59	222,300
60	223,100
61	223,900
62	224,700
63	225,500
64	226,300
65	227,100
66	227,900
67	228,700
68	229,500
69	230,200
70	231,000
71	231,800
72	232,600
73	233,300
74	233,900
75	234,500
76	235,000
77	235,500
78	236,000
79	236,500
80	236,900
81	237,300
82	237,800
83	238,200
84	238,600
85	239,000
86	239,500
87	239,900
88	240,300
89	240,700

名古屋市交通局管理規程第12号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市交通局長 河野和彦

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正)

第1条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（扶養手当）」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「扶養親族たる配偶者、父母等」に改め、「6,500円」の次に「（企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「扶養親族」を「前項の扶養親族」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

扶養手当は、扶養親族のある全ての職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの（以下「9級職員」という。）に対しては、支給しない。

第11条各号列記以外の部分中「扶養親族」の次に「（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を、「ある場合」の次に「、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合」を加え、同条第1号中「もの」を「者」に改め、「場合」の次に「（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同条第2号中「前条第1項」を「前条第2項」に改め、

「至った場合」の次に「及び９級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加える。

第１３条第１項中「に扶養親族」の次に「（９級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を、「なった日」の次に「、９級職員から９級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第１１条の規定による届出に係るものがないときはその職員が９級職員以外の職員となった日」を加え、「第１１条」を「同条」に、「受けている」を「支給されている」に改め、「死亡した日」の次に「、９級職員以外の職員から９級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が９級職員となった日」を、「の扶養親族」の次に「（９級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、同条第２項中「これを受けている職員にさらに第１１条第１号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの事実」を「その事実」に、「扶養手当を受けている職員にさらに第１１条第１号」を「第１号又は第３号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を支給されている職員に更に第１１条第１号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を支給されている職員の扶養親族（９級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第１１条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第１１条の規定による届出に係るものがある９級職員が９級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第１１条の規定による届出に係るものがある８級職員が８級職員及び９級職員以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 11 条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある職員で 9 級職員以外のものが 9 級職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 11 条の規定による届出に係るものがある職員で 8 級職員及び 9 級職員以外のものが 8 級職員となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第 11 条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

附則第 16 項の見出し中「の額」を「月額」に改め、同項中「再任用職員」の次に「（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）」を加える。

（名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程の一部改正）
第 2 条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程（昭和 42 年名古屋市交通局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 1 項」を「第 2 項」に改め、同条第 2 項中「第 10 条第 1 項」を「第 10 条第 2 項」に改める。

第 12 条第 4 項第 2 号中「前号に掲げられた職員以外の職員」を「正規の勤務時間が、休憩時間を除き 4 週を平均して 1 週間について 40 時間と定められている職員」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(3) 正規の勤務時間が、休憩時間を除き 4 週を平均して 1 週間について 30 時間と定められている職員 126 時間

(4) 前 3 号に掲げられた職員以外の職員 130 時間

（初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正）

第 3 条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和 42 年名古屋市交通局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「定める昇給区分に」を「定める勤務成績を昇給区分として」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特に良好

(2) 良好

(3) 良好でない

第 18 条の見出しを「（特別の場合の昇給等）」に改める。

附則第7項中「（その職員となった日の前日において若年嘱託職員就業規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第33号。以下「若年嘱託規程」という。）の適用を受けていた者については、若年嘱託規程の規定による直近の委嘱の日から起算して3年を経過した日）」を削り、同項の表を次のように改める。

年 齢	金 額	
	企業職給料表(1)の適用を受ける職員である場合	企業職給料表(3)又は企業職給料表(4)の適用を受ける職員である場合
18歳		146,100円
19		149,000
20	146,600円	150,500
21	149,000	151,900
22	152,500	154,800
23	156,100	157,700
24	160,600	163,400
25	163,500	164,800
26	170,500	167,700
27	174,700	173,400
28	177,500	179,100
29	180,300	184,500
30	185,900	187,000
31	191,200	188,900
32	196,800	188,900
33	196,800	188,900
34	196,800	192,500
35	196,800	193,400
36	196,800	194,200
37	197,900	195,200
38	200,100	196,200
39	203,100	196,200
40	206,500	199,300
41	206,500	199,300
42	206,500	199,300

4 3	2 0 6, 5 0 0	2 0 3, 5 0 0
4 4	2 0 6, 5 0 0	2 0 3, 5 0 0
4 5 歳以上	2 0 6, 5 0 0	2 0 3, 5 0 0

別表第2 初任給表3 企業職給料表(3) の表中

「		「			
3 3	1 7 3, 4 0 0 円	2 7	1 6 4, 9 0 0 円		
2 1	1 5 6, 2 0 0	1 5	1 4 7, 6 0 0		
2 9	1 6 7, 7 0 0	2 3	1 5 9, 2 0 0	を	
2 5	1 6 2, 0 0 0	1 9	1 5 3, 4 0 0	に改め、同	
2 1	1 5 6, 2 0 0	1 5	1 4 7, 6 0 0		
」		」			

表備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項中「（職員となった日の前日において若年嘱託職員規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第33号）の適用を受けていた者の同規程の規定による直近の委嘱日から職員となった日の前日までの期間（以下「若年嘱託期間」という。）を除く。）」を「のうち4年までの期間は1年につきそれぞれ1号給、4年を超え11年までの期間は」に、「前2項」を「前項」に改め、同項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項中「第3項」を「第2項」に、「（若年嘱託期間を除く。）」を「のうち4年までの期間は1年につきそれぞれ1号給、4年を超え11年までの期間は」に改め、同項を第4項とし、第6項中「第3項」を「第2項」に改め、「経験年数に」の次に「1年又は」を加え、同項を第5項とし、第7項を削る。

別表第2 初任給表4 企業職給料表(4) 中「17」を「11」に、「153, 300円」を「144, 700円」に改める。

別表第3 学歴免許等資格区分表2 短大卒の項中「3年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を、「2年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

別表第7 昇給号給数表中「A」を「特に良好」に、「B」を「良好」に、「C」を「良好でない」に改める。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第4条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「2」を「1」に改める。

第27条第1項第1号中「名古屋市職員表彰規則（昭和38年名古屋市規則第113号。以下「表彰規則」という。）第3条の規定の適用を受けて市長が実施する表彰又は」を削る。

第5条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部を次のように改正する。

第22条の2第1項中「勤務成績等判定期間」を「勤務成績判定期間」に改め、「（別表第2の1の項から7の項まで及び11の項に掲げる事由にあっては勤務成績判定期間をいい、同表の8の項から10の項までに掲げる事由にあっては昇給日の前1年間をいう。以下同じ。）」を削り、「同表に」を「別表第2に」に改め、同条第2項中「勤務成績等判定期間」を「勤務成績判定期間」に改める。

第24条第2項中「勤務成績等判定期間」を「勤務成績判定期間」に改め、「別表第2の1の項から7の項まで及び11の項に掲げる事由にあっては」及び「をいい、同表の8の項から10の項までに掲げる事由にあっては昇給日の前1年間（採用日が10月2日から翌年の3月31日までの者にあつては採用日から昇給日の前日までの間）」を削り、「Cの区分」を「良好の区分」に改め、同項の表中「A」を「特に良好」に、「B」を「良好」に、「C」を「良好でない」に改め、同条中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とし、第8項を第6項とし、第9項を第7項とする。

第27条の見出しを「（特別の場合の昇給等）」に改める。

別表第1企業職給料表(3) 2級の項中「5年」を「8年」に、同表企業職給料表(6) の項中

「

6 級	別に指定する職の職務とは、企業職給料表(1) 6級の項第1号に定める職の職務とする。

を

」

3 級	地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）のうち、定年等による退職（同法第28条の2第1項の規定による退職若しくは同法第28条の3の規定により勤務した後の退職又は定年退職日以前に退職した者のうち25年以上勤続して退職した者の当該退職をいう。以下同じ。）時において任用規則別表第2段階別職位表に掲げる係長段階以下の職にあった者（別に定める者を除く。）	に
4 級	1 再任用短時間勤務職員のうち、定年等による退職時において任用規則別表第2段階別職位表に掲げる課長段階以上の職にあった者 2 別に定める者	
6 級	別に指定する職の職務とは、企業職給料表(1) 6級の項第1号に定める職の職務とする。	

改める。

別表第2備考第9項中「（技術職員の場合は一部を欠く場合に限る。）」を削る。

第6条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第2中、

1 1	5の項に定めるもののほか勤務成績が良好でないことを明白に示す事実が認められるとき	3	1	1	1	を

「

1 1	人事評価の結果から勤務成績が良好でないことを示す事実が認められるとき（次号の事由に該当するときは除く。）	2	0	2	2
1 2	人事評価の結果から勤務成績が良好でないことを明白に示す事実が認められるとき	0	0	4	2

に

」

改め、同表備考第4項中「5の項に定めるもののほか勤務成績が良好でないことを明白に示す事実が認められるとき」を「人事評価の結果から勤務成績が良好でないことを示す事実が認められるとき（次号の事由に該当するときは除く。）」及び「人事評価の結果から勤務成績が良好でないことを明白に示す事実が認められるとき」に改める。

（通勤手当規程の一部改正）

第7条 通勤手当規程（昭和51年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「回数券等価額に6を乗じて得た額が6箇月定期券価額を超えるもの」を「定期券を使用することが合理的であると認められるもの」に改める。

第6条第1項第1号イ中「本市交通機関」の次に「及び別に定める場合」を加える。

第12条第1項中「具備されるに至った場合においては」の次に「別に定める場合を除き」を加える。

第8条 通勤手当規程の一部を次のように改正する。

第2条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第13号を削る。

第3条中「第5条から第7条まで」を「第6条及び第7条」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条の見出しを「（手当の額）」に改め、同条第1項中「一般職員に対する」を削る。

第7条中「一般職員」を「職員」に改める。

(期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正)

第9条 期末手当及び奨励手当に関する規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「職員」の次に「又は会計年度任用職員就業規程（令和2年名古屋市交通局管理規程第11号）第31条第1項の規定により期末手当を支給するものとされる職員」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条の規定は発布の日から、第8条の規定は令和2年10月1日から、第6条の規定は令和3年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程第23条第1項第2号の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 施行日から令和3年3月31日までの間は、この規程による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程（以下「改正後給与規程」という。）第10条第1項ただし書き並びに第13条第2項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後給与規程第10条第3項、第11条及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「8級職員」とあるのは「8級以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第11条中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同条第1号中「場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び

9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第13条第1項中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第11条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「8級職員が8級職員及び9級職員」とあるのは「8级以上職員が8级以上職員」と、同項第6号中「8級職員及び9級職員」とあるのは「8级以上職員」と、「が8級職員」とあるのは「が8级以上職員」とする。

- 4 常時勤務を要する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。）を退職し、引き続き職員（別に定める者に限る。）として在職した後、引き続いて地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）となった者に対する令和2年6月に期末手当及び奨励手当を支給する場合における改正後給与規程第35条第2項及び第36条第1項の規定の適用については、これらの規定中「基準日以前6箇月以内の期間」とあるのは、「基準日以前6箇月以内の期間及び常時勤務を要する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。）を退職した日のうち最も遅い日の属する年度の12月2日から翌年3月31日までの期間」とする。

- 5 施行日に新たに職員となった者のうち、施行日の前日現に会計年度任用職員就業規程（令和２年名古屋市交通局管理規程第１１号。以下「会計年度規程」という。）附則第１１項の規定による廃止前の若年嘱託職員就業規程（平成１６年名古屋市交通局管理規程第３３号。以下「廃止前若年規程」という。）の適用を受けていた者の職務の級及び号給等については、第３条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（以下「改正後初任給規程」という。）の規定及び第５条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程（以下「改正後初任給細目規程」という。）の規定にかかわらず、平成１９年４月１日から施行日の前日までの間に職員となった者との均衡を考慮して別に定める。
- 6 施行日の前日までに職員となった者のうち、採用日の前日現に廃止前若年規程の適用を受けていた者に対する第５条の規定（第２４条第５項及び第６項を削る規定並びに別表第１企業職給料表(3) ２級の項の改正規定に限る。）の適用にあたっては、なお従前の例による。
- 7 施行日に再任用短時間勤務職員となった者のうち、施行日の前日現に会計年度規程附則第１１項の規定による廃止前の新嘱託員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第１９号）第２条第２項第２号の適用を受けていた者に対する改正後初任給細目規程別表第１企業職給料表(6) ４級の項の規定の適用にあたっては、同項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

4 級	施行日の前日現に会計年度任用職員就業規程（令和２年名古屋市交通局管理規程第１１号）附則第１１項の規定による廃止前の新嘱託員就業規程（平成１５年名古屋市交通局管理規程第１９号）第２条第２項第２号の適用を受けていた者

- 8 平成３１年４月１日から令和元年９月３０日までの間に受けた懲戒処分については、令和２年度の昇給日における昇給において、改正後初任給細目規程別表第２第８号から第１０号までに掲げる事由に該当しないものとする。
（昇給の号給数の調整）
- 9 平成３１年４月１日から施行日の前日までの間において、新たに職員となった者のうち、改正後初任給規程附則第７項の規定の適用を受ける職員との均衡を著しく失することとなるものについては、別に定めるところにより、

その者の号給を調整することができる。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正)

- 1 0 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（昭和63年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「「162時間30分」と」の次に「、同条同項第3号に規定する職員にあつては「114時間」と、同条同項第4号に規定する職員にあつては「118時間」と」を加える。

- 1 1 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成30年名古屋市交通局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成33年」を「令和3年」に、「173,400」を「164,900」に、「176,200」を「167,700」に、「156,200」を「147,600」に、「159,100」を「150,500」に、「167,700」を「159,200」に、「170,500」を「162,000」に、「162,000」を「153,400」に、「164,800」を「156,300」に改め、「とし、同表備考第1項中「173,400円」とあるのは「176,200円」と、「172,500円」とあるのは「175,400円」」を削る。

- 1 2 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成31年名古屋市交通局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月」を「令和元年10月」に、「平成32年」を「令和2年」に改める。

附則第5項の見出し中「平成34年」を「令和4年」に改め、同項中「平成34年」を「令和4年」に、「平成31年」を「令和元年」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

(委任)

- 1 3 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

名古屋市交通局管理規程第 13 号

名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和 50 年名古屋市交通局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第 1 条中「第 1 条に規定する職員」の次に「及び会計年度任用職員就業規程（令和 2 年名古屋市交通局管理規程第 11 号）第 1 条に規定する職員」を加える。

第 9 条の 2 第 1 項中「保健指導嘱託員」を「保健指導員」に改める。

別表第 2 に備考として次のように加える。

備考 職免規程第 2 条第 8 号の 2 の規定に基づく措置は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び会計年度任用職員就業規程第 1 条に規定する職員には適用しない。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第14号

名古屋市交通局会計規程（昭和31年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市交通局長 河野和彦

第1条の4の見出しを「（金融機関による出納事務の取扱い）」に改め、同条中「かかる」を「係る」に、「銀行」を「金融機関」に改める。

第13条中「昭和27年政令第403号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第25条第2項中「帳簿価額」を「帳簿原価」に、「行なう」を「行う」に改める。

第33条の見出しを「（課長等による現金支払事務の取扱い）」に改める。

第35条中「かかる」を「係る」に、「地方公営企業法施行令」を「令」に、「銀行」を「金融機関」に改める。

第35条の3ただし書中「銀行」を「金融機関」に改める。

第38条の見出しを（「出納取扱金融機関」）に改め、同条第1項中「銀行」を「金融機関」に改め、同条第2項中「前項の銀行」を「前項の金融機関」に、「出納取扱銀行」を「出納取扱金融機関」に、「行なう」を「行う」に改める。

第38条の2中「出納取扱銀行」を「出納取扱金融機関」に改める。

第38条の3中「出納取扱銀行」を「出納取扱金融機関」に、「行なう」を「行う」に改める。

第40条の2中「出納取扱銀行」を「出納取扱金融機関」に改める。

第45条の4及び第45条の5第1項中「出納取扱銀行」を「出納取扱金融機関」に改める。

第46条中「かかる」を「係る」に、「出納取扱銀行」を「出納取扱金融機関」に、「銀行口座振替請求書」を「口座振替請求書」に改める。

第47条の2第1項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 請求年月日
- (2) 請求金額
- (3) 請求金額算定の基礎となる明細
- (4) 債権者の住所及び氏名
- (5) 代理人により請求するときは、委任者及び代理人の住所及び氏名並びにその関係

第48条第中「出納取扱銀行」を「出納取扱金融機関」に改める。

第50条第1項中「かかる」を「係る」に改め、同項ただし書中「出納取扱銀行」を「出納取扱金融機関」に改める。

第51条中「次の各号」を「次」に改め、同条第1号及び第2号中「出納取扱銀行」を「出納取扱金融機関」に改め、同条第3号中「銀行振込請求書」を「振込依頼書」に、「出納取扱銀行」を「出納取扱金融機関」に改める。

第51条の2及び第51条の3中「出納取扱銀行」を「出納取扱金融機関」に改める。

第51条の4第1項中「出納取扱銀行」を「出納取扱金融機関」に、「行なう」を「行う」に改める。

第55条第1項中「職員に資金を前渡することができる経費は」を「令第21条の5第1項第15号の規定に基づき、職員に資金を前渡することができる経費は」に改め、同条第2項中「地方公営企業法施行令」を「令」に改める。

第57条中「銀行」を「金融機関」に改める。

第60条中「次に掲げる経費は」を「令第21条の6第5号の規定に基づき、次に掲げる経費は」に改める。

第61条中「次に掲げる経費については」を「令第21条の7第8号の規定に基づき、次に掲げる経費は」に改める。

第67条第2項及び第67条の2第1項中「出納取扱銀行」を「出納取扱金融機関」に改める。

第69条の2中「銀行」を「金融機関」に改める。

別記 名古屋市交通局会計規程様式目次中「銀行口座振替請求書」を「口座

振替請求書」に改める。

様式第 2 3 号、様式第 2 8 号、様式第 3 2 号、様式第 3 3 号、様式第 3 4 号、様式第 3 4 号の 2、様式第 3 5 号、様式第 3 6 号、様式第 3 9 号、様式第 4 0 号、様式第 5 2 号、様式第 5 4 号及び様式第 5 5 号を次のように改める。

年度	年度	調定
会計	年度	払込
払込者 千 金 額 加 入 者 名古屋市交通局長 金銭収納員納		
領収日付印		

書知通濟

年度	年度	調定
会計		払込
払込者 〒 TEL		
金 額		
金銭収納員納		
件 名		
課税区分		
年 月 日 収入金		
予算科目		
貸方科目		
発 行	年 月 日	
発行課名		
領収日付印		

上記のとおり通知します。
(宛先) 名古屋市交通局長

弘治書兼領收書

年度	年度	調定
会計	年度	払込
払込者 〒 TEL		
金 額		
件 名		
課税区分		
年 月 日 収入金		
予算科目		
貸方科目		
発 行		
発行課名		
上記のとおり領収しました。		
この領収書は、名古屋市交通局出納取扱金融機関の領収日付印を押すことによって効力を生じます。		
領収日付印		

年度	年度	調定
会計		納入
納入者	納入	
加 入 者	名古屋市公安局長	
納入金額	様納	
領収日付印		

年度	年度	調定
会計		納入
納入者	〒	TEL
様納		
納入金額		
件 名		
課税区分		
納 期 限	年 月 日	
予算科目		
貸方科目		
発行	年 月 日	
発行課名		
領収日付印		

上記のとおり通知します。
(宛先) 名古屋市交通局長

年度	年度	調定 納入	
会計			
納入者 千	TEL		
様			
納入金額			
件 名			
課税区分			
納 期 限	年 月 日		
納入場所	(出納取扱金融機関) 本支店・出張所		
発 行	年 月 日		
発行課名			
上記のとおり納入してください。			
名古屋市交通局長		名古屋市長印 交通局長印	
上記のとおり領収しました。			
この領収書は、(名古屋市交通局出納取扱金融機関)の領収日付印を押すことによって効力を生じます。			
			領収日付印

口座振替請求書

年 月 日

(出納取扱金融機関)

店御中

依頼人 { 住所
氏名 } 電話
印

名古屋市交通局の 料金を口座振替で支払うこととしたいので下記により依頼
します。

記

- 1 名古屋市交通局から [私
当社] が支払うべき 料金の納入通知書が貴店に送付され
た場合は、 [私
当社] に通知しないで、所定の振替日に末尾記載の指定預金口座から、
前記納入通知書金額を払い出し、名古屋市交通局の預金口座に振り込んで下さい。
- 2 前記1については、当座預金または普通預金の約定にかかわらず、小切手普通預金支
払請求書等は、一切これを省略して下さい。
- 3 預金口座の残高が所定振替日において、納入通知書金額に満たないときは、当該納
入通知書を返却されても異議ありません。
- 4 この取扱いについて、仮に紛議が生じても貴店に迷惑をかけません。

指定 預金 口座	預 金 科 目	口 座 番 号	氏 名 (ふりがな)	承 認 印
	当 座 預 金 普 通 預 金			

預金口座にご使用の印
を押して下さい。

納入通知書送付先変更届

年 月 日

(宛先)名古屋市交通局長

() 契約者 { 住所
氏名 ⑩
電話

料金を口座振替により支払うこととしたいので納入通知書は下記の通りご送付
願います。

記

- 1 納入通知書送付先 (出納取扱金融機関)
- 店
- 2 契約の種類

様式第34号

請求書兼支払伝票				執行番号		伝票番号			
会計課長	出納係長	出納係		課長	係長	係	公所長	係長	係
会 計			年 度			予算配当課			
事 業									
予算科目									
款					節				
項					細節				
目									
勘定科目・借方					勘定科目・貸方				
款					款				
項					項				
目					目				
節					節				
細節					細節				
金額					消費税区分 税抜額 消費税等相当額				
決裁・検査日									
件 名									
備 考									
受領済額				支払済額				現在高	
年 月 日					年 月 日				
上記のとおり請求します。					上記の金額を領収しました。				
印					印				
(宛先) 名古屋市交通局長					(宛先) 名古屋市交通局長				

様式第34号の2

請求書兼支払伝票				執行番号		伝票番号			
会計課長	出納係長	出納係		課長	係長	係	公所長	係長	係
会 計			年 度			予算担当課			
事 業									
予算科目									
款					節				
項					細節				
目									
勘定科目・借方					勘定科目・貸方				
款					款				
項					項				
目					目				
節					節				
細節					細節				
金額					消費税区分 税抜額 消費税等相当額				
決裁・検査日									
件 名									
備 考									
受領済額			支払済額			現在高			
年 月 日 上記のとおり請求します。 印 (宛先) 名古屋市交通局長									
口座									

取引先登録申込書 (新規・変更・取消)

申込者控は、コピーをお渡しします。

(宛先) 名古屋市長

年 月 日

1	登 録 番 号						

[illegible][illegible][illegible][illegible]

6	届出印	請求書、契約書等交通局に対して提出する書類に通常使用する印を押してください。
7	変更前の届出印	印鑑変更の場合は変更前の届出印を押してください。

[illegible][illegible]

11	委 任	(0 無 1 有)

[illegible]

種目	(1. 普通	2. 当座)

[illegible]

種目	(1. 普通)

備 考														

(変更 : 年 月 日以降)

入 力 済

登録番号

以上の件について登録してください。

また、交通局から受ける支払金は銀行口座振替での支払いを希望するので下記によりあわせて登録してください。

得

- 1 年 月 日以降交通局との取引発生分の支払金について、本申込書記載の預金口座へ振り込んでください。
- 2 領収書は銀行の振込引受書又は当座口振込引受書をもって代えさせていただきます。

様式第39号

資金前渡請求書兼支払伝票

会計課長	出納係長	出納係		課長	係長	係			
会 計		年 度		予算担当課					
請 求 金 額									
う ち 振 替 金 額									
う ち 支 払 金 額									
決裁日									
件 名	ただし、支出科目別執行内訳及び支払内容等については、別紙人件費一覧表を参照。								
備 考									
上記のとおり請求します。 印 (宛先) 名古屋市交通局長									

<u>公 金 振 替 書 原 符</u>			
		第	号
(受入科目)	年度	(払出科目)	年度
会 計		会 計	
.....			
金 額			
ただし			
年 月 日			
----- (切取線) -----			
<u>公 金 振 替 書 (払 出)</u>			
		第	号
(払出科目)	年度	会 計	
金 額			
ただし			
(振替先科目)	年度	会 計	
上記の金額を本日づけて振り替え願います。			
年 月 日			
名古屋市交通局 出納取扱金融機関 御中			
名古屋市交通局長			印
----- (切取線) -----			
第 号			
<u>公 金 振 替 書 (受 入)</u>			
(受入科目)	年度	会 計	
金 額			
ただし			
(振替元科目)	年度	会計から振替受け入れ	
年 月 日			
名古屋市交通局長			

原 符

年度	年度	調定 払込	
会計			
納入者 千			
納入金額	様納		
加入者	名古屋市交通局長		
発 行	年 月 日	領収日付印	

保証金納付書

年度	年度	調定 払込	
会計			
納入者 千	TEL		
納入金額	様納		
件 名			
課税区分			
予算科目			
貸方科目			
発 行	年 月 日	領収日付印	
発行課名			
上記のとおり納付します。 (宛先) 名古屋市交通局長			

保証金保管証書

年度	年度	調定 払込	
会計			
納入者 千	TEL		
納入金額	様		
件 名			
課税区分			
予算科目			
貸方科目			
発 行	年 月 日	領収日付印	
発行課名			
上記の金額を保管します。 この保管証書は、名古屋市交通局出 納取扱金融機関の領収日付印を押す ことによって効力を生じます。 この証書は質入れ又は譲渡はできま せん。 保証金の選付は、この証書と引換え になりますから大切に保存してくだ さい。			

有価証券還付請求書兼領収書

年 月 日 第 号 課			会 計 課			事業主管課		
			課長	係長	係	課長	係長	係
年 度	会 計	借 方 科 目		款	項	目	節	
還付決裁 年 月 日			額面金額					
納 付 年 月 日			還付理由					
種 類	記 番 号	額 面	枚数	額面総額	付属利札	枚数	利札総額	
上記のとおり請求します。 年 月 日 住所 氏名 (宛先) 名古屋市交通局長				上記の金額証券を保管証書と引換えに領収しました。 年 月 日 (領収書) 住所 氏名 (宛先) 名古屋市交通局長				
年 度	会 計	貸 方 科 目		款	項	目	節	

利札請求書兼領収書

年 月 日 第 号					会 計 課			事業主管課		
					課長	係長	係	課長	係長	係
課										
納 付 年 月 日	種類	記 番 号	額 面	付 属 利 札		請 求 利 札				
				枚数	総 額 面	利払期日	額 面	枚数	総 額	
上記有価証券の利札を請求します。					上記有価証券の利札を領収しました。					
年 月 日					年 月 日					
住所 氏名 (宛先) 名古屋市交通局長					(領 収 書)住所 氏名 (宛先) 名古屋市交通局長					
印					印					

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和２年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に作成されている様式は、この規程による改正後の名古屋市交通局会計規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市交通局管理規程第15号

自動車係員服務規程（平成17年名古屋市交通局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市交通局長 河野和彦

第27条に次の1項を加える。

- 2 助役のうち、乗務助役としてあらかじめ指名された者は、特に命ぜられたときは、乗合自動車の運転に従事する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第16号

交通局自動車運行管理規程（昭和37年9月10日交通局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

名古屋市交通局長 河野和彦

第7条第1項第8号中「疲労運転士等」を「健康状態の把握及び疾病、疲労、睡眠不足等のある運転士」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 5号

名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

附則第 3項及び第 4項中「から第 3号まで又は第 6号」を「、第 2号又は第 5号」に改める。

別表を次のように改める。

別表

職員の範囲	勤務時間等				
	勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間(分)	週休日	備考
内部部局の職員	A	午前 8時45分から午後 5時30分まで	60	日曜日及び土曜日	
東部医療センターに勤務する管理職手当の支給を受ける医師（救急科に勤務する者を除く。）	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日	
	B	午前 8時45分から午後10時まで及び翌日の午前 5時から午前 8時45分まで	90		
	C	前日の午後 5時15分から前日の午後10時まで及び午前 5時から午前 8時45分まで	45		
東部医療センターに勤務する管理職手当の支給を受けない医師（救急科に勤務する者を除く。）	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	4週間を通じて 8日	
	B	午後 3時45分から翌日の午前 8時45分まで	90		
	C	午前 0時15分から午前 8時45分まで	45		

東部医療センター救急科 に勤務する管理職手当の 支給を受ける医師	A	午前 8時45分か ら午後 5時15分 まで	45	日曜日及 び土曜日	
	B	午前 8時45分か ら午後10時まで 及び翌日の午前 5時から午前 8 時45分まで	90		
	C	前日の午後 5時 15分から前日の 午後10時まで及 び午前 5時から 午前 8時45分ま で	45		
	D	午後 0時45分か ら午後 9時15分 まで	45		
東部医療センター救急科 に勤務する管理職手当の 支給を受けない医師	A	午前 8時45分か ら午後 5時15分 まで	45	4週間を 通じて 8 日	
	B	午後 3時45分か ら翌日の午前 8 時45分まで	90		
	C	午前 0時15分か ら午前 8時45分 まで	45		
	D	午後 0時45分か ら午後 9時15分 まで	45		
西部医療センターに勤務	A	午前 8時45分か	45	日曜日及	

する産婦人科に係る診療業務又は第 2 次救急医療体制下における重症患者等の診療業務に従事する医師		ら午後 5 時 15 分まで		び土曜日	
	B	午前 8 時 45 分から午後 10 時まで及び翌日の午前 8 時 45 分から正午まで	60		
	C	前日の午後 5 時 15 分から前日の午後 9 時まで及び午前 8 時 45 分から午後 1 時 30 分まで	45		
病理診断科に勤務する医師	A	午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで	45	日曜日及び土曜日	
	B	午前 11 時から午後 7 時 30 分まで	45		
病棟に勤務する看護職員（助産師長及び看護師長を除く。）	A	午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで	45	4 週間を通じて 8 日	
	B	午後 4 時 45 分から翌日の午前 1 時 15 分まで	45		
	C	午前 0 時 45 分から午前 9 時 15 分まで	45		
	D	午後 4 時 15 分から翌日午前 9 時 45 分まで	120		

	E	午前 8時45分から午後 9時まで	60		
	F	午後 8時15分から翌日午前 9時15分まで	60		
東部医療センター外来に勤務する看護職員（看護師長を除く。）	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	4週間を通じて 8日	
	B	午後 4時45分から翌日の午前 1時15分まで	45		
	C	午前 0時45分から午前 9時15分まで	45		
	D	午後 4時15分から翌日午前 9時15分まで	90		
東部医療センター手術室に勤務する看護職員（看護師長を除く。）	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	4週間を通じて 8日	
	B	午後 4時45分から翌日の午前 1時15分まで	45		
西部医療センター外来に勤務する看護職員（看護師長を除く。）	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	4週間を通じて 8日（C勤務を割り振られた者にとっては 4週	
	B	午前 8時45分から午後10時まで及び翌日の午前 5時30分から午	60		

		前 8時45分まで		間を通じ	
	C	午後 5時15分から午後10時まで及び翌日の午前 5時から午前 8時45分まで	45	て 7日)	
西部医療センター手術室に勤務する看護職員（看護師長を除く。）	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	4週間を通じて 8日（C勤務を割り振られた者にとっては 4週間を通じて 7日)	
	B	午前 8時45分から午後10時まで及び翌日の午前 8時45分から正午まで	60		
	C	午後 5時15分から午後10時まで及び翌日の午前 8時45分から午後 0時30分まで	45		
	D	午前11時45分から午後 8時15分まで	45		
助産師長、看護師長及び東部医療センター看護部に勤務する主査	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	4週間を通じて 8日（C勤務を割り振られた者にとっては 4週間を通じ	
	B	午前 8時45分から午後10時まで及び翌日の午前 5時30分から午前 8時45分まで	60		

	C	午後 5時15分から午後10時まで及び翌日の午前 5時から午前 8時45分まで	45	て 7日)	
東部医療センターに勤務する薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	4週間を通じて 8日	
	B	午後 4時30分から翌日午前 9時まで	60		
東部医療センターに勤務する臨床工学技士	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	4週間を通じて 8日	
	B	午後 4時45分から翌日午前 9時15分まで	60		
西部医療センターに勤務する薬剤師及び臨床検査技師	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日	
	B	午前 8時45分から午後10時まで及び翌日の午前 5時30分から午前 8時45分まで	60		
西部医療センター中央放射線部に勤務する診療放射線技師	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日	
	B	午前 8時45分から午後10時まで	60		

		及び翌日の午前 5時30分から午 前 8時45分まで			
	C	午前 7時30分か ら午後 4時まで	45		
	D	午前11時30分か ら午後 8時まで	45		
西部医療センター陽子線 治療技術科又は西部医療 センター陽子線治療物理 科に勤務する診療放射線 技師及び技師	A	午前 8時45分か ら午後 5時15分 まで	45	日曜日及 び土曜日	
	B	午後 0時45分か ら午後 9時15分 まで	45		
	C	午前 8時から午 後 4時30分まで	45		

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程の規定は令和 2年 1月 1日から適用する。

名古屋市病院局管理規程第 6号

名古屋市病院局契約規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第39号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第32条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 9号を次のように改める。

(9) 目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任

第43条を次のように改める。

（物件の売払いの場合の目的物の種類、品質又は数量に関する担保）

第43条 物件の売払いの契約にあっては、目的物の引渡し後は、当該目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合について、担保の責任を負わないものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和 2年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市病院局契約規程の規定は、施行日以後に締結される契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

名古屋市病院局管理規程第 7号

名古屋市病院局職員の管理職手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 3条第 1項第 3号中「定める額」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条の 5第 1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、当該額に当該再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加える。

別表第 1内部部局の項中「管理部長」を「経営企画部長」に、「課長及び企画室長」を「課長」に改める。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 8号

名古屋市病院局職員き章規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 4条第 3項を削り、同条第 4項中「管理部総務課長（以下「総務課長」という。）」を「総務課長」に改め、同項を同条第 3項とする。

別表を次のように改める。

別表

様式	仕様
	地はいぶし銀とし、しゃち及び八の模様並びに枠は純金張りとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する

（経過措置）

- 2 施行日の前日現に改正前の名古屋市病院局職員き章規程の規定により貸与されたき章の取扱いについては、なお従前のおりとする。

名古屋市病院局管理規程第 9号

名古屋市病院局職員証規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条を次のように改める。

（職員の定義）

第 2条 この規程において「職員」とは、非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条の 5第 1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）以外の職員とする。

第 6条各号列記以外の部分を次のように改める。

職員は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合（病院局長（以下「局長」という。）が別に定める場合を除く。）においては、直ちに職員証再交付願（別記様式第 2）により局長に届け出し、再交付を受けなければならない。

別記様式 1を次のように改める。

別記様式 1

(表)

名古屋市病院局職員証		
 顔写真	職員番号	
	氏 名	
	生年月日	
	上記の者は、名古屋市病院局職員であることを証明する。	
	年 月 日交付	
名古屋市病院局		

(裏)

- 1 本証は必ず記名本人が常時携帯し、これを改ざんし又は他人に貸与したり、譲渡することはできません。
- 2 本証を紛失又は毀損したとき、若しくは記載事項に変更があったときは、再交付を受けて下さい。
- 3 本証は、職員としての身分を喪失したときは、病院局総務課へ直ちに返納してください。

備考 1 職員証の氏名には、病院局長が別に定める手続により旧姓使用を併せて記載することができる。

2 職員証の大きさは、縦54.0ミリメートル、横85.6ミリメートルとする。

3 写真の大きさは、縦30.4ミリメートル、横22.8ミリメートルとする。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第10号

名古屋市病院局職員のサービスの宣誓の実施に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条の見出し及び同条第 1項中「上級の公務員」を「任命権者の定める職員」に改め、同条第 2項中「管理部長」を「経営企画部長」に、「上級の公務員」を「任命権者の定める職員」に改める。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第11号

名古屋市病院局職員の職名及び補職名規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1条中「名古屋市職員定数条例施行細則（昭和33年名古屋市規則第73号）第 4条の規定に基づき、」を「職員（」に、「（以下単に「職員」という。）」を「並びに病院局に勤務する臨時的に任用される職員及び地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条の 5第 1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。附則第 2項を除き、以下同じ。）」に改める。

第 2条中「及び技術職員」を「、技術職員、臨時的任用職員及び再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3条第 6項中「及び技術職員」を「、技術職員、臨時的任用職員及び再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第 1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1項を加える。

（会計年度任用職員の職名及び補職名）

2 地方公務員法第22条の 2第 1項各号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあつては、病院局長が必要と認めるときは、当該会計年度任用職員が職員（第 1条に規定する職員をいう。）としてこの規程の規定の適用を受けるものとした場合において用いられる職名及び補職名が発せられたものとみなすことができる。

別表中「事務職員」を「事務職員、臨時的任用職員又は再任用短時間勤務職員」に、「技術職員」を「技術職員、臨時的任用職員又は再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第12号

名古屋市立西部医療センター処務規程（平成23年名古屋市病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条診療科の項中「第一呼吸器外科、第二呼吸器外科」を「呼吸器外科」
に改め、同条管理部の項中「 経理係 」を「 経営係 主幹(1) 」に改める。
「 医事課 」 「 医事課 」

第 3条経理系の項を次のように改める。

経営係

- (1) 損益勘定及び資本勘定に関する予算に関すること。
- (2) 決算に関すること。
- (3) 経営改善に関すること。
- (4) 支出に関すること。
- (5) 金銭の出納に関すること。
- (6) 物品の購入、検収及び管理その他契約に関すること（他科部室係の主管に属するものを除く。）。

第 3条医事課の項の前に次の 1項を加える。

主幹（経営）

- (1) 経営等に関すること。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第13号

名古屋市立東部医療センター病院処務規程（平成25年名古屋市病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条中「集中治療センター」を「集中治療センター」「物品管理センター」「救命救急センター」に、救命救急センターを「物品管理センター」に改め、同条診療科の項中「呼吸器内科」を「第一呼吸器内科、第二呼吸器内科」に、「一般外科」を「総合外科」に、「第一放射線科、第二放射線科」を「第一放射線診断科、第二放射線診断科、放射線治療科」に改め、同条中「主幹(3)」を「主幹(1)」に、「経理係 医事課」を「経営係 主幹(1)」に改める。

第 3条中感染症センターの項の前に次の 1項を加える。

救命救急センター

(1) 救命救急センターの運営に関すること。

「物品管理センター

第 3条中 (1) 物品管理センターの運営に関すること。」「物品管理センターを (1) 物品管理 (1) 救命救急センターの運営に関すること。」

センターの運営に関すること。」に改め、同条中経理係の項を次のように改める。

経営係

- (1) 損益勘定及び資本勘定に関する予算に関すること。
- (2) 決算に関すること。
- (3) 経営改善に関すること。
- (4) 支出に関すること。
- (5) 金銭の出納に関すること。
- (6) 物品の購入、検収及び管理その他契約に関すること（他科部室係の主管に属するものを除く。）。

第 3条医事課の項の前に次の 1項を加える。

主幹（経営）

- (1) 経営等に関すること。

第 4条第 2項中「集中治療センター」の次に「、救命救急センター」を加え、「、物品管理センター及び救命救急センター」を「及び物品管理センター」に改める。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第14号

名古屋市病院局職員の初任給調整手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

附則第 4項中「平成32年 3月31日」を「令和 3年 3月31日」に改める。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第15号

名古屋市病院局分課規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第 1号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 4月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1条第 1項中「、室」を「及び室」に、
「管理部
総務課
経理課
企画室」を「総務課
経営企画部
経営企画課」

に改め、同条第 2項中「及び室（臨床研究管理室を除く。）」を削る。

第 2条第 2項中「第 9条」を「第 8条に規定するところにより局に参事を、第 9条」に、「部」を「局及び部」に改める。

第 4条第 2項中「管理部長」を「経営企画部長」に改める。

第 5条の見出し及び同条中「管理部総務課」を「総務課」に改め、同条庶務系の項第 3号中「経理課及び企画室」を「経営企画部」に改め、同条人事系の項第 1号中「及び労務」を削り、同条給与系の項中第 3号を第 4号とし、第 2号の次に次の 1号を加える。

(3) 局内の労務に関すること。

第 6条を次のように改める。

（経営企画部経営企画課）

第 6条 経営企画部経営企画課の係の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。

企画係

- (1) 局内重要事項の企画及び調整に関すること。
- (2) 名古屋市立緑市民病院に関すること。
- (3) 局事務事業に係る広報の総括に関すること。

- (4) 市立病院の情報化に関すること。
- (5) 市立病院の業務に係る統計調査に関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。

経営係

- (1) 損益勘定及び資本勘定に関する予算の総括に関すること。
- (2) 財務諸表の作成その他決算の統括に関すること。
- (3) 市立病院の経営改善に関すること。
- (4) 病院事業に係る契約の総括に関すること。
- (5) 資金計画、資金運用及び一時借入金に関すること。
- (6) 企業債に関すること。
- (7) 病院事業の基金に関すること。
- (8) 病院事業財産の管理の調整に関すること。
- (9) アセットマネジメントに関すること。
- (10) 病院事業に係る金銭の出納に関すること。
- (11) 病院事業の収入に係る書類の審査に関すること。
- (12) 病院事業の支出に係る書類の審査に関すること。
- (13) 財務会計システムに関すること。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(参事)

第 8 条 第 2 条第 2 項に規定する参事を置く組織、その分担事項及び参事の数
は、次表のとおりとする。

参事を置く組織	表示する分担事項	分担事項の細目	数
病院局	経営	1 市立病院の経営に関するこ と。	2

2 参事は、上司の命を受けて分担事項を処理し、その事項に関して所管の課長その他の職員を指揮監督するとともに、局内重要事項について局長を補佐する。

第 9 条第 1 項の表を次のように改める。

主幹を置く組織	表示する分担事項	分担事項の細目	数

病院局	労務・医師看護師確保	1 局内の定員管理及び労務の総括に関すること。 2 市立病院の医師及び看護師の確保対策の総括に関すること。	1
経営企画部	経営	1 損益勘定及び資本勘定に関する予算に関すること。 2 財務諸表の作成その他決算に関すること。 3 市立病院の経営改善の統括に関すること。	2
	経営戦略	1 病院事業に係る経営分析、経営戦略及び経営改善の総括に関すること。	1
	病院改革等	1 市立病院の改革に係る特命事項の処理に関すること。	1

第9条第2項中「（部に属する室の分掌事務の一部を分担する主幹にあつてはそれぞれの室長を含む。）」を削る。

第10条第1項の表中「管理部総務課」を「総務課」に改め、管理部経理課の項を次のように改める。

経営企画部 経営企画課	経理	1 財務諸表の作成その他決算の統括に関すること。 2 市立病院の経営改善に関すること。 3 病院事業財産の管理の調整に関すること。 4 病院事業に係る金銭の出納に関すること。 5 財務会計システムに関すること。	1

	契約・資金等	1 病院事業に係る契約の総括に関すること。 2 資金計画、資金運用及び一時借入金に関すること。 3 病院事業の基金に関すること。 4 アセットマネジメントに関すること。	1
	経営戦略	1 病院事業に係る経営分析、経営戦略及び経営改善の総括に関すること。	1
	病院改革等	1 市立病院の改革に係る特命事項の処理に関すること。	2

第10条第 1項の表中管理部企画室の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

(名古屋市病院局公印規程の一部改正)

- 2 名古屋市病院局公印規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第 8号）の一部を次のように改正する。

別表中「経理課長」を「経営企画課長」に改める。

(名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正)

- 3 名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第 10号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2号中「病院局管理部総務課」を「病院局総務課」に改める。

(名古屋市病院局職員表彰規程の一部改正)

- 4 名古屋市病院局職員表彰規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第47号）の一部を次のように改正する。

第 9条第 3項を次のように改める。

- 3 委員は、経営企画部長、総務課長、経営企画課長、病院局主幹（労務・医師看護師確保）及び経営企画課主幹（病院改革等）をもって充てる。

第10条第 4項中「管理部総務課」を「総務課」に改める。

（名古屋市病院局会計規程の一部改正）

- 5 名古屋市病院局会計規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 4項中「経理課長、企画室長」を「経営企画課長」に改める。

第11条第 2項の表中「経理課長」を「経営企画課長」に改める。

第15条中「経理課長」を「経営企画課長」に改める。

第35条第 2項中「経理課」を「経営企画課」に改める。

第81条から第89条までの規定、第91条、第92条、第95条、第97条、第99条及び第 100条中「経理課長」を「経営企画課長」に改める。

（名古屋市病院事業基金条例施行規程の一部改正）

- 6 名古屋市病院事業基金条例施行規程（平成25年名古屋市病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項中「経理課長」を「経営企画課長」に改める。

（名古屋市病院局公有財産規程の一部改正）

- 7 名古屋市病院局公有財産規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第41号）の一部を次のように改正する。

第12条中「管理部経理課長」を「経営企画部経営企画課長」に改める。

（名古屋市病院局職員の職務発明等に関する規程の一部改正）

- 8 名古屋市病院局職員の職務発明等に関する規程（平成28年名古屋市病院局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第 4条中「病院局管理部」を「病院局総務課、経営企画部及び臨床研究管理部」に改める。

（名古屋市立緑市民病院の指定管理者の指定の手續等に関する規程の一部改正）

- 9 名古屋市立緑市民病院の指定管理者の指定の手續等に関する規程（平成22年名古屋市病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2項中「病院局管理部長」を「病院局経営企画部長」に改める。

第14条中「病院局管理部企画室」を「病院局経営企画部経営企画課」に改める。

令和 2 年監査公表第 2 号

地方自治法第 198 条の第 1 項及び第 2 項の規定に基づき名古屋市監査委員監査基準を策定したので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 2 年 4 月 1 日

名古屋市監査委員	中 里 高 之
同	橋 本 ひろき
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

名古屋市監査委員規程第1号

名古屋市監査委員監査基準を次のとおり定める。

令和2年4月1日

名古屋市監査委員	中	里	高	之
同	橋	本	ひろ	き
同	黒	川	和	博
同	小	川	令	持

名古屋市監査委員監査基準

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 一般基準（第2条—第7条）

第3章 実施基準（第8条—第15条）

第4章 報告基準（第16条—第20条）

第5章 委任（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4の規定に基づき、名古屋市監査委員（以下「監査委員」という。）が行う監査の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第2条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、

名古屋市（以下「本市」という。）の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

- 2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会並びに市長及び関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員（以下「市長等」という。）に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- (5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
- (6) 基金運用状況審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確である

か審査すること

(8) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第5条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第6条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

（質の管理）

第7条 監査委員は、この基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、第3条第1項第1号から第3号に定める監査の実施に当たっては、別に定めるところにより、監査計画、監査の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項について、監査調書として編

てつし、保存するものとする。

第3章 実施基準

(監査等の基本方針)

第8条 監査委員は、監査等の実施に関し基本方針を策定するものとする。

(監査計画)

第9条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、別に定めるところにより、監査計画を策定するものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第10条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。この条、次条第2項並びに第17条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第11条 前条のリスクの内容及び程度を検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第12条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 監査委員は、監査の実施に当たり、市長等又は監査の対象とする団体の長に対し、監査の種類、対象、実施時期、実施担当課室等をあらかじめ通知するものとする。

(監査等の証拠入手)

第13条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第14条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(外部監査人等との連携)

第15条 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、外部監査人等との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第16条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を決定しようとするときは、別に定める場合を除き、市長等又は監査の対象となった団体の長から見解を聴取するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告を作成したときは、市長等又は監査の対象となった団体の長に対し講評を実施した上で、議会及び市長等に提出するものとする。ただし、別に定める場合にあつては、講評を実施しないことができる。

3 監査委員は、第1項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

4 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

5 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、市長に対し講評を実施し、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第17条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他

監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
- (6) 基金運用状況審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること

- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (8) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること
- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第18条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定

(6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

(7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第19条 監査委員は、監査を実施した監査委員全員の連名で次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

- 2 前項の公表は、本市公報への登載及び本市公式ウェブサイトへの掲載により実施するものとする。

(措置状況の公表等)

第20条 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者に、期限を定めて、措置状況の報告を求めるものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者から、措置の内容の通知があった場合は当該措置の内容を公表するものとする。

第5章 委任

(委任)

第21条 この基準に定めるもののほか、監査等の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(適用の特例)

- 2 この規程は、令和2年度以降の監査計画に基づき実施する監査の実施に係

る手続き等について適用する。

- 3 この規程の施行の際、現に策定されている令和 2 年度の監査計画については、この基準により策定されたものとみなす。

(名古屋市監査事務処理規程の廃止)

- 4 名古屋市監査事務処理規程（平成28年監査委員規程第 3 号）は廃止する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

平和堂豊成店

名古屋市中川区豊成町112番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)平和堂	代表取締役 夏原 平和	滋賀県彦根市西今町1番地	変更なし	代表取締役 平松 正嗣	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)平和堂	代表取締役 夏原 平和	滋賀県彦根市西今町1番地	変更なし	代表取締役 平松 正嗣	変更なし	平成29年5月18日
2	(株)ビー・アンド・ディ	代表取締役 正木 寛	名古屋市北区丸新町34番地	変更なし	代表取締役 上條 明子	変更なし	令和元年6月11日

3 変更の日

(1) 設置者については、平成29年 5月18日

(2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 3月 5日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 3月30日から同年 7月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 7月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 3月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

平和堂中小田井店

名古屋市西区中小田井二丁目 300番地 ほか11筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市西区中小田井二丁目 300番地 外11筆	名古屋市西区中小田井二丁目 300番地 ほか11筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)平和堂	代表取締役 夏原 平和	滋賀県彦根市西今町 1番地	変更なし	代表取締役 平松 正嗣	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)平和堂	代表取締役 夏原 平和	滋賀県彦根市西今町 1番地	変更なし	代表取締役 平松 正嗣	変更なし

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 2年 3月 5日
- (2) 設置者及び小売業者については、平成29年 5月18日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 3月 5日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 3月30日から同年 7月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 7月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン上飯田店
名古屋市北区織部町一丁目 1番地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
13,036平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
令和 2年 3月 1日
- 5 廃止する理由
店舗建替えのため

名古屋市民経済局産業部地域商業課

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取消しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

対象区域

名古屋市昭和区八雲町138番1の一部及び138番5

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパースポーツゼビオ名古屋富田店

名古屋市中川区富田町大字榎津字西乗江 532番 3 ほか34筆

2 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中川区富田町大字榎津字 西鵜垂 359番地 3 ほか51筆	名古屋市中川区富田町大字榎津字 西乗江 532番 3 ほか34筆

3 変更の日

令和 2年 3月23日

4 変更した理由

誤記修正のため

5 届出の日

令和 2年 3月23日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 3月31日から同年 7月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 7月31日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市千種生涯学習センター、名古屋市東生涯学習センター、
名古屋市北生涯学習センター、名古屋市西生涯学習センター、名
古屋市中生涯学習センター、名古屋市昭和生涯学習センター、名
古屋市瑞穂生涯学習センター及び名古屋市守山生涯学習センター
の利用料金の公告

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）第4条第3
項の規定に基づき、令和2年4月1日から令和7年3月31日までに適用される
名古屋市千種生涯学習センター、名古屋市東生涯学習センター、名古屋市北生
涯学習センター、名古屋市西生涯学習センター、名古屋市中生涯学習センター、
名古屋市昭和生涯学習センター、名古屋市瑞穂生涯学習センター及び名古屋市
守山生涯学習センターの利用料金の額について、次のとおり承認しましたので
公告します。

令和2年4月1日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市千種生涯学習センター

利用料金区分	使用区分			利 用 料 金 の 額					
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	5,400円	5,400円	10,800円	7,200円	12,600円	18,000円
				(2,400円)	(2,400円)	(4,800円)	(3,000円)	(5,400円)	(7,800円)
		その他の場合		13,500円	13,500円	27,000円	18,000円	31,500円	45,000円
				(5,800円)	(5,800円)	(11,600円)	(7,800円)	(13,600円)	(19,400円)
	貸し切りでない場合	バスケットボール (コート 1面につき)	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
		バレーボール (コート 1面につき)	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
		バドミントン (コート 1面につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
		卓球 (コート 1面につき)	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円	
		その他スポーツ (250平方メートル以内につき)	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
	集会室 (1室につき)			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室 (1室につき)			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
附属設備	たて型ピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
	プロジェクター			300円	300円	600円	300円	600円	900円

備考 1 （ ）内の額は、体育室の半面を貸し切る場合に適用する。

名古屋市東生涯学習センター

利用料金区分	使用区分			利 用 料 金 の 額						
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日	
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで	
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円	
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円	
			その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
		集会室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	附属設備	たて型ピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
		プロジェクター			300円	300円	600円	300円	600円	900円

名古屋市北生涯学習センター

利用料金区分	使用区分			利 用 料 金 の 額						
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日	
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで	
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円	
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円	
			その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
		集会室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	附属設備	たて型ピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
		プロジェクター			300円	300円	600円	300円	600円	900円

名古屋市西生涯学習センター

利用料金区分	使用区分			利 用 料 金 の 額						
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日	
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで	
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円	
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円	
			その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
		集会室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	附属設備	たて型ピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
		プロジェクター			300円	300円	600円	300円	600円	900円

名古屋市生涯学習センター

利用料金区分	使用区分			利 用 料 金 の 額						
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日	
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで	
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円	
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円	
			その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
		集会室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	附属設備	たて型ピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
		プロジェクター			300円	300円	600円	300円	600円	900円

名古屋市昭和生涯学習センター

利用料金区分	使用区分			利 用 料 金 の 額						
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日	
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで	
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円	
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円	
			その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
		集会室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	附属設備	グランドピアノ 1台			1,200円	1,200円	2,400円	1,200円	2,400円	3,600円
		たて型ピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
プロジェクター			300円	300円	600円	300円	600円	900円		

名古屋市瑞穂生涯学習センター

利用料金区分	使用区分			利 用 料 金 の 額						
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日	
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで	
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円	
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円	
			その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円	
		集会室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	附属設備	たて型ピアノ 1台			500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
		プロジェクター			300円	300円	600円	300円	600円	900円

名古屋市守山生涯学習センター（令和 2年 4月 1日から令和 2年 9月30日まで）

利用料金区分	使用区分			利 用 料 金 の 額						
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日	
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで	
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円	
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,020円	7,800円	12,920円	17,460円	
		貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,710円	1,200円	2,000円	2,700円	
			卓球（コート 1面につき）	350円	350円	670円	400円	720円	990円	
			その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,710円	1,200円	2,000円	2,700円	
		集会室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,280円	1,500円	2,570円	3,510円
	和室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,280円	1,500円	2,570円	3,510円	
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円	
	料理室			2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円	
	美術室			2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円	
	和洋裁室			2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円	
	附属設備	たて型ピアノ 1台			500円	500円	950円	500円	950円	1,350円
		プロジェクター			300円	300円	570円	300円	570円	810円
陶芸窯 1基			1,000円	1,000円	1,900円	1,000円	1,900円	2,700円		
体育室冷暖房設備 1式			1,300円	1,300円	2,470円	1,500円	2,660円	3,690円		

名古屋市守山生涯学習センター（令和 2年10月 1日から令和 7年 3月31日まで）

利用料金区分	使用区分			利 用 料 金 の 額					
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
				午前 9時から午後 0時30分まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時から午後 9時まで	午後 1時から午後 9時まで	午前 9時から午後 9時まで
施設	体育室	貸し切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,020円	7,800円	12,920円	17,460円
	貸し切りでない場合	バドミントン（コート 1面につき）	900円	900円	1,710円	1,200円	2,000円	2,700円	
		卓球（コート 1面につき）	350円	350円	670円	400円	720円	990円	
		その他スポーツ（ 250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,710円	1,200円	2,000円	2,700円	
	集会室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,280円	1,500円	2,570円	3,510円
	和室（ 1室につき）			1,200円	1,200円	2,280円	1,500円	2,570円	3,510円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円
	料理室			2,000円	2,000円	4,000円	2,500円	4,500円	6,500円
	美術室			2,400円	2,400円	4,560円	3,000円	5,130円	7,020円
	和洋裁室			2,000円	2,000円	4,000円	2,500円	4,500円	6,500円
	附属設備	たて型ピアノ 1台			500円	500円	950円	500円	950円
プロジェクター			300円	300円	570円	300円	570円	810円	
陶芸窯 1基			1,000円	1,000円	1,900円	1,000円	1,900円	2,700円	
体育室冷暖房設備 1式			1,300円	1,300円	2,470円	1,500円	2,660円	3,690円	